

佐野市地域防災計画

令和7(2025)年3月

佐野市防災会議

目 次

1. 総則
2. 風水害等対策編（水防計画含む）
3. 震災対策編
4. その他大規模災害等対策編
5. 資料編

総 則

【総 則】

水防活動に関連する項目（旧水防計画の内容等）には、【水防】のマークを付記する。

第1節	計画の方針	総則-1
第2節	防災関係機関等の責務・業務の大綱	総則-5
第3節	水防の責任 【水防】	総則-15
第4節	佐野市の概要	総則-18
第5節	主な災害記録	総則-22

総 則

第1節 計画の方針

第1 計画の目的 **【水防】**

佐野市地域防災計画（以下「計画」という。）は、佐野市における災害に係る予防、応急、復旧・復興対策に関し、市、県、防災関係機関等が処理すべき責務又は業務の大綱を定め、佐野市国土強靱化地域計画との整合を図りながら災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

なお、佐野市では水害への対策として、佐野市地域防災計画（風水害等対策編）のほか、水防法第33条に基づく「佐野市水防計画」を取りまとめていたが、体制を整理・強化し、水害に対して遅延なく対応するため、佐野市水防計画を佐野市地域防災計画（風水害等対策編）の中に統合した（令和5年度）。

風水害等対策編には、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、佐野市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、佐野市の地域に係る河川の洪水、内水の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条及び佐野市防災会議条例（平成17年佐野市条例第15号）第2条の規定に基づき、佐野市防災会議が策定する計画であり、市、県、防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定める。防災関係機関等は、この計画に基づき具体的計画を定め、その推進を図る。

第3 計画の体系

この計画は、「総則」、「風水害等対策編」、「震災対策編」、「その他大規模災害等対策編」、「資料編」からなり、本編はこのうち「総則」として、防災関係機関等の責務・業務の大綱や佐野市の概要、主な災害記録等を定める。

第4 計画の修正

市、県、防災関係機関等は、引き続き調査・研究を行い、必要に応じ計画の見直しを図り、災害対策の確立に万全を期すものとする。

第5 用語の定義 **【水防】**

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（水防法第2条第2項）。

2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（水防法第4条）。

3 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（水防法第2条第3項）。

4 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（水防法第2条第4項）。

5 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（水防法第2条第5項）。

6 水防団

水防法第6条に規定する水防団をいう。

7 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（水防法第2条第7項、水防法第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（水防法第12条）。

8 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（水防法第36条第1項）。

9 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（水防法第10条第2項、水防法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

10 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（水防法第2条第8項、水防法第16条）。

11 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。当該河川の水位について国土交通大臣があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）又は、都道府県知事があらかじめ定めた避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示した通知及び周知を行う（水防法第13条）。

12 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位（特別警戒水位）への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

また、都道府県知事が指定した水位周知河川においては、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位（特別警戒水位）への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

13 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（水防法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

14 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であつて、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（水防法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

15 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であつて、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。高齢者等避難の発令判断の基準となる水位である。

16 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

避難指示の発令判断の基準となる水位である。水位周知河川においては、水防法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

17 洪水特別警戒水位

水防法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。氾濫危険水位に相当し、国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは水位到達情報を発表しなければならない。

18 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

19 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（水防法第14条）。

第2節 防災関係機関等の責務・業務の大綱

災害に対する予防、応急、復旧・復興対策が的確、円滑に実施されるよう、市、県及び防災関係機関等の防災に関する責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。

第1 防災関係機関等の責務

1 佐野市

市は、市の地域における災害に直接的に対処する責任を負う地方公共団体として、県、他の市町、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。

2 栃木県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市や他の防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、市や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言、その他適切な措置を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

6 地域

地域は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「自助・共助」の意識を持ち、自主防災組織の結成や防災訓練の実施、防災資機材の整備に努める。また、災害発生時には、各防災関係機関が行う防災活動に連携・協力する。

7 市民

市民は、「自らの命は自らが守る」という「自助」の意識を持ち、日頃から防災備蓄品を用意することや避難所等の確認、地域などで行う防災訓練等に積極的に参加する。また、災害発生時には、各防災関係機関が行う防災活動に連携・協力する。

8 企業・事業所等

企業・事業所等は、地域貢献の役割を認識し、防災体制の整備や事業所の耐震化、地域や事業所内での防災訓練の実施に努める。また、災害発生時には各防災関係機関や地域が行う防災活動に連携・協力する。

第2 防災関係機関等の処理すべき業務等の大綱

防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

1 市

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
佐 野 市	<p>1 災害予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 防災に関する組織の整備・改善 イ 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 ウ 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い都市づくりの推進 エ 災害危険箇所の災害防止対策 オ 防災に関する施設・設備の整備、点検 カ 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 キ 県、他市町、防災関係機関との相互連携体制の整備 ク 自主防災組織等の育成支援 ケ ボランティア活動の環境整備 コ 環境放射線モニタリング等への対応 サ 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 シ その他法令及び佐野市地域防災計画に基づく災害予防対策の実施 <p>2 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 イ 活動体制の確立、他機関との連携の確立 ウ 消火・水防等の応急措置活動 エ 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 オ 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 カ 緊急輸送体制の確保 キ 緊急物資の調達・受領・供給 ク 被災した児童、生徒の応急教育 ケ 施設、設備の応急復旧 コ 市民への広報活動 サ ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入れ シ 県外避難者の受入れに対する県との連携 ス 住民の避難・屋内退避、立入り制限 セ 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する措置 ソ その他法令及び佐野市地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 <p>3 災害復旧・復興対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 イ 市民生活及び経済の安定化策の実施 ウ 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 エ 災害ボランティアセンターへの支援 オ 除染、放射性物質により汚染された廃棄物に関する措置 カ 風評被害による影響等の軽減 キ その他法令及び佐野市地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施

2 消防機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
佐野市消防本部	法令及び佐野市地域防災計画で処理するように定められた事項を実施する。

3 県

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
栃 木 県	<p>1 災害予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 防災に関する組織の整備・改善 イ 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 ウ 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 エ 災害危険箇所の災害防止対策 オ 防災に関する施設・設備の整備、点検 カ 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 キ 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 ク 消防防災ヘリコプターの運用、点検 ケ 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 コ 自主防災組織等の育成支援 サ ボランティア活動の環境整備 シ 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 ス 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 セ その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防対策の実施 <p>2 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 イ 活動体制の確立、他機関との連携による市町応援体制の確立 ウ 専門家等の派遣要請 エ 災害救助法の運用 オ 消火・水防等の応急措置活動 カ 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 キ 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 ク 緊急輸送体制の確保 ケ 緊急物資の調達・供給 コ 被災した児童、生徒の応急教育 サ 施設、設備、道路、橋梁等の応急復旧 シ 犯罪の予防、交通の規制その他の災害に関する社会秩序の維持 ス 県民への広報活動 セ ボランティア受入れに関する情報提供、義援物資・義援金の適切な受入れ ソ 県外避難者の受入れに対する総合調整 タ 住民の避難・屋内退避、立入り制限 チ 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関等への指示 ツ その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
栃 木 県	3 災害復旧・復興対策 ア 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 イ 県民生活の安定化策の実施 ウ 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 エ 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理 オ 損害賠償の請求等に係る支援 カ 風評被害による影響等の軽減 キ 各種制限の解除 ク その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施

4 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
関 東 管 区 警 察 局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること 2 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること 4 警察通信の確保及び統制に関すること
関 東 総 合 通 信 局	1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対策支援に関すること 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
関 東 財 務 局 (宇都宮財務事務所)	1 災害における金融上の措置要請に関すること 災害発生に際し、必要と認められる範囲内で災害関係の融資、預貯金の払戻し、中途解約、手形交換の便宜扱い、休日営業、保険金の円滑な支払、保険料の払込猶予、営業停止等における対応の周知徹底について、金融機関等関係方面に要請を行う 2 地方公共団体に対する融資に関すること 地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業及び応急復旧事業のために災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）を融通する 3 国有財産の管理処分に関すること 地方公共団体が災害の応急措置の用に供する財産の無償貸付又は一時貸付など、国有財産に関する所要の措置を行う
関 東 信 越 厚 生 局	健康福祉に係る事務について、県又は市町に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとること

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
栃 木 労 働 局 (栃木労働基準監督署) (佐野公共職業安定所)	1 災害発生時の産業の安全（鉱山を除く）に関すること。 2 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 3 雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関すること。
関 東 農 政 局	1 災害予防 ア ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施、指導に関すること。 イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること。 2 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ、報告に関すること。 イ 種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 ウ 主要食糧の需給調整に関すること。 エ 生鮮食料品等の供給に関すること。 オ 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導、病虫害の防除に関すること。 カ 土地改良機械、技術者等を把握し、緊急貸出しや動員に関すること。 キ 農産物等の安全性の確認に関すること。 3 復旧対策 ア 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る農地、農業用施設等について、特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。 ウ 風評被害対策に関すること。
関 東 森 林 管 理 局	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること 3 国有林産物等の安全性の確認に関すること
関 東 経 済 産 業 局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること 2 商工鉱業の従事者の業務の正常な運営の確保に関すること 3 被災中小企業の振興に関すること
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保全に関すること。 2 鉱山における災害の防止及び災害時の応急対策に関すること。
関 東 地 方 整 備 局 (渡良瀬川河川事務所) (宇都宮国道事務所)	直轄する河川、道路についての計画、工事、管理を行うほか、次の事項に関すること。 1 災害予防 ア 防災上必要な教育、訓練 イ 通信施設等の整備 ウ 公共施設等の整備 エ 災害危険区域等の関係機関への通知 オ 官庁施設の災害予防措置 カ 豪雪害の予防

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
関東地方整備局 (渡良瀬川河川事務所) (宇都宮国道事務所)	2 災害応急対策 ア 災害に関する情報の収集、予警報の伝達等 イ 水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等 ウ 建設機械と技術者の現況の把握 エ 災害時における復旧用資材の確保 オ 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事 カ 災害時のための応急資機材の備蓄 キ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 ク 緊急交通路・緊急輸送路の確保 3 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。
関東運輸局 (栃木運輸支局)	1 運輸事業の災害予防に関すること。 2 災害時における物資輸送や旅客輸送を円滑に行うための緊急・代替輸送(迂回輸送を含む)等に関する指導、調整に関すること。 3 運輸事業の復旧、復興に関すること。
東京航空局 (東京空港事務所)	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること 2 遭難航空機の捜索、救難に関すること 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
国土地理院 関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 3 地殻変動の監視
東京管区气象台 (宇都宮地方气象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 3 放射性物質(2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る)による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援 4 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
北関東防衛局	1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

5 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
陸 上 自 衛 隊 東 部 方 面 特 科 連 隊 第 2 大 隊	天災地変その他災害に対して、人命又は財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のため派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施すること。

6 指定公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
日 本 郵 便 株 式 会 社 (佐 野 郵 便 局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便、郵便貯金、簡易保険その他の事業の業務通行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。 3 災害特別事務取扱いに関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救援用郵便物の料金免除 エ 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分 オ 被災者救援のための寄附金送金用通常振替の料金免除 カ 郵便貯金業務の非常取扱い キ 簡易保険業務の非常取扱い ク 災害ボランティア口座の開設 4 簡易生命保険資金の短期融資に関すること。
東日本電信電話株式会社 栃 木 支 店	<ol style="list-style-type: none"> 1 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること。 2 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関すること。 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段に関すること。 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること。 5 災害復旧及び被災地における情報流通について市民、国、県、市町村、ライフライン事業者及び報道機関等との連携に関すること。
日 本 通 運 株 式 会 社 宇 都 宮 支 店	災害応急活動のため、市の車両借上げ要請に対する即応体制の準備、配車に関すること。
東京電力ホールディングス株式会社 (栃 木 南 支 社)	電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関すること。
日 本 赤 十 字 社 栃 木 県 支 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産救護の実施に関すること。 2 災害時における避難所の設置の支援としての生活環境の整備、こころのケアに関すること。 3 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること。 4 義援金品の募集、配分に関すること。 5 日赤医療施設の保全に関すること。 6 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること。 7 その他災害救護に必要な業務に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
日 本 放 送 協 会 宇 都 宮 放 送 局	1 災害の発生、被災状況、災害対策活動その他各種情報の収集に関すること。 2 災害及び気象の予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知に関すること。 3 避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供に関すること。 4 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守に関すること。
東日本高速道路(株) 関 東 支 社 (宇都宮管理事務所)	1 高速自動車国道の保全及び復旧に関すること。 2 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること。
東日本旅客鉄道(株) 高 崎 支 社	1 災害により路線が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送を行うこと。 2 災害により路線が不通となった場合 ア 列車の運転整理、折返し運転、迂回を行うこと。 イ 路線の復旧、脱線車両の復線、修理をし、検査のうえ速やかな開通手配をすること。 3 路線、架線、隧道、橋梁等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと。 4 死傷者の救護及び処理を行うこと。 5 事故の程度によっては、部外への救護要請や報道機関への連絡を行うこと。 6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守、管理を行うこと。
K D D I (株) 小山テクニカルセンター ソフトバンク株式会社	1 通信施設の運用と保全に関すること。 2 災害時における通信の疎通の確保に関すること。
(株) N T T ド コ モ 栃 木 支 店	1 移動通信施設の運用と保全に関すること。 2 災害時における通信の疎通の確保に関すること。

7 指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
東武鉄道株式会社 関東自動車株式会社 (佐野営業所) ジェイアールバス関東株式会社	1 鉄道施設等の安全・保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者の輸送の協力に関すること。
佐野ガス株式会社 (一社) 栃木県LPガス協会	1 災害時におけるガスの供給に関すること。 2 ガス施設の保全及び応急復旧に関すること。
株式会社栃木放送 株式会社エフエム栃木 株式会社とちぎテレビ	1 市民に対する防災知識の普及に関すること。 2 災害の発生、被災状況、災害対策活動その他各種情報の収集に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
株式会社栃木放送 株式会社エフエム栃木 株式会社とちぎテレビ	3 災害及び気象の予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知に関する事。 4 避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供に関する事。 5 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守に関する事。 6 義援金品の募集、配分等の協力に関する事。
(一社)栃木県トラック協会 (佐野支部、安蘇支部) (一社)栃木県タクシー協会	災害時における貨物自動車等による救助物資、避難者の輸送の協力に関する事。
(一社)栃木県医師会 (一社)栃木県歯科医師会 (一社)栃木県薬剤師会 (公社)栃木県看護協会 (公社)栃木県柔道整復師会	災害時における医療救護活動に関する事。
土地改良事業団体連合会	1 水門、水路等農業施設の操作、保全、災害復旧に関する事。 2 排水機場等水防施設の操作、保全、災害復旧に関する事。

8 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
農業協同組合等 森林組合等 農林関係団体	1 市が行う林野関係の被害調査及び応急対策に対する協力に関する事。 2 農産物、林産物等の災害応急対策の指導に関する事。 3 被災農家に対する融資又はその斡旋に関する事。 4 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事。 5 飼料、肥料等の確保対策に関する事。 6 農林水産物等の出荷制限等への協力に関する事。 7 林野火災防災組織の整備その他林野火災の予防に関する事。
佐野商工会議所 佐野市あそ商工会 商工業関係団体	1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、融資斡旋の協力に関する事。 2 災害における物価安定の協力に関する事。 3 救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保についての協力及びこれらの斡旋に関する事。
佐野市医師会 医療関係機関	1 医療施設の整備と避難訓練の実施に関する事。 2 災害時における負傷者の医療救護、助産救助及び収容患者に対する医療の確保に関する事。 3 被ばく医療への協力に関する事。 4 被災した病院等の入院患者の受け入れに関する事。
社会福祉施設管理者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事。 2 災害時における入所者の安全確保に関する事。 3 被災した社会福祉施設の入所者の受け入れに関する事。 4 福祉避難所としての施設の提供に関する事。

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
町 会 等 自 治 組 織	地域における市民の避難誘導、被災者の救援、感染症予防、物資の配給、防犯その他市が実施する応急対策の協力に関する事。
佐 野 市 民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会	1 避難所開設運営の協力補助 2 関係機関（町会・自主防災組織等）と連携して要配慮者の調査確認に関する事 3 その他市が実施する応急対策の協力に関する事
防 災 士	平常時の防災意識の啓発、地域における避難訓練の実施、災害時の市民の避難誘導、被災者の救援、感染症予防、物資の配給、その他市が実施する応急対策についての協力に関する事。
一 般 運 輸 業 者	災害時における緊急輸送の協力に関する事。
一 般 建 設 業 者	災害時における応急復旧の協力に関する事。
危 険 物 関 係 施 設 の 管 理 者	1 災害時における危険物の保安措置に関する事。 2 危険物関係施設に係る防災訓練の実施に関する事。
青年団体、地域女性会等 文 化 事 業 団 体	市が実施する応急対策の協力に関する事。
佐野市社会福祉協議会	1 災害救助金品の募集に関する事。 2 被災者の救援に関する事。 3 災害ボランティアセンターの開設・運営に関する事。 4 その他市が実施する応急対策の協力に関する事。
佐野ケーブルテレビ(株)	1 市民に対する防災知識の普及に関する事。 2 災害の発生、被災状況、災害対策活動その他各種情報の収集に関する事。 3 災害及び気象の予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知に関する事。 4 避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供に関する事。 5 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守に関する事。 6 義援金品の募集、配分等の協力に関する事。

第3節 水防の責任 **【水防】**

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

第1 水防管理団体（市）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（水防法第3条）。
具体的には、主に次のような事務を行う。

- 1 水防団の設置（水防法第5条）※本市には、水防団を置かず消防機関が水防にあたる。
- 2 消防団員等の公務災害補償（水防法第6条の2）
- 3 平常時における河川等の巡視（水防法第9条）
- 4 水位の通報（水防法第12条第1項）
- 5 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（水防法第15条）
- 6 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（水防法第15条の2）
- 7 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（水防法第15条の3）
- 8 予想される水災の危険の周知（水防法第15条の11）
- 9 消防機関の出動準備又は出動（水防法第17条）
- 10 緊急走行により損失を受けた者への損失の補償（水防法第19条第2項）
- 11 警戒区域の設定（水防法第21条）
- 12 警察官の援助の要求（水防法第22条）
- 13 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（水防法第23条）
- 14 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（水防法第25条、水防法第26条）
- 15 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（水防法第28条第3項）
- 16 避難のための立退きの指示（水防法第29条）
- 17 水防訓練の実施（水防法第32条の2）
- 18 水防計画の作成または変更、その要旨の公表（水防法第33条第1項及び第3項）
- 19 水防協力団体の指定・公示（水防法第36条）
- 20 水防協力団体に対する監督等（水防法第39条）
- 21 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（水防法第40条）
- 22 水防従事者に対する災害補償（水防法第45条）
- 23 消防事務との調整（水防法第50条）

第2 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（水防法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- 1 指定水防管理団体の指定（水防法第4条）
- 2 水防計画の作成又は変更、その要旨の公表（水防法第7条第1項及び第7項）
- 3 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- 4 都道府県水防協議会の設置（水防法第8条第1項）
- 5 国から受けた洪水予報の通知（水防法第10条第3項）
- 6 洪水予報の発表及び通知（水防法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- 7 量水標管理者からの水位の通報及び公表（水防法第12条）
- 8 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（水防法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- 9 洪水予報又は水位到達情報の関係市町村長への通知（水防法第13条の4）
- 10 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（水防法第14条）
- 11 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（水防法第15条の10）
- 12 市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（水防法第15条の12）
- 13 水防警報の発表及び通知（水防法第16条第1項、第3項及び第4項）
- 14 水防信号の指定（水防法第20条）
- 15 避難のための立退きの指示（水防法第29条）
- 16 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（水防法第30条）
- 17 水防団員の定員の基準の設定（水防法第35条）
- 18 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（水防法第40条）
- 19 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（水防法第48条）

第3 国土交通省の責任

- 1 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- 2 洪水予報の発表及び通知（水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- 3 量水標管理者からの水位の通報及び公表（水防法第12条）
- 4 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（水防法第13条の4）
- 5 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（水防法第13条第1項）
- 6 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（水防法第14条）
- 7 大規模氾濫減災協議会の設置（水防法第15条の9）
- 8 水防警報の発表及び通知（水防法第16条第1項及び第2項）
- 9 重要河川における都道府県知事等に対する指示（水防法第31条）
- 10 特定緊急水防活動（水防法第32条）
- 11 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（水防法第40条）
- 12 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（水防法第48条）

第4 気象庁の責任

- 1 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（水防法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- 2 洪水予報の発表及び通知（水防法第10条第2項、水防法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

第5 居住者等の義務

- 1 水防への従事（水防法第24条）
- 2 水防通信への協力（水防法第27条）

第6 水防協力団体の義務

- 1 決壊の通報（水防法第25条）
- 2 決壊後の処置（水防法第26条）
- 3 水防訓練の実施（水防法第32条の2）
- 4 業務の実施等（水防法第36条、第37条、第38条）

第4節 佐野市の概要

第1 自然的条件

1 位置・地勢

本市は、栃木県の南西部に位置し、東は栃木市、西は足利市、群馬県桐生市、南は館林市、板倉町、北は氷室山や根本山をはじめとする1,100m級の広大な山岳地帯を経て鹿沼市、群馬県みどり市と接しており、面積は356.04km²である。

位 置

庁舎名	所在地	経度	緯度
佐野市役所	高砂町1番地	東経139度34分	北緯36度18分

地目別土地面積

単位：ha

年別	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地			その他
								ゴルフ場 用地	鉄軌道 用地	その他の 雑種地	
5	35,604	3,343	1,208	3,089	20	7,933	93	374	39	1,263	18,242

資産税課調

注) 令和5(2023)年1月1日現在
非課税地積を含む。「その他」は道路、河川、保安林等である。

2 自然・気候

地形的には、北部から北東部、北西部にかけては山岳・森林地帯、南部と西部は平坦な市街地、農地となっている。

佐野地域北部の山岳及び三轟山は秩父古生層からなり、チャート、石灰岩、砂岩、礫岩、粘板岩で構成されている。古生層からなる分離丘陵は犬伏及び市の中心部の各所に見られ、いずれも標高40m～45mの円頂丘である。佐野及び赤見の台地は上部をローム層で覆われ、その下は段丘礫層に移行している。これらの台地を除いて平地の大部分を占めているのは沖積地で、渡良瀬川及びその他の河川の沿岸に沿って分布し、河成礫層から構成されている。

田沼地域では根本山(1,197m)の連山を背に東南に旗川、彦間川、閑馬川、秋山川が流れて耕地を潤している。河川は伏流水で夏に流れはあるが、冬季には減水渇水となる。地質は、山地が主として秩父古生層で一部に石灰岩が分布しており、低地は主として沖積層で洪積層もわずかに見られる。

葛生地域には氷室山(1,154m)に代表される山々から東方向及び南方向に次第に低く山稜が連なり、氷室山に端を発する秋山川が区域を縦貫している。

気候は、夏に降水量の多い太平洋気候区に属し比較的温暖であるが、内陸部のため気温の年較差・日較差が大きくなっている。年平均気温は14～15度程度、年間降水量は1,300mm程度となっている。北部の山間部では、南部及び西部と比べて標高差が約1,000mあるため、冬季には積雪があり、4月初旬においても残雪がみられることがある。

佐野市の気候

年・月別	気温 (°C)			湿度 (%)		平均風速 (m/s)	最大風速		降水量 (mm)		天気日数				
	平均	最高	最低	平均	最小		(m/s)	風向	総量	日最大	快晴	晴	曇	雨	雪
平成 30(2018)年	15.8	38.2	-5.9	70.3	8.3	2.1	30.5	南南東	810.5	38.5	5	221	110	26	11
令和 元(2019)年	15.4	37.4	-6.3	70.6	7.7	2.1	25.8	北西	1,202.5	245.5	13	185	131	36	-
2(2020)年	15.5	38.8	-6.8	74.6	10.2	2.0	28.1	北北東	974.5	55.0	14	186	127	36	-
3(2021)年	15.4	36.3	-6.6	72.5	8.0	2.1	30.0	西北西	1,137.0	66.0	26	203	96	40	-
4(2022)年	15.5	38.9	-5.9	73.3	7.5	2.1	25.4	西北西	1,141.5	72.0	22	187	122	31	3
5(2023)年	17.2	40.6	-5.2	68.6	7.5	2.1	22.8	西北西	948.0	93.0	7	247	83	27	1
令和5(2023)年															
1月	4.4	16.9	-5.2	59.5	18.0	2.3	20.1	西北西	3.0	2.0	3	22	5	1	
2月	6.0	21.3	-4.9	55.9	10.8	2.5	21.1	西北西	27.5	15.5		22	4	1	1
3月	12.6	26.6	-0.1	66.5	12.4	1.8	15.9	南南東	88.0	25.0		23	5	3	
4月	15.9	33.2	3.1	62.5	7.5	2.3	18.8	西北西	46.5	23.0		21	5	4	
5月	19.4	36.8	8.3	69.3	18.6	2.1	14.9	南	130.5	37.0	1	18	7	5	
6月	23.9	36.7	13.8	74.8	18.8	2.0	14.2	南	245.0	93.0	1	14	11	4	
7月	29.3	40.6	21.3	70.7	18.0	2.0	17.5	西北西	80.5	40.0		22	8	1	
8月	30.1	38.9	23.0	74.2	32.4	2.4	16.2	南東	71.5	27.5		22	9		
9月	27.1	38.1	15.4	77.8	33.0	1.9	17.9	北東	118.0	31.0		12	17	1	
10月	18.4	29.8	8.2	70.5	19.1	1.7	19.1	西北西	109.5	37.5		24	4	3	
11月	12.8	28.2	1.9	72.2	24.4	1.9	19.7	西北西	13.0	12.0		24	4	2	
12月	6.9	19.9	-3.7	69.6	20.0	1.7	22.8	西北西	15.0	9.0	2	23	4	2	

資料：消防本部調

注) 平均気温、湿度は1日(0~24時)の平均値。

平均風速は1ヶ月間の平均値。天気日数は午前9時の観測。

第2 社会的条件

1 人口

本市の人口・世帯数(令和6年(2024)年4月1日現在)は、113,498人、52,887世帯である。世帯数は増加しているが、市全体の総人口は減少している。

佐野地域のJR両毛線沿線、東武佐野線の佐野市駅周辺から北側に広がる市街地のほとんど及び田沼地域と葛生地域については、東武佐野線の駅周辺に人口が集中している。令和2年(2020)年国勢調査の人口集中地区も、佐野地域の平地と田沼地域の南部に分布している。

山岳地の谷あいにも人口が分布するが、山岳地域は地形上の制約が厳しいことから、人口密度は低い。市南部の渡良瀬川に近い地域においても、水田等の農地が多く人口密度は低い。あわせて、市の中・北部の山岳地と南部の低地では過疎化が著しく、65歳以上の高齢者の割合が相対的に高い。

●人口密度が高い町会、低い町会

令和2(2020)年国勢調査より

人口密度	大字・町丁目
4,000人/km ² を超える地区(高い順)	米山南町、金吹町、植上町、若宮上町、植野町、万町、朝日町、吉水駅前二丁目、若宮下町、伊賀町、吉水駅前二丁目、犬伏新町、吉水駅前二丁目、高砂町、上台町
200人/km ² を下回る地区(低い順)	栄町、長坂町、嘉多山町、あくど町、秋山町、作原町、飛駒町、白岩町、御神楽町、梅園町、会沢町、長谷場町、仙波町、山菅町、寺久保町、庚申塚町、閑馬町、下彦間町、富士町、水木町、岩崎町、菰川町、柿平町、西浦町、牧町、豊代町、船津川町、大古屋町、船越町、田之入町、下羽田町

2 産業

令和2年（2020）年の国勢調査における産業別就業人口の構成比は、第1次産業が2.5%、第2次産業が35.7%、第3次産業が61.8%で、栃木県全体に比べ第2次産業の割合が高くなっているのが特徴となっている。

(1) 商業

商業については、佐野新都市地区に大型商業施設が進出し、新しい商業エリアが形成されている。

(2) 鉱工業

工業については、プラスチック製品製造業や食品製造業が中心で、佐野工業団地、羽田工業団地、田沼工業団地、佐野インター産業団地、佐野みかも台産業団地、佐野田沼インター産業団地、佐野AWS産業団地の7つの産業団地を拠点とした産業活性化を進めている。また、国道50号や国道293号をはじめとする道路網の整備がされており、北関東自動車道のインターチェンジ開設に伴う立地条件の良さから、周辺産業団地開発など、産業基盤整備の一層の向上が期待されている。

現在は、市が事業主体となった国道50号沿線開発（西側エリア）や石塚町における民間企業が事業主体となった産業団地整備を推進している。

加えて、民間開発を促進する取組として、地域未来投資促進法の重点促進区域や出流原PA周辺における産業振興エリアの設定及び対象区域の民間開発に対する行政手続きの支援、産業用地開発に対する補助制度の創設などを実施している。

また、市北部の葛生地域には、石灰岩地帯が広がっており、採石業や石灰石工業が盛んな地域となっており、碎石の出荷量は、長年にわたり連続して全国1位となっているほか、栃木県石灰工業協同組合による推計によると、葛生地区は約20億3,000万トンとも言われるドロマイトが埋蔵されており、日本全国の埋蔵量の約9割を占めている。

(3) 観光

観光については、豊かで美しい山並みや、日本名水百選の出流原弁天池などの自然環境に恵まれている。また、藤原秀郷公ゆかりとされる国指定史跡の唐沢山城跡、佐野厄よけ大師など名勝・名所、天明鋳物などの匠の手による伝統工芸、栃木県指定無形民俗文化財の牧歌舞伎や市指定無形民俗文化財の越名舟唄のほか多くの伝統芸能が受け継がれるなど魅力ある歴史、文化資源が数多く残る。また、佐野市立吉澤記念美術館をはじめとする各美術館には貴重な作品が収蔵されている。食では、佐野の美味しい水で作る佐野らーめん、耳うどんなどに代表されるご当地グルメや様々な体験型観光施設、ゴルフ場、道の駅どまんなかたぬまや大型商業施設など、人を集める観光資源が豊富にある。

(4) 農林業

農林業については、経営体数の減少や従業者の高齢化が進んでいる。また、米を基幹作物としているが、収益の中心は園芸作物に移りつつあり、首都圏の一角に位置する立地条件を活かした都市型農業を推進している。

3 交通

北関東を横断する国道50号が佐野地域の市街地の南端に沿って東西に延び、佐野地域の東端をかすめて南北に走る東北自動車道と佐野藤岡インターチェンジで連結している。この国道50号は、羽田工業団地や大型商業施設を結ぶ主要な広域幹線道路として重要な役割を果たしている。また、北関東自動車道が本市の中央部を通り、東北自動車道と岩舟ジャンクションで連結している。さらに、国道293号が佐野地域の北部市街地と田沼地域及び葛生地域の市街地を結び、本市の中央部を貫く広域幹線道路となっている。

近年では、東北自動車道の佐野藤岡インターチェンジに加え、平成22（2010）年4月には北関東自動車道の佐野田沼インターチェンジ、平成23（2011）年4月には東北自動車道の佐野サービスエリア・スマートインターチェンジが開通し、さらに令和4（2022）年9月には、北関東自動車道の出流原パーキングエリアに出流原スマートインターチェンジが設置されたことから、高速交通の要衝として、より一層の発展が期待されている。

鉄道は、東西に走るJR両毛線が本市と小山市方面、前橋市・高崎市方面とを結んでおり、また、東武鉄道が葛生駅を起点として田沼駅、佐野駅を通り、館林市を経て東京とを結び、通勤・通学の主要な交通手段となっている。

バス交通は、高速バス交通のハブ機能を有する佐野新都市バスターミナルにJRバス関東の新宿便や東京便をはじめ、羽田空港や成田空港、仙台・郡山・新越谷・名古屋・京都・大阪行きが乗り入れているほか、市内には、生活路線バス（さーのって号）や佐野市街地と新都市を循環する佐野新都市線（万葉浪漫バス）が走り、市民の身近な移動手段となっている。

また、栃木市コミュニティバス岩舟線の一部の便が、本市に乗り入れをしており「イオンモール佐野新都市」、「佐野プレミアムアウトレット」、「佐野新都市バスターミナル」が乗降場所となっている。

第5節 主な災害記録

本市における過去の主な災害（昭和以降）は次のとおりであり、その要因、概要等を知ることによりの確な災害対策に資するものとする。なお、火災については、焼失（全焼及び半焼）棟数が10棟以上のものである。

災害種別	年月日	原因	場所	摘要
火災	S4(1929)	不明	旧葛生町 仙波地区	46戸焼失
火災	S6(1931)	不明	旧葛生町 牧地区	22戸焼失
暴風雨	S13(1938). 8.30(水)～ 9.1(木)	台風	旧佐野市 旧葛生町	秋山川等各河川氾濫 田畑流出
洪水	S16(1941). 7.21(月)	台風	旧佐野市	秋山川溢水 床下浸水及び水田冠水
火災	S28(1953). 4.16(木)		旧田沼町	野上村作原の大火、164戸焼失
火災	S31(1956). 12.11(火)		旧佐野市	縫製工場から出火、19棟焼失
豪雨	S36(1961). 6.27(火)	台風6号	旧佐野市	低位水田509ha冠水
火災	S37(1962). 7.2(月)		旧佐野市	個人宅から出火、16棟焼失
洪水	S37(1962). 9.18(火)	台風18号	旧佐野市	水田冠水1,332.19ha
暴風雨	S41(1966). 9.28(水)	台風26号	旧佐野市	死者1、重傷者2 住宅全壊12、半壊22、一部損壊21 床上浸水4、床下浸水148 田畑冠水123ha 道路決壊4、橋梁流失3 被害総額 23,024,100円
暴風雨	S47(1972). 9.16(土)～ 9.17(日)	台風20号	旧葛生町	各河川氾濫
林野火災	S48(1973). 3.25(日)～ 3.26(月)	不明	旧葛生町 中地区	旧葛生町の山林から出火。栃木市柏倉地区、岩舟町小野寺地区に延焼。 焼失面積171.24ha(内、旧葛生町52.19ha) 被害額(旧葛生町)17,350千円
林野火災	S48(1973). 3.25(日)～ 3.27(火)	不明	旧田沼町 大字作原	旧田沼町の山林から出火。 焼失面積 62.7 ha 被害額 100,510千円
火災	S48(1973). 4.30(月)		旧佐野市	個人宅から出火、全焼10、部分焼1
豪雨	S51(1976). 5.26(水)		旧佐野市	床上浸水125、床下浸水335 田畑冠水57ha、田畑浸水241.5 ha 道路決壊10、道路埋没 1 橋梁流失3、橋梁倒壊1 被害総額 153,781千円

災害種別	年月日	原因	場所	摘要
豪雨	S52(1977). 7.16(土)		旧佐野市	床上浸水3、床下浸水27 水田冠水255ha 被害総額 21,280千円
火災	S54(1979). 6.15(金)		旧佐野市	個人宅から出火、全焼7、部分焼4
暴風雨	S54(1979). 8.22(水)～ 8.23(木)	台風15号	旧葛生町	秋山川、仙波川氾濫
暴風雨	S54(1979). 10.19(金)	台風20号	旧葛生町	各河川氾濫
火災	S55(1980). 3.12(水)		旧佐野市	作業所から出火、全焼6、部分焼8 死者2名
土砂崩れ	S55(1980). 3.23(日)		旧田沼町 大字多田	鉦山廃土石堆積場から土砂流失 死者5、重傷1 家屋全壊2、非住家3
暴風雨	S57(1982). 8.1(日)～ 8.3(火)	台風10号	旧佐野市 旧葛生町	各河川氾濫 (旧佐野市) 床上浸水1、床下浸水12 農地被害261.6ha 堤防越水1、崖崩れ1 (旧葛生町) 床上浸水1、床下浸水6
暴風雨	S57(1982). 9.12(日)～ 9.13(月)	台風18号	旧佐野市 旧葛生町	各河川氾濫 (旧佐野市) 床上浸水3、床下浸水35 農地被害455.9ha 堤防越水2、堤防決壊1 橋脚沈下1、橋脚流出1 (旧葛生町) 床上浸水3、床下浸水47
洪水	S58(1983). 8.15(月)～ 8.18(木)	台風5号 台風6号	旧葛生町 常盤、氷室地区	秋山川、仙波川氾濫
浸水	S60(1985). 6.24(月)	台風6号	旧佐野市	床下浸水5 農地被害340ha 被害総額 9,495千円
火災	S61(1986). 2.27(木)		旧佐野市	個人宅から出火、全焼6、部分焼4
豪雨	S61(1986). 8.4(月)～ 8.5(火)	台風10号	旧佐野市 旧葛生町	(旧佐野市) 床下浸水27 農地被害117ha 被害総額 27,533千円 (旧葛生町) 雨量2日間で174mm
凍霜害	S62(1987). 4.1(水)～ 4.16(木)	寒気	市内全域	農産被害全県で36億2,880万円

災害種別	年月日	原因	場所	摘要
浸水	H2(1990). 8.10(金)	台風11号	旧佐野市	床下浸水11 農地被害70ha 被害総額 23,853千円
浸水	H2(1990). 9.19(水)	台風19号	旧佐野市	農地被害23ha 被害総額 1,753千円
浸水	H3(1991). 8.20(火)	台風12号	旧佐野市	床上浸水2、床下浸水27 農地被害240ha 被害総額 292,169千円
火災	H5(1993). 5.11(火)		旧佐野市	個人宅から出火、全焼10、部分焼4
豪雨	H9(1997). 5.24(土)～ 5.25(日)		旧佐野市	雨量降り始めから56mm 三杉川溢水
豪雨	H10(1998). 8.26(水)～ 8.31(月)	台風4号	旧葛生町	雨量降り始めから291mm
古タイヤ 火災	H11(1999). 1.2(土)～ 9.24(金)	野積み廃タイヤ	旧佐野市	焼失山林 400㎡、焼失タイヤ 約20万本 (1月7日に鎮圧、鎮火は9月24日)
大雨	H18(2006). 6.16(金)		赤見町 船越地区 仙波町	床下浸水1 路肩崩落1 一部損壊1 (崖崩れ)
大雨	H18(2006). 7.19(水)～ 7.24(月)		若松町 多田町 富士町	一部損壊1 (崖崩れ) 通行止め2 ため池亀裂1
大雨	H20(2008). 8.16(土)		葛生 牧町 下彦間町 閑馬町 梅園町	床下浸水1 道路冠水3 土砂流出2 法面・路肩崩壊1
大雨	H20(2008). 8.17(日)		下彦間町 閑馬町 梅園町 白岩町 飛駒町	床下浸水3 土砂流出4 法面・路肩崩壊4 その他 (電柱被害) 1
大雨	H22(2010). 8.23(月)		小見町 出流原町 天神町	床下浸水3
地震	H23(2011). 3.11(金)	東日本大震災	市内全域	【住家】住宅全壊1件、住宅半壊2件 住宅一部損壊831件 【非住家】店舗30件、工場41件 物置64件 【その他】その他報告159件 罹災証明 合計1,128件 【施設】公共施設35件、 道路・水道関係被害 (14件) 【人的被害】3件(重傷1名、軽症2名)

災害種別	年月日	原因	場所	摘要
台風	H23(2011). 9.26(月)	台風15号	浅沼町 若松町 小中町 会沢町 富士町 秋山町 閑馬町	床下浸水(住家)2 床下浸水(非住家)2 土砂崩れ・土砂流出4 避難勧告
台風	H25(2013). 9.17(火)	台風18号	船越町	橋梁1
大雪	H26(2014). 2月中		仙波町 秋山町	一部破損(住家)3 農地被害8.3ha 農産被害444,273千円
大雨	H26(2014). 6.8(日)～ 6.10(火)		野上地区 飛駒地区 常盤地区	避難勧告 2,017世帯 5,130人 床上浸水1 床下浸水7 土砂崩れ、土砂流出4
大雨	H26(2014). 6.23(月)		田沼地区 戸奈良地区 三好地区	床上浸水3 床下浸水3 浸水3 車両水没1
大雨	H27(2015). 7.16(木)		小中町 多田町	床下浸水2
大雨	H27(2015). 9.9(水)～ 9.10(木)	台風18号	市内全域	床上浸水1 床下浸水1 土砂災害5 河川洗掘5・溢水1・決壊1 避難勧告(越名町・本町(葛生)・葛生西1丁目)
大雨	H28(2016). 8.3(水)		田沼町 多田町 葛生東	床上浸水2 床下浸水3 河川の越水1 倒木1
大雨	H28(2016). 8.22(月)	台風9号	市内全域	全避難所(55ヶ所)開設 越名町の一部に避難勧告(避難者5名) 道路冠水16 通行止め9 倒木8 越水4 洗掘1ヶ所(秋山川) 路面亀裂1ヶ所(堀米町) ハウス内の浸水3 雨漏り39
大雨	H28(2016). 8.23(火)		会沢地区 宮下町 田沼町 船越町	会沢地区コミュニティーセンター避難所開設(避難者なし) 道路冠水1 倒木2 雨漏り1

災害種別	年月日	原因	場所	摘要
大雨	H28(2016). 9.7(水)		田沼町 船越町 宮下町	道路冠水1 倒木2 雨漏り1
大雨	H29(2017). 7.12(水)		市内全域	床上浸水2 床下浸水3 車両水没2 通行止め3 道路冠水11 路面亀裂1 下水道被災1ヶ所(若宮下町) 停電300~350世帯(大橋町、堀米町他) 断水1400世帯(赤見町、出流原町他) 雨漏り19
大雨	H29(2017). 7.25(火)		閑馬町 若松町	床下浸水1 雨漏り7 倒木1
大雨	H29(2017). 10.22(日)	台風 21号	市内全域	避難所開設カ所(界小学校、新合総合センター、旧野上小学校、山形小学校) 避難準備・高齢者等避難開始(越名町、下彦間下町、閑馬上町、閑馬下町、梅園町、御神楽町、長谷場町) 避難勧告(越名町) 避難者(界小学校2、新合総合センター8) 道路陥没1 停電298世帯(会沢町、宮下町、築地町、葛生東) 倒木5 雨漏り30 河川越水2(越名町・三杉川、下羽田町・才川) 土砂堆積1 ビニールハウス被害25 林道被害(倒木10) 道路冠水1
大雨	R1(2019) 6.18(火)		作原町	記録的短時間大雨情報(約120mm/時間)発表 床下浸水1 林道黒沢線で土砂の流出 近沢林道において山からの雨水流出
突風	R1(2019) 7.27(土)	竜巻の可能性が高い	植下町 植上町 植野町 上台町 浅沼町 ほか	【概要】 植下町(植下町226番地)から浅沼町(浅沼町362番地7)にかけ南北方向約2kmにわたり幅約250mの帯状の被害を出した。 【気象庁機動調査班(JMA-MOT)調査結果】 発生時間:午前2時頃 現象の種類:竜巻の可能性が高い 突風の強さ:風速約35/s(推定)、JEF0

災害種別	年月日	原因	場所	摘要
突風	R1(2019) 7.27(土)	竜巻の可能性が高い	植下町 植上町 植野町 上台町 浅沼町 ほか	被害件数：95件（人的被害なし） [住家] 一部損壊42件 [非住家（カーポート、倉庫等）] 16件 [その他（フェンス、自動車等）] 37件
突風	R1(2019) 9.10(火)	ダウンバーストまたはガストフロントの可能性が高い	出流原町 赤見町	【概要】 出流原町（出流原町29番地3）から赤見町（赤見町3082番地）にかけ広範囲に被害を出した。 【気象庁機動調査班（JMA-MOT）調査結果】 発生時間：午後7時頃 現象の種類：ダウンバーストまたはガストフロントの可能性が高い。 突風の強さ：風速約40s（推定）、JEF1 被害件数：76件（人的被害なし） [住家] 一部損壊28件 [非住家（物置等）] 30件 [その他（フェンス等）] 18件
台風	R1(2019) 10.12(土)	令和元年東日本台風（台風第19号）	市内全域	【概要】 秋山川の決壊（海陸橋北西、大橋北西）や旗川（稲岡橋北東）、小曾戸川、才川（平岩鋼業北東）等の越水により大橋町、朝日町、赤坂町、田島町、庚申塚町、船津川町、並木町、免鳥町、小中町、下羽田町、葛生東、水木町などの広範囲で浸水被害。 閑馬町、飛駒町、長谷場町、豊代町、牧町、会沢町などの複数箇所土砂崩れ 避難所開設：全 55箇所 避難指示：佐野・植野・堀米・吾妻・葛生地区 外 避難勧告：市全域 避難者：4,217人 [人的被害]3名（中等症 1、軽傷 2） 床上浸水：1,767棟 床下浸水：2,059棟 道路：209箇所（市道・認定外） 河川：242箇所（普通河川等） 橋梁：17箇所 公共施設（学校施設、公民館等）：15箇所 通行止め：72箇所 り災証明発行件数：全壊6件、大規模半壊76件、半壊972件、一部損壊（準半壊）96件、一部損壊（10%未満）924件、被害なし17件 農作物被害：14品目/92戸 農業用施設（ハウス、畜産関係施設）被害：71戸 農機具類被害：226台/52戸 家畜等被害：1戸

災害種別	年月日	原因	場所	摘要
台風	R1(2019) 10.12(土)	令和元年東 日本台風 (台風第19 号)	市内全域	※被害戸数は延べ戸数 農地被害:約85ha(土砂流入、流亡農地 等) 農業用施設被害:頭首工20箇所、農業水 利施設115箇所 農機具類被害:226台/52戸 被害状況(R3.10.1現在)
大雨	R3(2021) 7.10(土)		中町 越名町 若宮上町 ほか	太陽光発電施設の排水施設破損による水 の流出による床下浸水 2件 新都市バスターミナル駐車場ゲートの故 障 道路冠水 2箇所
突風 大雨	R3(2021) 7.11(日)	ダウンバ ーストまたは ガストフロ ントの可能 性が高い	朝日町 植下町 堀米町 小中町 浅沼町	解体現場足場倒壊 煙突倒壊 道路冠水 3箇所 倒木等 29箇所 看板・塀等の倒壊 4箇所 学校の窓ガラス破損・電話不通等 8箇 所 停電(1,160世帯)
大雨	R4(2022) 7.3(日)		飛駒町 閑馬町 石塚町 戸室町 長谷場町	山からの土砂流出、倒木 東松坂沢、林道松坂線への土砂流出 道路冠水 防災行政無線(子局)への落雷 林道長谷場閑馬線への倒木
大雨	R5(2023) 9.5(火)		飛駒町	山からの土砂流出
突風	R6(2024) 7.25(木)	ダウンバ ーストまたは ガストフロ ントの可能 性が高い	葛生東1 丁目 富士見町 中町 山菅町	【気象庁機動調査班(JMA-MOT)調査結 果】 発生時刻:午後6時頃 突風の強さ:風速約50/s(推定)、JEF1 被害件数:66件(人的被害なし) [住家被害]32件 「非住家被害」18件 「道路・橋梁被害」1件 「その他被害(倒木、植木の枝折れ、ビ ニールハウスの屋根剥れ等)」15件
土砂災害	R6(2024) 8.26(月)	大雨	秋山町	山からの土砂流出 「非住家被害」2件

風水害等対策編

(水防計画含む)

【風水害等対策編（水防計画含む）】

水防活動に関連する項目（旧水防計画の内容等）には、【水防】のマークを付記する。

第1章 災害予防計画

○ 風水害等の危険性と被害想定	風-1- 1
第1節 防災意識の高揚	風-1- 4
第2節 地域防災の充実・ボランティア連携計画	風-1- 8
第3節 避難体制等の整備	風-1-13
第4節 防災訓練計画 【水防】	風-1-19
第5節 避難行動要支援者支援計画	風-1-21
第6節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備	風-1-26
第7節 災害に強い都市づくり計画	風-1-28
第8節 治水、治山、砂防対策計画	風-1-30
第9節 土砂災害・山地災害予防計画	風-1-31
第10節 水防体制の整備 【水防】	風-1-35
第11節 農業災害予防計画	風-1-46
第12節 火災予防計画	風-1-48
第13節 通信設備災害予防計画 【水防】	風-1-52
第14節 建築物等災害予防計画	風-1-54
第15節 文化財災害予防計画	風-1-56
第16節 公共施設等災害予防計画	風-1-57
第17節 鉱山、採石場災害予防計画	風-1-63
第18節 救急・救助体制整備計画	風-1-64
第19節 医療体制整備計画	風-1-66
第20節 文教施設等災害予防計画	風-1-68
第21節 防災拠点等整備計画	風-1-71
第22節 広域応援体制整備計画	風-1-73
第23節 水防に係る協力応援計画 【水防】	風-1-75
第24節 孤立集落災害予防対策	風-1-78

第2章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	【水防】	風-2- 1
第2節	相互応援協力・関係機関との連携等計画		風-2-24
第3節	災害情報収集・伝達計画	【水防】	風-2-28
第4節	通信運用計画		風-2-35
第5節	災害広報計画		風-2-38
第6節	避難対策計画		風-2-41
第7節	消防計画		風-2-57
第8節	災害拡大防止計画		風-2-60
第9節	水防機関の活動計画	【水防】	風-2-63
第10節	救急・救助活動計画		風-2-68
第11節	災害救助法の適用計画		風-2-73
第12節	輸送計画		風-2-75
第13節	食料供給計画		風-2-80
第14節	給水計画		風-2-82
第15節	生活必需品・燃料等供給計画		風-2-84
第16節	住宅応急対策計画		風-2-86
第17節	医療・救護計画		風-2-89
第18節	保健衛生計画		風-2-91
第19節	遺体の捜索・処理・埋葬計画		風-2-94
第20節	障害物除去計画		風-2-98
第21節	廃棄物処理計画		風-2-100
第22節	労務供給計画		風-2-104
第23節	文教対策計画		風-2-106
第24節	農林業対策計画		風-2-109
第25節	公共施設等災害応急対策計画		風-2-111
第26節	突風応急対策計画		風-2-121
第27節	雪害応急対策計画		風-2-122
第28節	義援物資、義援金の受入れ・配分計画		風-2-123
第29節	ボランティアの受入れ・活動・支援計画		風-2-124
第30節	孤立集落応急対策計画		風-2-125

第3章 災害復旧・復興計画

第1節	復旧・復興の基本的方向の決定	風-3- 1
第2節	民生の安定化対策	風-3- 3
第3節	公共施設等災害復旧対策	風-3- 9

第1章 災害予防計画

○風水害等の危険性と被害想定

本市において風水害等の危険性が高い地域は次のとおりであり、風水害等に対する災害対策を講ずるにあたってはこれら危険性の地域特性を十分考慮するものとする。

第1 風水害等の危険性

1 水害

本市においては、渡良瀬川や秋山川、旗川等の一級河川がある。これらの河川の氾濫により、建物や人的被害の危険性の高い場所は、佐野地区、植野地区、界地区、旗川地区、吾妻地区に集中している。

2 土砂災害

土砂災害の危険性が高い場所は、土砂災害警戒区域等が数多く分布する佐野地域北部と、田沼地域・葛生地域の中山間地である。

田沼地域の彦間川上流部と旗川上流部、葛生地域の秋山川上流部に位置する集落は、ほとんど全てが土砂災害警戒区域等に含まれる。

また、土砂災害が発生した際に被害が拡大しやすい地域は、①建物のほとんどが古い木造建物、②高齢者の割合が高い、③市街地に接続する道路が少なく災害時に孤立しやすいなどの3つの特徴がある。

3 雪害

本市においては、平成26（2014）年2月には2回にわたって大雪に見舞われ、市内において降雪による多くの混乱がもたらされた。雪害による停電や断水、都市機能の阻害、交通の途絶、孤立など、人的・物的被害をもたらした。

4 突風災害

本市において、令和元（2019）年7月27日植野地区・犬伏地区で発生した突風災害や、9月10日赤見地区で発生した突風災害を踏まえると、次のような特性が見られる。

【突風災害固有の特性】

- ・ 発生タイミングが突発的である。
- ・ 被災直後の被災者がその被災原因を認知することが困難である。
- ・ 被害が局所的であることから、被災地の外で災害を覚知することが困難である。
- ・ 突風災害で、『どこで』、『どのタイミングで』身を守るのか』について基本的な知識が普及していない。

【他の災害と共通する特性】

- ・ 被害については、住家の屋根や壁、納屋や車庫、プレハブ等の簡易な構造の建物、ビニールハウスなどの農業施設に発生するなど台風災害に類似しており、予防対策、応急対策、復旧・復興対策はほぼ同じ方策をとることになる。

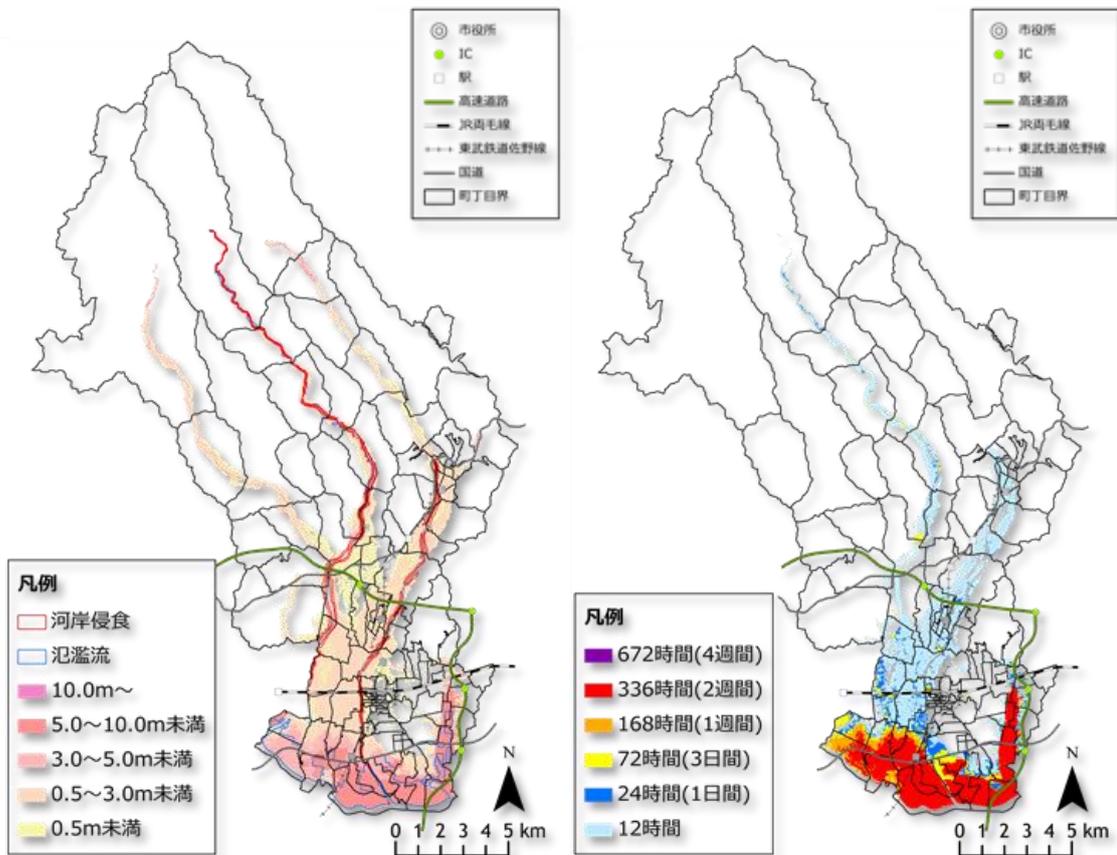
第2 風水害等の被害想定

防災アセスメント調査は、浸水害や土砂災害などの災害の危険性の評価や、建物分布・ライフライン分布などの社会的条件の整理を実施することにより、現行の防災上の課題点を明確化し、今後の防災対策を進めるための基礎資料を作成するものである。市域の各地域がどの程度危険なのかという災害特性を明らかにし、今後解決すべき課題点を洗い出した。

本市では、平成17年に防災アセスメント調査を行っているが、その後社会状況・自然状況は変化している。そのため、令和4年度防災アセスメント調査では、最新の社会状況・自然状況の反映とともに最新の知見や技術を踏まえた風水害被害想定を実施した。

1 想定水害

- 近年、風水害は全国的に頻発・激甚化しており、本市においても度々被害を受けている。令和元年東日本台風では、家屋の浸水被害が多数発生したことに加え、人的被害も発生した。
- 風水害の被害想定を実施することにより、避難所等における円滑な対応の実現や、被害の軽減を図る。
- 本調査では本市に影響を及ぼす河川の浸水想定区域を重ね合わせ、最大被害を見積った。
【対象河川】渡良瀬川、秋山川、旗川、袋川、才川、三杉川、菊沢川、出流川、小曾戸川、彦間川



▲左：浸水想定区域図、右：浸水継続時間

2 想定土砂災害

- 大雨・台風時は、土砂災害が発生するおそれがある。令和元年東日本台風に伴う土砂災害は20都県で952件発生し、過去最多の土砂災害をもたらした。
- 本調査では、栃木県が指定した土砂災害警戒区域を対象に、当該区域で土砂災害が発生した場合に影響が及ぶ家屋戸数や避難者数を算出した。



▲土砂災害警戒区域

3 風水害被害想定の結果

(1) 建物被害

項目		被害量
浸水	床下浸水	13,225棟
	床上浸水	32,815棟
浸水継続時間	3日未満	24,897棟
	3日以上	2,933棟
家屋倒壊等氾濫想定区域	河岸侵食	1,910棟
	氾濫流	2,464棟
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊	2,638棟
	土石流	6,159棟
	地すべり	39棟

(2) 避難者

項目	洪水のみ	洪水及び土砂災害
立退き避難	16,064人	21,759人
屋内安全確保	48,210人	47,103人

(3) ライフライン被害

項目		被害
上水道	影響人口	113,674人(機能停止率99.6%)
下水道	影響人口	80,214人(機能停止率100.0%)
電力	影響人口	38,406人(停電率33.2%)
都市ガス	供給停止戸数	1,852戸(供給停止率23.3%)
LPガス	供給停止戸数	8,511戸(供給停止率19.1%)
通信	固定電話 使用不可回線数	5,986回線(使用不可率33.2%)
	携帯電話 使用不可人口	14,192人(使用不可率12.3%)

第1節 防災意識の高揚

市は、災害発生時に「自らの命は自らが守る」を基本とする防災の原則を市民に周知・徹底し、市民一人一人が防災に対する意識を高め、自らの命と生活を守れるよう、市民の防災力強化を促進する。また、市職員や児童生徒をはじめ、自主防災組織や防災士等に対する防災教育を進め、市民等の協働による組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築に努める。

第1 自主防災意識の普及、徹底

「自らの命は自らが守る」ことは防災の基本原則であり、市民はその自覚のもとに、平常時より災害への備えを心がけ、災害発生時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、県、防災関係機関、町会・自主防災組織、防災士等が平常時に行う防災活動へ自発的に協力すること、災害の原因となる気象現象や防災活動への基礎的な知識を習得することが重要である。また、災害時には、自らの安全性と可能性を踏まえつつ、様々な機会や場における防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市及び防災関係機関等は、市民への自主防災思想、災害の現象や防災活動に関する知識、特に「生命と身体を守る」ための知識の普及、徹底を図る。

第2 市民に対する防災知識の普及

1 防災知識の普及啓発

市は、市民一人一人が常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発等を推進する。

(1) 主な普及啓発活動

- ア 防災講演会・講習会等の開催
- イ ハザードマップ、防災パンフレットや防火チラシ等の配布
- ウ ケーブルテレビ、新聞、広報紙等による広報活動の実施
- エ 市ホームページや携帯端末メール、SNS等による防災情報の提供
- オ 防災訓練の実施促進
- カ 防災器具、災害写真等の展示
- キ 各種表彰の実施

(2) 普及啓発すべき防災知識・技術

- ア 災害時の心得
- イ 警戒レベルや避難指示等の情報の意味とそれに応じてとるべき行動
- ウ 正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- エ 安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等を含む避難所等、避難経路
- オ 様々な条件下で災害時にとるべき行動、避難所等での行動
- カ 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- キ 気象に関する知識
- ク 応急・救護方法
- ケ 家庭での予防・安全対策（マイタイムラインの作成）
- コ 災害の前兆現象

サ 災害危険箇所

シ ペットとの同行避難及び避難所等での適正飼養

(3) 防災週間、火災予防運動等の実施

防災週間や全国火災予防運動をはじめ、各種防災・安全運動等を通じ、自主防災意識の高揚徹底を図る。

ア 防災とボランティア週間（1月15日から1月21日）

イ 全国山火事予防運動（3月1日から3月7日）

ウ 全国火災予防運動（春 3月1日から3月7日 秋 11月9日から11月15日）

エ とちぎ防災の日（3月11日）

オ 水防月間（5月1日から5月31日）

カ 山地災害防止キャンペーン（5月20日から6月30日）

キ がけ崩れ防災週間（6月1日から6月7日）

ク 土砂災害防止月間（6月1日から6月30日）

ケ 防災週間（8月30日から9月5日）

2 県消防防災総合センター（栃木県防災館）の活用

市は、広報紙等を通じて、県民の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発の中核的な施設として、県が設置している消防防災総合センターの周知、利用を啓発し、大雨、強風等の疑似体験や応急処置の実地練習等を通して防災技術や防災知識の普及を図る。

3 消防団等による巡回等

市は、消防団等による地域の巡回を促進するとともに、災害危険箇所や避難時の危険箇所、食料や飲料水の備蓄、災害時の行動や家庭での連絡方法の確認などの啓発、避難所等や避難経路等の地域住民への周知等を行い、防災意識の高揚を図る。

第3 職員に対する防災教育

市は、職員の災害時の適正な判断力の養成と、的確な防災活動の確保のため、講習会や研修会の開催、防災訓練の実施、防災活動に関するマニュアル等の配布により防災教育の徹底に努める。

- 1 気象予警報、災害等に関する知識
- 2 防災対策に関する知識
- 3 災害発生時における職員がとるべき役割と具体的行動
- 4 防災行政ネットワーク等の通信施設、災害対策機器等の利用方法
- 5 その他災害対策上必要な事項

第4 児童・生徒等に対する防災教育

市は、学校教育を通じて児童・生徒等に対する防災教育の充実に努めるとともに、避難訓練等を通じて学校、家庭、地域における正しい防災のあり方について習得させるものとする。

1 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

防災に関する各種研修を充実させるとともに、安全教育指導資料等の活用により、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図る。

2 防災教育の充実

(1) 学校では、各学校の安全計画に基づき、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。

(2) 防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組み等に関して理解を図るとともに、災害時の対応力を育むことに留意する。その際、消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

また、国や県が作成した防災関係指導資料等の各種啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用等に配慮する。

(3) 災害発生時に、児童・生徒が自らの安全を守ることはもとより、その発達の段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動を通じて他人を思いやる心や社会に奉仕する精神を培う教育を推進する。

3 避難訓練等の実施

避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる意識や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家の協力を得て避難行動を評価してもらうなど避難訓練方法の工夫を行う。

第5 防災上重要な施設の管理者等の教育

市は、防災関係機関と連携して、防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力、指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他の企業等の管理者に対しても防災教育を行い、適切な防災に努める。

- 1 危険物製造所・貯蔵所・取扱所
高圧ガス等の危険物の保安管理施設等
- 2 病院、社会福祉施設等
- 3 ホテル、旅館等
- 4 大規模小売店舗等の不特定多数の利用者がある施設

第6 防災に関する調査研究

災害は、広範囲にわたる複雑な現象であり、地域特性を有するとともに、予防、応急対策にあたっては高度な知識と技術が要求される。

このため、市は、県、防災関係機関と緊密な連携を取り合い、次の事項等に関して、地域の危険度測定、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測等基礎的な調査研究を推進するよう努める。

- 1 風水害に関する調査研究
- 2 火災、林野火災に関する調査研究
- 3 地すべり、崖崩れ等土砂災害に関する調査研究
- 4 危険物（漏洩・流失・爆発）等災害に関する調査研究
- 5 災害時の避難の安全確保に関する調査研究
- 6 防災アセスメントの実施
- 7 防災カルテ、ハザードマップの作成

第7 防災知識の普及、防災訓練の実施等における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、防災訓練の実施においては、要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支える体制が整備されるように努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することに加え、家庭動物（ペット）の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するように努める。

第8 言い伝えや教訓の継承

過去に発生した災害に関する言い伝えや教訓等を、市及び市民は、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に反映したりするなど、これらが後世に継承されるよう努める。

第2節 地域防災の充実・ボランティア連携計画

大規模な災害の発生直後には、情報等が混乱し、防災関係機関による適切な対応が困難となることが想定されることから、市民一人一人が「自らの命は自らが守る」こと、「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを基本に、平常時から災害に対する十分な備えを行い、災害時には迅速、的確に対応できるよう、自主防災意識の普及、徹底を図る。

また、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、ボランティアとの連携体制の整備に努める。

第1 自主防災活動の推進

1 市民個人の自主防災活動の促進

市民は平常時から、災害に対して十分な備えを行うとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、迅速かつ的確に対応できるよう、災害時の活動についての習熟に努める。

市民個人が行う主な災害対策

- (1) 防災に関する知識の習得
 - (ア) 天気予報や気象情報
 - (イ) 気象注意報、警報、水防警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、竜巻注意情報等の警戒情報
 - (ウ) 過去に発生した被害状況
 - (エ) ハザードマップ等による近隣の災害危険箇所の把握
 - (オ) 災害時にとるべき身を守るための行動（避難指示等発令時の行動、避難方法、避難所等での行動等）
- (2) 家族防災会議の開催
 - (ア) 避難所等、避難経路の確認
 - (イ) 非常持出品、備蓄品の選定
 - (ウ) 家族の安否確認方法（N T Tや各携帯電話会社が提供する災害用伝言サービスの活用等）
 - (エ) 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）
 - (オ) マイタイムラインの作成
- (3) 非常用品等の準備、点検
 - (ア) 飲料水、食料、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品の準備・点検
 - (イ) 飲料水、食料、生活必需品等の最低3日分（推奨1週間以上）相当の非常備蓄品の準備・点検
 - (ウ) 土のう、スコップ、大工道具等資機材の整備・点検
- (4) 医療機関から処方された医薬、医療機器の非常用電源、介護用品等の準備・点検
- (5) 応急救護方法の習得
- (6) ペットとの同行避難を行うため、平常時からのしつけや健康管理及びペット用備蓄品（ケージ・飲食料・トイレ処理セット等）の確保
- (7) 市、県、又は地域（町会、自主防災組織、防災士等）で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加
- (8) 地域（町会、自主防災組織、防災士等）が行う地域の相互協力体制の構築への協力

(1) 市民の防災意識の高揚

市は、各種広報や防災教育、防災訓練等の実施を通じて、市民の防災意識の高揚及び防災知識の普及啓発を図る。

(2) 住宅防災・防火対策の推進

住宅の安全性向上、住宅火災の発生を防止するため、住宅の耐震性、耐火性の向上等住宅防災・防火対策の推進を図る。

2 地域の自主防災活動の促進

市民一人一人が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識と連帯のもとに、平常時から災害に対して十分な備えを行うとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、迅速かつ的確に対応できるよう、自主防災意識の普及、徹底を図る。

(1) 自主防災組織の育成・強化

ア 自主防災組織の組織化の促進

地域における自主的な防災活動が、効果的かつ組織的に行われるよう、自主防災組織の100%組織化を目指し、市は、研修会、説明会等の開催、広報活動、防災知識の普及啓発等を実施する。そのため、町会内に組織されている防災関連組織等を活用して、自主防災組織を育成・強化していく。さらに、男女双方の視点による防災活動が可能となるよう、女性の参画促進と女性リーダーの育成を図る。

イ 自主防災活動の活性化の促進

市は、自主防災組織が行う危険箇所や避難所等、避難経路等を記載した防災・避難マップ等の作成や防災訓練、防災資機材の整備等の支援を行うとともに、自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催、地域住民への自主防災組織に関する知識の普及・広報活動などを行い、自主防災活動の活性化を促進する。

ウ 自主防災組織（町会）一時避難場所の指定及び活用

自主防災組織は、地震や大規模な火災などから居住者等が命を守るために緊急的に避難する又は避難所等へ避難するための集合場所として町会公民館や公園等を指定し、円滑かつ安全な避難ができるよう努める。

また、市は指定された一時避難場所の周知を図る。

エ 防災士資格取得の促進

市は、防災士の資格取得を支援し、防災士の育成を推進する。

オ 商店会等の地域団体の活用

商店会や地域活動を行っている団体・グループを活用し、自主防災組織化を促進する。

カ 消防団、ボランティア団体等との連携

自主防災組織と消防団やボランティア団体等との連携強化を推進する。

(2) 女性防火クラブ等の育成強化

地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、女性防火クラブ等の育成・強化を推進する。

3 企業・事業所等の対策

企業・事業所等は、地域における社会的役割を十分に認識し、災害時の被害を最小限に止めることができるよう、平常時から、災害時にも事業を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備、防災訓練、耐震化、従業員への防災教育の実施等の防災対策の推進に努める。また、地域社会の一員として、行政や地域が行う防災活動に協力できる体制を整える。

市は、これらの取組を支援し、積極的に評価する等により企業防災力の向上を促進するとともに、地域の防災訓練等への参加の呼びかけ等による防災活動の連携に努める。

第2 消防団の活性化の推進

消防団は、災害時においては消火、救出救助、避難誘導等を実施するとともに、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしている。

このため、市は、次のような事業を推進し、消防団の育成強化と装備の充実を図るととも

に、青年層・女性層を始めとした団員の加入促進を図り、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。さらに、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりに努める。

また、消防団は、防災訓練や防災関連活動の場を通して町会・自主防災組織やボランティア等との連携を図る。

- 1 消防団の活性化に関する計画の策定
- 2 消防団活動に必要な車両・資機材・拠点施設の整備・充実
- 3 消防団員に対する必要な資格の取得に関する実践的な各種教育訓練の実施
- 4 地域住民に対する消防団活動や青年層・女性層を始めとした団員の加入促進に関する取組の実施

第3 災害関係ボランティアとの連携

1 一般ボランティア

市は、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。

(1) ボランティア活動の環境整備

市及び佐野市社会福祉協議会は、市民のボランティア意識を高揚させるとともに、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開してボランティア活動の環境の整備に努める。

ア ボランティアに係る広報の実施

イ 災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成・研修事業の実施

ウ ボランティア団体の育成・支援

(2) 行政とボランティア団体との連携

市は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から日本赤十字社栃木県支部、市社会福祉協議会、県社会福祉協議会、ボランティア団体、災害時各種支援活動を行うNPO法人等民間組織との連携を図り、ボランティア活動に必要な体制を整備する。

ア 平常時) 会議の開催、災害時における参画団体の役割の確認、研修会等の実施

イ 災害時) 会議の開催、参画団体が把握する情報の共有・連携による災害支援

2 専門ボランティア

(1) 技術系専門ボランティアの活用・連携

県は、山地災害の未然防止及び災害発生時の迅速な支援体制の整備を目的とする「山地防災ヘルパー」、大規模かつ広範囲に被災した宅地の被害状況を調査し、地すべり・崖崩れ等による二次災害発生の危険度を判定するための「被災宅地危険度判定士」の認定を行っているほか、斜面や溪流等の土砂災害危険箇所の点検や市・県等への被害情報等の収集・提供を行う「砂防ボランティア」、農地・農業施設の被災状況把握・調査、市町への助言・指導や応急措置・災害復旧の技術支援等を行う「農村災害復旧専門技術者」等の専門ボランティアの養成を行っている。

市は、これら専門ボランティアと連携して、山地災害、土砂災害から地域を守る活動

や、被災宅地における危険防止対策、被災農地・農業施設の復旧対策の実施に備えた平常時からの体制整備を図る。

(2) 災害時外国人サポーター及び災害時外国人キーパーソンの確保

市は、災害時に外国人に対して適切な情報提供・支援を行うため、通訳・翻訳ボランティア等の対外国人支援者の確保に努める。

3 災害ボランティアセンターの設置

佐野市災害ボランティアセンターは、災害発生時に佐野市社会福祉協議会が関係機関と連携を図りながら佐野市総合福祉センターに設置する。市は災害時に円滑に運営できるよう各種支援を行う。

第4 人的ネットワークづくりの促進

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、市は、県の協力を得て、県警察等の防災関係機関、消防団、町会・自主防災組織、防災士、女性防火クラブ、民生委員児童委員等福祉関係者との連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民からの情報提供及び地域住民への伝達や避難誘導、救出救助が、自助、共助により効果的に実施される体制づくりに努める。

第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画策定の推進）

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区内における自発的な防災活動に関する計画（地区防災計画）を作成し、これを佐野市地域防災計画に定めるよう佐野市防災会議に提案することができる。

地区防災計画について、市（佐野市防災会議）は、提案された計画の趣旨を踏まえ、当該計画を地域防災計画に定める必要があるかを判断し、その必要があると認めるときは地域防災計画に当該計画を位置付けるものとする。

第3節 避難体制等の整備

災害発生時に危険区域やその周辺地域にいる市民、大規模集客施設、ホテル等不特定多数の人が集まる施設の利用者を混乱なく避難させるため、あらかじめ避難所等の選定、避難誘導體制、避難所運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

第1 指定緊急避難場所等の指定及び整備

市は、災害想定を踏まえ、学校、公民館等の公共的施設等を指定緊急避難場所又は指定避難所として指定する。地区内に適した公共的施設等がない場合、民間施設等の活用を推進する。

また、要配慮者が必要な支援を受けられる体制を整備した福祉避難所を指定する。さらに、現在指定している箇所が、避難施設として適切であるか否か随時確認を行い、人口分布や施設状況、地域の特性を踏まえ、適切な整備又は指定替えを行う。新たに指定を行った場合や指定を解除した場合には、速やかに住民に周知するとともに、県に報告を行う。

1 指定緊急避難場所の指定

(1) 市は、緊急時の避難場所として、指定緊急避難場所を平常時から事前に必要数指定する。

(2) 指定にあたっては、次の基準に基づき、指定するものとする。

ア 災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

イ 災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に立地していること。

ウ 安全区域外に立地する場合には、当該災害に対して安全な構造であること。

エ 地震を対象とする場合には、地震に対して安全な構造であることに加え、当該場所又は周辺に地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

(3) 市は、災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、指定緊急避難場所から避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

2 指定避難所の指定

(1) 市は、一時的に難を逃れる緊急時の避難場所とは区別して、被災者が一定期間生活する場所としての指定避難所を平常時から事前に必要数指定する。

(2) 指定にあたっては、次の基準に基づき、指定するものとする。

ア 被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有していること。

イ 速やかに、被災者を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有していること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

エ 物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。

(3) 避難所の指定については、上記(2)の基準に加えて、次のことにも留意する。

ア 原則として地区別に指定し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者でも避難できる程度の近傍に確保すること。また、地区内に適した公共的施設等がない場合、民間施設等の指定を推進すること。

イ 耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないこと。

ウ 生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、体

育館、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。

エ 指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができること。ただし、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

3 福祉避難所の指定

(1) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を必要数確保し、指定する。

(2) 指定にあたっては、2に記載する指定避難所の指定基準のほか、次の基準に基づき、指定するものとする。

ア 耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策が図られ、バリアフリー化された施設であること。

イ 要配慮者に対する相談や介助等の支援体制等を有すること。

ウ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めること。

エ 受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

(3) バリアフリー化されており、かつ生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センターや介護保険施設、障害者支援施設等の施設を活用すること。

(4) 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

4 避難所等の整備

市は、避難所等の整備にあたって、男女共同参画の視点や家庭動物（ペット）との同行避難も重視しながら避難者の良好な生活環境を確保するため、次のような点に留意する。

(1) 避難者収容施設においては、耐震性を確保すること。

(2) 電話の不通、停電、断水等の事態に備え、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めること。

(3) 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。特に視聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

(4) 避難生活の環境を良好に保つために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するように努める。また、換気、照明等の設備の整備に努める。

(5) 観光客等の帰宅困難者の避難に資するため、標識の共通化、誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人の避難に資するため、多言語表示シート等を整備しておくこと。

(6) 食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者・乳幼児・女性等に配慮した生活必需品等の備蓄の確保についても検討すること。

- (7) 要配慮者の避難状況に応じ迅速に障がい者用トイレや、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。
 - (8) 要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。
 - (9) 避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、段ボールベッド、プライバシーを確保するための間仕切り用パーティション等の確保や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の配備に努め、パーティションや段ボールベッドは、避難所開設当初から設置するように努める。また、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるように努める。なお、食事については、給食センター等との連携に努め、入浴については、老人福祉施設等との連携に努める。
 - (10) 通信事業者（東日本電信電話株式会社ほか）の協力を得て、災害発生時に速やかに避難所等へ非常用固定電話やインターネット等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくとともに、公衆無線LAN（Wi-Fi）の利用ができる環境整備に努める。また、避難所における停電対策として、電気自動車等を活用した給電体制の整備に努める。
 - (11) 家庭動物（ペット）の避難所建物内への入室は、鳴き声やアレルギー等、他避難者への配慮が必要となるため不可とし、建物外に家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
 - (12) 安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。
 - (13) 感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- 5 学校等における竜巻被害対策としての避難所等の確保
- 学校等の管理者は、竜巻災害に備えて、児童・生徒等の身の安全を守ることが可能な安全な避難所等を確保するよう努める。
- また、登下校時の安全確保の方策についても確立するよう努める。

第2 避難に関する知識の周知徹底

市、県及び県警察は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、避難所等の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、避難所等への持出品、警戒レベルとそれに応じて住民がとるべき行動、避難指示等の住民に行動を促す情報等の意味等、避難に必要な知識等の住民への周知徹底に努め、企業、事業所等はこれに協力する。

第3 避難実施・誘導體制の整備

1 避難基準の設定

市は、住民に対する避難指示等の発令を行う場合の基準を、あらかじめ気象情報、降水量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水警報の基準等により検討し、設定するとともに、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と要配慮者の状況、要配慮者関連施設の所在状況など避難指示等の実施にあたって必要となる情報を事前に把握・

整理しておき、必要に応じ見直すよう努める。国及び県は、市に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

2 高齢者等避難発令体制の確立

市は、気象情報、降水量、河川の水位、その他各種情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合、危険予想地域の住民に避難指示を発令する準備に入ったことを知らせる高齢者等避難を発令する体制を確立する。また発令は、避難行動に時間を要する要配慮者にも十分配慮する。

県は、市の高齢者等避難発令体制の確立について必要な助言・支援を行い、避難実施体制の強化に努める。

3 避難指示等の伝達手段の整備

市は、地域の住民に避難指示等の重要な情報を確実に知らせるため、同報系の防災行政無線を中心とした通信施設の整備を推進するとともに、職員による広報車等での伝達や、消防団、町会・自主防災組織等を活用した戸別伝達、放送事業者の活用、SNSの活用、緊急速報メール等多様な伝達手段の整備に努める。特に、要配慮者に対しては、障がい等の状況に応じて、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。

4 避難誘導體制の確立

(1) 各機関連携による地域の避難体制の確立

市は、消防機関、県警察、町会・自主防災組織、防災士等と連携し、発生しうる災害の想定を踏まえ、平常時から、次のことに留意して避難誘導體制を確立しておく。

ア 各地区・区域毎に事前に責任者を決定しておくこと。

イ 地区の実態に応じ、避難経路を2箇所以上選定しておくこと。

ウ 要配慮者の安全確保及び優先避難を考慮すること。

エ 避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。

オ 水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めること。

(2) 避難時に困難が生じると予想される者への対策

ア 要配慮者対策

市は、要配慮者のうち、避難行動に特に支援を要する避難行動要支援者の速やかな避難誘導を図るため、町会・自主防災組織及び福祉関係者（民生委員児童委員等）と連携し、避難行動要支援者の個々に応じた避難支援内容に係る個別避難計画の策定に努めるとともに、災害時に安全かつ迅速に避難行動要支援者を誘導できるよう、平常時においても所在や健康状態の把握に努める。また、市は、要配慮者が利用する社会福祉施設について、施設利用者の個々の様態に対応できる避難支援プランを作成するよう努めるとともに、避難体制を整備するよう指導を行う。

イ 外国人対策

外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備に努める。また、住民登録時等を活用した防災情報の情報配信ツールの在留外国人への周知や防災情報の伝達が困難な外国人に対する取組の推進など、災害発生時における外国人の避難支援等が適切に行うことに留意する。

ウ 帰宅困難者対策（一斉帰宅の抑制）

人々が一斉に帰宅を開始した場合、交通渋滞や路上・駅周辺等の混雑を引き起こし、応急活動の妨げになるとともに、転倒や落下物による負傷をするなどの二次災害を受ける可能性があるため、一斉帰宅の抑制を周知する。

(ア) 企業等における対策

企業や学校等は、次の事項等を定めた帰宅困難者対策に関するマニュアル等の作成に努める。

- ・従業員や児童・生徒等を一定期間施設内に留めるための滞在場所や飲料水・食料・毛布等の備蓄の確保
- ・従業員や児童・生徒等の安否確認手段の確保
- ・従業員や児童・生徒等への「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、災害用伝言ダイヤル171や災害伝言板等の家族等との安否確認手段の周知

(イ) 駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者は、災害が発生し交通機関の運行が停止した場合における利用者の避難誘導體制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施するよう努める。

また、大規模集客施設の事業者等は、利用者が事業所内で被災した場合における避難誘導體制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施するよう努める。

(ウ) 市民等への周知

市及び県は、ホームページ等により、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を市民等へ周知するとともに、(ア)・(イ)の取組について企業等への啓発を図る。

第4 避難所管理・運営体制の整備

1 避難所管理・運営体制の確認

市は、各避難所の管理責任者をあらかじめ定め、避難所がスムーズに開設・運営できるよう責任者への連絡手段・方法、地元町会との協力体制（避難者による主体的な避難所の運営、運営への女性の参画）等を確認する。

2 職員派遣体制の整備

市は、災害発生初期において避難所管理・運営を円滑に行うため、避難所への職員派遣基準及び体制を事前に明確にする。また、避難所開設が長時間に及ぶことも想定し、交代職員の派遣基準及び体制を明確にする。

3 町会・自主防災組織・NPO、ボランティア団体等との連携

市は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、町会、市社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体等の協力を得るなど、連携しての避難所運営体制を事前に検討する。

4 専門家等との情報交換

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

5 県による体制整備支援

県は、市のマニュアル作成の指針となる避難所管理運営マニュアル作成指針の検討を進めるなど、避難所における管理・運営が円滑に行われるための支援に努める。

6 避難所等の開設状況や混雑状況等の周知

市は、平常時から、避難所等の場所、収容人数、家庭動物（ペット）の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るとともに、災害時に避難所等の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

第5 避難所の集約

1 避難所の統廃合に伴う移動

施設の再開に向けて、避難施設の縮小・統合を進めるにあたっては、避難者に対し部屋の移動などについてあらかじめ広報する。また、避難所の移動が決定した場合は、避難者に対し移動の日時、荷物の搬送についてあらかじめ周知する。

2 避難所の撤収・閉鎖

避難所の撤収が決定した場合は、避難者に対し避難所の閉鎖時期と撤収準備などについて避難者に説明し、その後撤収の準備に取り掛かる。また、回収が必要となる物資等がある場合は、災害対策本部へ連絡し、避難所施設内の片付けや清掃を避難者の協力を得て行う。

避難者の撤収が確認された後、避難所閉鎖日をもって終了する。

第4節 防災訓練計画

市は、大規模災害発生時に効果的な災害応急対策が実施できるよう、防災関係機関と連携して、地域住民も交え、初動対応に力点を置いた実践的、具体的な訓練を実施する。

第1 防災訓練の現状と課題

市が実施する防災訓練は、防災関係機関や市民も参加する総合防災訓練等の実動訓練、災害を想定し、対策等を検討する図上訓練、職員の迅速な動員を図るための非常招集訓練、情報の伝達を主とする通信訓練等様々なものがある。

これらの訓練を平常時に実施し、災害時に的確な対応が可能となるよう体制を整備するとともに、より実践的な初動対応訓練を実施していく必要がある。

また、防災訓練の実施後においては、その結果の評価を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じ初動体制等の改善を図る必要がある。

さらに、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等の要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、地域における要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める必要がある。

第2 総合防災訓練

市は、地域防災計画の検証、防災関係機関との連携強化、市民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関の参加、学校や事業所等との積極的な連携により、総合防災訓練を実施する。実施にあたっては、東日本大震災や令和元年東日本台風、能登半島地震の経験を踏まえ、実践的な訓練を設定し、自助、共助による活動を重視する。

また、災害時の応急対策活動に果たす市民の役割の重要性に鑑み、広く市民の参加を求めるとともに、市民は、防災対策の重要性を認識し、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化に配慮するとともに、実際に道路の通行を禁止、制限して実施するなど、効果的な訓練となるよう、次のような訓練を主に実施する。

- (1) 職員の動員、災害対策本部・現地災害対策本部設置訓練
- (2) 情報の収集・伝達、災害広報訓練
- (3) 水防訓練
- (4) 土砂災害に係る避難訓練
- (5) 消火、救出・救助訓練
- (6) 避難誘導、避難所・救護所設置運営、炊き出し訓練
- (7) 応急救護、応急医療訓練
- (8) ライフライン応急復旧訓練
- (9) 警戒区域の設定、交通規制訓練
- (10) 救援物資・緊急物資輸送訓練
- (11) ヘリコプターを活用した訓練
- (12) 広域応援訓練
- (13) 要配慮者避難支援訓練
- (14) 災害ボランティアセンター設置訓練
- (15) 交通規制訓練

第3 防災図上訓練

災害時における迅速、的確な災害応急対策の実施を図るため、大規模災害の発生を想定した防災図上訓練を実施する。なお、訓練の実施にあたっては、ハザードマップや被害想定等を考慮し、現実的な内容となるよう努める。

第4 非常招集訓練

災害時における職員の迅速な動員を図るため、大規模災害を想定した非常招集訓練を実施する。特に、市は、災害に直接的に対処する責務を負う立場であるため、初動体制の確立を主眼とした非常招集訓練を実施する。

第5 通信訓練・情報伝達訓練

被害状況の把握や応急対策の指令を迅速、適切に行えるよう定期的に通信訓練・情報伝達訓練を実施する。

また、初動期に有用な情報収集・共有及び緊急支援物資の調達・輸送並びに被災者支援手続きの各分野にデジタル技術を活用し、災害対応手順に基づきシステムの操作要領を習熟させる。

第6 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出・救助、避難誘導等に関する消防訓練を実施する。

第7 水防訓練 **【水防】**

本市の消防機関及び水防協力団体の水防訓練は、毎年7月末までに実施する。ただし、水防上の研修又は水防活動を実施したときは、これをもって水防訓練に代えることができる。

なお、水防訓練を実施しようとするとき、又は実施したときは、関係土木事務所経由のうえ知事に報告する。

第8 土砂災害全国統一防災訓練

防災気象情報を活用した避難指示等による住民の避難訓練を実施し、警戒避難体制の強化と住民の防災意識の高揚を図る。

第9 市民、自主防災組織、事業所等の訓練

防災意識の向上や組織的な活動の習熟等地域の防災力の強化を図るため、町会・自主防災組織が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関が参加した訓練を実施し、地域住民が主体となった自助、共助による活動の充実に努める。

- (1) 情報伝達訓練
- (2) 避難訓練、誘導訓練
- (3) 初期消火訓練
- (4) 救出・救助訓練
- (5) 要配慮者避難支援訓練

第5節 避難行動要支援者支援計画

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難である「避難行動要支援者」に対して、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制や公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の安全確保を図る。

第1 現況と課題

災害が発生した場合において、人的被害を最小限にとどめるためには、市民一人一人が必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動を取る必要がある。

特に、平成16（2004）年の新潟・福島豪雨、福井豪雨、新潟県中越地震では、逃げ遅れた高齢者が犠牲となるケースや被災後のストレスや心労により高齢者が死亡するケースが多く見られた。また、平成23（2011）年3月の東日本大震災においても、津波等による犠牲者の約65%が60歳以上、震災関連死では約90%を65歳以上の高齢者が占める状況（復興庁調査）となっている。

これらのことから、避難行動要支援者に対する対策を一層強化する必要がある。

第2 地域における避難行動要支援者の安全確保

避難行動要支援者を災害から守るためには、地域の人々が相互に助け合う環境の整備が重要である。そのため、市は、町会・自主防災組織、消防、警察、民生委員児童委員、医療機関、福祉関係機関等と協力して、避難行動要支援者の地域支援体制を整備する。

1 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する「避難行動要支援者」の避難支援を図るため、要介護者、障がい者等を対象とした「佐野市避難行動要支援者避難支援マニュアル」により、町会・自主防災組織等の地域関係機関と連携を図り、平常時から避難行動要支援者の情報共有、地域の実情に応じた避難支援の体制づくり等を行う。

（1）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等の整備

市は、佐野市避難行動要支援者避難支援マニュアルに基づき、在宅の要介護者、障がい者等の自力避難が困難な者について把握を行い、避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者マップ等を作成することにより必要な情報（氏名、住所、連絡先等）の整理を行う。

なお、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、年1回、新規名簿掲載対象者の名簿作成や同意の意向確認等を行い、転居や死亡等した者は名簿から削除する。

(2) 避難行動要支援者名簿の掲載対象者

N0	対 象 者	情報取得先
1	介護保険の要介護認定者（要介護3以上）	介護保険課
2	身体障害者手帳（1・2級）	障がい福祉課
3	療育手帳（A1・A2）	障がい福祉課
4	精神障害者保健福祉手帳（1・2級）	障がい福祉課
5	難病者（神経系）	安足健康福祉センター
6	上記以外で支援を必要とする者	本人・避難支援等関係者

いずれも在宅者を対象とし、社会福祉施設入所者や長期入院患者は対象から除く。

(3) 関係機関による情報の共有

市は、佐野市避難行動要支援者避難支援マニュアルに基づき、避難支援等関係者（町会・自主防災組織、消防、警察、民生委員児童委員、社会福祉協議会等）への情報提供に同意した避難行動要支援者の情報を、避難支援等関係者と共有する。

なお、共有する情報には隠匿性の高い個人情報も含まれるため、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の措置を講じる。

- ア 避難行動要支援者名簿の提供先は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限る。
- イ 災対法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ウ 施錠可能な場所へ避難行動要支援者名簿を保管するよう指導する。
- エ 避難行動要支援者名簿を複製しないよう指導する。
- オ 避難行動要支援者名簿の提供先が団体の場合、団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- カ 避難行動要支援者名簿の取り扱い状況を年1回報告させる。
- キ 避難行動要支援者名簿を更新した場合、古いものは焼却やシュレッダーによる処分、又は市に返却させる。
- ク 避難行動要支援者名簿を取り扱う者の変更があった場合、避難行動要支援者名簿及びその管理に関する注意事項を適切に引き継ぐよう指導する。
- ケ 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、名簿情報に基づき避難支援を行う。平常時からの情報提供に不同意であった者についても、生命又は身体を保護するために特に必要と認められる場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供することができる。この場合には、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(4) 避難行動要支援者の避難支援の具体化

市は、避難行動要支援者の個々の状況に応じた避難支援を迅速に行うため、本人や避難支援等関係者と打合せをするなどして、災害時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点及び避難所、避難経路等の具体的な支援方法等を個別避難計画として定める。

<個別避難計画に係る留意点>

- ①市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

②市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

③市は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

④市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(5) 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者の避難支援にあたり、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全確保が大前提である。避難支援等関係者には、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲での支援を要請されているものである。

2 福祉避難所の確保等

市は、身体介護や医療相談等の生活支援が受けられるなど、要配慮者が安心して避難生活ができる体制・設備を整備した避難所を福祉避難所として指定し、必要数の確保に努める。

3 幼児対策

市及び県は、幼稚園・保育所・認定こども園等の管理責任者に対し、災害時における乳幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、計画的に防災訓練を実施するよう指導する。

4 緊急通報システム等の整備

市は、高齢者世帯で要支援以上の認定を受けている高齢者等、重度身体障がい者等に対し、緊急通報システムの貸与を行っている。

市は、さらに災害時における高齢者や重度身体障がい者の安全確保を図るため、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるよう、多様な手段による緊急の通報の仕組みの一層の整備充実を図る。

5 防災知識の普及・啓発

市及び県は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を深めるよう努める。

6 社会福祉施設等の安全対策

(1) 防災設備の整備

市及び県は、公立社会福祉施設について、施設の耐久性・耐火性・耐震性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

さらに、市は、自力避難が困難な者が多数入所・通所する社会福祉施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設等）のうち、スプリンクラーの

設置義務施設については、定期的な維持管理の徹底を指導するとともに、設置されていない施設は設置の促進を図る。また、非常用通報装置の設置についても指導していく。

(2) 耐震対策の促進

市は、自力避難が困難な者が多数入所・通所する社会福祉施設の耐震化を促進する。

(3) 緊急連絡体制の確保

市は、社会福祉施設に防災行政無線等の通信手段を整備し、災害時に必要な情報を確実に連絡できる体制づくりに努める。

(4) 夜間体制の充実

市は、夜間及び休日の職員の勤務体制については、施設の性格、規模、介護需要の必要性等により、実態に応じた体制をとるよう指導する。

(5) 防災教育・訓練の充実

市は、社会福祉施設の管理責任者は、職員並びに利用者の防災訓練を定期的 to 実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立する等、災害時の避難対策を確立するとともに、防災意識の高揚を図る。

(6) 社会福祉施設の弾力的な利用

市は、災害により、特に避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者等のために、市内の福祉施設への一時収容等災害時における社会福祉施設の弾力的な利用を図り、被災した要介護者、障がい者等要配慮者に対する支援に努める。

(7) 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

市及び県は、高齢者及び障がい者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難所等となる学校、社会福祉施設等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、要配慮者に配慮した対策を推進する。

7 外国人に対する防災対策の推進

(1) 多言語化による外国人への防災知識の普及

市及び県は、自らの広報媒体への多言語による防災啓発記事の掲載や多言語による防災啓発パンフレットの作成・配布等、外国人への防災知識の普及啓発や避難所等、緊急連絡先等の情報提供に努める。また、市は、避難所等の標識や案内板等の多言語化やマークの共通化に努める。

(2) 地域等における安全性の確保等

市は、外国人の地域等における安全性の確保のため、次の点に留意するものとする。

- ・外国人の中には、これまでで自然災害の体験や防災訓練への参加が少ない者もおり、災害時の行動に支障をきたすことが予想されることから、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。
- ・自主防災組織等により、これらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。
- ・外国人雇用者の多い企業、事業所等の責任者に対し、これらの者への防災教育等を実施するよう指導する。

(3) 災害時外国人サポーター及び災害時外国人キーパーソンの確保

市は、災害時に外国人に対して適切な情報提供・支援を行うため、県の支援を得て災害時外国人サポーター（通訳・翻訳ボランティア）及び災害時外国人キーパーソン（災害情報について外国人住民に対してSNS等で発信できる人）等の対外国人支援者の確保に努める。

(4) 災害時における外国人支援体制の整備

県は、災害の規模・被害等に応じ、（公財）栃木県国際交流協会に「災害多言語支援センター」（災害関連情報の多言語提供や相談業務を行う拠点）の設置を要請するとともに、運営について適切な支援を行う。

また、市は、災害時に多言語による情報提供や相談業務などを行うことにより、外国人の安全体制の確保に努める。県及び（公財）栃木県国際交流協会は、災害時に市が実施する外国人支援施策について、災害時外国人サポーターと連携し適切な支援を行う。

第6節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

市は、大規模災害の発生直後における市民生活確保のため、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、防災資機材等の備蓄と調達体制の整備を行う。

第1 食料、飲料水、生活必需品の備蓄、調達体制の整備

被災者に対して必要な食料、飲料水、生活必需品を迅速に供給するため、緊急時に必要となる物資を備蓄するとともに、関係機関の協力を得て供給体制の整備を行う。

1 市による備蓄の推進

既往災害の教訓を踏まえ、災害発生から3日間に必要な物資を確保できる体制を整備する。その際には、備蓄品目に応じた集中備蓄や避難所等への分散備蓄を行うように努めるとともに、要配慮者や女性、子ども、食物アレルギーのある者等のニーズの違いに対応した食料や生活必需品等の備蓄に努める。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物（ペット）の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮し、調達する。

市は、関係機関と物資の供給に関する協定を締結するなどによる流通備蓄及び調達体制を整備する。

備蓄対象品目：アルファ米、かゆ、ソフトパン、飲料水、毛布、簡易トイレ、紙おむつ等

2 市職員による備蓄の推進

市職員は、目安として1人あたり3日分の食料等を確保しておき、災害時の登庁にあたって食料等を持参するとともに、普段から勤務場所に備蓄するように努める。

3 市民に対する備蓄の啓発

市は、平素から広報紙、パンフレット等を利用して、「自らの命は自らが守る」という自助の精神に基づいた市民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行い、非常持ち出し品のほか、家族構成等に応じた最低3日分（推奨1週間以上）相当の食料、飲料水、生活必需品の家庭内備蓄の促進を図る。

4 医療、介護施設等における備蓄の推進

医療並びに介護施設等は、災害発生時における施設滞在者のための物資の応急確保を図るため、必要な物資の備蓄に努める。

5 企業・事業所等の備蓄の推進

企業、事業所等は、災害時に備えて、事業継続計画（BCP）に基づき、事業継続に必要な物資等の備蓄に努める。

6 燃料確保対策

災害時における緊急車両や医療・介護施設等の重要施設、避難所等への燃料供給確保を図るため、県と連携して燃料供給事業者団体等との連絡・協力体制の整備に努める。

市は、県と栃木県石油商業組合が締結した「災害時における物資・燃料等の供給協力及び帰宅困難者支援に関する協定」が円滑に運用できるよう、平常時から県と連携を図り、災害時における緊急車両や重要施設における燃料確保対策に努める。

第2 医薬品、医療救護資器材等の調達体制の整備

災害により負傷した者の応急救護に必要な医薬品及び衛生材料は、その都度調達することを原則とする。このため、市内医療機関等に常備している医薬品及び衛生材料を利用できるよう、あらかじめ調達体制を整備する。

第3 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備

災害応急対策活動や被災市民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、備蓄、調達体制を整備する。

1 備蓄対象品目

市は、消火・人命救助活動、被災市民の避難生活等において必要な資機材を備蓄する。

備蓄対象品目：救助工具（エアジャッキ、チェーンソー、バール、のこぎり、ヘルメット、発電機、サーチライト等）

2 関係機関との連携

市は、資機材の備蓄にあたっては、共同備蓄や町会・自主防災組織における備蓄を促進する。

第4 物資・資機材等備蓄スペースの確保

学校や公民館等、避難所等となる施設の空きスペースを積極的に活用し、必要な物資や資機材等の計画的な備蓄を促進する。

第5 物資の供給並びに受入体制の整備

市は、災害時において混乱なく被災住民等に物資を供給することができるよう、確保した物資の輸送手段の確保、配送方法の確立など、避難所等への物資供給体制の整備に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機（ドローン等）による輸送手段の確保に努める。

また、市は、市外からの救援物資等の受入体制の整備に努める。

第7節 災害に強い都市づくり計画

市は、都市整備に関係する機関と協力して、道路、公園、河川等の骨格的な都市基盤としての公共施設整備のほか、住宅、産業、教育、福祉医療等の施設の配置についても計画的な土地利用を図り、防災上危険な市街地の解消を図るなど総合的な施策を展開し、災害に強い都市づくりを推進する。

第1 災害に強い都市構造の形成

防災都市づくりの推進

安全で安心して暮らせる都市空間を確保するためには、都市基盤施設の整備をはじめ、各種事業と効果的に連携を図り、都市防災機能を強化することが必要である。

具体的には、都市づくりの指針となる都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づき、土地利用や居住誘導、施設整備等を計画的に推進することにより、災害に強い都市構造の形成に努めることが重要である。

また、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、防災指針に基づき、誘導区域内の安全性向上に資するハード・ソフト両面からの防災まちづくりの取組を推進する。

第2 災害に強い都市整備の計画的な推進

1 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

防災上危険な密集市街地や消防活動困難区域の解消のためには、幹線道路、都市河川等の主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路等を総合的、一体的に整備することが重要である。

本市を災害に強い都市構造とするため、総合的な都市整備手法である土地区画整理事業等の面的整備事業を県と連携して推進する。

2 防災機能を有する施設の整備

市、県等の関係機関は、相互連携により、土地区画整理事業等に併せて、災害時における応急対策の拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

3 要配慮者に配慮した施設の整備

本章第5節第2の6のとおり整備を推進する。

4 再生可能エネルギーの利活用促進

市は、災害時のエネルギー確保のため、再生可能エネルギーの導入を行うとともに、一般家庭や事業所、防災拠点等への導入促進を図り、災害に強い地域づくりを推進する。

第3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

1 市は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、飛行場外離着陸場、通信施設等の災害応急対策施設を備え、活動拠点や避難場所となる公園等の整備を推進する。

2 市は、道路、公園、河川等の公共施設管理者として、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

- 3 市は、緊急輸送ルートを迅速確実に確保するため、避難所等や救援物資集積等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。
- 4 市は、避難経路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定し、道路の占用の禁止又は制限を行う。
- 5 市は、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進に努める。

第4 火災延焼防止のための緑地整備

1 避難所等の緑化

避難所等として利用される公共施設・学校等の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。

2 災害に強い緑づくり

樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、災害に強い緑づくりを推進する。

3 火災に強い森林づくり

林野火災の延焼防止のため、林縁や林内に防火樹林帯を設けるなど、消火活動等に供するため防火管理道の開設に努める。

第5 道路アンダー冠水対策

道路管理者（市・県）は冠水箇所（アンダーパス構造となっており、集中豪雨時において冠水する可能性がある箇所）を公表して注意を喚起し、併せて冠水情報板の整備及び監視カメラの設置、進入防止柵の設置に努め、初動対応の短縮を図るとともに、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

第6 所有者不明土地への対応

市、県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第8節 治水、治山、砂防対策計画

大雨、洪水等の自然災害から市の地域を保全、または、市民の生命、身体及び財産を保護するため、総合的かつ長期的治水、治山、砂防対策を推進し、県と協力することにより促進する。

第1 治水対策

1 河川の現況と対策

市域内を流下する河川は、一級河川は渡良瀬川等12河川（総延長148.90km）であり、普通河川も数多く流下している。これらの河川の中には、山岳に囲まれた急流河川が、降雨等により浸食され、土砂は勾配の急な谷間に多量に堆積され、豪雨に際して下流に流出、氾濫し浸水等の被害を与えることがある。

これらの河川は、いずれもその管理機関により砂防及び改修事業が実施され、逐次整備されているが、更に管理機関及び水防関係機関と協力して危険箇所調査、巡視、水防資機材の備蓄等に積極的に努める。

第2 治山対策

1 治山の現況と対策

堰堤、谷止、床固等の溪間工事を基礎として、山腹崩壊荒廃地の復旧、緑化工事を実施するとともに、崩壊発生の危険がある箇所に対しては、谷止、土留等の基礎工事を施工して、崩壊の発生を防止するための工事を実施するよう、県に要請していく。

第3 砂防対策

1 砂防の現況と対策

本市は、山岳に囲まれ、一時的な集中豪雨が多いため、浸食による溪流荒廃が多く、この浸食によって生じた土砂は、勾配の急な谷間に多量に堆積され、豪雨によって下流に氾濫し被害を与えている。

市内には、一級河川、重要水防箇所及び土砂災害警戒区域等が数多くあるので、国、県に対してこれらの堰堤、流路工等の工事を更に推進するよう要請し、土砂の生産及び流出を抑制し河川状態の安定を図る必要がある。

2 砂防指定地の管理

(1) 砂防指定地は、砂防設備が必要な土地（砂防設備を保全するために必要な土地を含む。）、治水砂防上有害な行為（立木の乱伐、土地の乱掘等）を取り締まるために必要な土地について砂防法第2条の規定に基づき主務大臣が指定している。

(2) 指定地の管理

ア 砂防施設の維持のため、指定地等は常に十分な管理が必要である。また、砂防指定地の現状を変更して治水砂防上悪影響を与える行為を取り締まるとともに、その現況を常に把握しておかなければならない。

イ 砂防指定地内で行う切土、掘削等の土地の形状変更、土石、岩石の採取、工作物の新築、改築、立木の伐採、伐根等、土砂の流出を助長する行為については、栃木県砂防指定地の管理等に関する条例により知事の許可を受けなければならない。

第9節 土砂災害・山地災害予防計画

大雨、洪水等による土砂災害から市の地域を保全し、市民の生命、身体、及び財産を保護するため、関係法令等に基づき災害危険区域を設定し、計画的な災害予防対策を実施する。その際、山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。

第1 宅地造成地災害防止対策

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）により、盛土・切土・土砂の堆積の行為を伴う開発行為については、盛土規制法のみなし許可とされ、みなし許可とされた開発行為については、基準を遵守し適切な許認可業務を行う。

第2 土地所有者等に対する防災措置

市は、土砂災害防止法等に基づき危険箇所の土地所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設等必要な防災工事を促すとともに、常に監視を行い災害時における安全の確保を図るよう指導を行う。

第3 被災宅地危険度判定制度の整備

市は、県と連携し、豪雨等により被災した宅地の二次災害に対する安全性を判定するため、被災宅地危険度判定制度を整備する。

1 被災宅地危険度判定実施体制の整備

被災宅地危険度判定実施要領等により、実施体制を整備する。

2 被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等の運用・連絡網について整備する。

第4 山地災害防止対策

本市は、北部に山岳地域があることから、山地災害危険地区が多い。（資料編2-1参照）

市は、県と協力してこれらの危険地区について、地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判定し、危険度の高いものから順次対策事業を実施し、また県が認定した山地防災ヘルパー、山地防災推進員等と連携しながら、広く市民に周知を行い、台風や豪雨時等における被害発生の未然防止及び被害の軽減を図るものとする。

第5 地すべり防止対策

本市の土砂災害警戒区域（地すべり）は、3箇所あり、そのいずれもが北部山麓地帯及び河川の沿岸に存在している。（資料編2-2参照）

市は、県と協力してこれら土砂災害警戒区域の監視等に当たるとともに、周辺住民等に土砂災害警戒区域の周知を図り、区域に対する警戒体制を強め、緊急時に際して地域ごとに適切な措置がとれるよう市民に徹底させる。

（危険状況判断のための着眼点）

① 降雨量、積算雨量等の増加

- ② 地下水の濁り、増加、変動等
- ③ 地山における斜面の段差、亀裂や凹地、湿地の発生等

第6 急傾斜地崩壊対策

崩壊するおそれのある急傾斜地については、市民に周知を図る等の措置を講じているところであるが、今後、さらに警戒避難体制の整備を図るとともに、危険度の高いものについては、急傾斜地崩壊対策事業等の実施促進を県に要望し、災害の未然防止を図るものとする。(土砂災害警戒区域(急傾斜地)については、資料編2-2のとおり。)

- 1 急傾斜地の崖崩れに備えるため、土砂災害警戒区域の把握に努め、避難指示等の基礎とする。
- 2 危険な区域に居住する市民に対し、崩壊の危険性を周知徹底するとともに、土砂災害警戒情報が発表された場合は速やかに避難体制がとれるよう、あらかじめ啓発を行う。
- 3 土砂災害警戒区域(急傾斜地)における、土地所有者等による防災工事、家屋の移転等を行う場合には、がけ地近接等危険住宅移転事業や防災集団移転促進事業等の公的融資制度が活用できる旨、周知する。
- 4 がけ崩れ、危険区域の点検を定期的実施するとともに、必要に応じ危険区域の補修を行うよう土地所有者、管理者、占有者への指導を行う。

(危険状況判断のための着眼点)

- ① 降雨量の増加、積算雨量等
- ② 崖中途からの地下水の湧出
- ③ 斜面への段差や亀裂の発生
- ④ 樹木、電柱等の傾斜
- ⑤ 家屋等の歪み
- ⑥ 樹木の伐採等による保水力の低下

第7 土石流防止対策

土石流危険渓流とは、土石流危険渓流及び危険区域調査等により、土石流の発生の危険性があり、1戸以上の人家(人家がなくても官公署・学校・病院・駅・旅館・発電所等のある場所を含む。)に被害を生ずるおそれがあることとされた渓流で最近の災害の特徴としては、一見安定した河状係数、林相を呈している平穏な渓流が、異常な集中豪雨により、いったん土石流が発生すると、兩岸を削られ、堆積土砂を押し流して、下流の人家集落に多量の土砂を堆積させ、災害を起こす例が多い。(土砂災害警戒区域(土石流)については、資料編2-2のとおり。)

市は、砂防工事の実施を県に要請するとともに、警戒避難体制を確立するため、土砂災害警戒区域(土石流)周辺の市民等を中心に広く土砂災害警戒区域を周知する。また、市民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、市または警察に速やかに通報するよう周知する。

- ① 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- ② 渓流の流末が急激に濁りだした場合や流木がまざりはじめた場合
- ③ 降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめた場合(上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある)
- ④ 渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

⑤ 溪流付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合やその兆候が出はじめた場合

第8 土砂災害防止法に基づく被害防止対策

土砂災害の発生するおそれのある危険箇所は、新たな宅地開発等に伴い年々増加傾向にある。そのため土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、危険性のある区域を明らかにした上で、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を充実させていくことが重要である。

このため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成13年4月法律第57号）」（土砂災害防止法）に基づき、県知事により指定を受けた土砂災害警戒区域について、市は、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難救助のほか土砂災害を防止するために必要な避難体制の整備を図るとともに、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所等に関する事項等について市民への周知を行う。

1 土砂災害警戒区域等の指定

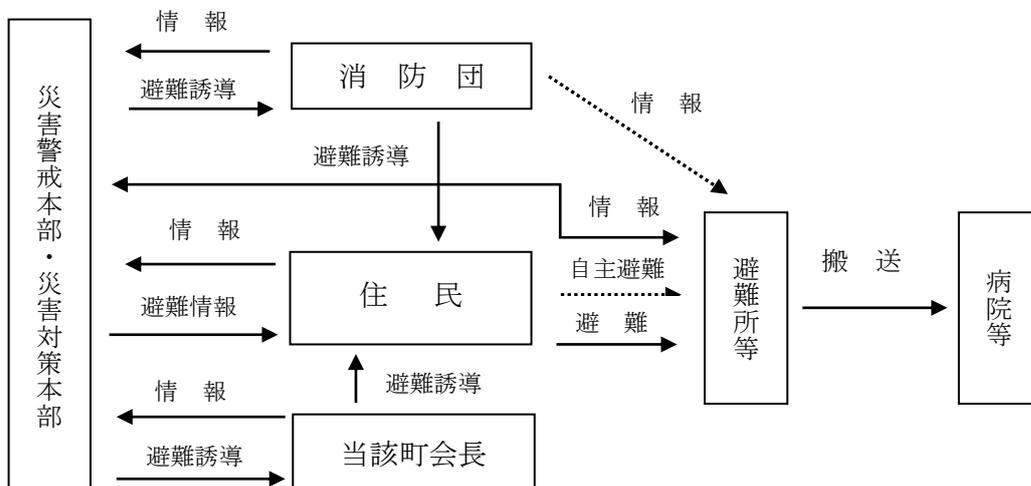
- (1) 県は市の意見を聞いて、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等の土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊が生じ、市民に著しい危害の生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定する。
- (2) 佐野市防災会議は、「土砂災害警戒区域」が指定された場合、地域防災計画にその警戒区域ごとの警戒避難体制に関する事項を定めるよう努める。
- (3) 市は、警戒区域ごとの土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所等に関する事項等円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知するよう努める。

2 情報収集及び伝達・避難体制

情報収集及び伝達・避難体制は消防団や町会長、防災行政無線等を通じて行う。

土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものがある場合には、当該施設の名称及び所在地を定め、伝達方法は、電話、メール、SNS、広報車等、その時最も迅速確実と考えられる手段をもって行う。（資料編2-3参照）

市は、地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練実施について支援する。



3 連絡先及び避難所等一覧表

土砂災害警戒区域ごとの連絡先及び避難所等は資料編8-3による。

第9 盛土による災害の防止対策

盛土規制法により、市は、危険な盛土、崩落等の蓋然性の高い盛土及び無許可等の盛土等について、県に速やかに連絡し、盛土規制法に基づく措置が図られるよう県へ要請する。

第10節 水防体制の整備

大雨、洪水等による河川の氾濫や浸水等から被害の軽減を図るため、水防施設を整備するとともに、平常時における水防活動体制並びに洪水予報、水防警報等の警戒情報伝達体制等の整備を推進する。

第1 水防活動体制の整備

1 資機材の整備 **【水防】**

市は、河川、堤防、護岸及び過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫等を設置し、次の基準により、地域の実情に即応した水防器具、資材の整備に努める。

市長は、水防活動により資器材が不足した場合は、県の管理する水防資器材を安足土木事務所長に要請することができる。

本市における水防資器材の整備状況は、資料編3-6のとおりである。

市水防倉庫備蓄基準（安足土木事務所管内）

器 具																	
資機材名	鎌	ノコギリ	ナタ	スコップ	ツルハシ	クワ	オノ	掛矢	ペンチ	ハンマー	カッター	チェーンソー	一輪車	発電機	照明	救命ボート	救命胴衣
数量	124 丁	60 丁	33 丁	223 丁	43 丁	14 丁	50 丁	74 丁	12 丁	44 丁	18 丁	4 台	8 台	2 台	3 台	4 台	60 着
資 材																	
資機材名	土のう袋等			シート類			杭(鉄・木)			鉄線			ロープ等				
数量	25,200袋			107枚			2,348本			565kg			200m				

令和6（2024）年度栃木県水防計画より

2 資機材の輸送 **【水防】**

- (1) 市長は、水防資器材等の輸送のため、トラック等の配備に留意し、必要に応じ緊急輸送にあたる。
- (2) 運搬車両に不足を生じ、緊急やむを得ない場合は、官民を問わず、あらゆる輸送機関の確保に努力するものとし、災害時応援協定を利用する。

3 監視・警戒及び重要水防箇所 **【水防】**

(1) 監視・警戒

市長は、知事から大雨に関する気象状況の通知を受けたとき、又は必要と認めたときは、巡視員を堤防の巡視にあたらせる。この巡視は、その時の状況により必要な人員で行う。

ア 堤防の巡視にあたっては、次の状況に注意する。

- ①堤防の溢水、越水の兆候
- ②表法の水あたりの強い場所の亀裂等の状態
- ③天端の亀裂又は沈下の有無
- ④裏法の漏水、亀裂及び崩壊の兆候

⑤樋門の両袖又は底部からの漏水及び扉の締り具合

⑥橋梁、その他の構築物と堤防との取付け部分の異常

イ さらに河川が増水して水防団待機水位（通報水位）を超えたとき、又は超えるおそれがあるときは、随時巡視員を増員して警戒にあたらせる。

ウ 巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、速やかに風水害等対策編第2章第3節第3の5「水位の観測通報【水防】」の系統により関係者に通報する。

エ 巡視管轄一覧を資料編3-1のとおり定める。

オ 水位観測所の示す水位が、この計画に定める氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、速やかに風水害等対策編第2章第3節第3の5「水位の観測通報【水防】」の系統により関係者に通報する。氾濫注意水位を下回ったときも同様に通報する。

(2) 報告

洪水等に際し、市長は消防機関が出動したとき、又は水防作業を開始したとき、もしくは堤防等に異常を発見したときは、風水害等対策編第2章第9節第10「決壊時の処置」に示す通報系統により関係機関に通報する。

(3) 重要水防箇所

本市の河川法を適用する河川で、水防上特に警戒防御を要する箇所（以下「重要水防箇所」という。）は、資料編3-2のとおりである。また、巡視責任者は重要水防箇所等所在地を管轄する分団長とし、巡視にあたっては本節第1の3に準じて行う。

	県の管理区間	国の管理区間
重要度	A 水防上最も重要な区間	A 水防上最も重要な区間
	B 水防上重要な区間	B 水防上重要な区間
	—————	要 注 意 区 間

4 水門等の操作 **【水防】**

(1) 水門、堰の操作

水防上重要な水門・堰については、市長は水防管理者として、あらかじめ関係する安足土木事務所長、水門・堰の管理者とその操作基準、連絡方法について協議しておく。

ア 管理者は、水門にあらかじめ操作員を定めておく。

イ 操作員は、異常気象時はもとより、平素から工作物の点検を心がけ、出水等の操作に支障のないようにしておく。

ウ 管理者は出水の状況によって、操作員の安全確認を最優先したうえで、門扉の開閉その他必要な措置をとるとともに、その状況を速やかに市長に通知する。

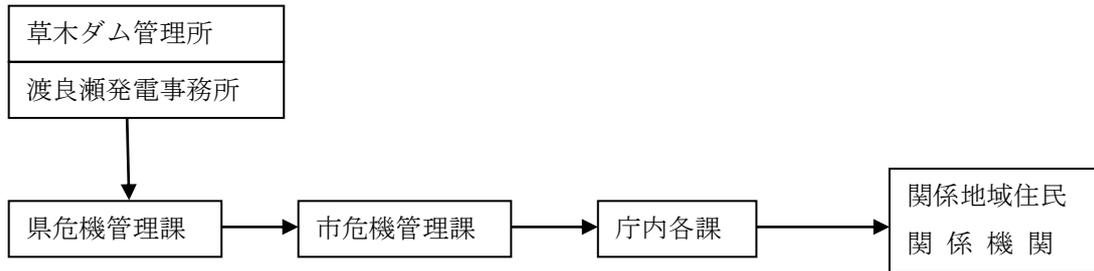
エ 市長は、前項の報告を受けたときは、知事（安足土木事務所経由）に連絡する。

オ 門扉の開閉等の具体的な操作要領は、安足土木事務所とあらかじめ協議しておく。

カ 水門・堰の所在は、資料編3-3とおりである。

5 ダム操作の通報 **【水防】**

渡良瀬川上流の草木ダム及び高津戸発電所のダムは、洪水予報発表中はダムの操作に関し、処置しようとする事項を水防本部に通知する。



6 消防団の育成・強化

- (1) 市は、平常時から消防団に対して研修会等を実施し、育成・強化に努める。
- (2) 市は、毎年出水期前に1回以上の水防訓練を実施する。
- (3) 市は、河川ごとに、重要水防箇所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。

7 安全管理 **【水防】**

水防活動時は、ライフジャケット等の着用及び通信機器等の携行並びに最新の気象情報を入手可能な態勢で実施するものとする。また、出水期前に、活動要領、退避場所及び退避要領、連絡系統等の確認を行い、安全管理の徹底を図る。

8 タイムライン（防災行動計画）の策定 **【水防】**

市は大規模な水災害による被害を最小化するため、水災害が発生した場合に実施すべき対策をより具体化して取り組むことができるよう、時間軸に沿ったタイムライン（防災行動計画）を策定し、「いつ」、「だれが」、「何をするか」をあらかじめ明確にしておくものとする。細部は、資料編3-7のとおり。

第2 洪水浸水想定区域における対策 **【水防】**

1 洪水浸水想定区域における基本的考え方

国、県による洪水浸水想定区域の指定があった場合、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次の事項を定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置により市民及び要配慮者利用施設等に周知を図る。また、市民は危険を察知した場合、市や防災機関へ連絡するとともに、自主避難を行う。

- ① 洪水予報の伝達方法
- ② 避難施設その他の避難所等及び避難経路その他の避難経路に関する事項
- ③ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
- ④ 洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地（資料編3-8参照）

市は、地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練実施について支援する。また、市は、避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努め、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

2 洪水ハザードマップの整備

市は、国や県の協力の下、効果的な避難等応急対策に資する洪水ハザードマップ（洪水避難地図）を整備して各世帯に配布し、情報の伝達経路・方法、避難所等、避難時の心得等について市民や関係機関への普及徹底に努める。

また、市は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

3 予想される水災の危険の周知等

市は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水土砂災害ハザードマップの公表、まちなかの看板・電柱等への掲示等により住民等に周知するように努める。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

4 要配慮者利用施設利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

尚、市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認められるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員は、防災行政無線、戸別受信機、防災・気象情報メール、緊急速報メール、市ホームページ、SNS等により、洪水予報等の情報収集に努める。

市は、地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定める。

5 洪水予報河川について

(1) 国土交通省が指定する区域、基準水位観測所等

本市に関係する洪水予報河川で、国土交通省が指定する区域、基準水位観測所等は以下のとおりである。

区間名	河川名	区 域	基準水位 観測所	基準水位				所 管 事務所名
				水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	
渡良瀬川 上流部	渡良瀬川	左岸：群馬県みどり市大間々町高津戸1078番地17地先から 栃木県足利市若草町12番1地先まで 右岸：群馬県みどり市大間々町大間々2245番地4地先から 栃木県足利市福富町1819番3地先まで	高津戸	2.20m	3.30m	4.40m	5.00m	渡良瀬川 河川事務所 前橋地方 气象台 宇都宮地方 气象台
渡良瀬川 下流部	渡良瀬川	左岸：栃木県足利市若草町12番1地先から利根川合流点まで 右岸：栃木県足利市福富町1819番3地先から利根川合流点まで	足利	3.00m	3.30m	4.90m	5.40m	関東地方 整備局 気象庁 予報部
			古河	2.70m	4.70m	8.90m	9.70m	

(2) 県が指定する区域、基準水位観測所等

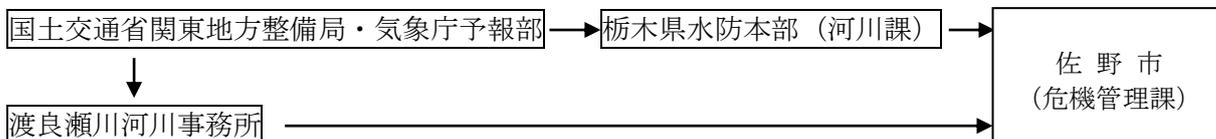
本市における洪水予報河川で、県（県土整備部）が指定する区域、基準水位観測所等は以下のとおりである。

河川名	区 域	基準水位 観測所	基準水位				流域内 雨量観測所
			水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	
秋山川	左岸：佐野市葛生西2丁目葛生大橋から 佐野市植下町大古屋橋まで 右岸：佐野市あくど町葛生大橋から 佐野市大古屋町大古屋橋まで	大橋 (佐野)	1.30m	1.70m	2.10m	2.80m	(気)葛生 (気)佐野 秋山台 山越
袋 川	左岸：足利市月谷町から 足利市川崎町渡良瀬川合流点まで 右岸：足利市月谷町から 足利市川崎町渡良瀬川合流点まで	千歳橋 (足利)	1.70m	2.20m	3.00m	3.50m	(気)足利 北大綱 安足土木 松田

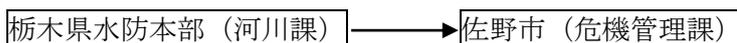
(3) 洪水予報、避難指示等の伝達方式

国・県からの洪水予報の伝達経路は、以下ア・イのとおりであり、市は、これにより避難指示等について、以下ウの伝達経路によって市民に伝達する。

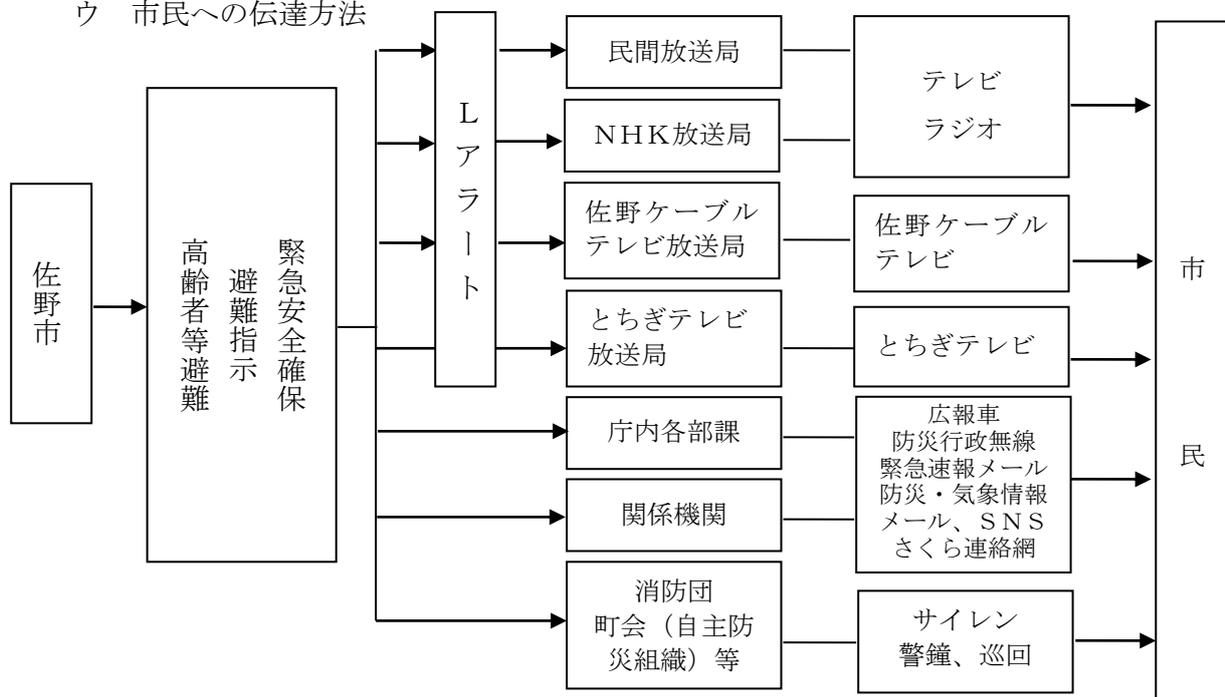
ア 国からの伝達経路



イ 県からの伝達経路



ウ 市民への伝達方法



※Lアラート（災害情報共有システム）…災害発生時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤

6 水位周知河川について

(1) 国土交通省が指定する区域、基準水位観測所等

本市に関係する水位情報周知河川で、国土交通省及び栃木県が指定する区域、基準水位観測所等は以下のとおりである。

河川名	区 域	基準水位観測所	基 準 水 位				所 管 事務所
			水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	
旗 川	左岸：足利市寺岡町894番の1地先から渡良瀬川合流点まで	高田橋	3.00m (足利)	3.30m (足利)	3.90m	4.10m	渡良瀬川河川事務所
	右岸：足利市寺岡町870番地の1地先から渡良瀬川合流点まで						
秋山川	左岸：佐野市植下町字間之田町3336番地先から渡良瀬川合流点まで	伊保内新橋	3.00 (足利)	3.30m (足利)	6.90m	8.20m	渡良瀬川河川事務所
	右岸：佐野市大古屋町字大古屋4541番の1地先から渡良瀬川合流点まで						

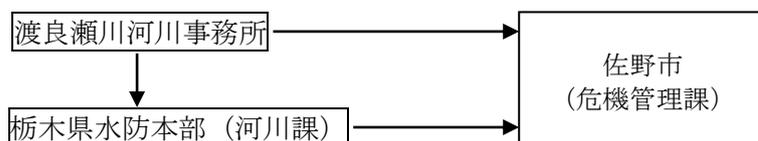
(2) 県が指定する区域、基準水位観測所等

河川名	区 域	基準水位観測所	基 準 水 位				流域内雨量観測所	所管事務所
			水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位		
旗 川	左岸：佐野市船越町船越橋から足利市寺岡（国直轄旗川上流端）まで	白旗橋	1.80m	2.20m	2.30m	3.00m	(気)作原長谷場北大網打越	安足土木
	右岸：佐野市船越町船越橋から足利市寺岡（国直轄旗川上流端）まで							

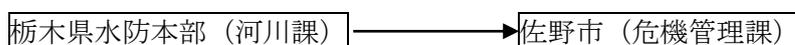
(3) 水位情報、避難指示等の伝達方法

国・県からの洪水予報の伝達経路は、以下ア・イのとおりであり、市は、これにより避難指示等について、以下ウの伝達経路によって市民に伝達する。

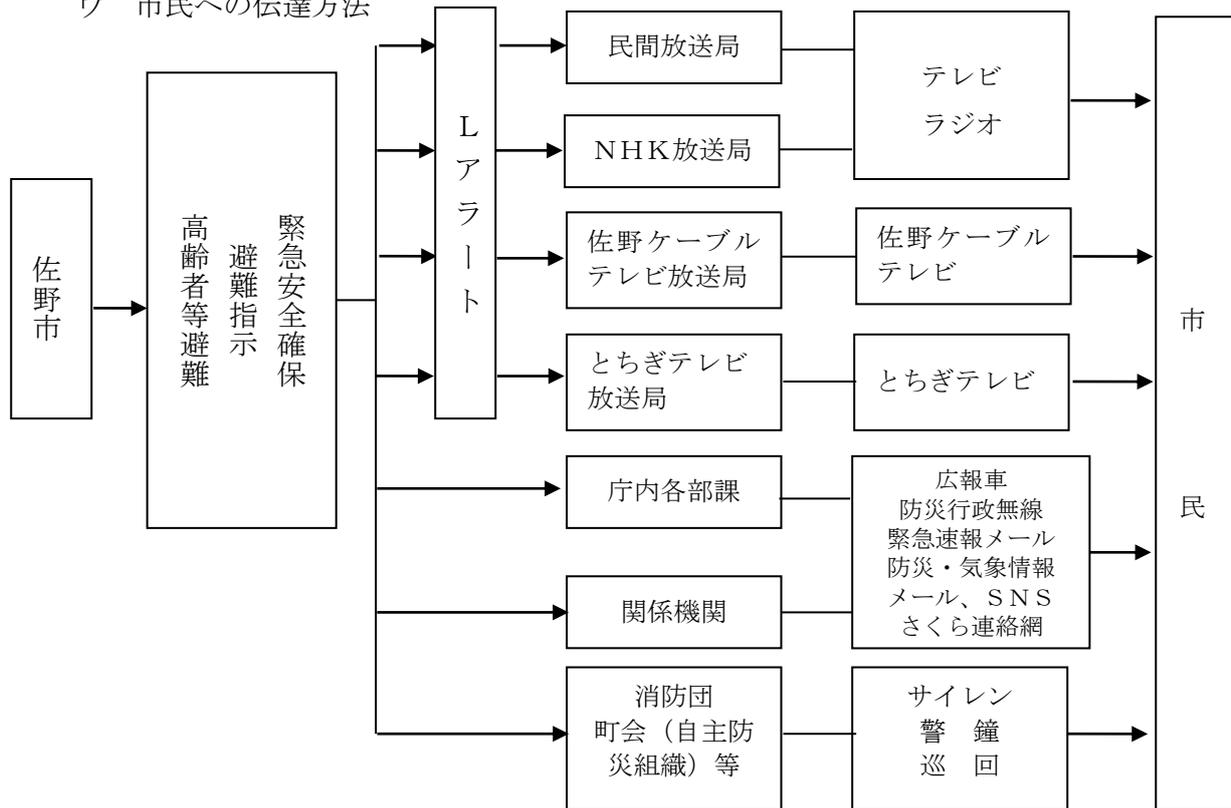
ア 国からの伝達経路



イ 県からの伝達経路



ウ 市民への伝達方法



7 水防警報河川について

(1) 国土交通省が指定する区域、基準水位観測所等

本市に関係する水防警報河川で、国土交通省が指定する区域、基準水位観測所等は以下のとおりである。

河川名	区 分	基準水位 観測所	基準水位				発表者
			水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	
渡良瀬川	左岸：足利市小俣町57番2地先から 栃木市藤岡町藤岡字山合5879番7地先まで	足利	3.00m	3.30m	4.90m	5.40m	渡良瀬川 河川事務所長
	右岸：足利市中川町3750番1地先から 栃木市藤岡町藤岡字鷲原5721番12地先まで						
	左岸：足利市寺岡町894番1地先から 渡良瀬川合流点まで						
旗 川	右岸：足利市寺岡町870番地先から 渡良瀬川合流点まで						
秋山川	左岸：佐野市植下字間之田3336番地先から 渡良瀬川合流点まで						
	右岸：佐野市大古屋町字大古屋4541番1地先から 渡良瀬川合流点まで						

※旗川、秋山川は、渡良瀬川の発表に準じる。

(2) 県が指定する区域、基準水位観測所等

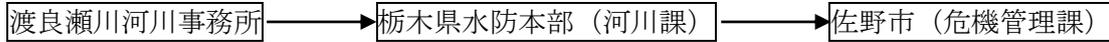
本市における水防警報河川で、県（県土整備部）が指定する区域、基準水位観測所等は以下のとおりである。

河川名	区 域	基準水位 観測所	基準水位				流域内 雨量 観測所
			水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	
秋山川	左岸：佐野市葛生西2丁目葛生大橋から 佐野市植下町大古屋橋まで	大橋 (佐野)	1.30m	1.70m	2.10m	2.80m	(気)葛生 (気)佐野 秋山台 山越
	右岸：佐野市あくど町葛生大橋から 佐野市大古屋町大古屋橋まで						
旗 川	左岸：佐野市船越町船越橋から 足利市寺岡(直轄旗川上流端)まで	白旗橋 (佐野)	1.80m	2.20m	2.30m	3.00m	(気)作原 長谷場 北大網 打越
	右岸：佐野市船越町船越橋から 足利市寺岡(直轄旗川上流端)まで						
袋 川	左岸：足利市月谷町から 足利市川崎町渡良瀬川合流点まで	千歳橋 (足利)	1.70m	2.20m	3.00m	3.50m	(気)足利 北大網 安足土木 松田
	右岸：足利市月谷町から 足利市川崎町渡良瀬川合流点まで						

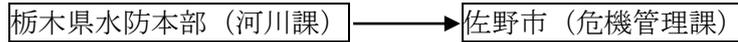
(3) 水位情報の伝達系統及び消防機関（消防団等）の出動

水防警報水位に達した時の伝達系統は次のとおりであり、水防警報が発せられた場合、消防機関（消防団等）は待機、準備、出動等の体制をとる。

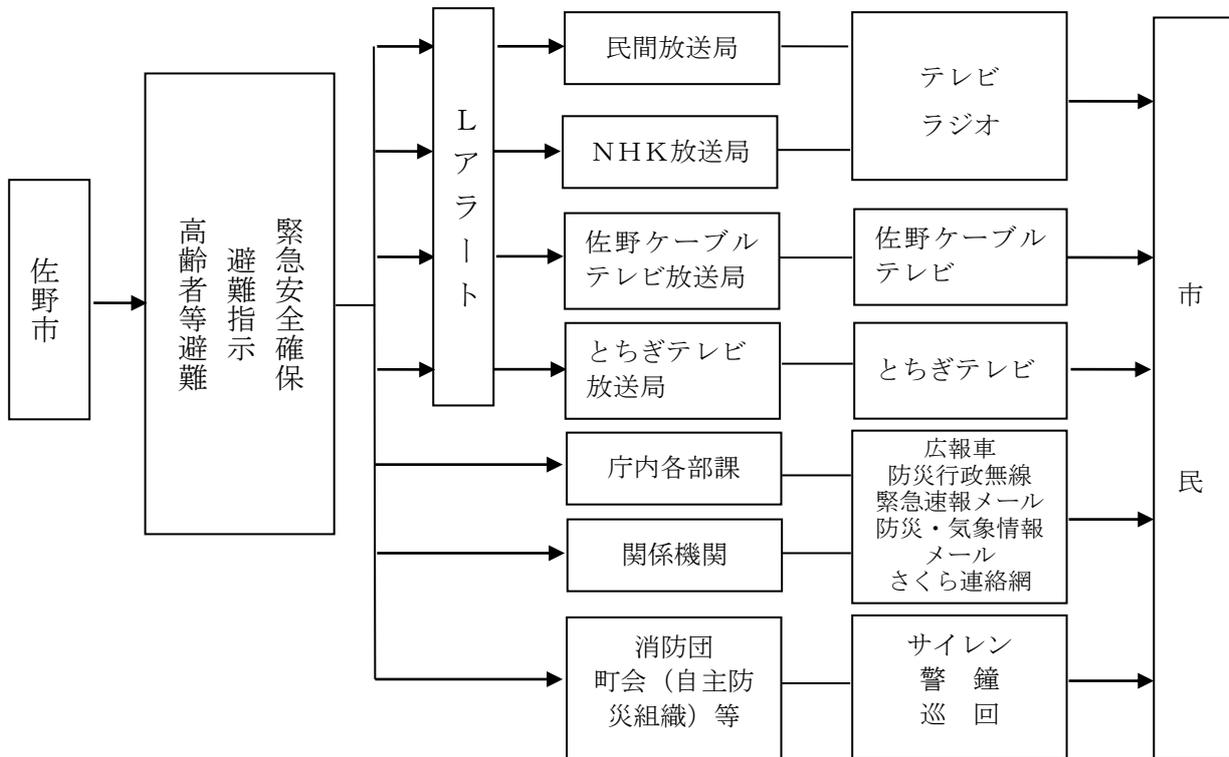
ア 国からの伝達経路



イ 県からの伝達経路



ウ 市民への伝達方法



第3 河川管理者の水害予防対策

1 平常時の予防対策

市は、河川管理者と連携し、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡視点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期すため、水防用資機材の備蓄、維持管理に努める。

また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から各関係機関での協議調整を図る。

2 河川整備の促進

市は、河川の氾濫防止及び治水安全度の向上を図るため、河川管理者に対し、積極的に河川改修や防災調節池等の河川整備の促進を求める。

第4 洪水氾濫による被害の軽減に資する取組

「大規模氾濫減災対策協議会」、「栃木県減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築し、また、近年の激甚な水害・土砂災害、気候変動の影響及び社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害・土砂災害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行う。

第11節 農業災害予防計画

市、県、農地・農業用施設等の管理者は、災害の発生に際して、農業被害を最小限に止めるため、連携して予防対策を実施する。

第1 農業技術対策

1 農作物の凍霜害予防対策

(1) 晩霜に対応する防止対策の周知

ア 晩霜に対応するため、生産者団体等を通じて農業者に対し、農作物凍霜害防止対策について周知を図る。

イ 市は、農業者に対し、特に農作物凍霜害防止対策期間中、気象情報等により情報を収集し、特に晩霜への注意を喚起する。

(2) 予防のための技術対策指導の徹底

市は、関係機関と協力して、県が作成した農作物の凍霜害予防のための技術対策資料を団体等に配布し、農家に対する指導の徹底を図る。

2 暖候期における農作物気象災害予防対策

(1) 暖候期における気象条件と農作物気象災害

暖候期における気象条件が農作物の生育、収量等に大きく影響し、場合によって農作物への被害が懸念される。

(2) 暖候期予報に伴う技術対策指導の徹底

関東・甲信地方暖候期予報（毎年2月25日頃気象庁地球環境・海洋部発表）に基づいて作成された県の技術対策資料を、市及び関係指導機関は、団体等に配布し、農家に気象変動に対応した栽培技術指導の徹底を図る。

第2 農地・農業用施設対策

各土地改良区等の農地・農業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。県、市は、その実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国の補助事業、県単事業等により改善するよう指導する。

1 各施設の共通的な対策

(1) 管理体制の整備

頭首工、大規模排水機等の農業用施設の管理については、各管理主体で施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保等管理体制の強化を図る。

(2) 施設等の点検

平常時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

2 用排水施設対策

頭首工、大規模排水施設等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。

また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

第3 農業共同利用施設対策

農業協同組合、市等の農業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

1 管理体制の整備

農業共同利用施設（農産物倉庫、農産物処理加工施設、農業用生産資材製造施設、種苗生産施設、家畜繁殖施設等）の管理については、各管理主体は、管理者の育成・確保等により、管理体制の整備・強化を図る。

2 各施設の予防対策

施設管理者は、平時から各施設の適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

第12節 火災予防計画

防災思想の普及徹底及び消防体制の充実強化によって、火災被害の未然防止及び軽減を図る。

第1 現状と課題

令和5（2023）年中における佐野市内の火災は68件で、前年に比べ29件の増加となった。火災種別では、建物火災が27件で、前年に比べ10件増加しており、総数の40%と最も高い比率を占めた。次いで、その他の火災が24件で前年に比べ9件増加し、35%を占め、車両火災が12件で前年に比べ6件増加し、18%を占めた。

出火原因の主なものは、放火が8件で最も多く、火災全体の11.8%を占め、次いで、内燃機関、枯草焼きがそれぞれ6件（8.8%）、配線器具、コンロ、たばこ、電気器具、漏電がそれぞれ4件（5.9%）と続いた。

四季別では、春季22件、夏季17件、秋季11件、冬季18件と、冬季から春季にかけて火災が多く発生している。火災による死者は5人で、前年の3人に対し2人の増加となった。また、負傷者は7人で、前年の3人に対し4人の増加となった。火災による損害額は8,419万円で、前年に比べ4,661万6千円増加した。そのうち建物火災の損害額は6,658万で最も多く、全体の79.1%を占めた。

こういった現状に鑑み、「消防力の整備指針」や「消防水利の基準」に基づいて消防組織、施設等の整備を推進し、より一層の消防力の強化を図ることが必要になっている。

第2 火災予防対策

1 火災予防の徹底

（1）一般家庭に対する指導

市は、各町会等における避難訓練等で消火器の取扱方法等についての指導を行い、火災の防止と初期消火の徹底を図る。

また、すべての住宅に住宅用火災警報器を設置することが義務づけられていることから、住宅用火災警報器の設置及び維持管理に関する基準を設け、設置の推進を図る。

（2）防火管理者の育成

市は、学校、病院、工場等の防火対象物の所有者等に対し、防火管理者を適正に選任するよう指導するとともに、防火管理者に消防計画の策定、消防訓練の実施、消防用設備等の整備、点検及び火気の使用等について指導し、資質の向上を図る。

また、防火管理者、消防設備士、消防設備点検資格者を養成指導し、総合的な防火管理体制の整備を図る。

（3）予防査察の強化、指導

市は、佐野市火災予防査察規程に基づき、査察を実施する。

（4）防火対象物定期点検報告制度の推進

市は、不特定多数の者を収容する施設の防火安全対策を確保するため、立入検査を行い、施設関係者の防火に対する認識を高めるとともに、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の維持管理を促進し、防火対象物定期点検報告制度の推進を図る。

（5）火災予防運動の実施

市は、春季、秋季の全国火災予防運動のほか、年末年始特別警戒等を実施することで、

市民に対する防火思想の普及と知識を啓発し、防火体制の強化を図る。

2 消防団の警戒態勢

(1) 管轄区域の責任分担

消防団は、分団ごとにそれぞれ以下の区域を分担して警戒にあたるものとする。(分団ごとの人員配置状況については、資料編3-4のとおり。)

佐野市消防団管轄区域

(令和6(2024)年4月1日現在)

区分	定員	区域
団本部	32	市内全域
佐野支団	第1分団	久保町、相生町、高砂町、若松町、富岡町
	第2分団	万町、伊賀町、本町、大蔵町、朝日町、大町、大橋町、天神町
	第3分団	天明町、大和町、亀井町、金屋下町、金屋仲町、金井上町、大祝町、金吹町、浅沼町
	第4分団	上台町、七軒町、寺中町、植野町、植上町、植下町、赤坂町、若宮上町、若宮下町
	第5分団	伊保内町、大古屋町、庚申塚町、田島町、君田町、船津川町
	第6分団	犬伏上町、犬伏中町、犬伏下町、犬伏新町、関川町、米山南町、町谷町、菑川町、富士町、大栗町、伊勢山町、黒袴町、西浦町、鏡塚町、栄町
	第7分団	堀米町、奈良湊町、田之入町
	第8分団	小中町、並木町、免鳥町
	第9分団	飯田町、馬門町、高山町、高萩町、越名町、北茂呂町、茂呂山町
	第10分団	村上町、上羽田町、下羽田町、高橋町
	第11分団	赤見町
田沼支団	第12分団	石塚町、出流原町、寺久保町
	第13分団	田沼町、栃本町の一部(下田沼町会、瓦町町会、原町町会、下町町会の一部)
	第14分団	小見町、吉水町、新吉水町、吉水駅前1丁目、吉水駅前2丁目、吉水駅前3丁目
	第15分団	栃本町(第13分団の区域を除く)
	第16分団	多田町、山越町
	第17分団	戸奈良町
	第18分団	戸室町、岩崎町、船越町
	第19分団	御神楽町、長谷場町、白岩町、作原町
葛生支団	第20分団	山形町、梅園町、閑馬町、下彦間町
	第21分団	飛駒町
	第22分団	葛生東1丁目、葛生西1丁目、長坂町、富士見町、山菅町、あくと町(本町(葛生)町会、倭町会、相生町(葛生)町会、長坂町会、富士見町会、山菅町会)
	第23分団	葛生東1丁目・2丁目・3丁目、築地町、宮下町、鉢木町、葛生西1丁目・2丁目・3丁目、嘉多山町、あくと町(泉町会、万町(葛生)会、松井町会、宮本町会、築地町会、片倉町会)
	第24分団	中町
	第25分団	会沢町
	第26分団	豊代町、仙波町の一部(岩崎(葛生)町会)
	第27分団	牧町
	第28分団	仙波町(第26分団の区域を除く)
	第29分団	柿平町
計	第30分団	水木町
	第31分団	秋山町
計	742	

(2) 警戒出動のための要員出動又は伝達方法

警報が発令され、特に警戒出動を要する場合には直ちに団員が確保できるように、消防団員のうちから連絡要員及び責任者を指名しておくものとする。

また、出動要請についての連絡事項の伝達方法、参集場所、報告要領等を定める。

(3) 消防本部との相互協力

消防活動は、被害を最小限にとどめるために、火災その他の防御の基本として、消防本部と消防団は一体となって活動する。

第3 消防力の整備強化

1 消防組織の充実強化

市は、地域の実情を勘案のうえ「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った組織の活性化を推進し、消防体制の確立に努める。

また、団員の減少やサラリーマン化、高齢化等の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

2 消防施設等の整備充実

市は、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」及び「消防団の装備の基準」に適合するように、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実について年次計画を立て、その推進を図る。

3 消防水利の確保・整備

大規模災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高い。

このため、市は、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性貯水槽・防火水槽等の設置等多様な水利を確保する。

(1) 消防水利施設の整備

消防活動に必要な水利を確保するため、引き続き消火栓、防火水槽、その他自然水利等の整備充実に努める。

(2) 河川水の緊急利用

都市部を流下する小河川を中心に、流水利用についての調査・検討を行い、河川水の有効利用を図る。

(3) 耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

防災拠点整備計画に基づき、庁舎等の災害対策活動拠点、公立学校等の避難拠点について、必要に応じ耐震性貯水槽・防火水槽の整備、プールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。

また、県と連携を図り、耐震性貯水槽・防火水槽等の計画的な整備を促進する。

4 自衛消防力の強化

(1) 自衛消防組織の確立

建築物の中高層化、危険物施設の増加等により、火災初期における活動の重要性が益々高まってきていることを踏まえ、市は、防火管理者、危険物保安監督者制度の効果的な運用等をもって、自衛消防組織の確立強化に努め、火災に対する初動体制に万全を期する。

(2) 消防用設備等の整備充実

市は、火災初期での消火、速やかな火災発生の報知、避難の実施、また、消防隊活動に対する利便の提供等のため、防火対象物の関係者に対し、消防法第17条に規定する消防用設備等を整備充実及び維持させることにより、火災による被害の軽減に努める。

5 化学消火剤の備蓄

市は、管内の実情に応じ、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火剤の確保を図る。また、消防本部が所有している化学消火剤のみでは十分でない大規模な火災等に対処するため、市内各事業所の備蓄する化学消火剤を適正に把握し、その効率的な運用に努める。

第4 防火管理者の消防活動

防火管理者は、消防計画の作成や、当該計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防の用に供する設備等の点検、整備等を指示し、迅速かつ効果的な消防活動が確保できるよう努める。

第13節 通信設備災害予防計画

災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達体制を確保するため、各種通信設備の災害対策を講じる。

第1 本市の通信設備の現況

市は、通信設備の整備充実を図るとともに、万一これらの設備に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

本市において利用可能な通信設備は、次のとおりである。

- (1) 市防災行政無線
- (2) 県防災行政ネットワーク
- (3) 一般加入電話
- (4) 携帯電話／衛星携帯電話
- (5) インターネット

第2 市防災行政無線

市は、広報及び災害その他緊急時の連絡体制を確保するため、デジタル方式による二系統の防災行政無線（同報系・移動系）を設置している。（現況については、資料編4-1のとおり。）

以下の方針により、市内全域で常時運用できるよう管理・点検をするとともに、停電時の電源を確保するため非常用電源設備を整備し、災害時における発電機用燃料の確保に努める。また、定期的に通信設備操作の研修や端末操作を含む通信訓練を実施し、操作の習熟に努める。

(1) 同報系無線

市役所内に親局を設け市内の主要な箇所に子局を整備し、行政情報の広報及び災害発生時等における地域住民への避難・誘導等の重要な情報の伝達をスムーズに行う。また、難聴地域にあっては戸別受信機を貸与し活用する。また、市ホームページ、電話（フリーダイヤル）やケーブルテレビでも放送内容を確認できる。

(2) 移動系無線

移動系については、基地局及び遠隔制御装置を市役所に整備し、移動局（半固定局、車載局、携帯局）を配備することにより、平常時には一般行政事務連絡に使用し、災害時には市内各地の災害現地から災害状況の通信に活用する。

第3 県防災行政ネットワーク

県、市町、消防、防災関係機関、県主要出先機関相互の災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するため、衛星通信回線（衛星系）と県自営の移動無線回線（移動系）のほか、地上回線（NTTビジネスイーサ）の3系統の県防災行政ネットワークが県により整備されている。

ネットワークの整備に併せ、気象情報の画像による送信・受信システムが整備され、台風情報、地震情報、アメダス情報等の提供を受けることができる。なお、県等に対して迅速に被害報告できるよう、県防災行政ネットワークの操作、訓練及び災害時の運用方法、通信の輻輳及

び途絶を想定し、平時から職員の機器操作習熟に努めるものとする。

第4 一般加入電話

災害時においても一般加入電話を活用して、各関係機関や団体との通信の確保を図るものとする。しかし、災害時には一般加入電話がかかりにくく、使用が困難になる状況が予想される。このような状況では、発信のみ優先電話となる「災害時優先電話」を使用する。

第5 災害用伝言ダイヤル

大規模災害が発生した場合に、電話輻輳の軽減や被災者等の不安感の軽減を図るため、安否情報の登録、または家族や友人の安否情報を確認することができる“171”災害用伝言ダイヤル及び“web 171”災害用伝言板の仕組みや利用等の周知に努める。

第6 その他の住民への伝達手段の整備

市は、豪雨時等の激しい雨により音声が届かないことも考慮し、防災行政無線のみならず、市ホームページや携帯電話等による市防災・気象情報メール、SNS、緊急速報メール、ケーブルテレビ等の活用、要配慮者に有効な戸別通報システムの整備等、地域の事情に即した多様な災害時通信手段の充実に努める。

第7 水防対応時の通信連絡 **【水防】**

1 通信の優先使用

水防法第27条第2項の規定により、市長、消防長、消防団長又はこれらの命を受けた者は、水防上の緊急を要する通信のため加入電話を利用し、必要があるときは、警察通信施設、電気事業通信施設、その他の専用通信施設を利用することができる。

2 通信方法

- (1) 通信内容については、簡潔かつ要領よく取りまとめること。
- (2) 市は、常に警察署、NTT、東京電力、駅等と緊密な連絡を保持し、これらの通信施設を最大限に利用するよう努める。
- (3) 市防災行政無線、市消防・救急無線、県防災行政ネットワーク、一般加入電話（災害時有線電話を含む。）、携帯電話（衛星携帯電話を含む）、水防信号等を活用する。
- (4) その他、水防上の通信連絡のために必要な関係機関の連絡先は、資料編1-1のとおりである。

第14節 建築物等災害予防計画

市、施設等の管理者等は、建築物等に係る火災等の災害の未然防止と災害時における防災上重要な公共建築物及び一般建築物の機能確保を図るために必要な防災対策を講じる。

第1 老朽危険建築物等に対する調査、指導

建築基準法に基づき、老朽建築物で著しく保安上危険であると認める場合、建築物の構造、敷地、危険度について調査し、除却、移転、補修、改築、使用禁止等の措置を講じるよう所有者等に対して指導、助言を行う。

また、市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第2 防災上重要な公共建築物の災害予防対策

災害時における応急対策活動の拠点、又は避難所等として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施する。

1 防災上重要な公共建築物

- (1) 災害対策本部が設置される施設（市役所）
- (2) 医療救護活動の施設（病院等）
- (3) 応急対策活動の拠点（学校等）
- (4) 避難収容施設（学校、体育館、公民館等）
- (5) 社会福祉施設等

2 防災対策の実施

(1) 建築物、建造物の安全確保

建築基準法、消防法等の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

(2) 防災設備等の整備

次に掲げるような防災措置を実施するとともに、防災機能の強化に努めるものとする。

- ア 飲料水の確保
- イ 非常用電源の確保
- ウ 敷地内の排水施設、擁壁等の整備
- エ 配管設備等の固定・強化
- オ 施設・敷地内の段差解消等、要配慮者に配慮した施設設備の整備
- カ その他防災設備の充実

3 公共建築物の耐震耐火対策

- (1) 老朽度の著しい建物又は構造上危険と判定されるものは、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物へ改築を図る。
- (2) 建物の定期点検及び臨時点検を実施して破損箇所等は補修又は補強し、災害の防止に努める。

第3 特殊建築物の検査、指導

旅館、百貨店、マーケット、病院、集会場等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物及びその設備について、防災性能を常時適正に確保するため、防災、避難施設等の診断、定期報告制度の活用により、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

第4 建築設備等の防災対策

1 電気設備の浸水対策

「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」に基づき、浸水リスクの低い場所へ電気設備の設置など建築物の機能継続に向けた浸水対策について、必要に応じて、設計者や施設管理者に対して指導、助言を行う。

2 落下物・飛来物防止対策

風水害等発生時における建築物からの落下物を防止できるよう、定期報告等の機会を通じて管理者に対して適切な改善指導を行う。

また、屋根ふき材、外装材、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものが風圧で脱落・飛来しないよう指導に努める。

第15節 文化財災害予防計画

市、文化財の管理者等は、文化財に係る災害の未然防止と災害時における文化財保護を図るために必要な防災対策を講じる。

第1 文化財の現況

市内の文化財の現況は、資料編6-1のとおりである。

第2 文化財の保護管理体制

法令により指定されている文化財の保護管理は、所有者あるいは管理責任者が行うが、国指定文化財に対しては文化庁が、県指定文化財に対しては県教育委員会が必要な命令、勧告又は指示を行う。市指定文化財においては、佐野市文化財保護条例（平成17年佐野市条例第107号）に基づき保護にあたる。

第3 文化財災害予防対策

(1) 文化財の災害は、台風・地震・落雷・火災等によりもたらされることが予想される。

特に、文化財は可燃物が多く火災によって被害を受ける危険性が高いので、所有者あるいは管理責任者は次の点に留意して防火対策を推進する。

ア 火災予防体制の確立

- (ア) 防火管理体制の確立
- (イ) 環境の整理整頓
- (ウ) 火気使用の制限
- (エ) 火災危険の早期発見と改善
- (オ) 火災警戒の厳重実施

イ 防火施設の整備

- (ア) 消火設備（消火器、簡易消火用具、屋内及び屋外消火栓、放水銃、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備、動力消防ポンプ設備）
- (イ) 警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する設備、非常警報器具又は設備）
- (ウ) その他の設備（避雷針、消防用水、消防進入道路、防火塀、防火帯、防火壁、防火戸）

ウ 自衛消防組織の確立とその訓練方法

エ 消防計画の作成

オ 火事を発見した場合の取るべき措置

(2) 市は、文化財についての防火思想を普及し、防災体制を強化するため、所有者・管理者・防火管理者に対する助言と指導を行うものとし、文化財防火デー（1月26日）を中心として、防火演習を実施する。

第16節 公共施設等災害予防計画

道路、鉄道、上下水道、電力その他の公共施設等は、災害時における応急対策活動の実施や市民生活の安定に重要な役割を果たす。このため、各公共施設の管理者は、平常時から災害に対する安全性を考慮した施設整備に努める。

第1 道路施設

道路管理者は、災害時において安全性、信頼性の高い道路を確保するため施設整備に努めるとともに、巡回・点検等の予防対策を講じる。

1 道路、橋梁の整備

災害時における道路機能を確保するために、道路、橋梁の整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する。

また、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進するほか、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。

2 災害情報の収集・連絡体制の整備

災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。

3 巡回・点検等による予防対策

道路の維持管理の万全を期すとともに、災害の予防対策の円滑を図るため、定期的に道路パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策の実施を図る。

4 緊急輸送ネットワークの整備

(1) 県による緊急輸送道路の指定

県は、災害時における緊急輸送を確保するため、県庁舎、市町庁舎、防災拠点、他県とネットワークする緊急輸送道路を定めている。

市内における県指定緊急輸送道路は、第1次緊急輸送道路に東北自動車道、北関東自動車道、国道50号、国道293号、佐野田沼線、桐生岩舟線、佐野古河線、佐野停車場線及び市道2級149号線の各路線が指定されているほか、資料編7-1のとおりとなっている。

指 定	路 線 名	区 間
第1次緊急輸送道路	東北自動車道、北関東自動車道、国道50号、国道293号、佐野田沼線、桐生岩舟線、佐野古河線、佐野停車場線、市道2級149号線	市内全域

(2) 市により優先して啓開すべき道路

市は、災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、市内の県指定緊急輸送道路と、市役所、避難所等、飛行場外離着陸場、救援物資の集積所等、市の防災活動拠点とを結ぶ市道を、市の優先啓開道路とし（資料編7-1参照）、災害に強い道路を整備していくものとする。

第2 鉄道施設

東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社は、災害時に備え、施設等の整備に努めるとともに、運転規則、巡回や点検等によって、災害予防対策を講じる。

1 施設等の整備

施設等構造物の建造にあたっては、関係基準に定められた安全設計を行う。

また、従来からの構造物についても、危険性を有するものについては、定期的に補修・改良に努める。

2 施設等の点検巡回

施設関係職員による定期的な点検、巡回を行い、災害を最小限に止める。

3 運転規則

災害による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう、災害時に備えて平常時から訓練教育を行うとともに、運転規則によって災害の防止に努める。

- (1) 列車運転中に災害等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。
- (2) 異常を認めた場合は駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。
- (3) 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅の指示を受ける。
- (4) 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検巡回の手配を行う。

第3 飛行場外離着陸場施設

災害時における飛行場外離着陸場施設の果たす役割の重要性に鑑み、必要な施設整備と維持管理に努める。なお、本市における飛行場外離着陸場施設は、資料編7-3に掲げるとおりである。

1 構造物の整備

構造物について、必要に応じ補修・改良を図って災害に強い施設の整備に努める。

2 施設等の点検巡回

施設関係職員による定期的な点検、巡回を行い、災害を最小限に抑える。

第4 上水道施設

1 施設の現状

本市における給配水の現況は、次のとおりである。

(令和6(2024)年3月31日現在)

上水道	配水量 (m ³)			給水量 (m ³) (年間)
	年間	一日最大	一日平均	
	16,637,889	48,026	45,459	13,008,310

2 施設の整備

点検基準等に伴い機器又は設備の保守管理に努め、施設のリスクを表示し、職員に周知徹底させ、発災の際には、早期発見と改善を行い施設の機能保持を図る。

また、水道施設の被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、防災用資機材の整備拡充、防災非常体制の確立を推進するものとする。

(1) 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

(2) 防災体制の編成

防災体制の編成、危機管理マニュアル、緊急連絡系統図等を作成する。

(3) 施設の維持管理

点検基準等に従い機器又は設備の保守管理に努め、施設のリスクを表示し、職員に周知徹底させ、発災の際には、早期発見と改善を行い施設の機能保持を図る。また、消火機器、救護用具、医薬品等を定期的に点検し、常に使用可能な状態にしておく。

(4) 二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注設備等、特に次亜塩素酸ナトリウム注入設備、軽油、灯油等の燃料用設備の設置にあたっては、災害発生に伴う漏洩、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。

(5) 貯留水の確保

配水池等の堅牢化を図るほか、流出入操作弁の電動リモコン化及び緊急遮断弁等を設置し、貯留水を安全に確保できるようにする。

(6) 配水管路等の改良

老朽管の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮し、材料を選定する。

(7) 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間等の相互連携に努める。

(8) 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるように、主要施設の資機材の備蓄に努める。

(9) 重要給水施設の把握

避難所等、医療施設等の災害時に重要な施設を把握し、給水体制の確保に努める。

第5 下水道施設

1 施設の整備

施設の新設、増設・改築にあたっては、「下水道施設計画・設計指針と解説」に基づき設計を行う。河川敷内に伏せ越し、水管橋、放流ゲートを設置する場合は、水害に弱い箇所なので、設置位置、構造、在来護岸補強方法等は、河川管理者と事前に十分打ち合わせた上で設計を行う。

また、既に供用している施設については、実情に応じ、補修、補強等を実施する。

2 施設の維持管理

施設の維持管理において、点検等による危険箇所の早期発見とこれの改善を行う。

第6 電力施設

1 災害予防計画

東京電力パワーグリッド（株）は、災害の発生が予想される場合は、必要に応じ特別巡視、特別点検を行い、特に家屋密集地帯などの漏電等による火災の防止に努める。

なお、関係法規の定めるところにより、次の業務を実施する。

(1) 一般需要家の屋内電気工作物

屋内の一般用電気工作物は4年に1回電路の絶縁抵抗測定を実施する。

(2) 配電線路（引込線を含む。）

ア 5年に1回の巡視を実施する。なお、市街地の準過密地域は1年に1回のパトロールを実施する。

イ 柱上変圧器の第2種接地抵抗箇所は5年に1回測定し、高圧電路と低圧電路との混触時における低圧電路の電位上昇防止に努める。

2 各災害対策

(1) 水害対策

ア 送電設備

架空電線路は、土砂崩れ、洗掘等が起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁、石積み強化等を実施する。

イ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落とし、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能の箇所では屋内機器のかさあげを実施する。

また、屋内機器は基本的にかさあげを行うが、かさあげ困難なものは、防水耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 風害対策

各施設とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既存設備の弱体箇所は補強等により対処する。

(3) 雷害対策

ア 送電設備

架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のためクランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切り替え等により、災害防止又は拡大防止に努める。

イ 変電設備

避雷器を設置するとともに、必要に応じ耐雷遮へいを行う。また、重要系統の保護継電装置を強化する。

ウ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、アレスター等の避雷装置を取り付け、対処する。

第7 都市ガス施設

1 施設の安全化対策

佐野ガス株式会社は、災害発生時に施設における災害の未然防止のため、次のとおり安全化対策を進める。

設備、施設は、「ガス事業法(昭和29年法律第51号)」、「建築基準法(昭和25年法律第201号)」、「道路法(昭和27年法律第180号)」等の関係法規、土木学会の諸基準、日本ガス協会基準に基づ

き設計し、安全化対策に努める。

既設の設備、施設については、ガス事業法に基づく定期点検、自主保安検査の実施により、常に技術基準を適合している状態を維持する。さらに施設の堅牢化を図るとともに、緊急操作設備を充実強化する。

2 災害防止のための体制の整備

(1) 災害発生時において、広範囲にわたる都市ガス施設の被害やガスによる二次災害の防止、軽減、早期復旧を図るため、緊急措置、復旧活動のための組織、人員等の整備を図るとともに、連絡体制、動員体制を確立し、従業員等に周知徹底を図る。

(2) 緊急時に必要な資機材の在庫管理を常に行い、調達を必要とする資機材はメーカー、本社等から速やかに確保できる体制を維持する。

(3) 災害時の優先電話、通信機器、被害状況報告書、消費者名簿等の設備、資料を整備しておく。

3 防災関係機関との連携

災害の発生が予想され、又は発生した場合に、市、県、警察、防災関係機関、関連工事会社との情報連絡等が円滑に行えるよう、あらかじめ連絡方法を確認するなど連携体制を整備しておく。

4 災害発生時の措置に関する教育訓練

(1) ガス施設又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的とし、緊急事故対策、大規模風水害等非常時の緊急措置について、保安教育を行うとともに防災訓練を実施する。

(2) 従業員等の連絡、動員について、定期的に訓練を実施する。

5 消費者に対する広報

消費者に対して、緊急時にガス栓を閉めることやガスの供給を停止することもあること等、ガス施設やガス消費機器についての注意事項の周知徹底を図り、事故防止に努める。

第8 その他の公共施設の対策

1 河川管理施設等

河川管理者は、災害発生時における河川管理施設等の被災や二次災害の発生に備え、それぞれの施設の点検及び補強等対策工事、警戒活動、広報活動、応急復旧活動を迅速かつ確に実施する体制の整備に努める。

2 廃棄物処理施設

市は、県と連携し廃棄物処理業者との連絡体制を整備するとともに、災害に備えた予防対策の実施を事業者に指導する。また、施設が被災した際、市は、「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」（以下、「相互応援協定等」という）に基づき、広域的な連絡調整を行う。

市及び事業者は、災害に強い施設の整備に努め、災害時に備えて次の対策を講じておく。

(1) 被害を最小限とするため各設備の保守点検を定期的に行い、破損している箇所については、速やかに補修する。

(2) 廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、緊急連絡体制、応急復旧体制（メーカーからの技術者の応援体制を含む。）を整備する。

(3) 応急復旧のための資機材を整備するとともに、定期的にその保守点検を行う。

(4) 廃棄物の最終処分場（平成10（1998）年6月以降許可分）の災害防止については、許可申請時の災害防止の計画に基づき、速やかな処理体制を整備する。

また、施設が被災した際、市は、相互応援協定等に基づき県に応援を求め、緊急事態に対処する。

第17節 鉱山、採石場災害予防計画

鉱山、採石場における岩石の採取等に伴う災害を防止するため、県と協力して災害防止対策を講じる。

第1 鉱山災害予防対策

各事業所は、鉱業法並びに鉱山保安法に基づき鉱物採掘に係る災害を防止するため、次の事項についてその保安に努めるものとする。

- 1 落盤、崩壊、出水、ガスの突出、ガスや炭じんの爆発、自然発火・坑内火災の防止
- 2 ガス、粉塵、捨石、鉱さい、坑水、廃水、鉱煙の処理に伴う危害や鉱害の防止
- 3 機材、器具、火薬類その他の材料、動力、火気の取扱に伴う危害の防止
- 4 土地の掘削による鉱害の防止、その他の保安

第2 採石場災害予防対策

各事業所は、採石場における災害を防止するため、採石法を遵守し、その予防に努めるものとする。

1 岩石の採取を行う者の登録

岩石の採取を行う者は、知事の登録を受ける。

2 採石業務管理者の設置

岩石の採取に伴う災害防止のため、県が行う資格試験に合格した採石業務管理者を置く。

3 岩石の採取計画の認可

災害防止のための方法等について、採取計画書を提出し遵守する。

また、県は、緊急措置命令の発動、廃止業者に対する災害防止命令、立入検査等の実施等、岩石採取場に対する指導、監督の強化を図るとともに、事業者による安全パトロールの実施等の自主災害防止対策体制確立の指導、災害防止に対する普及・啓発を実施することとしており、市はこれに協力する。

第18節 救急・救助体制整備計画

大規模災害時には、多数の被災者が同時かつ広範囲にわたり発生することが予想される。

このため、地域住民、市、県、防災関係機関が連携して、迅速、適切に被災者の救助活動、傷病者の応急処置、救急搬送等を行う体制を整備する。

第1 自主防災組織等地域住民の対策

1 自主防災対策の実施

災害時に自分が要救助者にならないため、身の回りの安全点検を行い、災害危険箇所の把握と改善に努めるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、避難経路、避難所等を確認するなど日ごろから身近な防災対策を行う。

2 地域の要配慮者の把握

市、消防団、町会・自主防災組織、女性防火クラブ、福祉関係者等の連携のもと、定期的な連絡会議の開催や合同による巡回相談・指導等の実施に努め、地域の要配慮者の把握と災害時における救助・救護体制の確立を図る。

3 防災資機材の整備等

大規模災害発生時は、交通混乱等で救急隊の到着に時間を要することが予想されるため、次のとおり消火・救出に必要な資機材の整備等を行う。

(1) 各地域の実情に応じた消火・救出・救護・避難誘導活動用資機材の整備

(2) 消防機関等が実施する救命講習等の受講による応急手当に関する正しい知識の習得

4 活動体制の整備

防災訓練等を通して、災害時の応急対策活動における町会・自主防災組織等の活動、消防機関との連携のあり方の明確化と防災資機材の使用法の習熟を図る。

第2 市の対策

市は、次のとおり救急・救助体制の整備を図る。

1 地域住民に対する防災意識の普及啓発

市は、避難訓練等の各種防災訓練や応急手当に関する講習会を開催するなどして地域住民の防災意識の普及啓発と自主救護能力の向上を図る。

2 初動体制の確保

市は、災害発生時に一刻も早く現場に到着するための連絡・参集体制の整備、充実を図る。

3 救急・救助体制の整備

(1) 市は、救急救命処置を行う救急救命士の養成をはじめ、高度な救急・救助需要に対応できる隊員の養成を図るとともに、高規格救急車、救助工作車等の救急・救助資機材の整備充実を図る。

(2) 市は、町会等を中心とした自主防災組織等の育成・強化を図るとともに、消防団との防災訓練を実施することにより、災害時における情報の提供や救助活動に対する協力体制を整備する。

4 広域消防応援受入体制の整備

市は、県内市町と相互応援協定を締結していることから、災害時には、当該協定に基づき円滑に応援要請できるよう、要請方法等を職員及び関係者に周知しておく。

また、「特殊災害消防相互応援協定」等に基づく応援隊の受入窓口の設置や活動計画等をあらかじめ定めておき、災害時における救急・救助活動に万全を期す。

5 医療機関との連携強化

市は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

6 市は、大規模災害による救急自動車の遅れや不足等に備え、災害時における市有車両の配車計画を策定しておくものとする。また、状況によってヘリコプターの活用を図ることもあるため、県への消防防災ヘリコプター緊急運航の要請方法を習得しておく。

第3 医療機関との連絡網の整備

災害発生時において、一般通信手段の不通の際における医療機関との非常用通信回線を確保するため、無線電話の導入等について検討を進める。

第19節 医療体制整備計画

災害時の救急医療体制を確保するため、市は、医療機関等と緊密な連携により災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施するための体制整備を図る。

第1 初期医療体制の整備

1 救護班の編成体制の確保

市は、災害時における医療救護の万全を期するため、あらかじめ佐野市医師会と救護班の編成や出動体制等について協議しておく。

2 救護所の設置

(1) 救護班が出動したときは、救護の利便及び被災傷病者保護の見地から、直ちに救護所を開設し、傷病者を収容、治療することとなるが、状況により天幕、テント等をもって臨時又は移動式の救護所を設置する場合もあるため、市はそれに必要な器材をあらかじめ準備しておくものとする。

(2) 救護所の設置予定場所は、避難対策計画による避難所等とする。

第2 後方医療体制の整備

1 救護所における救護班では対応できない重症者等を収容するため、市は医師会等と連絡を密にし、重症者等の受入れの拠点となる医療機関の確保に努めるなど後方医療体制の整備を図る。

2 県は、災害医療コーディネーターの助言及び支援の下、災害拠点病院等の専門医師などによる災害医療コーディネートチームを編成し、被災地の医療ニーズを的確に把握しながら救護班の派遣調整や患者受入医療機関の調整を行う機能を整備する。

3 県は、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重症者の救命医療高度診療機能、被災地からとりあえずの重症者の受入れ機能、DMAT（注1）等の受入れ機能、広域搬送への対応機能、DMATの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能等を有する災害拠点病院（資料編8-1参照）の指定により災害時における医療の確保を図る。市は、県及び関係機関との連絡体制の確立に努める。

4 県は、災害急性期（災害発生48時間以内）に被災地で医療救護活動を行うDMATの派遣機能を有する病院のうちDMAT指定病院として13の災害拠点病院と、また、LDMAT（注2）指定病院として3病院と、それぞれ協定を締結しており、これにより災害の急性期における医療の確保を図る。市は、県及び関係機関との連絡体制の確立に努める。

(注1)「災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム」と定義されており、災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team の頭文字をとって略して「DMAT（ディーマット）」と呼ばれている。

医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームをいう。

(注2) LDMAT（ローカルディーマット）とは、県が養成する県内災害等に対応する地域版DMATのことである。

5 県は、災害時に精神保健医療ニーズに対応するD P A T（注3）について、規程等を整備するとともに、D P A Tを要請するための研修や訓練を実施する。市は、県及び関係機関との連絡体制の確立に努める。

（注3）自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門的なチームをいう。

6 市及び県は、国、県、市、栃木県医師会、病院、消防本部（局）等をネットワークで結ぶ広域災害・救急医療情報システム（E M I S）を活用した迅速な搬送体制の確立と救急医療の提供体制の整備を図る。

第3 応援要請及び受入れ体制の整備

市内の医療救護活動が医師等の不足、医薬品・医療器材の不足等により円滑に実施できない場合に対処するため、県への応援要請方法や協定に基づく他市町、医療機関等への応援要請の手續等について習得しておく。

また、医療支援の受入れを円滑かつ適切に対応できるよう、平常時から受入れ体制の整備に努める。

第4 医療体制の確保

医療機関は、災害時に備えて施設・設備の防災性の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの整備等医療体制の確保を図るための措置を講じておく。

- 1 非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容体等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。
- 2 定期的に避難訓練を実施し、夜間にも実施するよう努める。
- 3 避難器具の設置場所と使用方法を患者、職員に周知する。
- 4 病院、診療所については、重症患者、高齢者、乳幼児等で自力では避難することが困難な患者は、できる限り看護師詰所に隣接した場所等避難・誘導、搬送の容易な場所に収容するなど特別の配慮をする。

また、老人保健施設については、自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り一階部分とするなど、避難が容易になる対策を講じる。

- 5 災害時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておく。

第20節 文教施設等災害予防計画

災害時において、児童・生徒等の生命・身体の安全確保のため学校等は、予防対策を実施する。

第1 学校安全計画の作成

学校等の長（以下「校長等」という。）は、次の事項に留意し、災害時における児童・生徒等の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について、具体的に学校安全計画を定めておく。

学校安全計画作成上の留意点
<ol style="list-style-type: none">1. 災害教育に関する事項<ol style="list-style-type: none">(1) 学年別、月別の関連教科、道徳及び総合的な学習の時間における指導事項(2) 課外、学校行事等における指導事項2. 災害管理に関する事項<ol style="list-style-type: none">(1) 防災のための組織づくり、連絡方法の設定(2) 避難所等及び避難経路の設定と点検・確保(3) 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定(4) 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況の調査3. 災害に関する組織活動<ol style="list-style-type: none">(1) 家庭、地域社会と連携した地域の危険箇所の点検、防災訓練の実施(2) 教職員や保護者を対象とした防災に関する研修
危険等発生時対処要領作成上の留意点
<ol style="list-style-type: none">1. 日常の安全指導2. 大規模災害時における児童・生徒等の安全確保の方策3. 時間外における教職員の参集体制4. 保護者への引渡し又は学校の保護方策、臨時休業等の措置など保護者等との連絡体制5. 施設・設備の被害状況の把握など

第2 学校等の防災体制の確立

- 1 校長等は、気象警報発表時の児童・生徒等の安全確保のために、授業、学校行事、部活動等の中止等教育活動の事前対策を確立しておく。
- 2 校長等は、災害時における児童・生徒等の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童・生徒等に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。
- 3 校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

第3 児童・生徒等及び教職員に対する防災教育

市は、学校教育を通じて児童・生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

1 防災教育の充実

学校等では、学校安全計画に基づき、児童・生徒等の発達の段階に応じた防災教育の充実に努める。

(1) 自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害事例などを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

また、国や県が作成した防災関係指導資料等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

ア 周りの状況を予測し、即座に「行動につながる態度」の育成

想定した状況を超える災害が起こる可能性が常にあり、東日本大震災においても、状況に応じ臨機応変な判断や行動を取る教育により危険を回避することができた例があったことから、想定を超えた場合の行動や対応を可能とすることを目指して指導していく。

イ 防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導の充実

知識と行動は単純に連動するものではなく、知識が行動につながるためには、主体的に学び、児童・生徒等が自ら気づきを得るよう指導していく。

また、東日本大震災等の教訓だけでなく、地域において現在も生き続けている過去の災害の教訓を踏まえた知恵、工夫、生活様式を学ぶことも有用である。

(2) 支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童・生徒等が自らの安全を守ることはもとより、その発達の段階に応じて、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動を通じて他人を思いやる心や社会に奉仕する精神を培う教育を推進する。

(3) 体験的・実践的な防災教育の推進

市及び県は、学校等における消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

2 避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

3 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

市は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第4 社会教育施設の対策

1 社会教育施設危機管理計画の作成

社会教育施設等の長（以下「施設長」という。）は、次の事項に留意し、利用者の安全確保のため、防災における安全管理の充実を図る。

施設危機管理計画作成上の留意点
1. 災害管理に関する事項 (1) 防災のための組織づくり、連絡方法の設定 (2) 避難所等及び避難経路の設定と点検 (3) 防災設備・備蓄品の点検、防災情報の活用方法の設定 (4) 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
2. 災害に関する組織活動 (1) 地域社会と連携した周辺危険箇所の点検、防災訓練・避難所運営訓練の実施 (2) 職員を対象とした防災に関する研修 (3) 利用者に対する防災情報提供

2 社会教育施設の防災体制の確立

(1) 事前対策の確立

施設長は、地震発生時の利用者の安全確保のために、事業の運営・継続、中止について、事業運営担当者との連携を図り、事前対策を確立しておく。

(2) 応急対策への備え

施設長は、災害時における利用者の退避・保護の方法をはじめ、交通機関・情報手段、水道・電気等ライフライン途絶時の安全確保などの防災応急対策について検討するとともに、職員等に研修・訓練を実施し、周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

施設長は、施設・敷地や避難通路の安全の確保、重要収蔵物の安全を図るため、設備、物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底、防災機器の点検・使用法の習熟等の安全対策を講じる。

3 利用者、地域住民及び職員に対する防災教育

市は、社会教育を通じて住民に対する防災教育の充実に努め、地域における防災の知識や避難方法等の習得機会を充実する。

(1) 防災教育の充実

ア 社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した住民への防災教育の充実に努める。

イ 防災教育の実施にあたっては、住民が地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解し、主体的な避難行動や防災・減災の活動に資するよう配慮する。

ウ 災害発生時に、住民等が自らの安全を守ることはもとより、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことが出来るよう、共助を育む仕組みづくりや学習機会を充実する。

(2) 避難訓練の実施

社会教育施設における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、近隣地域住民や関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

(3) 職員の防災意識の高揚と指導力の向上

市は、社会教育施設職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育を推進するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第5 私立学校の対策

私立学校の長は、公立学校の対策に準じて必要な対策を行う。

第21節 防災拠点等整備計画

大規模災害発生時における迅速、的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出、救助活動、医療活動、避難等の面から重要な役割を担う防災拠点を計画的に整備していく。

第1 防災拠点の指定

市は、大規模災害時における災害対策活動の拠点（資料編1-2）を整備する。

第2 防災拠点の整備

1 防災施設等の整備推進

被災により市庁舎の機能が失われる場合を想定して、事前に災害対策本部設置場所の代替施設を選定しておく。

また、大規模災害に備えて、計画的に災害対策活動拠点及び避難拠点等に、備蓄倉庫、耐震性防火水槽等の設置、非常用自家発電装置等の整備を図る。

2 要配慮者対策

避難経路となる歩道、避難所等となる公共施設の出入口等の段差解消を図るとともに、公共施設内への障がい者用トイレや手すり等の設置を推進する。

3 災害時優先電話の登録推進

災害時における関係機関との連絡体制の確立を図るため、防災拠点への災害時優先電話の登録等の整備充実を図る。

第3 避難拠点の整備

被災市民に対して、適切な避難所等と災害情報等の必要な情報の提供を行うための拠点として学校・公民館等の整備を促進する。

1 避難拠点の主な設備等

避難拠点には、必要に応じて次のような整備を促進していく。

(1) 建築物の耐震化

避難所に指定されているそれぞれの施設においては、計画的に耐震化を推進する。

(2) 耐震性貯水槽・防火水槽

これらの貯水槽等を計画的に整備する。

(3) 通信設備

市防災行政無線（同報系・移動系）を設置し、難聴地域にあつては戸別受信機を貸与するなど、整備推進に努める。

(4) 備蓄倉庫

備蓄倉庫を整備し、計画的な備蓄を推進する。

2 施設の配置

地域住民に対して適切な避難所等と災害情報等の提供を行うため、各地区の人口分布、都市化の進展状況、地形的条件等に配慮し、予想される避難者を迅速に収容できるような配置にする。

第4 防災機能を有する都市公園の整備

市街地のオープンスペースである都市公園は、防災上果たす役割が大きく、延焼防止や消防・援助活動、一時避難場所や復旧・復興活動の拠点となる。したがって、災害時に適切に機能を発揮するため、平時から施設の維持、防災機能の強化の取組を促進していく。

第5 地域災害対策活動拠点

市内の道の駅については、避難所等や捜索・救助活動、災害医療に係る現地活動拠点など地域における防災拠点として位置づけ、市は、県や関係機関と連携しながら、道の駅の防災機能の充実・強化の取組を促進する。

第22節 広域応援体制整備計画

市の対応能力を超える大規模災害の発生に備え、協定市町間等における支援部隊や物資等の相互応援体制を整備する。

第1 「災害時における市町村相互応援に関する協定」の適切な運用

市のみでは十分な被災者の救援等災害応急対策が実施できないような大規模災害の発生に備え、市は「災害時における市町村相互応援協定」の適切な運用及び必要に応じて見直しを図り、県内の市町が相互連携のもと、広域的な防災体制の充実、強化を図るとともに、災害発生時における必要な応援を実施する体制の整備に努める。(資料編9-1参照)

第2 近隣市町及び関係機関等との相互応援協定の適切な運用

市は、近隣市町及び関係機関等と協定を締結している。

市は、災害時に市のみでは十分な応急活動が実施できない場合に、当該協定締結市町及び関係機関等と相互連携のもとに応急活動ができるよう、災害時に必要な応急体制の整備に努める。

特に、郵便局は、拠点が多く存在するなどの強みを有していることから、郵便局と連携した取組の推進を図るものとする。

第3 応急対策職員派遣制度の活用

市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第4 被災自治体に対する応援体制の整備

県は、大規模災害発生により県内市町、又は他都道府県において行政機能が喪失する等重大な被害が発生した場合に備えて、県が市町と連携し一体となった「チーム栃木」による被災市町村を応援する体制を整備しており、市はこの応援体制による支援を行う。

第5 受援体制、応援体制の整備

市は、災害発生時に他市町等からの応援を円滑に受け入れられるよう、応援職員等の執務スペースや宿舍の確保等の受入れ体制の整備に努めるとともに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館や公共施設の空きスペース、仮設住宅の拠点、車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

また、他市町からの応援要請等に基づく応援業務が円滑かつ迅速に実施できるよう、職員の派遣、救援物資の送付等に関する体制の整備に努める。

市は、迅速で円滑な応援要請や受援業務の調整に加え、被災自治体に対する効果的で円滑な応援を遂行するために、受援・応援計画を定め、適宜見直しを図る。

第6 緊急消防援助隊受援体制の整備

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内における大規模災害時に人命救助活動等を迅速かつ効果的に実施するため創設された緊急消防援助隊の受援体制の整備に努める。

第7 相互応援協定の拡大

市は、第2のとおり相互応援協定を締結しているが、今後は同時に被災する可能性の少ない県内外の市町村と、人的・物的応援や被災児童・生徒等の一時避難先としての協力体制を含む応援協定の締結に努める。

第23節 水防に係る協力応援計画 **【水防】**

第1 水防管理団体の協力応援

- 1 市内の水防活動は、地元消防分団を中心として行い、必要があるときは、消防団長は他の分団の応援について指令する。
- 2 近隣市町の水防の相互援助協力に関しては、市長はあらかじめ次の事項を協定しておき、応援等の必要が生じたときは、相互に応援する。
なお、応援を要請した場合は、安足土木事務所を経由して、知事（河川課長）にその旨報告する。

- (1) 応援要請の要領に関する事。
- (2) 応援隊の編成集合に関する事。
- (3) 応援する資機材の品目数量及びこれらの輸送方法に関する事。
- (4) 経費の負担区分に関する事。
- (5) 応援隊の任務分担、輸送、給食（宿泊）等に関する事。
- (6) その他必要な事項

3 資器材の供用

近隣市町の消防機関の応援については、法第23条第1項の規定により応援を求められたときはもとより、その他の場合においても、前項の協力により相互に応援する。また、水防資器材等については努めて供用の便を図る。

4 応援隊の所属

前項の応援にあたっては、当該水防管理者（応援を求めた方の水防管理者）の所轄の下に努めて隊組織をもって行動する。

5 費用の負担

応援又は援助協力を要した費用の負担については、あらかじめ相互の協定（協議）により定めるが、協議が整わない場合は知事にこれの調停を要請する。

第2 警察の協力応援

市長は、水防のため必要があるときは、佐野警察署長に対して警察官の援助を要請することができる。

第3 自衛隊の災害派遣要請

市長は、水防のため、自衛隊の派遣要請の必要があると認めたときは、緊急連絡の方法により次の事項について、知事（危機管理課）に派遣要請を行うことができる。

なお、特に緊急を要し、知事に対して要請を行うことができないときは、陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊に通知する。この場合、速やかに知事（危機管理課）にその旨を通知する。

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考事項

第4 水防協力団体

1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

市は、2に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

また、市は水防協力団体が適正かつ確実な業務の実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。

なお、国、都道府県及び市は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導もしくは助言をする。

2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

3 水防協力団体の消防団等との連携

水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、消防機関が水防訓練を実施しようとするときは、それに参加する。

4 水防協力団体の申請・指定及び運用

市は、水防協力団体の申請があった場合は、佐野市水防協力団体指定要領（資料編11-6）を基に指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるよう、本市における水防協力団体との水防協働活動実施要領（資料編11-10）によるものとする。

第5 河川管理者の協力

1 国における協力

河川管理者（関東地方整備局長）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

<河川管理者の協力が必要な事項>

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水位到達市町の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防が決壊したとき又は越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施

- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、提供するための職員の派遣

2 県における協力

河川管理者（栃木県知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

<河川管理者の協力が必要な事項>

第一条 河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 水防管理団体に対して、河川に関する情報（県管理河川の水位情報・雨量情報、CCTVの映像、河川管理施設の操作状況に関する情報等）の提供
- 2 重要水防箇所の手合点検の実施
- 3 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 5 水防活動の情報共有

<河川に関する情報の提供>

第二条 前条第一項に関し、河川管理者は、水防管理団体への河川に関する情報の伝達方法を次のとおり定める。

提供する情報	伝達方法
県管理河川の水位情報・雨量情報、CCTVの映像	栃木県防災情報システムによる情報提供 ※とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報システム・川の水位情報・川の防災情報

第6 知事ホットライン及び県幹部職員からの情報提供

1 知事ホットライン

市長は、河川の氾濫発生もしくは氾濫のおそれがある場合に、栃木県知事からホットラインにより助言があった場合は、客観的に妥当性ある判断を行い、直ちに住民の安全に必要な対応を実施する。

なお、ホットラインが実施される場合は、事前に県土整備部河川課長から情報提供を受ける。

2 県幹部職員からの情報提供

危機管理担当部課長は、河川の氾濫のおそれがある場合に、県土整備部河川課長から直接連絡による助言や情報提供があった場合は、状況判断を行い、遅滞なく住民の安全に必要な対応を実施する。

第24節 孤立集落災害予防対策

災害発生時に土砂崩れ等による道路や通信の途絶により孤立する可能性のある地区に対する応急対策活動に資するため、県、市及び住民は連携して平常時から、情報連絡体制や物流体制、備蓄等の整備に努める。

第1 現状と課題

災害発生時に交通や情報通信手段の途絶等により孤立する可能性のある地区（以下「孤立可能性地区」という。）では、被害状況の把握が困難であり、救助・避難・物資輸送等にヘリコプターを活用することが必要になるなど、平地部とは異なる対応が求められる。

第2 孤立可能性地区の実態把握

市及び県は、地形・道路の状況や通信手段の状況から孤立可能性地区について、平時から現状の把握に努める。

第3 未然防止対策の実施

1 道路の整備

県、市及びその他の道路管理者は、孤立可能性地区に通じる道路防災危険箇所や孤立可能性地区に通じる緊急輸送道路で耐震化の必要な橋梁について対策工事を推進する。

2 土砂災害危険箇所の整備

県は、孤立可能性地区の周辺にある土砂災害危険箇所の対策工事を推進する。

3 通信手段の確保

市は、孤立可能性地区においては、衛星携帯電話の配備や災害時優先電話の登録など通信手段の確保に努める。

第4 発生時に備えた取組の実施

1 連絡体制の整備

市は、孤立可能性地区について、あらかじめ災害時の連絡担当者を把握しておくなど、情報連絡体制の整備を図る。

2 避難所等の確保

市は、孤立可能性地区ごとに住民の避難先となり得る施設を把握し、必要に応じて非常用電源設備の整備や、水・食料等の生活物資、医薬品、簡易トイレ等の備蓄を行う。また、孤立可能性地区ごとに物資の備蓄先となり得る施設の把握や孤立状態時の調達体制の確保に努める。

3 緊急用飛行場外離着陸場用地の確保

市は、道路交通が応急復旧するまでの間、救助活動や物資輸送をヘリコプターによる空輸により実施することになるため、ヘリの緊急離着陸場に適した土地の確保に努める。

4 孤立可能性地区の資機材等整備に対する支援

市は、孤立可能性地区における自主防災組織化及び消防団等の資機材整備促進について支援する。

5 市民への普及啓発等

市は、孤立可能性地区内の町会・自主防災組織及び一般世帯での備蓄や、自主防災組織等による防災訓練等の実施を推進する。

孤立可能性地区の住民は、市民の備蓄量3日分に加え、1週間程度の量を確保しておくよう努める。

また、孤立可能性地区の自主防災組織・町会・事業所等は、行政機関等が到着するまで、連携協力して、安否確認や救出・救助、初期消火、炊き出し等を行うとともに、外部に向けて被害状況や救援要請などの情報を発信するため、通信機器の操作や通信手順等の訓練を実施する。

第2章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画 **【水防】**

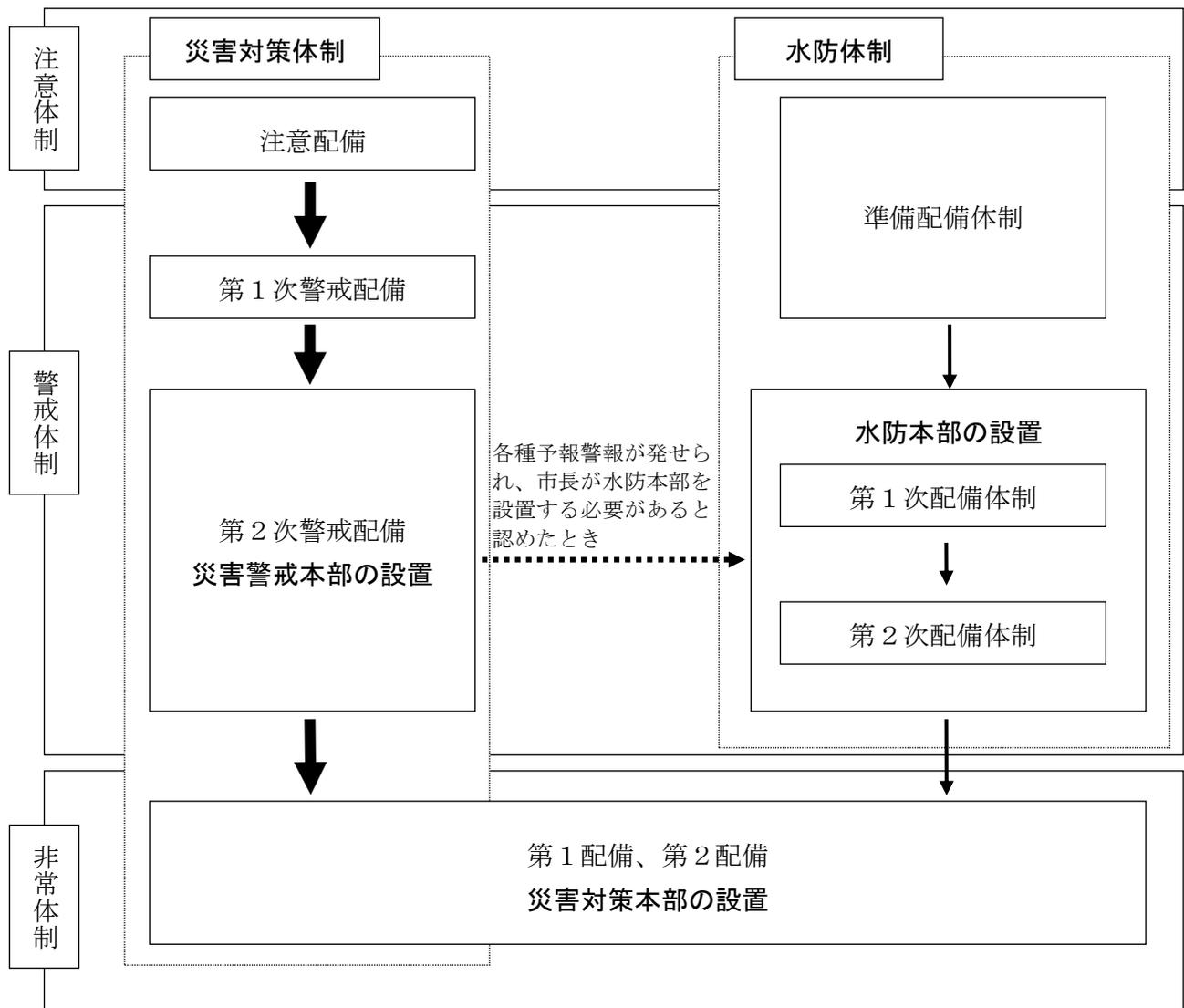
市内で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害警戒本部、水防本部又は災害対策本部を設置し、県、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救出・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

水防本部は災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部に統合され、水防事務を処理する。ただし、気象予警報解除及び水防警報解除等が発令されるまでは水防本部は存続する。

第1 市の活動体制

災害の規模に応じた職員の体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

【本部活動の流れ】



【風水害 災害対策体制】

配備の種類	災害の様態	体制	配備要員
注意配備	① 注意報が発表された場合 ② 小規模な災害が発生するおそれがある場合	【注意体制】 災害の情報収集及び応急対策に移行できる体制	関係部局職員待機
第1次警戒配備	① 警報が発表された場合 ② 中規模な災害が発生するおそれがある場合 ③ 局地的な大雨が降り続けている場合	【警戒体制】 災害の情報収集及び応急対策を行う体制	関係部局職員
第2次警戒配備	① 土砂災害警戒情報が発表された場合 ② 中規模又は局地的な災害が発生し、拡大するおそれがある場合	【警戒体制】 災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制 災害警戒本部設置	関係部局職員 避難所開設担当職員
第1配備	① 特別警報が発表された場合 ② 大規模な災害が発生するおそれがある場合	【非常体制】 災害応急対策を実施し、災害の更なる拡大に備える体制 災害対策本部設置	各部の担当職員 避難所開設担当職員
第2配備	災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合	【非常体制】 全組織を挙げて災害応急対策を実施する体制 災害対策本部設置	全職員 避難所開設担当職員

注1) 第2次警戒配備時においては、災害警戒本部の指示により避難所を開設する。

注2) 第1・第2配備時においては、全避難所を自動的に開設する。

【風水害 水防体制】

配備の種類	災害の様態	体制	配備要員
水防配備	① 水防に関する警報・注意報等により、洪水等のおそれがあると認められるとき ② 宇都宮地方気象台又は知事から水防に関する各種の予報警報が発表され、市長が水防本部を設置する必要があると認めたとき	【準備配備体制】 少数の人員で非常配備体制に入るまでの準備体制で、主として情報の収集及び連絡にあたる。	水防本部員 消防団長 関係部局職員
		【第1次配備体制】 少数の人員で主として情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては、ただちに増員、本格的な水防活動体制とする。 水防本部設置	
		【第2次配備体制】 非常事態の発生により担当者を動員し、水防活動の必要な事態が発生すれば、ただちに水防活動に入る。なお、動員数については、水防本部長（市長）の指示による。 水防本部設置	

第2 注意体制

本市に注意報が発表され、小規模な災害発生のおそれがある場合は、関係部局職員はいつでも参集できるよう自宅等で待機し、注意体制をとる。

第3 警戒体制

本市に警報が発表され、又は中規模な災害が発生するおそれがある場合又は局地的な大雨が降り続けている場合で、災害警戒本部を設置するに至るまでの措置で災害対策を行う場合は、関係部局職員は登庁し、警戒体制をとる。警戒体制の関係部局職員は、次の措置を講じる。

- 1 災害に関する情報の収集
- 2 被害情報の把握
 - (1) 被害が発生した日時、場所、被害の程度
 - (2) 被害に対してとられた措置
 - (3) その他必要な事項
- 3 被害情報を危機管理課長へ報告
- 4 被害情報を必要に応じて関係部局等へ通報
- 5 被害情報を必要に応じて副市長、市長等へ報告
- 6 被害結果を県（危機管理課）へ報告
- 7 災害応急対策（小規模）の実施

また、本市に土砂災害警戒情報が発表された場合や中規模又は局地的な災害が発生し、拡大するおそれがある場合は、災害警戒本部を設置する。

第4 水防配備 **【水防】**

1 市の非常配備

市は、水防に関する警報・注意報等により、洪水等のおそれがあると認められるときからその危険が解消されるまでの間は、非常配備により水防事務を処理するものとする。

非常配備の発令は、水防本部長（市長）が行うものとし、以下のような配備指令を発令する。

(1) 準備配備体制

少数の人員で非常配備体制に入るまでの準備体制で、主として情報の収集及び連絡にあたる。

(2) 第1次配備体制

少数の人員で主として情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては、ただちに増員、本格的な水防活動体制とする。

(3) 第2次配備体制

非常事態の発生により担当者を動員し、水防活動の必要な事態が発生すれば、ただちに水防活動に入る。なお、動員数については、水防本部長（市長）の指示による。

2 消防団の非常配備

市長は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防団を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりである。

配備区分	配備基準	配備体制
待 機	水防に係るある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。	団長は、その後の情勢を把握することに努め、団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく。
準 備	河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される時。	消防団の分団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、水門、樋門等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。
出 動	河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき。	消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。
解 除	市長より解除の指令をしたとき。	水防活動の終了。

3 水防配備の解除

(1) 水防解除

市長は、水防警報解除のあったとき、又は、河川水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、安足土木事務所を通じ県水防本部に報告するものとする。

(2) 消防団の非常配備の解除

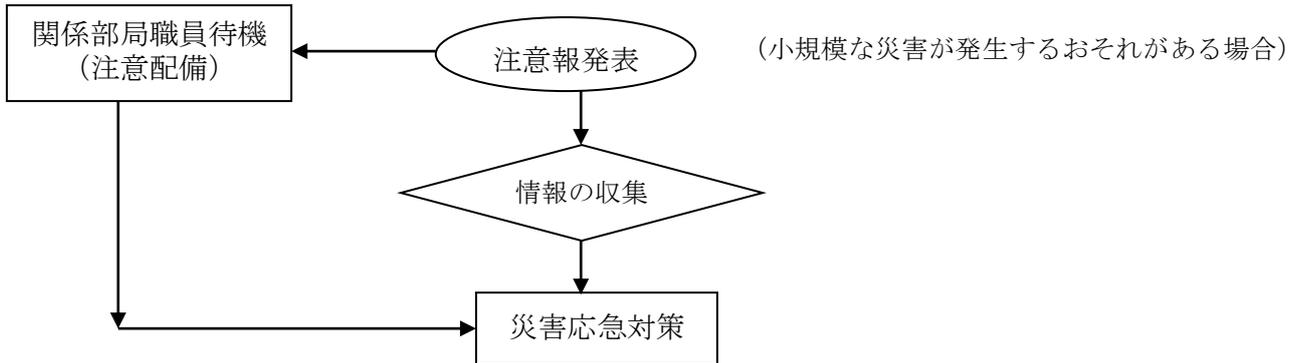
消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、市長が配備解除の指令をしたときとする。

第5 非常体制

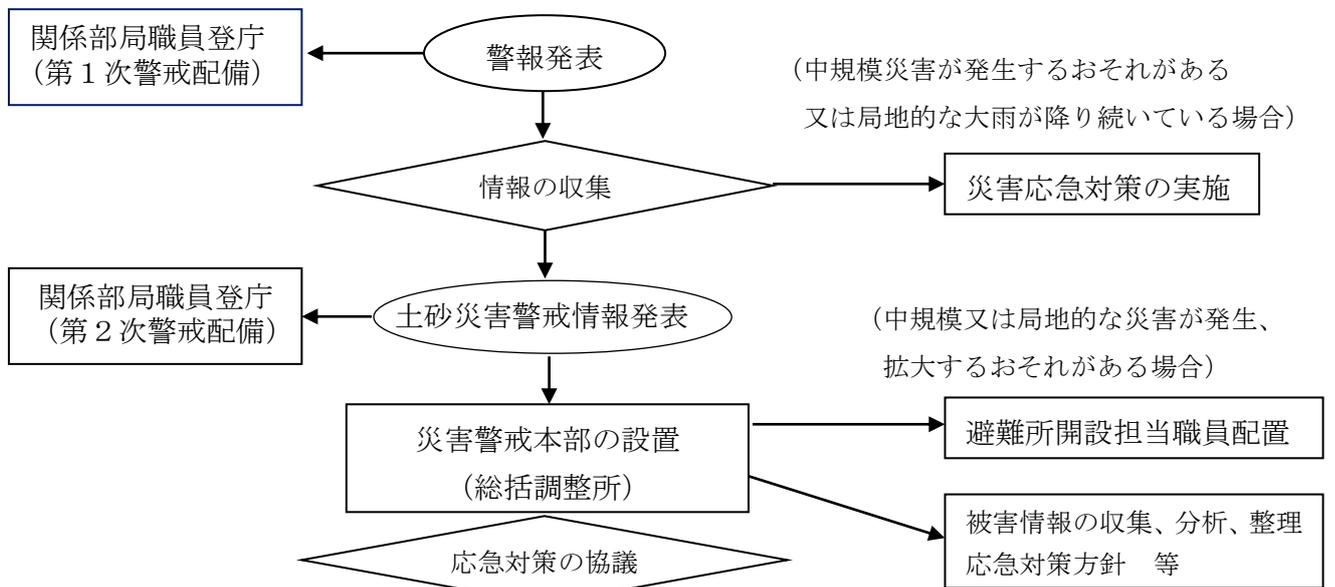
本市に特別警報が発表され、大規模な災害発生のおそれがある場合は、災害対策本部を設置し、各部の担当職員は登庁し非常体制をとる。また、災害が拡大し甚大な被害を出すおそれがある場合は、全職員が登庁し、全組織を挙げて災害応急対策を実施する。

第6 体制図 (※災害対策体制について)

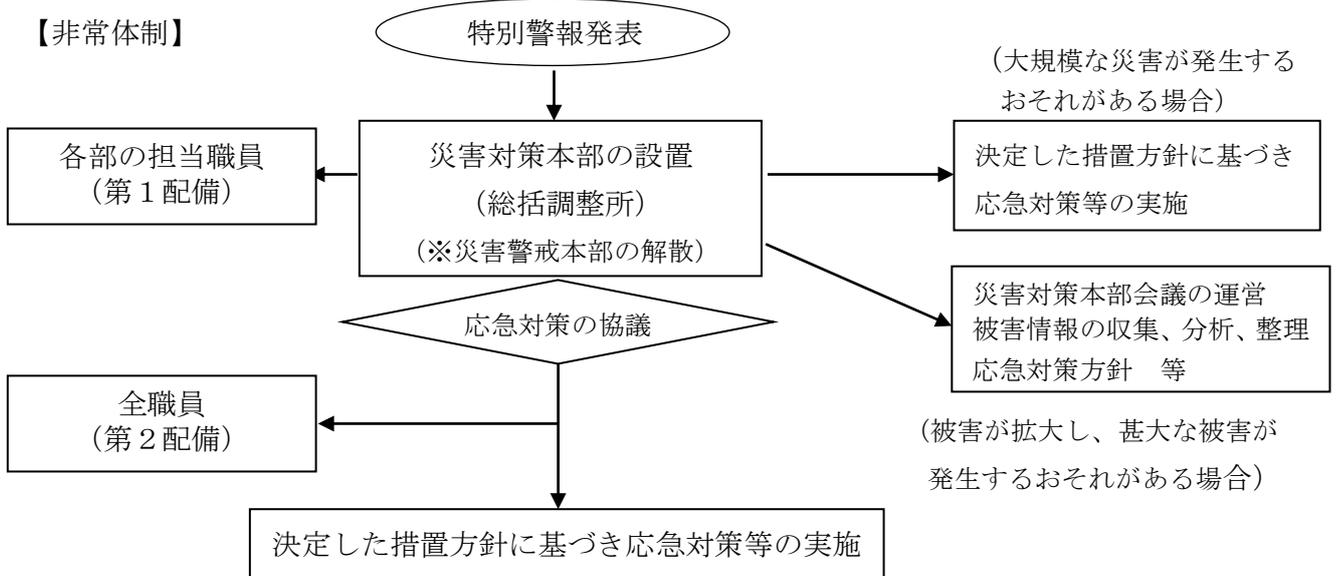
【注意体制】



【警戒体制】



【非常体制】



第7 佐野市災害警戒本部

本市に土砂災害警戒情報が発表され、又は中規模又は局地的な災害が発生し、拡大するおそれがある場合又は局地的な大雨が降り続けている場合、災害対策本部を設置するに至らない場合、または災害対策本部を設置するまでの間、情報収集又は応急活動に対応するため、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置する。

1 災害警戒本部の設置基準

市は、次の基準により又は副市長が必要であると認めるとき、災害警戒本部を設置し、次の基準により災害警戒本部を設置する。

- (1) 市内に土砂災害警戒情報が発せられたとき
- (2) 市内に中規模な災害が発生し、拡大のおそれがあるとき
- (3) 市内に局地的な災害が発生し、拡大のおそれがあるとき

2 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は、佐野市役所内に置く。ただし、庁舎に異常が発生した場合は、本部長（副市長）の指定する場所に設置する。

3 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織は、以下のとおりとする。

- (1) 本部長 副市長

本部長補佐 危機管理監

副本部長 行政経営部長

本部員 総合政策部長、総合政策調整監、市民生活部長、こども福祉部長、健康医療部長、産業文化スポーツ部長、都市建設部長、技術センター部長、議会事務局長、上下水道局長、教育部長、消防長

本部連絡員 副本部長及び各本部員（各部長）が指名した者

総括調整所 危機管理監、危機管理課、関係職員（必要と認める部局の職員）

- (2) オブザーバー

本部長は、必要があると認めるときは本部員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

- (3) 本部会議

本部員のもとに本部会議を置き、本部長、本部長補佐、副本部長、本部員をもって構成する。

- (4) 本部連絡員

各部には本部連絡員を置く。

ア 本部連絡員は、本部長の指令その他連絡事項を所属の部に伝達するとともに、各部所管の被害状況、応急対策等の実施状況、その他被害活動に必要な情報を取りまとめて本部会議に連絡することを任務とする。

イ 本部連絡員は、副本部長及び各本部員（各部長）が自部内から指名する。

- (5) 総括調整所（危機管理監、危機管理課）

災害対策を的確かつ早急に実施するため、総括調整所を置く。調整所長は、危機管理監が就く。

4 業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 情報収集に関すること
- (2) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること
- (3) 災害警戒本部会議の運営、被害情報の収集、分析、整理、応急対策方針等に関すること
- (4) 災害対策本部の設置に関すること
- (5) 災害応急対策の実施に関すること

5 解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- (1) 災害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき
- (2) 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき
- (3) 災害対策本部が設置されたとき

6 代決者

本部長不在時等の意思決定は副本部長（行政経営部長）が行い、本部長、副本部長とも不在時等の場合には、総合政策部長が行う。

第8 佐野市水防本部 **【水防】**

市の水防を総括するため、水防本部を置く。

1 水防本部の設置基準

水防本部を設置する基準は、宇都宮地方気象台又は知事から水防に関する各種の予報警報が発せられ、市長が水防本部を設置する必要があると認めたときとする。

2 水防本部の設置場所

水防本部の設置場所は、佐野市役所内に置く。ただし、庁舎に異常が発生した場合は、本部長（市長）の指定する場所に設置する。

3 水防本部の組織及び運営

市の水防組織は、「別表1 水防組織」、「別表2 水防本部の職務分掌」及び「別表3 水防本部各班の事務分掌」のとおりとする。

(1) オブザーバー

本部長は、必要があると認めるときは本部員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(2) 本部会議

本部員のもとに本部会議を置き、本部長、本部長補佐、副本部長、本部員をもって構成する。

(3) 本部連絡員

各部には本部連絡員を置く。

ア 本部連絡員は、本部長の指令その他連絡事項を所属の部に伝達するとともに、各部所管の被害状況、応急対策等の実施状況、その他被害活動に必要な情報を取りまとめて本部会議に連絡することを任務とする。

イ 本部連絡員は、副本部長及び各本部員（各部長）が自部内から指名する。

(4) 総括調整所（危機管理監、危機管理課）

災害対策を的確かつ早急に実施するため、総括調整所を置く。調整所長は、危機管理監が就く。

4 業務

水防本部は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 情報収集に関すること
- (2) 災害対策本部を設置していない場合において、水害のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること
- (3) 水防本部の運営、被害情報の収集、分析、整理、応急対策方針等に関すること
- (4) 災害対策本部の設置に関すること
- (5) 災害応急対策の実施に関すること

5 水防本部の解散

次のいずれかに該当する場合、水防本部は解散する。

- (1) 水防に関する予報及び警報が解除され、本部長が水防本部の設置の必要がなくなったと判断したとき
- (2) 災害対策本部が設置されたとき

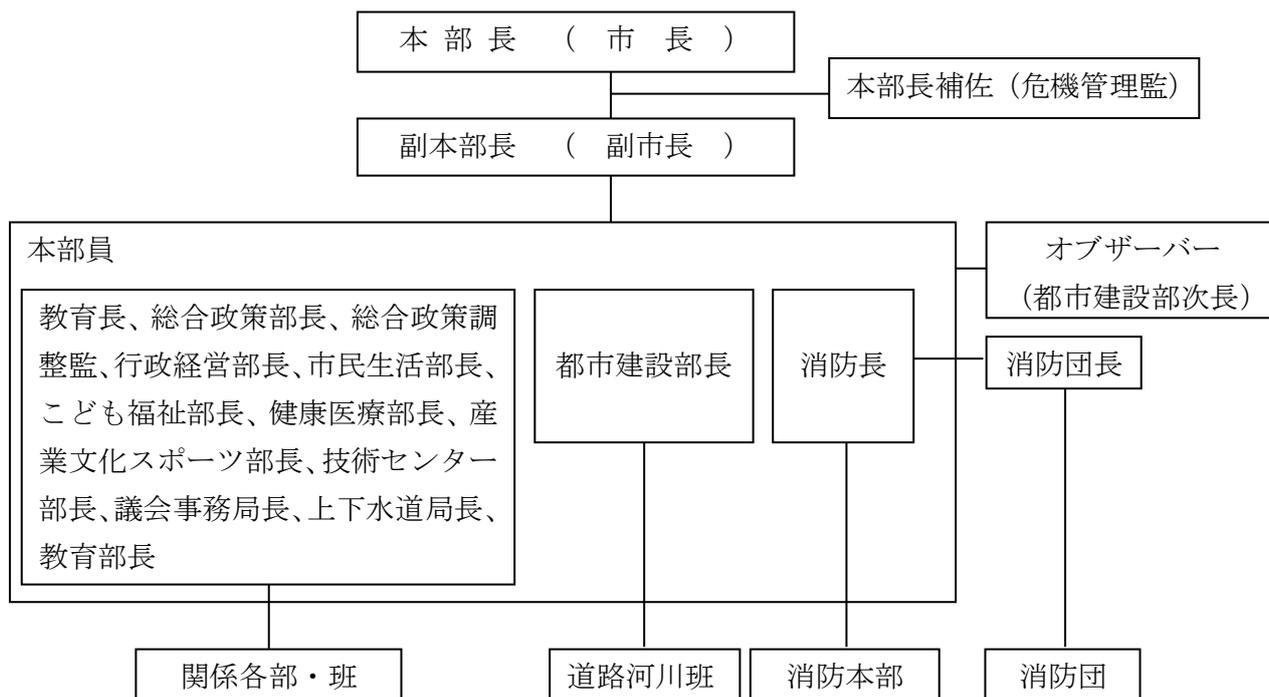
6 災害対策本部との関係

災対法に基づき、市に災害対策本部が設置された場合、佐野市地域防災計画の定めるところにより、水防本部は、災害対策本部に統合され活動を継続する。

7 代決者

本部長不在時等の意思決定は副本部長（副市長）が行い、本部長、副本部長とも不在時等の場合には、行政経営部長が行う。

別表1 水防本部



別表2 水防本部の職務分掌

本部長、本部長補佐、副本部長、本部員及びオブザーバーの職務は次のとおりとする。

職名	担当者	職務分掌
本部長	市長	本部の事務を統括し、水防本部職員を指揮、監督する。
本部長補佐	危機管理監	本部長の意思決定を補佐する。
副本部長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
本部員	教育長 総合政策部長 総合政策調整監 行政経営部長 市民生活部長 こども福祉部長 健康医療部長 産業文化スポーツ部長 都市建設部長 技術センター部長 議会事務局長 上下水道局長 教育部長 消防長	各部（局）の事務を掌握し、部の職員を指揮、監督する。
オブザーバー	都市建設部次長	本部長の命により、会議に出席し、意見を述べる。

別表3 水防本部各班の事務分掌

水防本部各班の事務分掌は次のとおりとする。

部(局)	班	事務分掌
消防本部	総務班 警防班 通信班 予防班	1 消防職員の招集及び配備に関する事 2 水害に関する情報の速報及び連絡に関する事 3 水害の広報活動に関する事 4 消防団との連絡調整に関する事 5 土嚢の確保に関する事 6 その他の応急対策に関する事
	東署隊 西署隊	1 消防職員の招集及び配備に関する事 2 水害の警戒及び防御に関する事 3 被災者の救出、救護及び搬送に関する事 4 避難者の誘導に関する事 5 被害状況の収集及び伝達に関する事 6 水害現場の広報活動に関する事

消防団	事務分掌
団本部 佐野支団(1~12分団) 田沼支団(13~21分団) 葛生支団(22~31分団)	1 水害の警戒及び防御に関する事 2 被災者の救出、救護及び搬送に関する事 3 避難者の誘導に関する事 4 被害状況の収集及び伝達に関する事 5 水害現場の広報活動に関する事 6 消防本部との連絡調整に関する事

(その他の各部・各班の編成及び事務分掌は、本節第10「動員計画」別表5の各部・班の災害時事務分掌によるものとする。)

第9 佐野市災害対策本部

本市に特別警報が発表され、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合において、また、災害が拡大し甚大な被害が発生するおそれがあるため、総合的な防災活動の推進を図るため必要があると認めるとき、市長は次の基準により災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

災害対策本部の設置の基準は、次のとおりである。

ア 特別警報が発表されたとき

イ 大規模な災害(暴風雨、豪雨、洪水、大規模な火災、爆発事故等)が発生するおそれがあるとき

ウ 前号のほか、電車、自動車、航空機等の交通機関の重大な事故により多数の死傷者を生じた場合で、市長が災害応急対策を特に必要とする場合

(2) 設置場所

災害対策本部は、佐野市役所内に置く。ただし、庁舎に異常が発生した場合は、市長の指定する場所に設置する。

(3) 災害対策本部の設置前の措置

関係各部長等は、災害の発生が予想されるとき、気象その他の状況を充分検討し、必要と認めるときは、本部設置前であっても本節第10「動員計画」に準じ、それぞれの職員の動員を実施する等、諸般の措置をとる。

(4) 他の災害対策組織の統合

災害対策本部が設置された場合、他の災害対策に関する組織は、災害対策本部の各部に統合して活動を継続する。

(5) 防災関係機関の本部組織への参加

災害対策本部の設置にあたっては、佐野市社会福祉協議会は佐野市災害対策本部に参加する。

(6) 解散

災害対策本部は、本部長の判断により、次の場合に解散する。

ア 予想された災害の危険が解消したと認められるとき

イ 災害発生後における応急対策が完了したと認められるとき

2 防災関係機関等への通報

災害対策本部を設置し、又は解散したときは、速やかに次のうち必要と認める関係機関等に公表するとともに、庁内及び住民に対し、防災行政無線、電話、広報車、ホームページその他の確迅速な方法で周知する。

(1) 市防災会議委員

(2) 栃木県（危機管理課）

(3) 総務省消防庁

(4) 陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊

(5) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

(6) その他の関係機関（国の関係省庁、隣接市町等）

(7) 報道機関及び一般市民

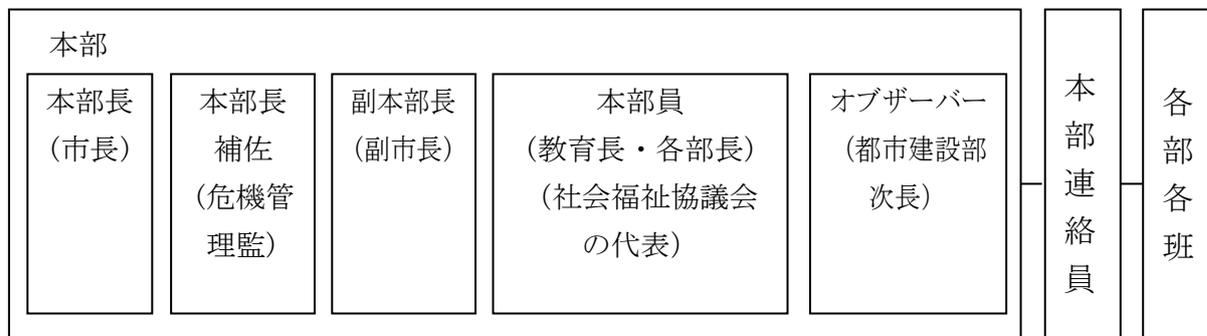
3 組織

災害対策本部の組織及び運営は、佐野市災害対策本部条例（平成17年条例第16号）の定めるところによる。

(1) 災害対策本部

災害対策本部の組織および構成等は、「佐野市災害対策本部条例」に基づき、次のとおりとする。

ア 組織図



(各部・各班の編成及び分掌事務は、本節第10「動員計画」別表4及び別表5参照)

イ 本部長、本部長補佐、副本部長

災害対策本部長、本部長補佐、同副本部長の担当者および職務分掌は次のとおりとする。

職 名	担当者	職 務 分 掌
本 部 長	市 長	本部の事務を統括し、災害対策本部職員を指揮、監督する。
本部長 補佐	危機管理監	本部長の意思決定を補佐する。
副本部長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

ウ 本部員（教育長及び各部長）

各部に部長を置き、部長はその部の事務を掌理し、部の職員を指揮、監督する。部長に事故あるときは、その職務を各部の代表者が代理する。

エ オブザーバー

本部長は、必要があると認めるときは本部員以外の者を会議に出席させ意見を聞くことができる。

オ 本部会議

本部長のもとに本部会議を置き、本部長、本部長補佐、副本部長、本部員をもって構成する。

カ 本部連絡員

各部には本部連絡員を置く。

(ア) 本部連絡員は、本部長の指令その他連絡事項を所属の部に伝達するとともに、各部所管の被害状況、応急対策等の実施状況、その他被害活動に必要な情報を取りまとめて本部会議に連絡することを任務とする。

(イ) 各本部員（各部長）が指名した者。

キ 総括調整所（危機管理監、危機管理課）

災害対策を的確かつ早急に実施するため、総括調整所を置く。調整所長は、危機管理監が就く。

(2) 現地災害対策本部

土砂崩れ等による局地的な災害等で、人身被害、住家被害等が多数に及んだ場合、本部長は、必要に応じ災害地で本部の事務の一部を行う「現地災害対策本部」（以下「現地本部」という。）を置くことができる。

ア 現地本部の設置期間

現地本部は、現地での主要な災害応急対策が概ね終了するまでの間、又は現地本部設置の必要性がなくなつたと認められるまでの間設置することができる。

イ 現地本部の設置場所

現地本部は、災害現場付近に設置することができる。

ウ 現地本部の組織

(ア) 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置く。

(イ) 現地本部長及び現地本部員は、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指

名する。

(ウ) 現地本部長は、本部長の命を受け現地の事務を掌理し、現地本部員を指揮監督する。

4 運営

(1) 業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

- ア 災害に関する情報の収集、分析、整理に関すること
- イ 災害予防及び災害応急対策の実施のための方針の作成に関すること
- ウ 前号の方針に沿った災害応急対策の実施、調整に関すること
- エ 本部の活動体制に関すること
- オ 現地本部の活動体制に関すること
- カ 関係する指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関相互の連絡調整に関すること
- キ 県及び他市町への応援要請に関すること
- ク 自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整に関すること
- ケ 応援及び受援に関すること
- コ 災害広報に関すること
- サ 災害ボランティアセンターの設置に関すること
- シ 災害救助法に関すること
- ス 災害対策本部の解散に関すること
- セ その他重要な事項に関すること

(2) 本部会議

ア 本部会議の開催

(ア) 本部長は、本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは、本部会議を招集する。

(イ) 本部員は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を総括調整所長（危機管理監）に申し出る。

イ 本部会議の協議事項

(ア) 本部の配備体制に関すること

(イ) 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること

(ウ) 県その他関係機関に対する応急措置の実施の依頼及び応援の要請に関すること

(エ) その他災害対策の重要事項に関すること

ウ 協議事項の実施

本部会議の決定事項については、担当部長は他の関係部長と緊密な連携のもとに、迅速なる実施を図る。

エ 本部会議の庶務

本部会議の庶務は、行政経営部危機管理課が担当する。

5 各部・班の事務分掌

災害対策本部に、第10「動員計画」の別表5「各部・班の災害時事務分掌表」に掲げる「部」および「班」を置き、それぞれの事務分掌により災害対策の実施にあたる。

6 代決者

本部長が災害時に不在又は登庁困難な場合、若しくは登庁に時間を要する場合の意思決定は副本部長、副本部長不在の場合は行政経営部長が行う。

7 災害対策本部職員の証票等

災害対策活動に従事する本部長、本部長補佐、副本部長、本部員は、所定の防災服及び腕章を着用する。その他の職員は、所定の腕章を着用する。また、災害対策活動に従事する本部の車両には、所定の標旗を付す。

8 国及び県との連携

- (1) 本部長は、緊急な支援が必要と判断した場合、県の職員の派遣を要請し、避難指示、応急救助、その他市が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や援助を受ける。
- (2) 災害対策本部は、災害応急対策を実施するために、国の非常緊急災害現地対策本部及び県の現地対策本部と密接な連携を図る。

第10 動員計画

1 配備の種別

職員の配備については、災害の種類、規模、程度等の態様により、次の種別の内容により行う。

配備の種別	配 備 の 内 容
第 1 配 備	特別警報が発表された場合。大規模な災害が発生するおそれがある場合に、災害対策本部を設置し、直ちに必要な人数により災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える。
第 2 配 備	災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合に、全組織を挙げて災害応急対策を実施する。

2 配備の決定

- (1) 配備の種別は、災害の状況により決定する。ただし、災害警戒本部若しくは水防本部又は災害対策本部が設置された場合には、各本部の本部長が決定する。
- (2) 配備の種別の決定があったときは、行政経営部長は直ちに関係各部・各班および関係機関に通報しなければならない。

3 動員体制

職員の動員は、配備の種別に従い、以下の方法により行う。なお、各部・各班における職員動員体制は、「別表4 組織別職員動員体制表（基準）」のとおりとする。

(1) 動員体制の整備

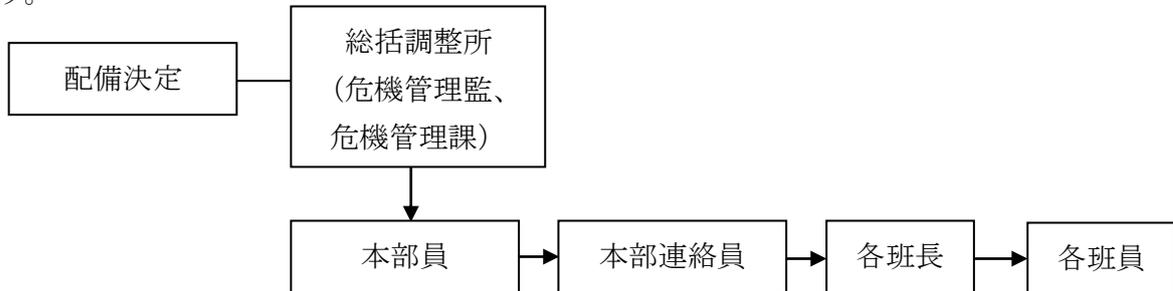
- ア 各部長は、職員一人一人に業務内容を周知し、勤務時間外や休日等における確実な動員体制を整備する。
- イ 各部長は、各班員の住所及び連絡方法を把握しておき、勤務時間外や休日等に本部より動員の通知があったときは、直ちに動員できるよう措置する。
- ウ 配備要員となる職員は、勤務時間外や休日等において動員の伝達を受けたときは、直ちに登庁する。

(2) 動員の伝達方法

第1 配備時及び第2 配備時における職員等への伝達は、次により行う。

ア 第1 配備時及び第2 配備（災害対策本部設置）

配備（種別）決定により、総括調整所（危機管理監、危機管理課）が次の順序により行う。



イ 消防団に対する伝達

消防団長は、消防長から本部設置に伴う配備体制の連絡を受けたときは、直ちに出勤できる体制を確立するよう各分団長に対し、電話、伝令等により指令する。

消防団への伝達は、消防長が行う。

ウ 動員の完了報告

各部長は、各班員への伝達を完了したときは、各班員の配備について速やかに本部長に報告しなければならない。

エ 動員を受けたものは、原則として佐野市役所等勤務場所に参集する。ただし、災害の状況により勤務場所への参集が困難なときは、最寄りの地区公民館等、市の施設に参集し、その責任者の指示を受け、災害対策に従事する。

職員の家族に死傷者が出たとき、又は自宅が全半壊したときは何らかの手段をもってその旨を所属上司又は、最寄りの施設の責任者に報告する。

4 職員の災害時心得

災害時において災害対策本部職員の心得るべき事項は、概ね次のとおりとする。

<災害時における職員心得>

- (1) 規律を厳守し、責任を重んじ、社会奉仕の精神を堅持し、郷土愛に徹すること。
- (2) 沈着にしてかつ機敏を旨とし、事にのぞんであわてないこと。
- (3) 担当業務の習熟に努め、つねに職責の完遂を期すること。
- (4) 災害時には直ちに出勤しうるよう常に所在を明らかにしておき、休日又は勤務時間外であっても、特に命令があった場合、災害の発生を知った場合、又は災害発生のおそれがあると自ら判断した場合は、直ちに登庁して上司の指示をうけること。
- (5) 災害のため登庁する際の服装および携帯品は、特に指示があった場合を除き、概ね次のとおりとする。
 - ア 服装は軽装とし、寒暑に耐え得る。
 - イ 雨具、照明器具等を携行する。
 - ウ 運動靴を着用する。

第11 業務継続性の確保

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

第12 複合災害への対応

大規模地震後の風水害など、地震と風水害の複合災害も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく必要がある。

別表4 組織別職員動員体制表（基準）

部	班	第1配備	人数	第2配備
総合政策部	政策調整班(総合戦略推進班含む)	4	36	全職員
	デジタル推進班	2		
	広報ブランド推進班	6		
	財政班	2		
	財産活用班	11		
	秘書班	2		
	市民税班	3		
	資産税班	3		
	収納班	3		
行政経営部	行政経営班	2	17	全職員
	危機管理班	8		
	人事班	3		
	情報政策班	4		
市民生活部	市民生活班	3	33	全職員
	環境政策班(葛生清掃センター含む)	8		
	衛生施設班	2		
	気候変動対策班	1		
	人権・男女共同参画班	3		
	隣保館班(田沼福祉コミュニティセンター・集会所含む)	8		
	市民班(各支所含む)	4		
	田沼行政センター班	2		
	葛生行政センター班	2		
こども福祉部	こども政策班	4	28	全職員
	こども班(こどもの国・児童館含む)	8		
	保育班(各保育園含む)	10		
	社会福祉班	4		
	障がい福祉班	2		
健康医療部	医療保険班	3	19	全職員
	いきいき高齢班	3		
	介護保険班	4		
	健康増進班(各診療所含む)	9		

部	班	第1 配備	人数	第2 配備
産業文化 スポーツ部	産業政策班	2	30	全職員
	企業誘致班	2		
	農政班	6		
	農山村振興班	9		
	文化推進班（吉澤記念美術館含む）	4		
	観光推進班	3		
	スポーツ推進班	4		
都市建設部	都市計画班	2	57	全職員
	交通政策班	3		
	都市整備班	16		
	道路河川班	30		
	建築住宅班	3		
	建築指導班	3		
技術センター部	管理班	1	3	全職員
	契約検査班	2		
会計部		1	1	全職員
議会部		3	3	全職員
選管・監査部		1	1	全職員
農業委員会部		2	2	全職員
上下水道部	企業経営班	2	11	全職員
	水道班（北部営業所含む）	5		
	下水道班	4		
教育部	教育総務班	3	22	全職員
	学校適正配置班	2		
	学校管理班（南部・北部学校給食センター含む）	4		
	学校教育班	4		
	教育センター班	2		
	生涯学習班（各地区公民館含む）	3		
	文化財班（化石館・伝承館含む）	4		
合 計		263	263	

* 1 診療所等の医療機関にあつては、災害による負傷者発生の際には職員動員体制表による配備区分にとらわれず適宜負傷者等の治療にあたる。

* 2 消防本部及び佐野市社会福祉協議会にあつては、それぞれの防災計画等に従い、配備体制にあたる。

別表5 各部・班の災害時事務分掌表

部	班	事務分掌
総合政策部	政策調整班 (総合戦略推進班) デジタル推進班 広報ブランド推進班 財政班 財産活用班 秘書班 市民税班 資産税班 収納班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予算の編成及び資金の調達に関する事 2 応急公用負担等の損害補償に関する事 3 市有財産の被害状況調査に関する事 4 車両の調達、市有車両の集中管理及び配車に関する事 5 各部応援要請に基づく輸送に関する事 6 庁舎内非常電源の確保及び臨時電話の仮設に関する事 7 本部長、副本部長の秘書に関する事 8 予警報及び災害情報の広報に関する事 9 災害記録写真の撮影及び各種広報資料の収集に関する事 10 被害状況及び災害対策状況の発表に関する事 11 市民への啓発、広報に関する事 12 本部任務の調整及び受援に関する事 13 被災世帯の実態調査に関する事 14 被害家屋の調査に関する事 15 り災証明、その他証明書に関する事 16 市税の減免及び納期の延長に関する事 17 市税の徴収猶予に関する事 18 その他部内各班に属さないこと
行政経営部	危機管理班 行政経営班 人事班 情報政策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の開設、閉鎖に関する事 2 災害対策本部の庶務及び本部会議に関する事 3 総括調整所に関する事 4 職員の動員に関する事 5 職員の公務災害補償に関する事 6 職員の給与に関する事 7 災害応急対策のための労務者確保に関する事 8 災害情報等の集計及び報告に関する事 9 自衛隊の派遣要請及びその他関係機関、団体等への応援要請に関する事 10 防災会議及び関係機関との連絡調整に関する事 11 災害情報の収集、警報等の受理及び連絡調整に関する事 12 情報システムの保全・復旧に関する事 13 町会（自主防災組織）との連絡調整に関する事 14 電力、電話及びガス関係の連絡調整に関する事 15 災害救助法の適用事務に関する事 16 他班任務の応援実施 17 その他各部の総合調整に関する事
市民生活部	市民生活班 気候変動対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の応急措置についての相談及び助言に関する事 2 ボランティア団体等との連絡調整に関する事 3 災害ボランティアセンターの支援に関する事 4 町会との連絡調整に関する事 5 所管施設の被害状況調査及び報告に関する事 6 救護所の運営及び救護班の活動協力に関する事 7 その他部内各班に属さないこと

部	班	事務分掌
市民生活部	環境政策班 (葛生清掃センター含む) 衛生施設班	1 ごみ及びし尿の処理に関すること 2 汚染物質の防止に関すること 3 清掃及び清掃に伴う消毒に関すること 4 害虫等の駆除に関すること 5 検水に関すること 6 災害廃棄物の撤去及び処分に関すること 7 衛生関係及び所管施設の被害状況調査並びに報告に関すること 8 死体の保管(遺骨・仮埋葬)、埋葬及び火葬に関すること 9 他班任務の応援実施
	人権・男女共同参画班 隣保館班 (田沼福祉コミュニティセンター・各集会所含む)	1 救護所・避難所等における人権の侵害等に関すること 2 避難所運営における女性の参画及び女性の相談窓口の情報提供に関すること 3 所管施設の被害状況調査及び報告に関すること 4 他班任務の応援実施
	市民班 (各支所含む)	1 被災証明、その他証明書の応援実施に関すること 2 支所との統括及び連絡調整に関すること 3 所管施設の被害状況調査及び報告に関すること 4 他班任務の応援実施
	田沼行政センター班 葛生行政センター班	1 災害情報の収集及び連絡調整の協力に関すること 2 備蓄品の保管及び配給応援に関すること 3 被災証明、その他証明書に関すること 4 他班任務の応援実施
子ども福祉部	子ども政策班 子ども班 (こどもの国・各児童館含む) 保育班(各保育園含む) 社会福祉班 障がい福祉班	1 救援金品の管理及び配分に関すること 2 日本赤十字社との連絡調整に関すること 3 災害見舞金及び弔慰金等の支給に関すること 4 避難行動要支援者対策に関すること 5 要配慮者利用施設への連絡等の対策に関すること 6 福祉避難所の開設・運営の協力に関すること 7 所管する福祉関係施設の被害状況調査及び報告に関すること 8 救護所の運営及び救護班の活動の協力に関すること 9 身元不明遺体の処置及び収容等の対策に関すること 10 避難所の運営の協力に関すること 11 被災者の収容の協力に関すること 12 被災者及び災害対策の従事者に対する炊出し等による食料の配給の協力に関すること 13 保育所・児童館・子どもクラブ等の避難指導に関すること 14 応急保育に関すること 15 被災児童対策に関すること 16 被災者生活再建支援金に関すること 17 他班任務の応援実施
健康医療部	医療保険班 いきいき高齢班 介護保険班 健康増進班 (各診療所含む)	1 救護所の運営及び救護班の活動に関すること 2 健康福祉センター等関係機関との連絡調整に関すること 3 老人福祉施設等との連絡調整に関すること 4 医薬品、器械等の供給及び調達に関すること 5 災害時における医療救護に関する協定を締結している関係団体の派遣要請の補助及び活動の協力に関すること 6 検病、伝染病予防に関すること 7 避難行動要支援者対策の応援に関すること

部	班	事 務 分 掌
健康医療部	医療保険班 いきいき高齢班 介護保険班 健康増進班 (各診療所含む)	8 医療機関及び関係機関との連絡調整に関する事 9 医療・保健衛生・福祉関係及び所管施設の被害状況調査及び報告に関する事 10 医療施設への避難情報等の伝達に関する事 11 他班任務の応援実施
産業文化 スポーツ部 農業委員会部	産業政策班 企業誘致班 文化推進班 (吉澤記念美術館含む) 観光推進班 スポーツ推進班	1 衣料、その他生活必需品等の応急物資の調達と避難所等への配給に関する事 2 生活必需品の給付に関する事(災害救助法適用時含む) 3 商工関係及び所管施設の被害状況調査並びに報告に関する事 4 中小企業被災者への災害融資に関する事 5 文化、観光、スポーツ関係及び所管施設の被害状況調査並びに報告に関する事 6 避難所開設の協力に関する事 7 応急仮設住宅建築への協力に関する事 8 他班任務の応援実施
	農政班 農山村振興班 農業委員会班	1 食料の確保と配給に関する事 2 災害危険箇所の把握に関する事 3 農地、山地の土砂災害の把握に関する事 4 崩落土砂等の撤去に関する事 5 防災重点農業用ため池の被害状況調査及び報告に関する事 6 農作物の被害予防及び応急措置に関する事 7 農林関係施設等の危険予防及び応急復旧に関する事 8 農林関係及び所管施設の被害状況調査及び報告に関する事 9 種苗及び飼料、肥料の斡旋、供給に関する事 10 営農資金に関する事 11 他班任務の応援実施
都市建設部	都市計画班 交通政策班	1 所管施設の被害状況調査及び報告に関する事 2 被災宅地の危険度判定に関する事 3 輸送機関との連絡調整に関する事 4 部内各班の連絡調整に関する事 5 その他部内各班に属さない事
	道路河川班	1 応急復旧資材の調達に関する事 2 建設業者、その他関係機関との連絡調整に関する事 3 道路、河川、堤防、橋梁等の危険予防及び応急復旧に関する事 4 障害物の除去及び処分に関する事 5 災害危険箇所の把握に関する事 6 交通支障箇所及び迂回路の周知に関する事 7 河川における漂流物に関する事 8 土木関係の被害状況調査及び報告に関する事 9 他班任務の応援実施
	都市整備班	1 区画整理事業の災害対策及び指導に関する事 2 区画整理事業地内街路等の災害対策に関する事 3 仮設住宅等の用地確保に関する事 4 所管施設の被害状況調査及び報告に関する事 5 公園緑地及び公園施設の災害対策に関する事 6 土砂(宅地内)の撤去及び処分に関する事 7 他班任務の応援実施

部	班	事 務 分 掌
都市建設部	建築住宅班 建築指導班	1 市有建物（施設）の防護及び復旧に関する事 2 避難所、その他応急仮設住宅の建築に関する事 3 市営住宅の災害対策に関する事 4 被害建築物の応急措置及び危険度の判定に関する事 5 被災者に対する住宅相談に関する事 6 建築物関係の被害状況調査及び報告に関する事 7 公費解体に関する事 8 他班任務の応援実施
技術センター部	管理班 契約検査班	1 技術職員の連携に関する事 2 治水対策の総合調整に関する事 3 応急対策物品の購入及び物品購入に係る各班との連絡調整に関する事 4 他班任務の応援実施
会計部		1 物品及び金銭の出納及び保管に関する事 2 各班の帳簿（災害救助法様式等）の取りまとめに関する事 3 他班任務の応援実施
議会部		1 市議会災害対策会議の運営に関する事 2 市議会災害対策会議と市災害対策本部との連絡調整に関する事 3 他班任務の応援実施（定例会等に関わる期間を除く）
選管・監査部		1 他班任務の応援実施（選挙等に関わる期間を除く）
上下水道部	企業経営班	1 水道施設及び下水道施設の応急工事に必要な資材等の調達に関する事 2 水道料金及び下水道使用料の減免に関する事 3 応援協定による配水に関する事 4 水道施設及び下水道施設の被害状況の調査及び報告に関する事 5 他班任務の応援実施 6 その他部内各班に属さないこと
	水道班 （北部営業所含む）	1 水道施設の応急復旧に関する事 2 応急給水に関する事 3 設備業協同組合との連絡調整に関する事 4 給水施設の管理、保全に関する事 5 他班任務の応援実施
	下水道班	1 下水道施設の応急復旧に関する事 2 日本下水道管路管理業協会及び日本下水道事業団との連絡調整に関する事 3 他班任務の応援実施
教育部	教育総務班 学校適正配置班 学校管理班（南部・北部） 学校給食センター含む	1 教育施設の被害の応急措置に関する事 2 学校関係の被害状況調査及び報告に関する事 3 所管施設の被害状況調査及び報告に関する事 4 避難所開設の協力に関する事 5 その他部内各班に属さないこと

部	班	事 務 分 掌
教育部	学校教育班 教育センター班	1 児童、生徒の被災状況調査及び教育対策に関すること 2 被災児童及び生徒の保健に関すること 3 教職員の確保及び調整に関すること 4 所管施設の被害状況調査及び報告に関すること 5 応急教育の方法、指導に関すること 6 教科書（教材を含む）学用品の調達及び配分に関すること 7 小学校、中学校等の避難指導に関すること
	生涯学習班 (各地区公民館含む)	1 社会教育施設の被害の応急措置に関すること 2 社会教育団体等の協力要請に関すること 3 避難所開設に関すること 4 社会教育施設の被害状況調査及び報告に関すること 5 他班任務の応援実施
	文化財班 (化石館・伝承館含む)	1 文化財の災害対策に関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急措置に関すること 3 他班任務の応援実施
消防本部		1 災害応急対策活動に関すること 2 消防団の活動に関すること 3 その他各部が実施する応急対策の協力に関すること
社会福祉 協議会部		1 災害救助金品の募集に関すること 2 被災者の救援に関すること 3 災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること 4 その他市が実施する応急対策の協力に関すること

第2節 相互応援協力・関係機関との連携等計画

第1 相互応援協力

市は、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町や県等に応援を求め、災害対策の万全を期する。

このとき、応援要請を受けた市町は、求められた災害応急対策のうちで、災害の発生を防御し又は災害の拡大を防止するための応急的な措置で、人の生命や身体の安全に関わる被害が生じ得るような緊急性の高い措置について応諾義務を負う。また、県は、求められた災害応急対策全般について応諾義務を負う。

1 市町間の相互応援協力

市は、災害が発生した際において、応急対策を実施するために必要な場合は、「災害時における市町相互応援に関する協定」に基づき応援を求め、災害対策の万全を期す。

2 県への応援要請

市は、応急対策を実施するため、必要と認めるときは県に対して応援を求める。

3 県と市町が一体となった応援体制

市は、県と連携して、大規模災害発生により県内市町又は他都道府県において行政機能が喪失する等重大な被害が発生した場合に、県・市町が連携し一体となった「チーム栃木」として職員を派遣する等の応援を行う。

4 指定地方行政機関職員の派遣の要請及び斡旋

(1) 市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合、指定地方行政機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求め、災害対策の万全を期する。

(2) 市は、職員の派遣の要請及び斡旋を求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

ア 派遣を要請する（斡旋を求める）理由

イ 派遣を要請する（斡旋を求める）職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

5 受援体制、応援体制の整備

市は、災害発生時に他市町等からの応援を円滑に受け入れられるよう、応援職員等の執務スペースや宿舍の確保等の受入れ体制の整備に努めるとともに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館や公共施設の空きスペース、仮設の拠点、車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

また、他市町からの応援要請等に基づく応援業務が円滑かつ迅速に実施できるよう、職員の派遣、救援物資の送付等に関する体制の整備に努める。

6 受援・応援計画の修正

市は、迅速で円滑な応援要請や受援業務の調整に加え、被災自治体に対する効果的で円滑な応援を遂行するために、受援・応援計画を定め、適宜見直しを図る。

第2 自衛隊派遣要請

1 派遣要請

市長は、災害の発生により人命、財産の保護について、必要と認めた場合には、知事に対し、自衛隊

の派遣要請を依頼する。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、概ね次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
1 被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2 避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
3 遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたる。（消火剤等は、県が提供するものを使用する。）
6 道路、水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
7 応急医療・救護・防疫	被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。 （薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。）
8 人員、物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送を実施する。なお、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9 被災者生活支援	被災者に対し、給食、給水、入浴支援等の支援を実施する。
10 救援物資の無償貸付、譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年1月10日総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、支援物資を無償貸付、譲与する。
11 危険物の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。
12 その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

3 災害派遣要請手続

(1) 要請依頼者

市長

(2) 事務手続

行政経営部において次により行う。

ア 要請窓口

(ア) 県

担 当 課	所 在 地	電 話 番 号	県防災行政ネットワーク
危機管理課	宇都宮市埜田1 - 1 - 20	(028) 623-2136 (夜間可)	500-2136

(イ) 陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊

(特に緊急を要し、かつ、知事に対して要請を行うことができない場合)

担 当 課	所 在 地	電 話 番 号	県防災行政ネットワーク
第 3 係	宇都宮市茂原1 - 5 - 45	(028) 653-1551 (内線 203、231、232)	9 (8) -702-02 又は05

イ 災害派遣要請の依頼方法

市長は、知事（危機管理課）に対して派遣に必要な事項を記した次のような文書をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等により依頼し、事後所定の手続きをとる。

なお、特に緊急を要し、かつ、知事に対して要請を行うことができないときは、速やかに陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊に通知する。この場合、速やかに知事（危機管理課）にその旨を通知する。

様式	第	号
	年	日
栃木県知事	様	
		佐野市長名
陸上自衛隊の災害派遣要請の依頼について		
次により陸上自衛隊の派遣要請をお願いいたします。		
1 災害の状況及び派遣を要請する理由		
2 派遣を希望する期間		
3 派遣を希望する区域及び活動内容		
4 その他参考事項		

4 情報の交換

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を的確に把握し、県及び陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊と相互に情報の交換を行う。

5 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 災害救援活動の調整

市は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行う。

(2) 資材の準備

市は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を、原則として準備する。

(3) 宿舍の斡旋

市は、災害派遣部隊等が宿舍を必要とする場合、できる限りこれを斡旋する。

(4) 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、市が負担するものは概ね次のとおりとする。なお、疑義が生じたときは自衛隊と協議する。

ア 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料、修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等

エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く）の補償

6 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害救助活動の必要がなくなった場合、陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊長と協議の上、知事に対して撤収要請を依頼する。

第3 栃木県との連携

市は、県と連携し、発災時に安否不明者（所在不明）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、あらかじめ一連の手続き等について整理し、対応を明確にしておくよう努める。

第4 消防本部、警察との連携強化

災害応急対策活動にあたって、迅速、的確に救出・救助活動が行えるよう、消防本部、警察との連絡の徹底等災害時の連携を強化する。

第5 ライフライン関係機関との連携

災害によりライフラインに被害が生じた場合には、市民生活に多大な影響を被るため、市は、ライフラインの迅速な復旧が図れるよう、関係機関との災害時の連携を強化する。

第3節 災害情報収集・伝達計画

市は、気象予警報、水防警報等が、関係機関、市民に対し迅速に伝達する体制を整備するとともに、災害が発生した場合、速やかな災害情報収集に努め、災害応急対策活動や市民の避難等に必要な情報伝達を行う。また、その情報を迅速かつ的確に伝達・報告するための各種通信手段の確保を図る。

第1 24時間情報収集・伝達体制

市は、災害発生時の情報の収集、伝達、職員の動員等、初期の災害応急対策を24時間体制で迅速、適切に実施する。

1 災害対策指揮者の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策本部員は、災害発生後直ちに登庁し、被害状況の収集等初期災害応急対策を指揮する。

2 災害対策主管課の体制

(1) 緊急登庁体制

災害対策の主管課である危機管理課職員は、災害発生後速やかに登庁し、被害情報の収集、県や防災関係機関との連絡等にあたる。

(2) 情報収集・連絡体制

総合防災情報システム（SOBO- WEB）や県防災行政ネットワーク等を活用し、災害情報や気象情報等を収集するほか、消防本部等で災害情報等を24時間体制で受信し、速やかに職員に伝達する。なお、被害状況を映像にて情報共有を行うべく、高所監視カメラ及び消防庁映像共有システム等を活用した映像情報の収集及び伝達ができるように留意する。

また、災害等の状況に応じ、県、国（総務省消防庁）、防災関係機関に対し、栃木県火災・災害等即報要領等に基づき災害の状況を報告する。

3 携帯電話等の活用

状況によっては携帯電話を活用し、災害時における緊急通信の確保を図る。また、インターネット（メール、SNS等）や無線通信等を活用した情報伝達の検討を図る。

第2 異常現象発見者の通報

1 発見者の通報責務

災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、遅滞なく市又は警察に通報する。

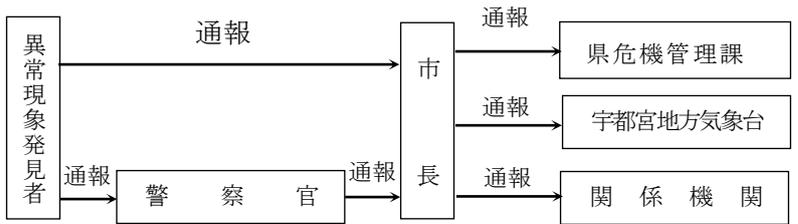
2 災害危険区域住民の通報

土砂災害警戒区域等の災害危険区域に在住の住民に危険区域の監視を依頼し、異常現象を発見した場合は、市、県、警察に通報する体制を整備する。

3 市長、警察官の処置

(1) 災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長へ通報する。

(2) 異常現象や災害による被害の通報を受けた市長は、要救助者を早急に救助するとともに、被害状況を調査し、その状況を直ちに県（危機管理課）、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。

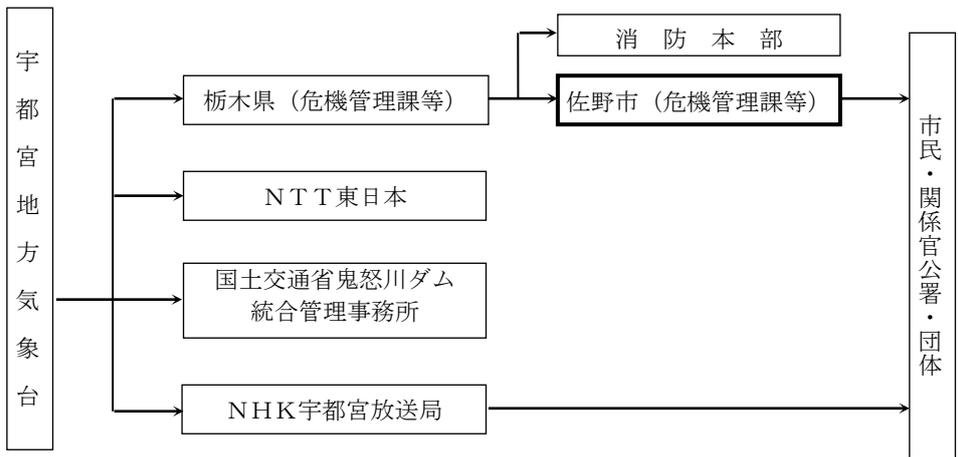


第3 災害情報収集・伝達系統

1 注意報、警報、特別警報

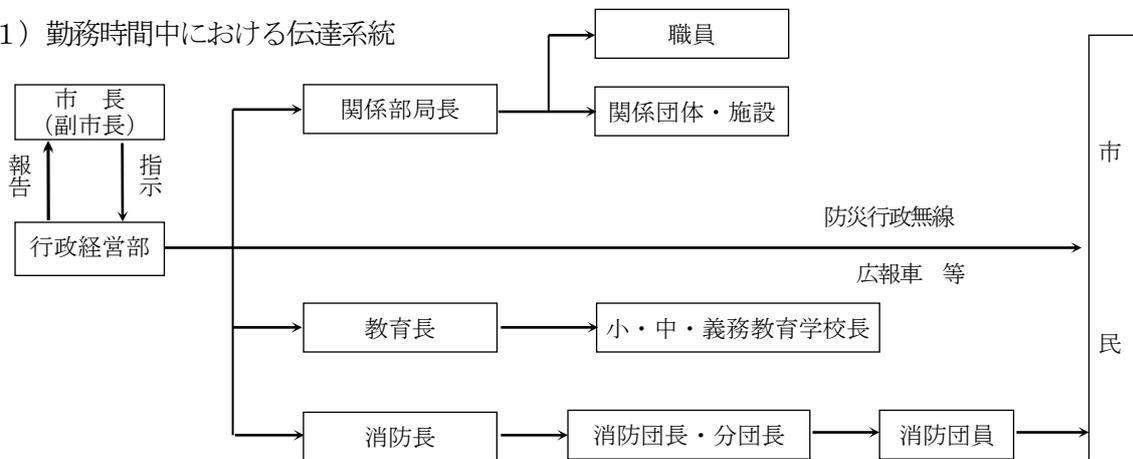
気象業務法に基づき、災害の起こるおそれのある場合において、宇都宮地方気象台が防災関係機関並びに市民の注意・警戒をうながすために発表する。その種類及び発表基準は、資料編12-4に掲げるとおりである。

2 気象注意報・警報・特別警報の伝達系統

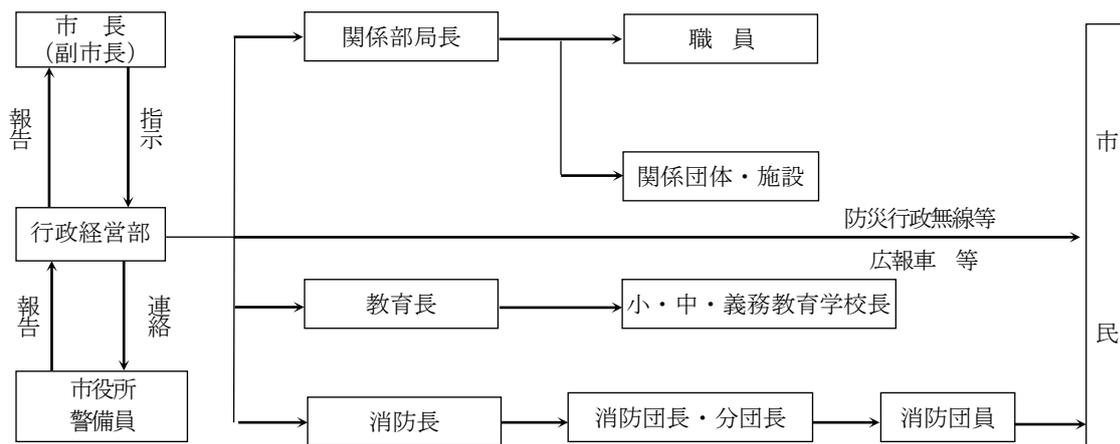


3 市における伝達系統

(1) 勤務時間中における伝達系統



(2) 勤務時間外における伝達系統



(3) 勤務時間外における連絡方法

細部は、佐野市緊急連絡図による。

4 水防警報 **【水防】**

(1) 水防警報の種類並びに発表基準

水防法第16条による国土交通大臣及び栃木県知事の行う水防警報並びに発表基準は、資料編12-5に掲げるとおりである。

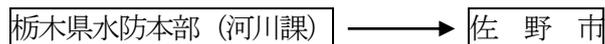
(2) 水防警報の伝達方法

本市における指定河川の水防警報の伝達系統は、次のとおりである。

ア 国の指定する河川



イ 県の指定する河川



5 水位の観測通報 **【水防】**

水位標に示す水位が前表に定める水防団待機水位を超えた場合の連絡は次のとおりとする。

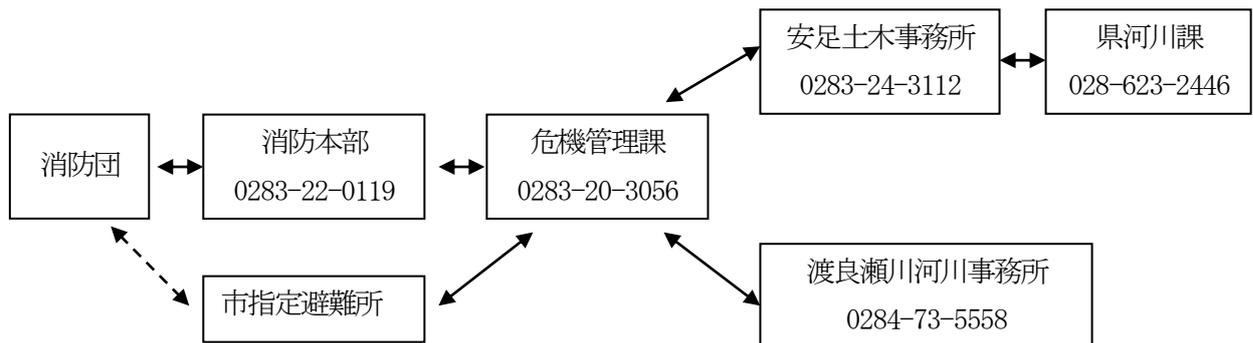
(1) 連絡担当者

管轄消防団

(2) 連絡要領

1時間ごとに「〇〇[管轄消防団]ですが、水位観測の報告をします。河川名〇〇、観測所名〇〇、〇〇時現在〇m〇cm」「刻々増水(減水)しています。」等の連絡を行う。

なお、区域内の浸水家屋、堤防の状況等に異常があるときは、その旨を具体的に連絡する。



第4 雨量、水位・流量等に関する情報の収集 **【水防】**

水防本部は、「とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報システム・川の水位情報・川の防災情報」のほかインターネット等を活用し、公表されている雨量観測所における雨量、水位観測所における水位に関する情報の収集に努める。

- ・とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報システム

パソコン版URL <https://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/>

携帯電話版URL <https://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/m/>

- ・川の水位情報(危機管理型水位計)「簡易型河川監視カメラ」<https://k.river.go.jp/>
- ・川の防災情報(国土交通省) パソコン版URL <https://www.river.go.jp/>

第5 被害状況等の情報収集・伝達

1 収集すべき情報

市は、次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集並びに伝達に努める。

- (1) 災害の発生日時、場所、区域、発生原因、進行過程、特質
- (2) 降雨、降雪、河川水位の状況
- (3) 市民の生命財産の安否の状況、市民の避難状況
- (4) 家畜、建物、農地、山林、河川、道路、鉄道等の被害状況
- (5) 水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 要配慮者関連施設の被害状況
- (7) 消防、水防等の応急措置の状況
- (8) 食料他緊急に補給すべき物資及び数量

- (9) 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の要否
- (10) 医薬品その他衛生材料の補給の要否
- (11) その他法令に定めがある事項

2 市の情報収集

市は、別表6（風-2-33）のとおり、被害調査報告組織によって、災害発生直後の市内の被害状況等の早期把握に努め、遅滞なく県、防災関係機関に通報する。

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

3 山地防災ヘルパー、砂防ボランティアの活用

山地における災害状況の把握にあたり、山地防災ヘルパーは、山地災害の原因となる異常兆候の把握、被災森林の状況把握を行うとともに、異常兆候等を市（行政経営部）に報告する。また、砂防ボランティアは、土砂災害危険箇所における点検等を行い、被害情報の収集及び提供を行う。

4 取りまとめ及び登録

市（行政経営部）は、調査した管内の確実な被害状況を取りまとめるとともに、それを県災害対策本部（又は支部）に報告し、また、佐野市災害対策本部において実施し、あるいは実施しようとしている災害応急対策の状況をあわせて報告する。

報告内容については、警察等関係機関と連絡をとる。

第6 被害状況の報告

- 1 市は、市の区域内に災害が発生したときは、「栃木県火災・災害等即報要領」の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県に報告する。

なお、「栃木県火災・災害等即報要領」に基づく基準については資料編11-1のとおりである。

災害により、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(1) 県の連絡先

栃木県危機管理課 (防災行政ネットワーク) 009-500-2136 009-500-2146 (FAX) (NTT回線) 028-623-2136 028-623-2146 (FAX)

(2) 消防庁の連絡先

回線別		区分	平日 (9:30~18:15) ※ 応急対策室	左記以外 ※ 宿直室
N T T 回線	電 話		03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X		03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話		TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	F A X		TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

報告 (即報要領の直接即報基準に該当する場合、県に報告できない場合)



報告 (119番通報が殺到した場合)

- 2 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

別表6 被害調査報告組織

報告の種類	担 当 責 任 者	地 区 別 担 当 者		
		地 区	担 当 者	協 力 組 織
1 人的及び住家被害状況	行政経営部長	各地区※	地区に在住する課長、係長相当職員	町 会 消 防 団 等
2 福祉関係施設被害状況報告	こども福祉部長	保育園等	保育課長・保育園長等	
	健康医療部長	介護施設等	介護保険課長等	
3 医療・保健衛生関係施設被害状況報告	健康医療部長	病 院 等	医療保険課長等	
4 農・畜・養蚕・水産及び農地農用施設被害状況報告	産業文化 スポーツ部長	各地区※	責任者の指定する者 各2名	農協各事業所
5 林業関係被害状況報告	産業文化 スポーツ部長	全 市	責任者の指定する者 1名	森林組合
6 公共土木施設被害状況報告	都市建設部長 上下水道局長	各地区※	責任者の指定する者 各2名	町 会

報告の種類	担当者 責任者	地区別担当者		
		地区	担当者	協力組織
7 感染症関係被害 状況報告	健康医療部長	全 市	責任者の指定する者 1名	
8 水道施設被害状 況報告	上下水道局長	全 市	責任者の指定する者 1名	設備業協同組合
9 商工関係施設被 害状況報告	産業文化 スポーツ部長	全 市	責任者の指定する者 1名	商工会議所等
10 観光関係施設被 害状況報告	産業文化 スポーツ部長	全 市	責任者の指定する者 1名	
11 教育財産被害状 況報告	教育部長	小・中・義務教育学校 社会教育施設	責任者の指定する者 1名	学校長等
12 市有財産被害状 況報告	総合政策部長	全 市	責任者の指定する者 1名	
13 火災即報	消防長	全 市	消防団長	各分団長・団員

注：上記の各報告は、行政経営部において集約を行う。

※各地区：佐野地区、植野地区、界地区、犬伏地区、堀米地区、旗川地区、吾妻地区、赤見地区、田沼地区、
田沼南部地区、栃本地区、田沼北部地区、戸奈良地区、三好地区、野上地区、新合地区、飛駒地区、
葛生地区、常盤地区、氷室地区

第4節 通信運用計画

災害時の通信手段としては、有線電話が電話線の切断や輻輳等による混乱で使用できない場合の通信連絡には、県防災行政ネットワークで行い、また、関係機関の各種通信施設を有効に利用して、通信の確保を図る。

第1 通信手段の種類

災害時の通信手段の種類としては、次のようなものがある。

区分	通信手段	説明
	県防災行政ネットワーク	県主要機関、市町、防災関係機関等との通信を確保し、県が行う気象予警報や災害時の情報収集・伝達を行う。
	市防災行政無線	市の地域において、災害情報の収集、地域住民への伝達を行う無線設備
NTT	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる電話機（一般加入電話機を東日本電信電話株式会社と協議して事前に設定する）
NTT ドコモ KDDI ソフトバンク	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機
その他	消防無線	消防機関の設置する無線設備
	警察通信	県警察専用電話及び無線設備
	非常通信	関東地方非常通信協議会の構成機関が有する無線通信設備を利用して行う通信
	防災相互通信用無線機	国、県、市町村、防災関係機関が災害の現地において相互に通信をおこなうことができる無線機

第2 通信手段の利用方法

1 県防災行政ネットワーク

県から発信される災害情報の収集や本市の被害状況等の報告、また、他市町、県出先機関等との通信は、栃木県防災行政ネットワークを活用して行う。

災害対策を行う上で重要な要因となる各種の気象情報、アメダス情報、河川水位情報等は、リアルタイムに防災情報システム等を利用して配信される。

2 市防災行政無線

同報系については、親局及び遠隔制御装置を各施設に設け、市内主要箇所の子局を設置している。また、聴取が困難な地域には、戸別受信機を貸与している。

移動系についても、資料編（資料4-3）に示すとおり、基地局、遠隔制御装置、移動局（半固定型、車載型、携帯型）をそれぞれ配備している。

したがって、災害発生時には、同報系により地域住民に対し情報伝達を行うとともに、移動系を活用して災害現地との通信の確保を図る。

3 災害時優先電話

災害時に電話がかかりにくい場合には、あらかじめ通信事業者に登録して災害時優先電話を発信専用として利用する。

4 孤立防止対策用衛星電話の使用

孤立防止対策用衛星電話（KU-1ch）は、災害時に通信の途絶を防止するため、孤立化が予想される地域の公的施設に県が設置している設備であり、一般加入電話が途絶した場合は、これを利用して通信の確保を図る。

5 消防無線の共通波の利用

消防本部の消防無線を利用する。

6 警察通信設備の利用

市は、他の通信手段が使用できない場合、警察通信設備を利用する。

7 非常通信の利用

防災関係機関等は、他の通信手段を利用することができない場合、電波法第52条第1項第4号の規定による非常通信として他機関の通信設備を利用する。

(1) 非常通信の発信・受信

非常通信は、無線局等の免許人が自ら発信・受信するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信・受信する。また、無線局等の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

(2) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局等に依頼する。依頼する無線局等の選定に当たっては、関東地方非常通信協議会所属の無線局等を選定することが望ましい。

(3) 依頼の方法

ア 適宜の用紙で通常の文書体で記入する。

イ 通報は何通でも依頼できるが、1通の通信文はなるべく簡潔明瞭とし、本文200字以内とする。

ウ あて先は、住所、氏名（職名）を明確に記載する。また、電話番号を把握できる場合は電話番号も記載する。

エ 本文の末尾に発信人名を記載する。

オ 用紙の余白の冒頭に、「非常」と必ず記入し、発信人の住所、氏名（職名）、電話番号を記載する。

(4) 取扱い無線局等

官公庁、企業、アマチュア等のすべての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信として取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局等の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は、災害時に利用できる無線局等を十分把握しておく。

市内にある栃木県非常通信用無線局は、資料編4-4のとおりである。

(5) 非常通信の経路

市から県へ伝送される非常通信の主な経路は、次のとおりである。

発 信 依 頼 局	着 信 局	そ の 他 の 発 信 依 頼 局
佐野警察署	県警察本部	東京電力足利営業センター
消防本部	県危機管理課	
安足土木事務所	県危機管理課	

第3 放送要請

災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設、無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、災対法第57条の規定による通知、要請、伝達、警告のため、日本放送協会、栃木放送、エフエム栃木、とちぎテレビに放送を要請する場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、必要な放送を、県を通じて要請する。

第5節 災害広報計画

市は、災害時に県や防災関係機関と相互に連携して、市民へ迅速、的確に情報ニーズに応じた広報活動を行い、市民の不安解消を図る。

第1 実施責任者

実施責任者は、本部長（市長）とする。

総合政策部は、各部から報告のあった被害状況等を中心に広報資料を収集するほか、必要に応じ他の関係機関、各種団体及び施設等にも情報の提供を求め、広報活動を行う。

第2 市民等への広報内容

市は、災害の規模、態様等に応じて、市民生活に係る次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

- 1 気象情報、警戒情報
- 2 災害の規模、被害の状況に関する事項
- 3 避難（高齢者等避難・避難指示、場所等）に関する事項
- 4 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- 5 医療救護活動に関する事項
- 6 交通規制、公共交通機関の状況に関する事項
- 7 食料・飲料水・生活必需品等の供給に関する事項
- 8 保健衛生に関する事項
- 9 道路、橋梁、河川等の復旧に関する事項
- 10 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- 11 被災者の安否に関する情報
- 12 ボランティア・救援物資の受入れに関する事項
- 13 問い合わせ・要望・相談等への対応に関する事項
- 14 その他関係機関の応急対策に関する事項
- 15 その他必要な事項

第3 広報の方法等

1 災害時の広報体制

(1) 災害情報等の提供窓口の一元化

災害情報等を市民に的確に提供するため、確実な情報の収集に努めるとともに、情報提供窓口の一元化を図る。

(2) 広報・連絡活動

市は、各種広報媒体を活用して市民への災害情報や生活情報を提供する。広報活動にあたっては、住民生活の混乱を防止し、効率的な広報を行うため、県等の関係機関との相互連絡体制を確立し、迅速、的確な広報を行うことに努める。

また、災害情報及び被害状況等を一般職員にも周知するとともに、必要に応じ各部に対して措置すべき事項及び伝達事項についても連絡する。

(3) 要配慮者等への配慮

- ア 災害で道路や通信が途絶した地域への情報が伝達されるよう、各種広報手段を活用する。
- イ 視聴覚障がい者、外国人等に情報が伝達されるよう、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を得て、的確な情報提供を行う。特に、視聴覚障がい者に対する情報支援にあたっては、障がいの程度に応じた提供方法による情報支援に努める。
- ウ 一時的に遠隔地に避難した被災者に対して、生活再建・復興計画等に関する情報が伝達されるよう、情報伝達手段を工夫する。

(4) 安否情報等の提供への配慮

安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

また、市は、発災時に要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化等のため行方不明者、安否不明者及び死者の氏名等の公表を行う場合に備え、県と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にするものとする。

2 報道関係に対する広報

報道機関への発表に際しては報道する事項について本部会議に諮ったうえ、本部長（市長）、副本部長（副市長）あるいは総合政策部長又は本部長から特に指名された者が発表する。

発表の時期については適宜行うこととするが、時期等についてはあらかじめ報道機関と協議し、協力を得て行う。

3 各種広報手段を活用した市民、被災者への広報

人心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況等）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請等について、次の伝達手段により具体的にわかりやすく広報する。

- (1) 防災行政無線による放送
- (2) 市有広報車の被災地・避難所への派遣と、それに併せた呼びかけ、チラシ・ビラ等の配布・掲示、被災状況や要望・苦情の収集
- (3) 避難所等への公共掲示板の設置と壁新聞、ポスター等の貼り付け
- (4) 視聴覚障がい者、外国人等への各種団体、ボランティア等の支援を得た、展示や録音テープ、多言語による広報資料の作成・配布
- (5) ケーブルテレビによる情報提供
- (6) 町会（自主防災組織）を通じた回覧等による周知
- (7) ホームページや防災・気象情報メール、SNS等による情報提供
- (8) Lアラートによる情報提供

有効な伝達手段及びその特色

伝達手段	種別	特色
防災行政無線	被、生	災害発生直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
広報車	被、生	〃
掲示板	生、安	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	生、安	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新聞折り込み	生、安	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
インターネット等	被、生、安	市からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人等間での情報交換も可能

被：被害状況 生：生活情報 安：安否情報

第4 災害発生が予想される場合の広報

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止に必要な注意事項をとりまとめ、防災行政無線又は広報車によって広報する。

緊急避難等災害に対する厳重な警戒が必要な場合やそのおそれがある場合は、防災行政無線等の戸別伝達システムや消防団・自主防災組織等の人的ネットワーク等により、地域住民に対して災害情報を迅速に伝達する。

第5 災害が発生した場合の広報

災害情報等を市民に的確に提供するため、情報提供窓口の一元化を図る。

なお、広報車を利用する際は、道路の規制状況を把握するとともに、地区ごとに分担を定め、効率的な広報を行う。また、広報を行うにあたっては、電気、水道等の復旧状況等各地区の必要とする情報を提供する等、各地区の被害状況に応じた広報に留意する。

視聴覚障がい者、外国人等に対しては、福祉団体、外国人団体、NPO・ボランティア等の支援を得て的確な情報提供を行う。

第6 記録写真等の収集

大規模又は特異な災害若しくは長期間にわたり日常生活に影響する災害が発生した場合等の写真・映像を、各関係機関で積極的に収集し、整理・保存するとともに、市民が撮影した写真・映像の収集・整理・保存にも努める。

第6節 避難対策計画

災害時における人的被害を軽減するため、市、県、防災関係機関は連携して、適切な避難誘導を行う。また、安全で迅速な避難の実施、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難所における生活等について、特に配慮するとともに、必要に応じて、被災した住民の広域避難及び広域一時滞在に係る措置を行う。

一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。

第1 実施体制

避難情報は、各法律により定めるとおり下表の者が実施する。

区分	実施者	措置	実施の基準
高齢者等 避難	市長 〔災対法第56条 第1項・第2項〕	一般市民の避難準備、 避難に時間がかかる 要配慮者等の立退き 開始の発令	災害が発生し、又は発生するおそれ がある場合において、特に必要と認 められるとき。
避難 指示等	市長 〔災対法第60条第1項・第2項〕	立退きの指示、 立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれ がある場合において、特に必要と認 められるとき。
	知事 〔災対法第60条第6項〕	立退きの指示、 立退き先の指示	災害の発生により市がその全部又 は大部分の事務を行うことができ なくなったとき。
	知事又はその命を受けた職員 〔地すべり等防止法第25条〕	立退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫 していると認められるとき。
	知事、その命を受けた職員 又は水防管理者 〔水防法第29条〕	立退きの指示	洪水、雨水出水によって氾濫による 著しい危険が切迫していると認め られるとき。
	警察官 〔災対法第61条第1項・第2項〕	立退きの指示、 立退き先の指示	市長が立退きを指示することがで きないとき又は市長から要求があ ったとき。
	警察官 〔警察官職務執行法第4条〕	警告、避難等の措置	天災等において特に急を要する場 合に、危害を受けるおそれのある者 に対し、その場の危害を避けるため に必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 〔自衛隊法第94条第1項〕	警告、避難等の措置	警察官がその場にいない場合に限 り、自衛官は警察官職務執行法第4 条の避難の措置をとる。
緊急安全 確保措置 の指示	市長 〔災対法第60条第3項〕	緊急安全確保措置の 指示	災害が発生し、又はまさに発生し ようとしている場合において、避難 のための立退きを行うことによりか えって人の生命又は身体に危険が 及ぶおそれがあり、かつ、事態に照 らし緊急を要すると認めるとき。
	知事 〔災対法第60条第6項〕	緊急安全確保措置の 指示	災害の発生により市町がその全部 又は大部分の事務を行うことができ なくなったとき。
	警察官 〔災対法第61条第1項〕	緊急安全確保措置の 指示	市長が緊急安全確保措置を指示す ることができないと認めるとき又 は市町長から要求があったとき。

第2 避難指示等

1 避難指示等の発令

市長は、あらかじめ定めた基準により必要と認める地域の居住者等に対し、以下の避難情報を発令する。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

(1) 高齢者等避難

避難に時間のかかる要配慮者とその支援者に立退きを促す。その他の人に対しては、立退き避難の準備を整えるとともに、以降の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難することを促す。特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、避難所等へ立退き避難することが望ましい。

なお、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

(2) 避難指示

避難所等への立退き避難を基本とした避難を指示する。この場合、避難行動としては、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等を含む避難所等への避難を基本とするが、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことを住民等に周知する。

(3) 緊急安全確保

「災害が発生又は切迫している状況」や、「居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況」において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、避難所等への「立退き避難」を中心とした避難行動ではなく、ただちに安全を確保する行動（高所避難・近傍の堅固な建物への退避等）を市長が特に促したい場合に、「必要と認める地域」の「必要と認める居住者等」に対し発令する。

原則、「避難指示」までに全員が避難する。

2 避難指示等の発令に関する助言

市長は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該避難指示等に関する事項について、助言を求めることができる。この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。

市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて宇都宮地方気象台長等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

3 避難指示等の発令基準

市長は次の基準により避難指示等を発令し、危険区域住民に伝達する。

(1) 水害編

ア 対象とする河川

避難指示等の対象となる河川は次の表のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。
- ・不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じて、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。

避難指示等の対象河川

河川名	基準観測所	備考
渡良瀬川	足利	国管理
渡良瀬川	古河	国管理
旗川	高田橋	国管理
秋山川	伊保内新橋	国管理
秋山川	大橋	県管理
旗川	白旗橋	県管理
袋川	千歳橋	県管理

浸水がすでに始まっている場合は、次の事項に留意する。

- ・浸水深が 50cm を上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険であること。流速が早い場合は、20cm 程度でも歩行不可能であること。
- ・用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上 10cm 程度でも危険であること。

イ 避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）

避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）は次の表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、判断を行うこと。

避難指示等は、以下の基準に基づき発令する。

避難指示等の判断基準

■ 渡良瀬川

基準観測所	渡良瀬川 足利観測所
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が避難判断水位（4.9m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫警戒情報が発表されたとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が氾濫危険水位（5.4m）に達した場合 ・氾濫危険情報が発表されたとき
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報が発表されたとき ・特別警報が発表されたとき ・決壊や越水・溢水の発生を把握したとき、または災害発生が切迫しているとき

基準観測所	渡良瀬川 古河観測所
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が避難判断水位（8.9m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫警戒情報が発表されたとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が氾濫危険水位（9.7m）に達した場合 ・氾濫危険情報が発表されたとき
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報が発表されたとき ・特別警報が発表されたとき ・決壊や越水・溢水の発生を把握したとき、または災害発生が切迫しているとき

■ 旗川

基準観測所	旗川 高田橋
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が避難判断水位（3.9m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫警戒情報が発表されたとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が氾濫危険水位（4.1m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫危険情報が発表されたとき
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報が発表されたとき ・決壊や越水・溢水の発生を把握したとき、または災害発生が切迫しているとき

■ 秋山川

基準観測所	秋山川 伊保内新橋
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が避難判断水位（6.90m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫警戒情報が発表されたとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が氾濫危険水位（8.20m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫危険情報が発表されたとき
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報が発表されたとき ・決壊や越水・溢水の発生を把握したとき、または災害発生が切迫しているとき

基準観測所	秋山川 大橋観測所
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が避難判断水位（2.1m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫警戒情報が発表されたとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が氾濫危険水位（2.8m）に達した場合 ・氾濫危険情報が発表されたとき
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報が発表されたとき ・特別警報が発表されたとき ・決壊や越水・溢水の発生を把握したとき、または災害発生が切迫しているとき

■ 旗川

基準観測所	旗川 白旗橋
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が避難判断水位（2.3m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫警戒情報が発表されたとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が氾濫危険水位（3.0m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫危険情報が発表されたとき
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報が発表されたとき ・特別警報が発表されたとき ・決壊や越水・溢水の発生を把握したとき、または災害発生が切迫しているとき

■ 袋川

基準観測所	袋川 千歳橋
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が避難判断水位（3.0m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫警戒情報が発表されたとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が氾濫危険水位（3.5m）に達した場合 ・氾濫危険情報が発表されたとき
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報が発表されたとき ・特別警報が発表されたとき ・決壊や越水・溢水の発生を把握したとき、または災害発生が切迫しているとき

(2) 土砂災害編

ア 対象とする区域

避難指示等の対象となる区域は土砂災害警戒区域等であるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
- ・土砂災害警戒情報が発表された場合は、土砂災害警戒情報に関する緊急速報メールや補足情報、警戒区域図を参考に、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。
- ・自然現象のため不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じて、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。

避難の際には、次の事項に留意する。

- ・避難所等へ避難する際は、他の土砂災害警戒区域内の通過は可能な限り避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避けること。（資料編 8-3 避難所等一覧参照）
- ・避難所等への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、近隣のより安全な建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物の高層階）もしくは屋内のより安全な場所（斜面と反対側の2階以上の部屋）に避難することを心がけること。

イ 避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）

避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）は次の表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係等との間で相互に情報交換すること。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、判断を行うこと。

避難指示等は、以下の基準に基づき発令する。

避難指示等の判断基準

対象地区	・避難すべき区域の全部
高齢者等避難	・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合
避難指示	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
緊急安全確保	・特別警報が発表されたとき ・土砂災害の発生を把握したとき、または災害発生が切迫しているとき

ウ 避難指示等の伝達内容等

「風-2-46 5 避難指示等の伝達内容等」を参照のこと。

4 避難指示等の内容

市長その他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して避難指示等の発令などを行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難の理由
- (5) 避難時の注意事項
- (6) その他の必要事項

避難指示等を発令する際は、下表のとおり警戒レベルを付すとともに、住民が取るべき避難行動が分かるように伝達する。（警戒レベル1、警戒レベル2は気象庁が発表する情報であり、参考に記載）

住民は、警戒レベル3で高齢者等は避難、警戒レベル4で危険な場所から全員避難を基本とする。

警戒レベル	避難等情報	住民が取るべき行動
(警戒レベル1)	(早期注意情報)	(災害への心構えを高める。)
(警戒レベル2)	(大雨・洪水注意報等)	(避難に備え自らの避難行動を確認する。)
警戒レベル3	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難する。 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。
警戒レベル4	避難指示	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒レベル5	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！ ・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることが出来るとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

5 避難指示等の伝達内容等

市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

・避難指示等の伝達内容

下記の例文を参考に、事態の状況に応じて伝達する。

< 【警戒レベル3】 高齢者等避難の伝達文（住民あて） >

【サイレン1】「こちらは、ぼうさいさのです。「緊急放送、緊急放送、」〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して、〇〇（避難すべき事由）のため警戒レベル3（サン）「高齢者等避難」を発令しました。危険な場所にいる方やお年寄りの方、障がいのある方等避難に時間がかかる方やその支援者の方は、お近くの〇〇小（中）学校または〇〇公民館、安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。それ以外の方も避難の準備を始めてください。」（×2）
「こちらは、ぼうさいさのです。」【サイレン1】

< 【警戒レベル4】 避難指示の伝達文（住民あて） >

【サイレン1】「こちらは、ぼうさいさのです。「緊急放送、緊急放送、」〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して、〇〇（避難すべき事由）のため、警戒レベル4（ヨン）「避難指示」を発令しました。危険な場所にいる方は、お近くの〇〇小（中）学校または〇〇公民館、安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。なお、浸水により、〇〇道は通行できません。」（×2）
「こちらは、ぼうさいさのです。」【サイレン1】

< 【警戒レベル5】 災害発生情報の伝達文（住民あて） >

【サイレン1】「こちらは、ぼうさいさのです。「緊急放送、緊急放送、」〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して、警戒レベル5（ゴ）「緊急安全確保」を発令しました。〇〇（災害が発生した事由）が発生し、既に避難所等への立退き避難を安全に出来ない場合があります。命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。（なお、浸水により、〇〇道は通行できません。）」（×2）
「こちらは、ぼうさいさのです。」【サイレン1】

※警戒レベル5 緊急安全確保発令の基準

- ・洪水予報河川及び水位周知河川において氾濫等が発生した場合
- ・床下浸水被害が同地区において概ね10世帯以上発生した場合
- ・土砂災害に伴う人的・住家被害等が発生した場合
- ・その他、必要と認めた場合

・避難指示等の伝達先・伝達手段

災害の状況、伝達先に応じて最善の手段により伝達するものとする。

【伝達先】

- *住民等（住民、町会長、民生委員児童委員、自主防災組織代表者、要配慮者等）
- *福祉・医療関係機関等（市社会福祉協議会、老人ホーム、保育所、認定こども園、病院等）
- *防災関係機関等（消防本部、消防団、警察署、県、国等）
- *要配慮者利用施設（社会福祉施設、幼稚園、学校、医療施設等）

【伝達手段】

- *防災行政無線、広報車、消防車、ホームページ、防災・気象情報メール、緊急速報メール、SNS、電話、FAX、Lアラート等

第3 警戒区域の設定

1 警戒区域と避難指示等の違い

避難指示等は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難指示等にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。

2 実施体制

警戒区域の設定は各法律により定めるとおり下表の者が実施する。

No.	実施者	措置	実施の基準
(1)	市長 〔 災対法 第63条第1項 〕	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき
(2)	水防団長、水防団員、消防職員 〔 水防法 第21条第1項 〕	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	水防上緊急の必要がある場合
(3)	消防吏員、消防団員 〔 消防法 第28条第1項 〕	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	火災の現場、水災を除く災害
(4)	警察官 〔 災対法 第63条第2項 他 〕	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	(1)、(2)、(3)の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合
(5)	自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 〔 災対法 第63条第3項 〕	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	(1)、(4)の実施者がその場にいない場合に限り、自衛官は災対法第63条第1項の措置をとる

3 警戒区域の設定

市は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

第4 避難指示等の周知等

1 住民への周知

避難指示等を発令したときは、当該実施機関は、避難対象地域の市民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。特に高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

- (1) 防災行政無線による伝達
- (2) サイレン、鐘等の使用による伝達
- (3) 町会、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達
- (4) 広報車の使用による伝達
- (5) テレビ、ラジオ、有線放送等による伝達
- (6) 防災・気象情報メールや緊急速報メール、SNS等による伝達
- (7) Lアラートによる伝達

2 関係機関への連絡又は通知等

- (1) 避難指示等は次の機関の長に連絡のうえ発令する。
 - ア 安足土木事務所
 - イ 佐野警察署
- (2) 避難指示等を発令したときは、速やかに次の機関の長に通知する。
 - ア 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、短期大学
 - イ 幼稚園、保育所、認定こども園等
 - ウ 指定地方行政機関
 - エ 指定地方公共機関
 - オ 病院
 - カ その他、関係団体
- (3) 避難指示等を発令したときは、次の事項について栃木県危機管理課長に報告する。
 - ア 高齢者等避難、避難指示の区分
 - イ 発令日時
 - ウ 地域名及び対象世帯数、人員の概数
 - エ 避難所等
 - オ 経緯状況
 - カ 避難解除

第5 避難所等及び避難誘導

1 避難所等の名称、所在地、収容予定人員

避難所等の名称、所在地、収容予定人員は、資料編8-3のとおりとする。

2 避難誘導及び避難経路

避難の誘導は、町会・自主防災組織及び消防職団員、警察官等が次により行うものとし、避難経路は安全な経路を選定して行う。

(1) 市民の誘導

町会・自主防災組織及び消防職団員、警察官等は、市民が安全、迅速に避難できるよう、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。

特に高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、町会・自主防災組織が援助者を定めて避難させる等して速やかに避難できるよう配慮する。

(2) 集客施設における誘導

デパート、ホテル等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施する。

(3) 帰宅困難者・徒歩帰宅者の誘導

市は、観光客等の帰宅困難者の帰宅を支援するため、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。また、徒歩帰宅者に対しては、集客施設の事業者・管理者等の協力を得て、食料や水、トイレ、休憩場所の提供を行うとともに、災害情報等の支援を図る。

3 案内標識の設置

市は、避難所等を明示する案内標識を設置するなど、迅速に避難できるような対策を講ずる。

第6 避難所の開設、運営

1 避難所の開設

(1) 市は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するため避難所を設置する。

(2) 市は、避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し、迅速な開設に努める。本市の避難所は、資料編8-3に掲載のとおりである。避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

また、感染症等の発生、まん延防止のため、発生した災害や被災者の状況等に応じ、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等を検討する。

市は、特定の避難所等に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(3) 市は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。なお、避難所に避難したホームレスについては、住民票の有無にかかわらず適切に受け入れることとする。

(4) 市は、開設している避難所については、リスト化に努める。

- (5) 市は、避難者一人一人について、氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等の情報を記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳へ引き継ぐよう努める。
- (6) 市は、避難所を設置した場合は、ただちに次の事項を県に報告する。
- ア 避難所開設の日時、場所
 - イ 受入人数
 - ウ 必要物資の把握と給与
 - エ 開設期間の見込み
 - オ その他必要事項

2 避難所の運営

- (1) 市は、自主防災組織、町会、防災士、ボランティア、NPO等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所設置・運営計画に基づき避難所を運営する。また、避難期間の長期化が見込まれる場合にあつては、避難者自身が食料の配給や共有スペースの清掃を行ったり、ごみ出し等の生活ルールを作成したりする等、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備に努める。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- (2) 市は、避難所の運営にあつては、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については極力様々な手段を講じて情報提供を行うよう努める。また、要配慮者等をはじめとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、視聴覚障がい者、外国人等への情報等伝達において多言語表示シートの提示等により配慮する。
- (3) 市は、避難所の衛生状態を常に良好に保つために、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。また、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等により快適なトイレの設置に配慮するように努め、入浴、清掃、し尿処理、ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。さらに、市は、感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。なお、入浴については、老人福祉施設等との連携に努める。
- (4) 市は、避難生活の長期化に伴う生活不活発病や口腔ケアなどの健康問題の発生の予防に努めるとともに、要配慮者をはじめ、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- (5) 市は、警察署と十分連携を図りながら避難所の巡回を行う。
- (6) 市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

特に、避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性専用の更衣室や授乳室の設置、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全及び子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。また、佐野市男女共同参画推進センターは、女性に対する暴力等の相談

窓口の情報提供に積極的に努める。

- (7) 市は、救護所・避難所等における、人権の侵害等についての予防・把握・改善に努める。
- (8) 市は、通信事業者（東日本電信電話（株）ほか）の協力を得て、速やかに避難所に非常用固定電話やインターネット等の通信施設を設置する。
- (9) 市は、必要に応じ、家庭動物（ペット）と同行避難した被災者について適切に受け入れるとともに、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の合意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。また、市は、避難所等における家庭動物（ペット）の受入状況の把握に努める。
- (10) 市は、災害発生時において安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告した上で、速やかに市庁舎と避難所との連携体制を確立する。
- (11) 市は、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。
- (12) 市は、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

3 職員の派遣

市は、避難所を開設し避難住民を受け入れるときは、直ちに各避難所に職員を派遣・駐在させ、避難住民の管理にあたらせる。駐在員は、避難住民の実態把握と保護にあたるものとし、町会（自主防災組織）等と協力して避難所を管理し、常に災害対策本部と情報連絡を行う。

4 栃木県災害福祉支援チーム（DWA T）による支援

市は、要配慮者の福祉的支援のニーズの把握やスクリーニング、各種相談対応等が必要な場合は、福祉専門職で編成される栃木県災害福祉支援チーム（DWA T）の派遣を県に要請する。

県は、県社会福祉協議会及び福祉関係団体との栃木県災害福祉広域支援協議会を活用し、栃木県災害福祉支援チーム（DWA T）を派遣する。

栃木県災害福祉支援チーム（DWA T）は、発災直後に先遣隊を派遣することなどにより、避難所の福祉ニーズの速やかな把握を行い、本隊派遣の必要性の有無を迅速に判断する。

その後、本隊を派遣する場合において、市は、避難所等において県と連携し、専門的見地から要配慮者等福祉的支援が必要な者のニーズの把握やスクリーニング、各種相談対応、避難所の環境整備等を実施する。

5 災害時感染制御支援チーム（DICT）等による支援

市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。

第7 要配慮者への生活支援

1 要配慮者への日常生活の支援

市は、要配慮者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。また、避難所での要配慮者の健康状態の把握に努め、必要に応じて県を通じ関係機関（県看護協会等）へ看護職員等の派遣について協力を要請する。

2 被災児童・生徒等への対策

市は、被災した児童・生徒や高齢者等の発見と把握に努め、親族への引き渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災により精神的ダメージを受けた児童・生徒、高齢者等について、各種相談所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

3 在り外国人への対策

市は、被災した在り外国人に対して、(公財)栃木県国際交流協会等との連携のもとにカウンセリングを実施し、生活再建や安全確保等に関する適切な指導、助言を行う。

第8 こころのケア対策

市は、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取組を行う。

第9 避難所外避難者への支援

近年の大規模地震災害において、避難所等以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後も多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難所を選定し、避難所が自然発生することから、車中泊避難者や避難所等以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援に努める。

また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

1 避難所外避難者の把握

市は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者(以下、「避難所外避難者」という。)の避難状況の把握に努める。また県は市に対し、助言等による支援を行う。

2 必要な支援の実施

市は、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援を行う。

(1) 在宅避難者等の支援拠点を設置した場合

市は、在宅避難者等の支援拠点を設置した場合は、利用者数や食料等の必要な物資数等を取りまとめ、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、支援拠点の利用者に対しても被災者支援に係る情報を提供するものとする。

(2) 車中泊避難場所を設置した場合

市は、車中泊避難場所を設置した場合は、車中泊避難場所の避難者数や食料等の必要な物資数等を取りまとめ、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、車中泊避難場所の避難者に対しても被災者支援に係る情報を提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するように努める。

第10 避難計画の作成

市は、住民が安全、迅速に避難できるよう、次の事項に留意して、あらかじめ避難計画を作成し、町会・自主防災組織等の単位ごとに避難組織の整備を図る。なお、市長は、学校等の施設を避難所等に指定した場合には、当該施設の管理者にその旨の通知を行い、必要がある場合には、避難所等の開設、運営について協力を求める。

- 1 避難所等の所在地、名称、概況、収容可能人員
- 2 避難指示等の伝達方法
- 3 避難経路、誘導方法
- 4 避難所の開設、運営方法
- 5 避難に必要な準備、携帯品
- 6 要配慮者の避難支援の方法
- 7 その他必要事項

第11 被災者台帳の作成

市は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成するよう努めるものとする。

なお、被災者台帳には、次の事項を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) その他必要事項

第12 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の避難施設の供与は次の基準により実施する。

- 1 対象
災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある者。
- 2 内容
原則として学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、野外での仮設小屋の設置、天幕の設営その他適切な方法により実施する。
避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- 3 費用の限度
避難所を設置、維持及び管理するため支出する次に掲げる費用で、災害救助法施行規則第2条に定める額以内である。ただし、高齢者、障がい者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置したときは、特別な配慮のために

必要な当該地域における通常の実費を加算できる。

- (1) 賃金職員等雇上費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費
- (4) 光熱水費、仮設便所等の設置費

4 期間

避難施設供与の期間は、災害発生の日から最大限7日以内。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長する。

第13 広域避難

1 市域を越えた避難等

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市域のみでは十分な避難者の受入れが実施できないときは、災害時における市町相互応援に関する協定により、県内他市町に応援を要請する。この場合、県は円滑に実施するための支援協力を行う。

2 県域を越えた避難

市は、県域を越えた市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。県は、県域を越えた避難・収容が必要と認められるときは、他の都道府県及び国に対し応援を要請する。

第14 広域一時滞在対策

市は、市域で災害が発生し、被災した住民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町村への一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、被災した住民の受入れについて、他の市町に協議することができる。協議を受けた市町は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れなければならない。

また、市は、県と協議を行い、被災した住民について県外における一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。また県は、他の都道府県に被災市民の受入れについて協議する。

第15 県外へ避難した避難者への支援

県は、避難生活が長期にわたる場合は、避難者の支援に資するため、全国避難者情報システム等を活用して県外避難者に関する情報を収集し、避難元市町に提供する。市は、県と連携して、市に関する情報等の県外避難者への提供に努める。

第16 県外避難者の受入

1 避難受入れ場所の確保

県は、大規模災害等により県外からの避難者を受け入れる状況の発生に備えて、あらかじめ避難所として使用できる施設を選定しておく。

また、県は、市町において県外避難者の避難所として使用できる施設を、市町の協力を得てあらかじめ把握しておく。

なお、県及び市町は、避難所の選定にあたり、要配慮者の受け入れについて十分留意する。

2 県外避難者受入体制の整備

県外避難者を受け入れる避難所等の開設及び運営は、原則として市町が本章第6節 第6「避難所の開設、運営」に準じて行う。

県は、災害が発生したときに迅速かつ適切に対応できるように定期的に連絡会議を開催し、市町が行う体制整備を支援するほか、県外避難者の発生時において次の役割を担う。

- (1) 避難所に関する全体調整
- (2) 避難所を開設する施設の確保
- (3) 総合案内所の設置（災害対策本部内、必要に応じて現地）
- (4) 避難所運営の人的・物的支援

また、県は、被災した病院等の入院患者ならびに被災した社会福祉施設の入居者等の受け入れ及び社会福祉施設の福祉避難所としての一時的な提供等について、国及び関係機関との連携により、県内の病院等及び社会福祉施設に対し要請する。（入院患者の受け入れ搬送にあたり、特に重篤な患者については、ヘリによる搬送を要請する。）

3 避難所等の整備

第1章第3節第1の4「避難所等の整備」に準じるほか、県有施設の活用も視野に入れた準備を行う。

第17 円滑な状況把握の取組

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するように努める。

第7節 消防計画

災害時における消防活動の迅速かつ適切な実施のため、活動体制の整備、応援協力体制の確立、その他活動の実施に必要な対策を講じる。

第1 消防本部の活動計画

1 消防本部は、関係機関と密接な連携の下、効果的な消防活動を実施する。

消防長は、大規模な火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に指揮体制の強化及び効率的な警防活動の推進を図る必要があると認めるときは、当該火災等に対応するための組織として消防本部に警防本部を設置するものとする。

2 消防署隊本部の設置

消防署長は、前項の状況において、消防署に消防署隊本部を置く。

3 現場指揮本部の設置

火災等の拡大状況に応じて現場指揮本部を設け、関係機関と連携の上、統一的指揮のもと適時的確な消火活動を行う。

4 無線統制、水利統制の実施

消火活動を円滑に実施するため、消防無線や消防水利の統制を適切に実施する。

5 飛火警戒の実施

現場指揮本部は、飛火警戒隊等を編成し、第2次、第3次火災の警戒にあたる。

6 消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定して、関係者以外の者に対してその区域から退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止、若しくは制限する。

7 救急・救助活動の実施

火災により負傷者等が発生した場合には、警察、医療機関等と連携の上、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施する。

第2 消防団の活動計画

1 非常招集

消防団は、大規模な災害の発生が予想される場合、事前に非常招集を実施する。団員への連絡方法は、団長から各分団長を通じて伝達する。

なお、各団員は、招集がなくとも災害が発生し、又はそのおそれがあると認知したときは直ちに出勤しなければならない。

2 招集集結場所

消防団正副団長は消防本部に参集し、団員は、各分団詰所に集結する。

3 災害現地への動員

(1) 動員方法

消防団長は、被害の規模に応じて判断を行い、団員を災害地に動員するよう指示する。

(2) 伝達の方法

災害発生現場への動員の連絡は、電話、消防無線等により行う。

(3) 輸送方法

あらかじめ招集した集結場所から災害発生現場への輸送は、消防車両及び市災害対策本部に要請し、調達を受けた車両により実施する。

第3 火災防御計画

1 火災拡大防止及び初期消火

消防団及び町会・自主防災組織等は、火災発生と同時に、付近の住民に対し火災の拡大防止を広報するとともに、住民を督励して初期消火の徹底を図る。

2 大規模特殊火災の防御活動

消防法に定める危険物は引火性、発火性を有し、時には爆発する危険があるため、危険物を製造する事業者は、事業所ごとに消防計画を策定し、設備等については関係法令に定める保安基準により、位置、構造、設備を始め取扱いの規制を行い、火災予防の万全を図るとともに非常災害に対応できる態勢を確立する。

また、消防本部は、危険物施設や大規模な工場で火災が発生した場合、高所放水車等特殊車両による大量放水や、化学消火剤を使用した大量泡放射等の消火活動により火災の拡大防止に努める。

なお、この種の火災は鎮火までに多大な時間と消防力を要するため、広域応援等により消防力を充実させ、継続放水や定期的な監視等適切な消火活動に努める。

3 古タイヤ火災の消火活動

大量に放置された古タイヤ堆積場で火災が発生した場合、消防機関等は、重機等の使用による可燃物の除去、化学消火剤の使用、覆土等迅速な消火活動により火災拡大の防止に努める。また、鎮火まで長期間を要することがあることから、その間は、定期的な巡視、地中温度測定、適切な消火活動に努める。

4 火災拡大後の措置

消防本部は、火災の拡大により消火困難なときは、防御相当面、現場の地物、水利状況を考慮し、各隊の移動集結を行い、防御線の確立を図るとともに次の措置を講ずる。

- (1) 災害通信計画に基づく関係機関への連絡
- (2) 後続応援隊の誘導
- (3) 飛火警戒体制の確立
- (4) 市民に対する避難誘導
- (5) 必要に応じた破壊消防

第4 応援要請

1 県内消防相互応援協力

消防本部だけでは対応できないような大規模な火災が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

2 県消防防災ヘリコプターや緊急消防援助隊の出動要請

- (1) 市は、大規模火災が発生し、火災の状況から空中偵察、消火活動、負傷者の緊急搬送を行う必要があると判断した場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動要請を行う。
- (2) 県消防防災ヘリコプターの出動要請については、本章第10節 第3「県消防防災ヘリコプターの活用」に定めるところによる。

(3) 市は、県内の消防力では対応できない場合には、県に対し、他県等の消防防災ヘリコプターの派遣要請や緊急消防援助隊の要請依頼を行う。

3 自衛隊の派遣要請依頼

市は、必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

自衛隊の派遣要請の依頼については、本章第2節「相互応援協力・関係機関との連携等計画」の「第2 自衛隊派遣要請」に定めるところによる。

第8節 災害拡大防止計画

市は、台風・集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、浸水、土砂災害、倒木等による被害の拡大や二次災害の発生を防ぐため、関係機関と連携して市民に対する避難の指示や水防活動等、迅速かつ的確な措置を実施し、被害が拡大しないように努める。

第1 監視、警戒

1 市は、相当の降雨があり、警戒が必要と認められるときや災害が発生したときは、消防団員、職員等を巡回させ、被害状況等の把握に努める。

なお、被害状況等の把握にあたっては次の事項に留意し、栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する災害が発生した場合には、速やかに県に報告する。

(1) 警戒段階

- ア 降雨量等の気象情報
- イ 河川の水位、流量等の変化
- ウ 河川、土砂崩れ等の災害危険箇所状況
- エ 住民の動向
- オ 堤防の溢水、越水の兆候
- カ 表法の水あたりの強い場所の亀裂等の状態
- キ 天端の亀裂又は沈下の有無
- ク 裏法の漏水、亀裂及び崩壊の兆候
- ケ 樋門の両袖又は底部からの漏水及び扉の締り具合
- コ 橋梁、その他の構築物と堤防との取付け部分の異常
- サ その他発災防止上必要な事項

(2) 災害発生初期

- ア 人的被害の発生状況
- イ 家屋等建物の被害状況
- ウ 河川等の氾濫、浸水の状況
- エ 崖崩れ、地滑り等土砂災害の発生状況
- オ 避難の必要の有無、避難の状況
- カ 道路、交通機関の被害状況
- キ 電気、水道、ガス、電話等のライフラインの被害状況
- ク 119番通報の殺到状況
- ケ その他災害の応急対策活動に必要な事項

第2 浸水被害の拡大防止

1 市長は、水防警報が発せられたとき、警戒水位に達したとき、その他水防上必要であると認めるときは、消防団、消防本部を出動又は出動の準備をさせるとともに、住民に対する避難の指示等必要な措置を講じる。

なお、堤防その他の施設が決壊したときは、市長、消防団長、消防長は、直ちに県、関係機関に通報するとともに、できるかぎり被害が拡大しないように努める。

(1) 市の非常配備

ア 市長が消防団の非常配備体制をとるための指令は、次の場合に発する。

- (ア) 市長が自らの判断により必要と認める場合
- (イ) 水防警報指定河川等にあつては知事からの警報を受けた場合
- (ウ) 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があつた場合

イ 本部員の非常配備

市の本部（水防事務担当者）の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準ずるものとし、市長はあらかじめその体制を整備しておく。

ウ 消防機関

(ア) 待機

消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後、情報を把握することに努め、また、一般団員は直ちに次の段階に入ることができるような状態におく。待機の指令は、概ね水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発表されたときに発令する。

(イ) 準備

河川の水位が通報水位に達し、かつ上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたときは、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は次による。

- ① 消防団の分団長及び班長は所定の詰所へ集合
- ② 水防資材及び器具の整備点検及び作業員の配備計画の作成

(ウ) 出動

河川の水位が警戒水位に達したとき、水防警報（出動）の通知を受けたとき、又は市長が出動の必要を認めたときは、ただちにあらかじめ定めた計画に従って警戒配備につかせる。ただし、いずれの段階の出動を行うかは、市長が担当区域の危険度に適合するよう定める。

(エ) 解除

河川の水位が下降し、水防警戒の必要が認められなくなったときは、水防活動終了を通知する。

(2) 警戒区域の設定

地域住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要と認める場合は、消防団長、消防団員、消防職員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命じる。

(3) 住民に対する避難の指示

市長は、河川の氾濫等の危険な地域又は危険が予測される地域の住民等に対して、避難の指示を行い、安全な地域へ誘導するとともに、安全な場所へ収容する。

2 災害対策本部の設置

河川の氾濫、洪水等に対する水防活動の状況、大規模な土砂災害等の発生により、災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部に統合して応急対策活動を継続する。

第3 土砂災害の拡大防止

1 施設・土砂災害警戒区域等の点検・応急措置の実施

市は、県と協力し、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、災害危険箇所等の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。また、二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置

等の応急措置を行う。

2 被災宅地危険度判定の実施

市は、二次的な地すべり、がけ崩れ等から住民の安全の確保を図るため、県と連携して宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、市は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

3 避難対策

市は、土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害が発生するおそれが高まった場合、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本編第2章第6節避難対策計画の要領により警戒区域の設定若しくは避難指示を行う。

第4 倒木等対策

道路管理者は、倒木による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。倒木があった場合には、速やかな除去に努める。

第5 危険な空家対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第9節 水防機関の活動計画 **【水防】**

第1 水防機関の活動

1 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

市長は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき以外においても次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに安足土木事務所を経由し、県水防本部へ報告する。

- (1) 水防作業を開始したとき
- (2) 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む）

第2 巡視及び警戒

1 平常時

市長又は消防長は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防の管理者（以下「河川等の管理者」という）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

市長又は消防長が、出水期前や洪水経過後、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて、河川管理者に立会又は共同で行うこと等を求めることができるものとする。

2 出水時

市長又は消防長は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、管轄する土木事務所長及び河川等の管理者に連絡し、連絡を受けた土木事務所長は市長に報告するものとする。ただし、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水もしくは異常な漏水を発見したときは、本章第9節 第10「決壊時の処置」により、通報及びその後の処置を講じなければならない。

- (1) 堤防から水が溢れるおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

第3 水防作業

(1) 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

(2) 市長は平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時にできるよう努めなければならない。

第4 安全確保

- (1) 洪水等の水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮しなければならない。
- (2) 水防活動は、原則複数人で活動するものとし、個人の装備についてはライフジャケット等保安用具の着装及び通信機器等を携行するものとする。
- (3) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。また不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- (4) 洪水時において堤防に異常が起こる時期は滞水時間にもよるが、おおむね水位が最大るとき、又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多いため洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を厳にすること。(水位が最大洪水位の4分の3に減少したときが最も危険。)

第5 緊急通行

- (1) 緊急通行
水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防機関に属する者並びに市長から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。
- (2) 損失補償
市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第6 警戒区域の指定

- (1) 水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外のものに対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。
- (2) 消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第7 避難のための立退き

- (1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、市長は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、佐野警察署長にその旨を通知するものとする。
- (2) 市長は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を安足土木事務所長に速やかに報告するものとする。
- (3) 市長は、佐野警察署長と協議の上、あらかじめ避難計画を作成し、立退き先、経路等に必要な処置を講じておくものとする。避難所等は、資料8-3のとおりである。

第8 住民の水防協力

市長又は消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内の住民、又は水防の現場にいる者を水防に従事させ、消防機関に応援させることができる。

第9 費用負担と公費負担

1 費用負担

本市の水防に要する費用は、水防法第41条により本市が負担するものとする。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理者の負担とする。この負担費用の額及び負担方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村が協議して定める。（水防法第23条）また、当該区域外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部を受益市町村が負担するものとする。この負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事にあつせん申請することができる。（水防法第42条）

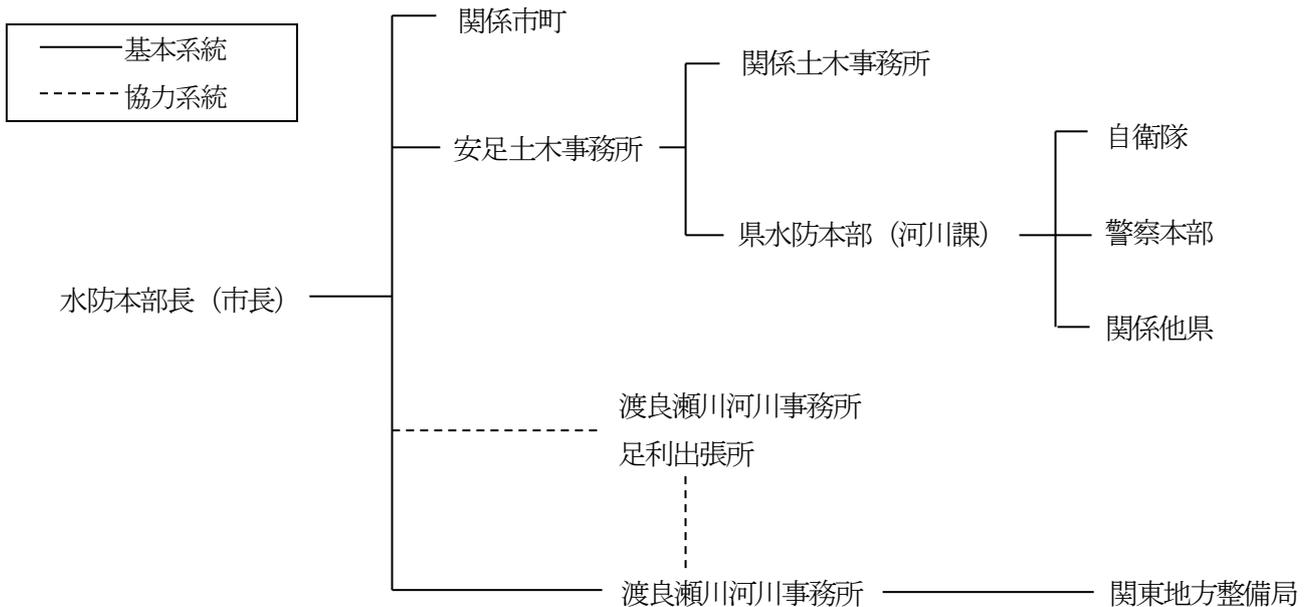
2 公費負担

- (1) 水防法第28条により公用負担の権限を有する水防管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書、また、これらの者の委任を受けた者にあつては、資料編11-12に示す証明書を携行し、必要ある場合には、これを提出しなければならない。
- (2) 水防法第28条第2項により公用負担の権限を行使したときは、資料編11-12に示す証票を2通作成してその1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付しなければならない。
上記権限行使により損害を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損害を補償する。

第10 決壊時の処置

1 通報処置

- (1) 堤防その他の施設が決壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合、市長、消防長又は水防協力団体の代表者は、水防法第25条の規定により直ちにその旨を関係機関及び氾濫が予想される隣接水防管理団体に通報しなければならない。
- (2) 通報系統については、次のとおりとする。



2 決壊後の処置

- (1) 堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、市長、消防長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

第11 水防報告

1 報告

- (1) 市長は、洪水等により被害を生じた場合は、次の方法により安足土木事務所長を経由して、知事に報告する。

ア 概況報告

さしあたり水害発生の日時、場所、人の被害、家屋の被害、田畑の被害等を電話又はその他の連絡手段を講じて報告する。

なお、特に水防資材等の救援を要する場合は、その旨あわせて連絡する。

イ 中間報告

被害状況が逐次判明した場合は、随時電話等をもって報告するとともに、資料編11-13の様式により報告する。ただし、死者、重傷者及び集団被害（おおむね50戸以上）もしくは特異な被害状況については、一般被害に優先しておおむね次の事項を報告する。

① 死者、重傷者については、死傷の原因、住所、職業、氏名、年齢、性別、要保護者の別（保護者の要否）その他参考事項。

② 集団被害及び特異な被害状況については、その状況と対策の概要。

ウ 確定報告

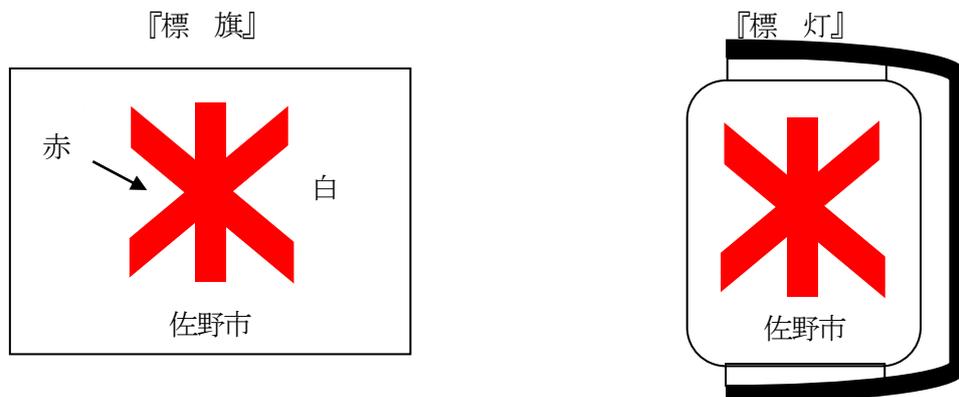
被害状況が確定した場合は、中間報告の様式により、知事に確定報告（安足土木事務所経由）を行う。

2 水防報告書

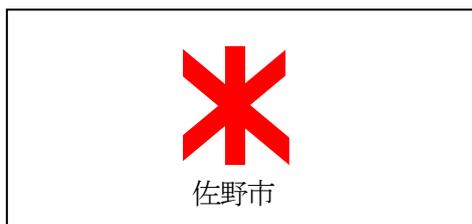
市長は、水防が終結したときは、資料編11-13により知事（安足土木事務所経由）に水防活動実施報告書を提出する。

第12 水防標識

- 1 水防法第18条の規定により、水防のため出動する車両の標識は、昼夜の区別により、次の標旗又は標灯を用いる。



2 水防のため出動する市の関係者は、次の腕章を着用する。



第13 水防信号

水防法第20条第1項の規定により、知事の定める水防信号は次のとおりである。

区 分		警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	● 休止 ● 休止	5秒 5秒 ——休止—— 15秒
第2信号	水防団体及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	●—●—● ●—●—●	5秒 5秒 5秒 ——休止——休止—— 6秒 6秒
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	●—●—●—● ●—●—●—●	10秒 10秒 10秒 ——休止——休止—— 5秒 5秒
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱 打	1分 1分 ——休止—— 5秒
備 考		1. 信号は、適宜の時間継続する。 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。 3. 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。	

第10節 救急・救助活動計画

災害により被災した者に対し、市は県、警察、消防機関、自衛隊、地域住民、町会・自主防災組織等と連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

第1 町会・自主防災組織等地域住民の活動

災害発生時は、交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関等の現場到着の遅れが予想されるため、町会・自主防災組織等地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

1 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

2 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者・負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、町会・自主防災組織等は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

3 消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

第2 市（消防本部）の活動

市（消防本部）は、警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

1 救助活動の実施

(1) 災害発生時に消防職員、消防団員は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助対象者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

(2) 救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、直ちに消防相互応援協定等に基づき必要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の要請依頼を行い、救助活動に必要な体制を確保する。

(3) 生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合は、救助の目的のため、携帯電話事業者に対して位置情報の提供を積極的に要請する。

2 救急活動の実施

(1) 迅速な医療救護活動を行うため、佐野市医師会等と連携のうえ、災害現場等に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。

(2) 医療機関の被災状況、受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

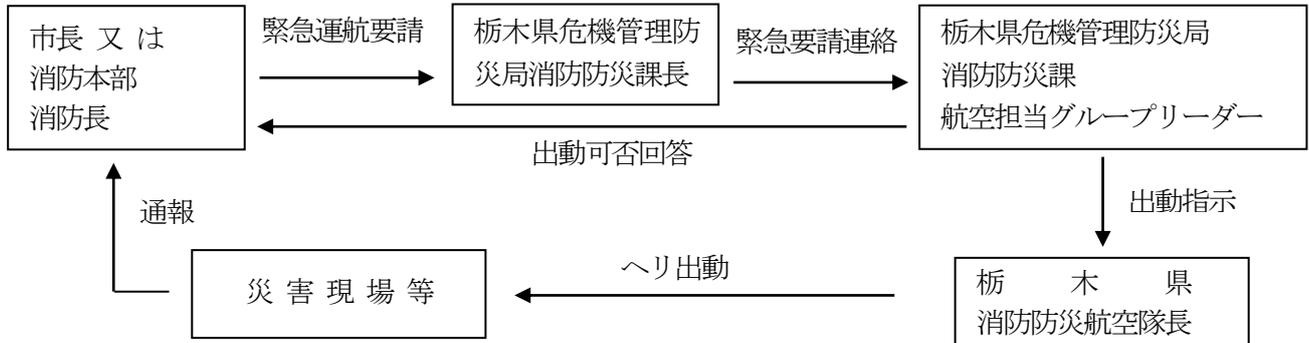
(3) ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県等に対して消防防災ヘリコプター、ドクターヘリコプターの運航要請又は自衛隊派遣要請を求め、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

第3 県消防防災ヘリコプターの活用

1 緊急運航の要請

災害等が発生し、地域、市民の生命、身体、財産を保護するために緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、市長又は消防長は、県消防防災航空隊に県消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請する。

県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー



2 緊急運航要請の範囲

県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請の範囲は、概ね次のとおりである。

区 分	活 動 の 範 囲
救急活動	① 被災地等からの救急患者の搬送 ② 被災地等への医師、医療器材等の搬送
救助活動	被災者の捜索、救助
災害応急対策活動	① 被災状況等の調査、情報収集活動 ② 食料、衣料その他生活必需品や復旧資材等の救援物資、人員の輸送 ③ 災害に関する情報、警報等の広報宣伝活動
火災防御活動	① 林野火災等における空中消火活動 ② 被害状況調査、情報収集活動 ③ 消防隊員、消防資機材等の搬送
その他	災害応急対策上特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

3 飛行場外離着陸場等の確保

市は、ヘリコプター活動のための飛行場外離着陸場等を確保する。

第4 県ドクターヘリコプターの活用

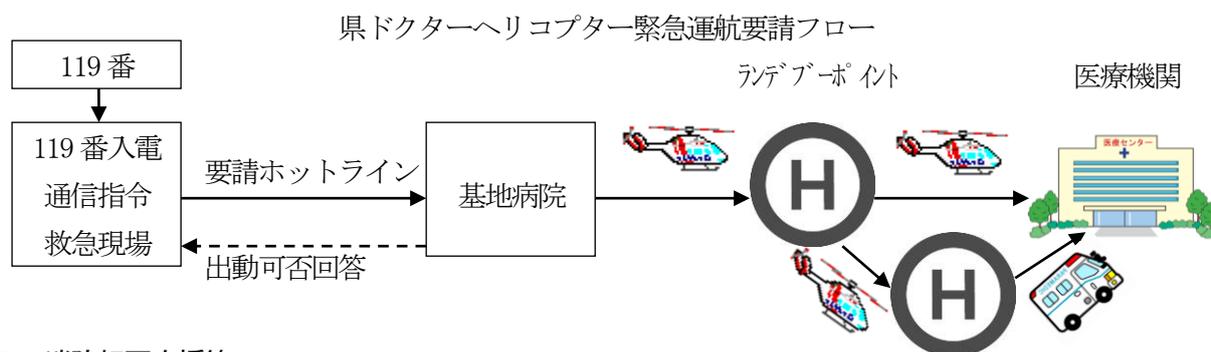
1 要請方法

事故等により重傷患者の搬送時間短縮などで救命率の向上を目的として原則、消防機関から要請する。主に消防本部通信指令の担当者や現場へ出動した救急隊等が要請できる。

2 要請基準

消防本部は、119番通報入電時または救急現場において以下の基準を検討し、ドクターヘリの要請を検討する。

- (1) 生命の危険が切迫しているか、その可能性が疑われるとき
- (2) 重症患者であって搬送に長時間を要することが予想される時
- (3) 特殊救急疾患（多発外傷など）の患者で搬送時間の短縮を図るとき
- (4) 救急現場で緊急診断処置に医師を必要とする時



第5 消防相互応援等

市単独では対応できないような大規模な災害が発生した場合、県は、「栃木県広域消防応援計画」等により相互応援を実施する。被災者の救出は、次の基準により実施する。

1 「栃木県広域消防応援計画」に基づく応援

県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援計画」所定の手続きにより要請、出動する。

(1) 第一次応援体制

一の消防機関をブロック内の他の消防機関が応援する体制。

要請手続：受援側消防機関の長が、市町長及び知事に報告の上、地区幹事消防機関の長に連絡する。

(2) 第二次応援体制

上記(1)によっても尚消防力が不足する場合、一の消防機関を県内の全ての地区の消防機関が応援する体制。

要請手続：①受援側消防機関の長が、市町長に報告の上、代表消防機関（宇都宮市消防局）、受援地区幹事消防機関の消防長及び県に連絡する。

②受援を受けた市が、県に連絡する。

2 緊急消防援助隊

県内の消防力では対応できないような大規模な災害が発生した場合、県は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(1) 要請手続

被災した市町は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に応援要請を行う。県は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

ア 災害発生日時

イ 災害発生場所

ウ 災害の種別・状況

- エ 人的・物的被害の状況
- オ 応援要請日時
- カ 必要応援部隊数
- キ 連絡責任者の職・氏名・連絡先等
- ク 応援部隊の進出拠点、到達ルート
- ケ 指揮体制及び無線運用体制
- コ その他の情報（必要資機材、装備等）

※ク～コについては決定次第報告を行う。

第6 県警察の活動

県警察は、消防機関等の関係機関との緊密な連携のもとに、救出救助活動を実施する。

1 被災者の救出・搬送

市町等から救助活動の応援依頼があった場合や自ら必要と判断した場合は、速やかに救出救助活動部隊を編成して救出・救助活動を行うとともに、関係機関に協力して負傷者等の医療機関への搬送を行う。

2 緊急交通路の確保

消防機関等の救急・救助活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路の確保にあたる。

第7 医療活動

市は、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は県災害医療本部等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣について要請するものとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、市に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

第8 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被災者の救出は、次の基準により実施する。

1 内容

災害のために現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

2 実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長がおこなうこととすることができる。

3 費用の限度

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等で、当該地域における通常の実費。

4 経費の支弁及び国庫負担

(1) 都道府県の支弁：救助に要する経費は、都道府県が支弁

(2) 国 庫 負 担：(1)により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

ア 普通税収入見込額の 2/100以下の部分—————50/100

イ 普通税収入見込額の 2/100をこえ 4/100以下の部分————80/100

ウ 普通税収入見込額の 4/100をこえる部分—————90/100

5 期 間

災害発生の日から3日以内。ただし、次のように真にやむを得ないと認められる場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て期間を延長する。

- (1) 現に救出を要する者が、目に見えるようなとき
- (2) 家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、又は生きていることが明瞭であるようなとき
- (3) 災害の発生が継続しているとき

第11節 災害救助法の適用計画

市は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県が災害救助法を適用した場合、県と連携して法に基づく応急的な救助の実施を行う。

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害による被害が、次に掲げる基準（県における具体的適用基準）に該当し、知事が援助を必要と認めたとき、市町単位にその適用地域を指定し実施する。市は、県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告する。

1 住家等への被害が生じた場合

- (1) 市の区域内における住家の滅失世帯数が100世帯以上のとき。（1号基準）
- (2) 市の区域内における住家の滅失世帯数が50世帯以上で、かつ県全体における住家の滅失世帯数が1,500世帯以上のとき。（2号基準）
- (3) 市の区域内において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ県全体で住家の滅失世帯数が7,000世帯以上のとき。（3号前段基準）
- (4) 市の区域内において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。（3号後段基準）

ア 当該災害が隔絶した地域発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。

イ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2 生命・身体への危害が生じた場合

- (1) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、かつ当該災害について次に掲げる事情があるとき。（4号基準）

ア 当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。

ウ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

第2 災害救助法の適用手続

- 1 市は、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、栃木県災害救助法施行細則(昭和35年5月2日栃木県規則第35号)第1条第1項の規定により、県からの照会の有無にかかわらず、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県に報告する。

(1) 災害救助法の適用基準に該当する災害

(2) 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害

(3) 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害

(4) 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害

(5) その他特に報告の指示のあった災害

- 2 市は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。

- 3 市（行政経営部）は、消防防災所管部局（消防本部）、その他関係部局及び関係機関と連絡を密にし、情報の調査脱漏、重複、誤認等のないよう留意する。
- 4 県は、必要に応じて職員を派遣し、市の行う被害状況の調査に応援、協力、立ち会い等を行う。
- 5 市は、住家の被害認定にあたっては、専門技術的な判断が求められる場合があり、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。
- 6 県は、市から被害状況報告を受けた場合には、当該報告を確認集計の上、内閣総理大臣に情報提供し、必要に応じ災害救助法の適用について協議する。ただし、県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、市は、直接内閣府に対して情報提供を行うことができる。
- 7 県は、市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに同法に基づく救助を実施する旨を、市、県各部局及び内閣府あて通知するとともに、告示する。

第3 救助の種類

災害救助法が適用された場合、県及び市は同法に基づき、次の救助を実施する。

救 助 の 種 類

(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与	(7) 学用品の給与
(2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	(8) 埋葬
(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	(9) 死体の捜索及び処理
(4) 医療及び助産	(10) 障害物の除去
(5) 被災者の救出	(11) 輸送費及び賃金職員等雇上費
(6) 被災した住宅の応急修理	

第4 救助の実施

災害救助法が適用された場合、県及び市は、下記により救助を実施する。

- 1 市長は、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で、下記の要件に該当するときは、原則として、救助の実施に関する一部事務を代行することとする。この場合、県知事は、同法施行令第17条の規定により、救助の期間、内容を市長に通知し、直ちにその旨を公示する。
 - (1) 市長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図れること。
 - (2) 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。
- 2 上記1により知事の権限の一部を市長が行うこととした場合を除き、市長は、知事の補助機関として救助を行う。
- 3 市は、上記1による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し県の指示を待ついとまがない場合には、救助を開始し、事後すみやかに県に情報提供する。この場合、県は、市長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。
- 4 救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿に記録する。
- 5 救助の実施の基準は、それぞれの種目について本章各節に定めるところによる。

第12節 輸送計画

災害時における被災者の避難、傷病者の収容、救援物資の輸送、応急対策に必要な人員、資材の輸送等を円滑に処理するため、輸送体制の確立を図る。

第1 実施責任者

被災者の輸送は、基本的に市が行う。県は、市から要請があった場合、又は市への緊急な支援が必要と判断した場合、市の対策を支援する。

応急対策に必要な人員、緊急物資等の輸送は、災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長が行う。

緊急輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

第2 輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

1 第1段階 救出救命期

- (1) 緊急避難・避難所開設、救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (3) 国、県、市等の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員及び物資
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

2 第2段階 避難救援期

- (1) 上記1の続行
- (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

3 第3段階 応急対策期・復旧復興期

- (1) 上記2の続行
- (2) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (3) 生活必需品

第3 交通路の確保

県警察は、次により交通路の確保を行う。

1 交通状況の把握

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通管理用カメラ等のあらゆる手段を講じて、通行可能な道路や交通状況を迅速、的確に把握する。

2 交通規制の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を的確、円滑に実施するため緊急の必要があると認めるときは、各種法令等に基づき、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

また、被災地への流入車両等を抑制する必要があるときは、被災地周辺の都県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

3 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係わる区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

4 その他緊急交通路確保のための措置

(1) 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努める。

(2) 放置車両の撤去等

緊急交通路を確保するために必要な場合、放置車両等の撤去、緊急通行車両の先導等を行う。

(3) 運転者等に対する措置命令

緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対して車両の移動の命令、運転者が不在の場合等の車両移動、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。

(4) 緊急交通路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）について、道路管理者、自衛隊等と協力し、状況に応じて道路啓開等必要な措置をとる。

5 関係機関との連携

交通規制にあたっては、交通規制を円滑に行うため、道路管理者、防災担当部局等と相互に緊密な連携を図る。

第4 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行う。

- (1) 自動車による輸送
- (2) 鉄道による輸送
- (3) ヘリコプター等による輸送
- (4) 人力による輸送

第5 輸送手段の確保

1 自動車による輸送

道路が交通不能の場合以外は、自動車による迅速、確実な輸送を行う。そのため自動車の確保を次のとおり行う。

(1) 市有のもの

ア 総合政策部が稼働可能台数の掌握、配車を行う。

イ 配車について、各部が自動車を必要とするときは、総合政策部に要請を行う。

(2) その他のもの

各部からの要請により、市有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総合政策部は直ちに他の公共団体に属する自動車、営業用あるいは自家用の自動車の確保を図る。また、協定による車両の要請を検討する。

(3) 応援の要請

災害対策本部長（市長）は、市内で自動車の確保が困難な場合又は輸送上他の市町で自動車を確保することが効率的な場合は、当該市町又は県に対し、次の事項を明示し応援を要請する。

ア 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量）

- イ 車両等の種類及び台数
- ウ 輸送を必要とする区間及び借上げ期間
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要事項

2 鉄道による輸送

道路の被害により自動車輸送ができないとき、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合等で列車による輸送が適当であるときは、災害対策本部長は東武鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社に輸送の要請を行うことが出来る。

3 ヘリコプター等による輸送

ヘリコプターによる輸送が適切と判断した場合、災害対策本部長は県に県消防防災ヘリコプターの出動を要請することが出来る。また、状況により県に自衛隊派遣の要請を依頼することが出来る。

4 自転車による輸送・移動

道路状況に左右されない被災時の輸送・移動手段として、自転車の活用を検討する。

5 人力による輸送

災害のため車両等機動力による輸送が不可能な場合は、職員を動員するほか賃金職員等を雇い上げるなどして人力輸送を行う。輸送のための要員の確保は、本章第22節「労務供給計画」による。

第6 緊急輸送について

災害規模の拡大に伴い、輸送を行う市及び輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、知事又は県公安委員会は通行の禁止又は制限措置を講じることがあるため、緊急輸送を行う場合には、市は、次の手続により佐野警察署から緊急通行車両を証明する標章（以下「標章」という。）及び緊急通行車両等確認証明書の交付を受けることができる。また、市は、迅速かつ適切な運用を図るため、あらかじめ標章等の交付を受けることができることについて周知及び普及を図る。

1 明示事項

市は、標章等の交付を受ける場合、次の事項を明示した申出書を提出する。

- (1) 番号標に表示されている番号
- (2) 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）
- (3) 活動地域
- (4) 使用者の住所、氏名または名称
- (5) 緊急連絡先の住所及び氏名
- (6) その他必要な事項

2 掲示箇所

緊急車両の使用者は、標章を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに緊急通行車両等確認証明書を携帯する。

第7 輸送体制の整備

被災地における救助活動に必要な人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、体制を整備する。

1 救援物資集積場所の指定

救援物資等の集積、仕分け及び配布の円滑化を図るため、次の施設を救援物資集積場所として確保する。

救援物資の集積場所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
花・花薬局さの体育館 (佐野市運動公園市民体育館)	佐野市赤見町2130-2	0283-25-0403
DAIKYOアリーナ佐野 (アリーナたぬま)	佐野市戸奈良町21	0283-61-1153
佐野インランドポート	佐野市戸奈良町2500-3	0283-86-9111

2 救援物資集積場所の効率的な運営

市は、救援物資集積場所の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するように努める。

3 緊急輸送道路の確保

県は、災害時における緊急輸送を確保するため、県、市町、防災拠点及び他県をネットワーク化する緊急輸送道路を定めている。災害が発生した場合には、市は効率的な緊急輸送が行えるよう、市内の県指定緊急輸送道路と市役所、行政センター、避難所等、ヘリコプター離着陸場、救援物資集積場所等、市の防災拠点とを結ぶ市道を優先して啓開する。(資料編7-1参照) なお、市道の啓開については、都市建設部が行うが、必要により、市内建設業者の協力を得て速やかにこれを実施することとし、市の防災拠点へ接続する県道の啓開については、都市建設部が県(県土整備部)に依頼し、県がこれを行う。

市内における県指定緊急輸送道路は、第1次緊急輸送道路に東北自動車道、北関東自動車道、国道50号、国道293号、佐野田沼線、桐生岩舟線、佐野古河線、佐野停車場線及び市道2級149号線の各路線が指定されているほか、資料編7-1のとおりとなっている。

指 定	路 線 名	区 間
第1次緊急輸送道路	東北自動車道、北関東自動車道、 国道50号、国道293号、佐野田沼線、桐生岩舟線、 佐野古河線、佐野停車場線、市道2級149号線	市内全区間

4 臨時離着陸場の確保

ヘリコプターによる緊急物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ定めた臨時離着陸場等の中から適地を選定し、確保する。また、救援物資集積場所の付近に、ヘリコプターの離着陸場を指定するように努める。

第8 災害救助法による輸送基準

災害救助法が適用された場合の応急救助の輸送基準は、次のとおりである。

1 対 象

- (1) 被災者の避難のための輸送
- (2) 医療及び助産のための輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 死体の捜索のための輸送
- (6) 死体の処理のための輸送
- (7) 救助用物資の輸送

2 費用の限度

当該地域における通常の実費とする。

3 実施期間

各救助の実施が認められる期間。なお、それぞれの種目ごとの救助期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

第13節 食料供給計画

災害時における食料の調達、供給体制を確立して、被災者等に対して円滑な食料の供給の実施を図る。

第1 実施責任者

食料供給の実施は、基本的に市長（本部長）が行う。ただし、市のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

第2 食料の調達、供給

市は、被害状況等から判断して必要と認めた場合は、次により食料の調達を行う。

1 主要食料の調達

- (1) 市内卸売業者、小売業者等の保有する米穀の提供を依頼する。
- (2) 応援協定に基づき、他市町や各協定先から必要量の米穀の供給を依頼する。
- (3) 上記(1)、(2)によって不足する場合、応急食料の供給を知事に依頼する。

2 副食の調達

災害の状況により必要と判断した場合は、市内食品販売業者から調達するが、不足等する場合は、災害協定に基づき、生鮮野菜、食肉製品、牛乳等の副食品を調達する。

3 調達時の留意事項

- (1) 被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかなもの、乳児に対して粉ミルク等、食物アレルギー等に配慮した食品、また、寒い時期には温かなもの等）。
- (2) 梅雨時期等特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

4 供給の対象

被災者、災害応急活動従事者等に対する食料の供給は、給食センター等との連携に努め、次の場合に実施する。

- (1) 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合
- (2) 被害を受けていない社会福祉施設等で、ライフラインの寸断等により食料供給が受けられない場合
- (3) 災害地における救助作業、急迫した災害の防止、緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合等

第3 食料の集積場所の確保

県及び他市町等から搬送される救援食料及び調達食料の集積所を次のとおり定めるとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援食料等は、市職員及び施設管理者が中心となって仕分け、配分等を行うが、必要により町会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行う。なお、当該施設に管理責任者を配置し、食品の衛生管理に万全を期する。

食料の集積場所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
花・花薬局さの体育館（佐野市運動公園市民体育館）	佐野市赤見町2130-2	0283-25-0403
DAIKYOアリーナ佐野（佐野市アリーナたぬま）	佐野市戸奈良町21	0283-61-1153
佐野インランドポート	佐野市戸奈良町2500-3	0283-86-9111

第4 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の炊き出しその他による食品の給与は、次の基準により行う。

1 対象

次のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 避難所に避難している者
- (2) 住家に被害を受け現に炊事のできない者
- (3) 災害により現に炊事のできない者

2 内容

食品の給与は、被害者が直ちに食することができる現物によるものとし、次により行う。

(1) 食料の確保

食料の確保については上記第2の1に定めるところによる。ただし、市において政府保有米を必要とする場合で、かつ交通、通信の途絶により県との連絡がつかない場合は、農林水産省農産局長又は政府保有米を管理する倉庫の責任者に対し、直接政府保有米の供給を要請することができる。

(2) 炊き出し等の実施

災害ボランティア等の協力により、避難所内若しくはその近くで給食施設等を有する既存の施設を利用して調理し、又は弁当等を購入して行う。また、炊き出しの配分は、組又は班等を組織し、各組織に責任者を定め、その責任者が確実に人員を掌握し、正確に行う。

3 費用の限度

食品給与費用として国庫負担の対象となる経費は、実際にそれらを受けるべき被災者に支給された給食に要した次に掲げる費用で、災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする（食数を単位とし、給与のための総経費を延給食数で除した金額が規定額以内であればよい）。

- (1) 主食費（米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等）
- (2) 副食費（調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限はない。）
- (3) 燃料費（品目、数量について制限はない。）
- (4) 雑費（炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等器物の使用謝金又は借上料、握り飯を包むアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費）

4 期間

災害発生の日から7日以内とする（被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内を現物支給）。ただし、相当大規模な災害が発生し、当該期間内で炊き出しその他による食品の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

第14節 給水計画

災害時における飲料水の確保、供給体制を確立して、被災者に対して円滑な飲料水供給の実施を図る。

第1 実施責任者

被災者に対する飲料水供給の実施は、基本的に市長（本部長）が行う。ただし、市のみで対処できないときは、日本水道協会栃木県支部水道災害相互応援要綱、両毛地域水道事業者協議会水道災害相互応援に関する協定、佐野市・栃木市水道災害相互応援協定等に基づき、供給体制を確保する。

第2 実施方法

1 飲料水の確保

- (1) 市は、応急用飲料水、水道施設における貯水量の確保に努める。
- (2) 市は、湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。
- (3) プールの管理者は、特別の事情を除き、災害の発生に備えて常にプールに水を貯えておくよう努める。
- (4) 市は、災害の発生に備え、災害用浄水機を確保するとともに、浄水機の管理者は、その機器が常に良好な状態を保つよう、使用点検等を年2回以上行う。
- (5) 市のみで対処できないときは、相互応援協定に基づき、他の水道事業者等に要請して、飲料水の確保を行う。

2 必要給水量

給水は、1人1日3リットルを確保する。

3 実施体制

市では、災害時における市民への給水方法として、市水道の浄水場に非常用電源を設置し、停電等に即座に対応するものとし、市保有の給水タンク等で指定された避難所等へ給水活動を実施していく。

4 優先給水

給水は、避難所等、医療機関、給食施設、社会福祉施設等緊急性の高いところから行う。

5 応急用飲料水以外の生活用水の供給

市は、飲料水以外の生活用水等についても、必要量の確保及び供給に努める。

第3 資機材及び技術者の確保

- 1 交通途絶等により、給水が困難となることを想定し、搬送路の確保を検討しておく。
- 2 給水の早期実施体制確立のため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者の確保に努める。
- 3 応急給水用資機材、施設等の現状

(1) 給水用資機材（令和6年（2024）年3月31日現在）

給 水 車	給 水 タ ン ク	非常用飲料水袋
2 t 給水タンク車 1台 (とちぎ800さ50-66)	1,500リットル×1基 1,000リットル×2基 500リットル×1基 (組立式給水タンク) 1,000リットル×2基	10リットル×2,248袋 6リットル×1,387袋 5リットル×159袋

(2) 配水池（令和6（2024）年4月1日現在）

池 数	貯水能力 (m ³)
34	39,911

(3) 鋼板プール等（令和6（2024）年4月1日現在）

小 学 校				中 学 校				義務教育学校
鋼板製	PC造	その他	計	鋼板製	PC造	その他	計	鋼板製
9	17	2	28	7	1	—	8	2

※令和5（2023）年3月末に閉校となった学校を含む

第4 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の応急給水は、次の実施基準により行う。

1 対 象

災害により、現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

2 費用の限度

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、その地域における通常の実費とする。

3 期 間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生した場合等で、飲料水の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

第15節 生活必需品・燃料等供給計画

災害時における生活必需品・燃料等の確保、供給体制を確立し、被災者に対して円滑な生活必需品等の供給を図る。

第1 実施責任者

被災者に対する生活必需品・燃料等供給の計画の策定、実施は、基本的に市長（本部長）が行う。

第2 生活必需品、燃料の確保

1 供給方針

市は、災害発生により生活必需品・燃料等を得られない者のために、当該物資の調達等を行い、これらの物資を供給する。

2 物資の確保

(1) 市内販売業者等からの調達

市は、佐野商工会議所等に協力を依頼して必要な生活必需品を調達する。

(2) 応援協定に基づく調達

上記(1)でも必要な生活必需物資が被災者に供給できない場合には、応援協定に基づき、他市町から必要な物資の供給を要請する。

(3) 県への応援要請

大規模な災害等により他市町からの供給が困難、あるいは時間がかかる場合等には、県に備蓄物資の提供を要請する。

(4) 燃料の確保

大規模災害が発生し、通常の燃料供給ルートが機能しない事態が発生した場合等には、県と栃木県石油業協同組合で締結した「災害時における物資・燃料等の供給協力及び帰宅困難者支援に関する協定」に基づき、あらかじめ指定した緊急車両や重要施設等に対して優先的に燃料を供給するよう要請し、災害応急対応を迅速に行うための燃料確保を図る。

3 調達時の留意事項

(1) 被災者ニーズをできるだけ正確に把握（必要品目・量）し、重複等しないようにする。

(2) 季節、被災者の年齢に配慮した物資を調達する。

(3) 仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。

第3 生活必需品・燃料等の集積場所の確保

県及び他市町等から搬送される救援物資及び調達物資の集積所を次のとおり定めるとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援物資等は、市及び施設管理者の職員が中心となって仕分け、配分等を行うが、必要により町会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行う。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期する。

生活必需品・燃料等の集積場所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
花・花薬局さの体育館 (佐野市運動公園市民体育館)	佐野市赤見町2130-2	0283-25-0403
DAIKYOアリーナ佐野 (佐野市アリーナためま)	佐野市戸奈良町21	0283-61-1153
佐野インランドポート	佐野市戸奈良町2500-3	0283-86-9111

第4 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与は、次の基準により行う。

1 対 象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

2 内 容

(1) 給（貸）与品目

被害の実情に応じ、おおむね次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

- ア 寝 具（タオルケット、毛布、布団等）
- イ 被 服（洋服、作業衣、子供服、肌着等）
- ウ 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- エ 炊事用具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- オ 食 器（茶碗、皿、箸等）
- カ 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレトペーパー等）
- キ 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

(2) 支給方法

市は、被災者等に対する必要な物資を調達・供給する。市のみでは対応できない場合は、県等の応援を得て実施する。

3 費用の限度

災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

4 給（貸）与期間、限度額

災害発生の日から10日以内に完了する。ただし、交通通信が途絶え、物資の確保が困難であるような大災害の場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

5 災害協定締結企業等の活用

物資の調達・確保、送付にあたっては、事前に小売業者等と災害協定を締結し、速やかに被災者あてに生活必需品の給与が出来るよう必要物資を定めておく。

第16節 住宅応急対策計画

災害のため住家に被害を受け、自己の資力では住宅を確保することができない者に対して、応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理を実施し、また、民間賃貸住宅等の借上げにより被災者の一時的な居住の安定を図る。

第1 実施体制

1 実施体制

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者に対する住宅の提供、あっせん及び住宅の応急修理に係る計画の策定及び実施は、原則として市長(本部長)が行い、県はこれに協力する。

ただし、災害救助法を適用した場合は、基準に基づき原則として県が行う。

また、市は、県、関係団体と協力し、被災者に民間賃貸住宅に関する情報を提供する。

2 応急住宅の供給

応急住宅の供給は、原則として既設の公的住宅等で提供可能なものを供給するものとし、必要数が不足する場合は、応急仮設住宅を建設又は民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げることにより供給するものとする。

第2 公営住宅等の一時供給

1 対象

次の条件を満たす者とする。

なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

- (1) 災害のため住家が半壊、半焼以上したこと
- (2) 居住する住家がないこと
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと

2 供給する公営住宅等の確保

- (1) 市(都市建設部)は、既設の公的住宅等で提供可能なものを確保する。
- (2) 市内で確保できない場合、市長(本部長)は、県に既設の県営住宅等の供給及び他市町の公営住宅等のあっせんに要請する。

第3 応急仮設住宅の供給(災害救助法の実施基準)

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給は、県が実施する。

1 対象

本節第2に掲げる対象に同じ。

2 建設による応急仮設住宅の供給

- (1) 設置予定場所
市(都市建設部)において決定する。(資料8-5)
- (2) 設置場所選定基準

ア 場所の選定にあたっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協

議の上選定する。

イ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

(3) 実施方法

県が直接又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他事業者の活用等により実施する。県又は業者に手持資材がない場合や確保困難な場合は、関東森林管理局又は国の非常（緊急）災害対策本部に協力を要請する。

3 民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給

県が協定の締結先やその他関係団体と協力し、民間賃貸住宅を借り上げることにより、応急仮設住宅として被災者に供給する。

4 費用の限度

災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

5 期間

(1) 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

(2) 供与期間

応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項による期間（3カ月、特定行政庁の許可を受けた場合は2年）以内とする。ただし、期間を超えて使用する特別の必要がある場合は、更に1年を超えない範囲内において当該許可の期間を延長することができる。

6 管理及び処分

(1) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

(2) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

第4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、県が被災した住宅の応急修理を次の基準により実施する。

1 内容

県が直接又は「災害時における応急対策業務の実施に関する基本協定」の締結先、その他業者活用等によりブルーシートの展張等を含む応急修理を実施する。ただし、災害救助法第13条により県がその事務を市に委任した場合は市が実施する。

2 対象

災害のため住家が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

3 修理箇所

修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分とする。

4 費用の限度

修理の箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分とし、支出できる費用は災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

5 期 間

応急修理は、災害発生の日から3カ月以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限の期間を延長する。

第5 民間賃貸住宅に関する情報の提供

1 対 象

被災者（自己負担により民間賃貸住宅への入居を希望する者）。

2 箇 所

市は、県の「災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定」に基づき、協定締結先から提供された民間賃貸住宅の空き家情報について、県と連携して被災者に提供する。

第17節 医療・救護計画

災害発生時には、広域あるいは局地的に医療助産の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、市は、医療機関、県等の関係機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

第1 実施責任者

被災者に対する医療助産の計画の策定と実施は、基本的に市長（本部長）が行う。ただし、市のみで対応できないときは、他市町、県、関係機関に応援を要請する。

第2 救護班の編成

- 1 被災者救護に万全を期するため、健康医療部に救護班を編成しておく。
- 2 佐野市医師会、安足健康福祉センター、消防本部等との緊密な連絡を図る。
- 3 患者護送入院等救護活動の緊急性に鑑み、平素主旨を徹底し編成準備しておく。
- 4 必要により、佐野歯科医師会、佐野市薬剤師会、栃木県柔道整復師会佐野支部等との連携を図る。

第3 仮設救護所の設置

適当な医療機関がないときは、安全性を考慮して、避難所、小中学校等公共施設や、災害現場に仮設救護所を設置する。

なお、救護所を設置したときは、その旨標識等により周知する。

第4 実施方法

- 1 医療及び助産の準備、補助は、救護班により行う。
- 2 市の救護班のみでは対応が十分でない場合は、県に救護班の派遣を要請するとともに、県の救護班が到着するまでに急迫した事態があり、早急に医療を施さなければならない場合は、患者を医療機関に移送できるように消防機関、医療機関等と調整する。
- 3 災害時における被災者のうち、妊産婦、乳幼児、要介護高齢者等に対しては、特に留意する。

第5 医薬品等の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び医療機器類は、原則として医療機関に整備されているものを使用し、不足する場合には市内薬店等から調達する。ただし、調達が不可能な場合は、応援協定に基づき他市町から調達し、あるいは県に要請して確保する。

第6 医療支援の受入調整

市(健康医療部)は、市外からの医療支援の受入れ調整窓口を設置し、被災地の医療ニーズに対応して、医療派遣団等の受入れ、活動場所等の振り分けを行う。

第7 災害救助法による実施基準

災害救助法を適用した場合には、次の基準により医療救護、助産活動を実施する。

1 災害救助法による医療救護の基準

(1) 対 象

災害のため医療の途を失った者。

(2) 内 容

原則として救護班及び救護支援班によって、次の医療救護を行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、又は柔道整復師（以下、「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

ア 診療

イ 薬剤、治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療、施術

エ 病院、診療所への収容

オ 看護

(3) 費用の限度

ア 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費。

イ 病院、診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内。

ウ 施術者による場合は、協定料金の額以内。

(4) 期 間

災害発生の日から14日以内とする。

2 災害救助法による助産の基準

(1) 対 象

災害発生の日以前又は以後の7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者。

(2) 内 容

ア 分娩の介助

イ 分娩前、分娩後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 費用の限度

救護班、産院その他医療機関による場合は、使用した衛生材料等の実費。

助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内。

(4) 期 間

分娩した日から7日以内とする。

第18節 保健衛生計画

災害時における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等によって生じることの多い、心身の不調や感染症の発生予防を図るとともに、被災者の健康確保のため、市は県と連携して保健衛生対策の的確な実施を図る。

第1 感染症対策

1 実施体制

災害時における感染症予防計画の策定、実施は、基本的に市長が行う。なお、市のみでは処理が困難な場合は、近隣市町、県等の関係機関に応援を求めて実施する。

2 組織及び活動

(1) 市の感染症対策組織

市は、佐野市医師会の協力を得て感染症対策組織を編成し、安足健康福祉センターとの連携のもと、被害の程度に応じた適切な感染症予防活動を行う。

(2) 感染症予防業務の実施方法

市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示・指導に従って消毒等次の措置を実施する。

ア 消毒の方法（法第27条）

消毒の方法は、次に掲げる基準に従い、消毒薬を用いて行う。

(ア) 対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行う。

消毒の対象となる場所は、次のとおりである。

- ① 感染症の患者がいる場所又はいた場所
- ② 感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所
- ③ 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所

(イ) 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

イ 感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件に係る措置（法第29条）

(ア) 対象とする物件の状況、感染症の病原体の性質、次に掲げる措置の基準その他の事情を勘案し、当該物件に対する措置（移動の制限及び禁止、消毒、廃棄その他必要な措置）の目的を十分に達成できるような方法により行う。

- ① 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行う。
- ② 滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行う。
- ③ 廃棄にあつては、消毒、②に規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行う。

(イ) 消毒及び滅菌にあつては、消毒又は滅菌を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

ウ 生活用水の供給（法第31条）

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを知事に命じられたときは、市は、知事の指示に従い、生活の用に供される水の利用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

エ 県への連絡

市は、感染症が発生し、又は発生する疑いのある事実を知った場合には、速やかに県に連絡し、必要な指示等を受ける。

(3) 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

(4) 災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣

市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

第2 食品衛生の確保

災害発生に伴う浸水、停電、断水等の事態によって発生する食品衛生上の問題を排除することによって安全で衛生的な食品を供給し、事故の発生を未然に防止する。

1 食品衛生の確保、監視班の派遣要請

市は、災害時の状況に応じ必要と認めるときは、臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設）の実態を把握し、被災者に対する安全で衛生的な食品の供給を行う。

また、状況により、県に対して食品衛生監視班の派遣を要請し、被災地営業者、同地区周辺営業者に対する衛生的な食品の供給に関する指導を求める。

2 実施方法

(1) 被災地周辺営業施設、臨時給食施設の指導

県は、市及び関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、被害・稼動状況に応じた施設管理、加熱調理等食品の衛生的な取扱について指導の徹底を行う。

(2) 被災地営業施設の監視指導

県は、営業許可施設を監視するとともに、保存、製造されている食品の検査を実施して不良食品の供給を排除する。

ア 浸水地区における浸水期間中の営業の自粛

イ 停電により適温で保存されないため腐敗、変敗した食品の供給防止

ウ 施設、機械、器具の洗浄消毒

エ 使用水の現場検査

オ 従事者の衛生管理（手洗消毒の励行、衛生的な服装の着用、下痢している者や手指に化膿傷がある者の食品取扱い作業への従事防止）

カ 食品残渣、汚水等の廃棄場所の衛生確保

第3 栄養指導対策

市は、食料の供給にあたり、避難所の生活が長期化する場合は、被災者全般の食事について、メニューの多様化、栄養バランスのとれた適温な食事の確保、疾病上の食事制限者、要配慮者に対する配慮等、

質の確保に配慮する。

なお、市のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。県は、市からの要請があった場合又は市への支援が必要と判断した場合は、市の対策を支援する。

第4 資器材の備蓄、調達

1 感染症対策・保健衛生用資器材の備蓄対策

- (1) 感染症対策活動が円滑に行えるよう、必要とする資器材の円滑な供給を確保するため、あらかじめ取扱業者の協力を得て供給備蓄体制を整えておく。
- (2) 大規模な災害発生時等における感染症対策活動に対応するため、消毒に使用する簡易噴霧器を備えておく。

2 調達計画

(1) 市内業者からの調達

災害発生後、速やかに市保有の感染症対策・保健衛生用資器材を使用して感染症対策活動を行うが、不足する場合は、市内取扱い業者から調達する。

(2) 応援協定に基づく緊急調達

市内等で必要な感染症対策・保健衛生用資器材等が確保できない場合は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づき、協定締結市町から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達の斡旋を要請する。

第5 保健対策

1 健康調査、健康相談

市は、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者等要配慮者に配慮しながら、必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

2 精神保健活動

災害の直接体験や生活環境の激変に従い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、それらのメンタルヘルスケアの対応を実施するため、県に派遣を要請し、避難所、応急仮設住宅等への巡回を依頼する。

第19節 遺体の捜索・処理・埋葬計画

災害によって死亡したと推定される者の捜索及び死亡者の収容、埋葬の実施を円滑に行うことを目的とする。

第1 遺体の捜索

1 実施体制

災害により行方不明の状態である周囲の事情から既に死亡していると推定される者の捜索は、原則として市が県、警察、消防機関等の関係機関の協力のもとに実施する。

2 実施方法

(1) 市が実施する対策

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情からすでに死亡していると推定される行方不明者等を、県警察、消防機関、地元町会・自主防災組織、防災士等と協力して捜索する。

市だけでは対応が困難である場合、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行うとともに、県に自衛隊に対する応援要請を行うよう依頼する。

(2) 県が実施する対策

市からの依頼により、自衛隊に派遣要請を行う。

(3) 県警察が実施する対策

市が行う捜索活動に協力し、行方不明者の発見に努める。

3 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体捜索は、次の基準により実施する。

(1) 対 象

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、諸般の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 費用の限度

舟艇その他遺体の捜索のための機械、器具等の借上費又は修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費

(3) 期 間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

第2 遺体の処置、収容及び検案（検視）

1 実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として市が、県、県警察、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施する。

2 実施方法

遺体の処置、収容及び検案（検視）にあたっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮する。

(1) 市が実施する対策

ア 医師会や日本赤十字社栃木県支部の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。

イ 身元不明の遺体又は災害の混乱により引き取りが行われない遺体を収容するため、適当と認められる公共施設等を遺体収容所として開設する。また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等

の確保に努める。

ウ 捜索により発見された遺体について、県警察等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。

(2) 県が実施する対策

市から応援要請等により、医師会等の協力を得て支援を行う。なお、災害救助法適用後は、委託契約に基づき日本赤十字社栃木県支部が組織する救護班、災害拠点病院が組織する救護班に対して活動を要請するとともに、状況により医師会や医療機関等の協力を得て実施する。

(3) 県警察が実施する対策

各種の法令や規則に基づき、遺体の検視を行う。検視後の遺体について、身元が明らかになったものは遺族又は関係者に引渡し、身元が確認できない遺体については、市へ処理を引き継ぐ。

3 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体取扱は、次の基準により実施する。

(1) 対 象

災害の際死亡した者について、その遺族が災害による混乱のため行うことができない場合に遺体に関する処置（埋葬を除く。）を行うものであること。

(2) 内 容

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 遺体の一時保存

ウ 検案

(3) 費用の限度

次の範囲内において行うこと。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

イ 遺体の一時保存のための費用は、次のとおりとする。

(ア) 遺体の一時保存のため既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額。

(イ) 遺体の一時保存のため既存建物を利用できない場合は、遺体の一時保存に要する賃金職員等雇上費及び輸送費を含め、災害救助法施行細則で定められた額以内とする。

ウ 救護班により検案することができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

(4) 期 間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

第3 遺体の埋葬等

1 実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として市が遺体の応急的な埋葬を行う。

県は、市において対応が困難な場合、広域的な火葬が行われるよう調整を行う。

2 埋葬の実施方法

(1) 市が実施する対策

ア 民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。

イ 災害発生により火葬場が不足した場合には、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づ

き、他市町に火葬場の提供及び斡旋を求めることが出来る。

ウ 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。

エ 遺体を土中に葬る場合は、公営墓地の中に所要の地積を確保する。

(2) 県が実施する対策

市で火葬が十分行えない状況になった場合は、県内市町及び他県に対して応援要請を行い、広域的な火葬の実施に努める。

3 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の埋葬は、次の基準により実施する。

(1) 対 象

災害の際死亡した者について行う、遺体の応急的な埋葬。

(2) 費用の限度

原則として、次の現物給付に要する費用であって、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

ア 棺（付属品を含む）

イ 埋葬又は火葬（賃金・職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 期 間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、大災害等のため当該期間のうちに終了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

(4) 遺体が法適用地域外の他市町村に漂着した場合

ア 遺体の身元が判明している場合は、原則として、その遺族等又は法適用市町村に連絡して引き取らせるが、法適用市町村が混乱のため引き取れない場合、漂着した市町村が埋葬（費用は県負担）する。

イ 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺品を保管し、及び遺体を撮影する等記録して、アに準じて実施する。

第4 動物取扱対策

1 動物保護管理対策

(1) 実施体制

飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるため、市、県、獣医師会等関係機関は連携の上、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受入れに関する状況等を把握し、適切な措置を講じる。

(2) 実施方法

ア 動物の被災状況等について栃木県動物愛護指導センター等と連携して情報を収集する。

イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じて搬送する。

ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。

エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理台帳の活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。

オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。

カ 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

2 死亡獣畜の処理

(1) 実施体制

被災地における処理計画の策定及び実施は、市長が行う。

(2) 実施対策

市は、次の対策を必要により県の指導・助言を得て実施する。

ア 死亡獣畜の回収等適切な措置を実施する。

イ 死亡獣畜の処理にあたっては、死亡獣畜取扱場で処理を行うほか、状況に応じて次のように処理する。

(ア) 移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理を行う。

(イ) 移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理を行う。

(3) 処理方法

ア 埋 却

死体を入れてなお地表まで1 m以上の深さを有する穴に死体を入れ、死体の上には生石灰又はその他の消毒液を散布した上で覆うこと。また、埋却した土地には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

イ 焼 却

焼却は、完全に行い、未燃焼物を残さないこと。

約1 mの深さを掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、更にその上に薪をおいて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。

第20節 障害物除去計画

災害により、土石、竹木等の障害物が、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれ、一時的に居住できない者に対して、障害物の除去を行い、生活の確保を図るとともに、河川及び道路の障害物の除去を行い、災害の拡大防止と交通路の確保等を図る。

第1 土石、竹木等の処理

1 実施体制

市は、災害により発生した土石、竹木等の障害物を生活環境、公衆衛生上支障のない方法で迅速に処理するものとする。

その実施については、関係機関と連携し、速やかに土石、竹木等を集積場に運搬し、その後、処理するものとする。

2 排出量の推計

災害により、土石、竹木等が大量に発生するため、市は、住居内、河川・水路、道路から除去する土石、竹木等の排出量を推計し、その対策を策定する。

3 収集運搬

(1) 市は、関係機関と連携し、土石、竹木等の障害物の収集運搬を行うものとする。

(2) 土石、竹木等については、集積場に運搬し、その後適切に分別し、処理するものとする。

第2 住居内障害物の除去

1 家屋等の障害物の除去

市は、市民に対し家屋等に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行う。家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するが、市は、要配慮者の世帯等について必要に応じ近隣住民、町会・自主防災組織、防災士等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。また必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

2 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。

(1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため住家への出入が困難な状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者。

(2) 内容

人夫、技術者等を動員して除去する。

(3) 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費で災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条に定める額以内。

(4) 期間

原則として、災害発生の日から10日以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに完了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

第3 河川・水路の障害物の除去

管理者、関係機関が適切な判断を行い、速やかに行う。

第4 道路の障害物の除去

1 実施体制

道路交通に支障となる障害物については、道路管理者が直接又は「災害時における応急対策業務の実施に関する基本協定」もしくは「災害時における建築物等の解体撤去の実施に関する協定」の締結先、その他業者委託の活用等により速やかに除去し、道路交通の円滑化を図る。

2 実施方法

市は、道路上の障害物の状況を調査し、市道については速やかに路上障害物を除去するとともに、国道・県道については直ちに当該道路管理者に通報して除去を要請する。

なお、除去作業は、路面変状の補修や迂回路の整備を含むものとし、緊急輸送道路や優先啓開道路を優先するなど、道路の緊急度に応じて実施する。

3 人員、資機材等の確保

国〔国土交通省〕は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努める。

第5 障害物集積所の確保

障害物の除去にあたっては、関係機関と連携して、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておく。

第6 国庫補助制度の積極的活用

国庫補助金（堆積土砂排除事業等）を積極的に活用し、適切な処理を図る。

第21節 廃棄物処理計画

災害により発生した廃棄物を的確に処理するため、その実施体制を整備する。

第1 実施責任者

ごみ及びし尿の処理は市長（本部長）が、平成31（2019）年3月に策定した「災害廃棄物処理計画」に基づき実施するが、甚大な被害により市で処理不可能の場合は、「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書」（以下、「相互応援協定等」という。）等に基づき、県等の応援を求めて実施する。

第2 災害廃棄物処理の基本的考え方

1 情報収集

処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。

2 発生量の推計

被害状況等を踏まえ、災害廃棄物、避難所ごみ、し尿の発生量・処理可能量を推計する。

3 市民への広報

災害廃棄物や生活ごみ等の排出方法や分別方法、仮置場の利用方法等について、住民へ広報するとともに、県やボランティア等とも情報を共有する。

4 仮置場の設置

大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を早急に設置する。被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。

5 人員・車両の確保

収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

6 中間処理・再生利用・最終処分

災害廃棄物等の種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。処理にあたっては、できる限り再資源化や減量化を推進することとするが、処理のスピード及び費用の観点を含め総合的に処分方法を検討する。

7 損壊家屋等の解体

損壊家屋等の解体は、原則、所有者の責任により実施されるものであるが、倒壊などの二次災害の防止や、生活環境保全上の観点から、市が早期に解体する必要があると判断した損壊家屋等については、市自らが解体を行い、それに伴い発生する廃棄物について収集・運搬及び処分を行う。

第3 ごみ処理

1 実施体制

市(市民生活部)は、災害により発生した廃棄物を、生活環境、公衆衛生上支障のない方法で迅速に処理する。

その実施については、現有の人員、機材、処理施設で対応することを原則とするが、特に甚大な被害を受けた場合には、収集・運搬機材等を民間から借り上げ、又は相互応援協定等に基づき、県に応援を求め、緊急事態に対処する。

2 排出量の推計

災害により、倒壊家屋、焼失家屋等から木材、家財等のごみが一時大量に排出される。

市は、平常時における処理計画を勘案し、全壊・半壊家屋、流失家屋等からのごみの排出量を推計し、その対策を策定する。

3 収集運搬

(1) 市は、必要により労働者の臨時雇用、他市町からの人員、機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。

(2) ごみ及び粗大ごみは、みかもクリーンセンター、葛生清掃センターで処理するが、災害時には粗大ごみ等が大量に排出され、一時期の処理施設への大量搬入はその処理が困難となる場合が考えられるため、必要により環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

ア ごみ処理施設

施設名	施設の所在地	建設年度	規模	処理方式	排煙処理施設
みかもクリーンセンター	佐野市町谷町 206-13	平成18年度	64 t/日 × 2 炉	流動床式 熱分解ガス化溶融炉	有害ガス除去装置 ろ過式集じん器 触媒反応装置
葛生清掃センター	佐野市あくど町 3360	平成6年度	26.5 t/ 日 × 2 炉	ストーカ式焼却炉	有害ガス除去装置 ろ過式集じん器

イ 粗大ごみ処理施設

施設名	施設の所在地	建設年度	規模 (処理能力)	破碎・圧縮 併用の別
みかもクリーンセンター リサイクルプラザ	佐野市町谷町 206-13	平成17年度	22.6t/日	併用
葛生清掃センター	佐野市あくど町 3360	平成6年度	10.0t/日	併用

(3) 災害により発生したごみは、原則として被災者自らが市の指定する場所に搬入することが望ましいが、被災者自らによる搬入が困難な場合又は道路等に散在し緊急に処理を必要とする場合には、市が収集処理を行う。

(4) 市は、生活ごみについては収集可能となった時点から、できる限り早急に収集が行われるようにその体制の確立を図る。

4 災害廃棄物の種類ごとの個別対応方針

市は、災害廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の種類ごとに次の対応方針に基づき適正に処理する。

(1) 可燃物

可燃物の焼却は、次の点に十分配慮して行う。

ア 焼却施設に運搬可能な廃棄物は、原則として焼却施設で処理する。

イ プラスチック類は、できるだけ分別を行い、焼却施設に搬入する。

(2) 不燃物

金属等の資源物は分別して再生利用することとし、その他の不燃物は最終処分場に搬入するなど適正な処理を行う。

(3) 災害復旧等に伴い発生する土砂混じり廃棄物

ア 土砂が混入している廃棄物は、できるだけ土砂を取り除き焼却等の処分を行う。

イ 取り除いた土砂の処理・処分方法は、関係者が協議して決定する。

5 近隣市町、関係機関との協力体制の整備

市のみでは処理が困難な場合は、県に協力要請を行うとともに、相互応援協定等に基づき、近隣市町及び関係機関と協力して災害廃棄物等の迅速な処理を図る。

また、県は必要に応じ、被災していない市町に応援を要請するとともに、関係団体（公益社団法人栃木県産業資源循環協会、一般社団法人栃木県環境美化協会、栃木県環境整備事業協同組合）に協力を要請する。

6 国庫補助制度の積極的活用

国庫補助金（災害等廃棄物処理事業費補助金）を積極的に活用し、適切な処理を図る。

第4 がれき処理

1 実施体制

市は、災害による倒壊家屋、焼失家屋等から一時に大量に排出される木材、コンクリート等のがれき処理処分方法を確立するとともに、一時保管場所、最終処分場を確保し、計画的な収集運搬、中間処理及び最終処分を図ることにより、廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。また、廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車両、処理施設等が不足する場合は、相互応援協定等に基づき、県に応援を要請する。

県は、被災市町のみで対処できない場合は、近隣市町、関係団体又は他都道府県に応援を求める等広域的な連絡調整を行う。また、がれきの処理処分にあたり、市が民間業者へ委託することが想定されることから、廃棄物処理法上の注意点等について指導を行う。

2 排出量の推計

市は、災害による倒壊家屋、焼失家屋等から一時に大量に排出される木材、コンクリート等のがれきについて、平常時における処理計画を勘案し、全壊・半壊家屋、流出家屋等からの排出量を推計し、その対策を策定する。

3 がれき処理の留意事項

- (1) 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- (2) 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講ずる。
- (3) がれきに混入した土砂は、できるだけ取り除き埋立等の処分を行う。

第5 し尿処理

1 実施体制

市は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽のし尿について、被災地における感染症対策上、収集可能になった日から可能な限り早急に収集処理する。

その実施体制については、現有の人員、機材、処理施設で対応することを原則とするが、特に甚大な被害を受けた場合は、相互応援協定に基づき、県に応援を求め、緊急事態に対処する。

2 排出量の推計

市は、被災地の戸数等から排出量を推計し、収集、運搬、処分等の対策を策定する。

3 収集運搬

- (1) 市は、必要によりし尿のくみ取業者への委託、他市町からの機材、人員の応援を求め、収集運搬体制を確立する。

(2) 被災地における感染症対策面から、不用となった便槽に貯留されているし尿、汚水についても早急に収集を行うように努める。

4 処分

収集したし尿は、原則として佐野市衛生センターで受入れ、佐野市水処理センターへ送泥し共同処理を行うが、災害により処理施設に支障がある場合及び多量なため又は交通事情等により処理が困難な場合は、相互応援協定等に基づき、近隣市町及び関係機関と協力して迅速な処理を図る。

第6 廃棄物処理の特例

1 実施体制

市は、環境大臣が特例地域として市域を指定した場合には、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

2 指導

市は、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第22節 労務供給計画

災害応急対策を実施する際に不足する労力について労働者の雇用を行い、労務供給の万全を図る。

第1 実施責任者

災害応急対策に必要な要員の確保については、それぞれの実施機関が行う。

第2 要員の確保

- 1 災害時における要員の確保は、それぞれ応急対策担当責任者とする。本部における担当は行政経営部とする。
- 2 労働者の雇用は、原則として公共職業安定所を通じて行う。
- 3 各部が労働者を必要とする場合、次の事項を明示し行政経営部を通じて、関係機関に依頼し雇用する。
 - (1) 雇用の理由
 - (2) 所要職種別人員
 - (3) 作業内容
 - (4) 雇用期間
 - (5) 就労場所
 - (6) 賃金の額
 - (7) 労働者の輸送方法
 - (8) その他必要な事項

第3 要員の確保が困難な場合の対応

市は、その地域内で要員の確保が困難な場合は、次により要員の確保に努める。

- (1) 相互応援協定等に基づく他の市町村に対する応援要請
- (2) 県への要員確保依頼
- (3) 指定地方行政機関の長に対する当該職員の派遣要請又は知事に対する指定地方行政機関の職員の派遣についての斡旋要求

第4 災害救助法を適用した場合の要員の確保

市、県職員の労力だけでは応急対策に十分な効果をあげることが困難な場合、次の基準により公共職業安定所を通じて救助に必要な労働者を雇用し、救助活動の万全を期す。

要員の確保については、災害救助法の規定に基づき行う。

1 対象

次に掲げる活動に要する労働者で、市又は県が雇用する者

- (1) 被災者の避難に係る支援
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出、その救出に要する機械等の資材の操作、後始末
- (4) 飲料水の供給
- (5) 死体の捜索
- (6) 死体の処理（埋葬を除く）
- (7) 救済用物資の整理配分

2 費用の限度

当該地域における通常の実費とする。

3 期間

前記の実施が認められる期間（ただし、(1)については1日程度）。なお、それぞれの活動ごとの救助期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送期間も延長する。

また、各救助の実施期間は延長しないが、なお職務が残るような場合において、必要がある場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て、これらに使用する労働者の雇用期間のみ延長する。

第23節 文教対策計画

児童・生徒等の生命、身体、安全確保を図るための応急措置、被災して通常の教育ができない場合の適切な応急教育の実施、文化財の保護対策等の文教対策に必要な措置を講じる。

第1 実施責任者

市立の学校における災害応急教育対策は市長（本部長）の指示のもと、市教育委員会（教育部）が実施する。

第2 校長等の応急措置

- 1 校長等は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与える。
- 2 校長等は、災害の規模や児童・生徒等、教職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、市教育委員会に報告する。
- 3 校長等は、災害時の状況により、市教育委員会と連絡のうえ、臨時休業、始（終）業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停止等適切な措置を講じ、児童・生徒等の安全確保に努める。

第3 応急時の教育の実施

1 教育施設の確保

- (1) 市教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、概ね次のような方法により、応急時の教育の実施予定場所の選定について対策を立てる。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 実 施 の 予 定 場 所
学校の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館、講堂
学校の校舎が全部災害を受けた場合	(1) 公民館等公共施設 (2) 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	(1) 被害のない学校、公民館等公共施設 (2) 応急仮校舎
市内大部分について災害を受けた場合	隣接市町学校、公民館等公共施設

- (2) 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学力低下のおそれがある場合は応急の仮教室を使用して授業を行う。なお、児童・生徒等の通学可能な地区に仮教室の借用ができないとき、又は、逆に仮教室が市民の避難施設として使用される場合は、被害地区以外に仮教室及び教職員、児童・生徒等が起居できる建物を臨時に借り上げて応急的に教育を行う。

2 教職員の確保

市教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教職員を確保する。

- (1) 災害を免れた学校の教職員を、適宜被害を受けた学校に応援させ、教育の正常化に努める。
- (2) 被災の状況が甚だしく、(1) によることが困難な場合は、県教育委員会に要請して教職員の確保を図る。

第4 防災拠点としての役割

避難所等の防災拠点としての役割を果たす学校の校長、公民館、体育館等の長（以下、「校長等」という。）は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ市に協力する。

第5 避難対策

- 1 実施責任者は、校長等とする。
- 2 校長等は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画をたて、明らかにしておく。
- 3 台風等の予報により災害が予想される場合は、臨時休校、一斉早退、教職員の引率による集団登下校等状況を的確に判断し、メール配信システムにより保護者へ連絡する等、校長等は適切な処置を行う。
- 4 豪雨による浸水等、児童・生徒等の登下校途中に危険のおそれがある場合は、その状況に応じて校長等は必要な処置をとる。
- 5 避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。
- 6 校長等は、避難誘導の状況を逐次市教育委員会に報告し、また、保護者に連絡する。
- 7 危急の場合、やむを得ず校舎内に退避させる場合は、諸般の状況を判断し、危険のおそれのある場所を避けるとともに、できるだけ分散隊形をとるようにする。
なお、この場合各集団に必ず教職員を配置する。

第6 給食に関する措置

学校給食はできる限り継続実施するが、次のような事情が発生した場合の一時中止措置について考慮しておく。

- 1 災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食施設を使用したとき。
- 2 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間。
- 3 感染症、その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき。
- 4 給食物資の調達が困難なとき。
- 5 その他給食の実施が外因的の事情により不可能なとき、又は給食の実施が適当でないと認められるとき。
なお、給食再開にあたっては衛生管理に十分な注意が必要である。

第7 学校の衛生管理

災害の状況によっては、被災学校の教職員、児童・生徒等に対し、感染症予防接種や、健康診断を安足健康福祉センターに依頼し実施する。

第8 応急教育計画作成上留意すべき点

- 1 児童・生徒等に対する災害情報の伝達、避難又は下校の督励、施設設備の整備点検、消防水利の確保、火器の使用及び実験実習の中止、応急医薬品の整備等を学校で策定する応急計画で定める。
- 2 各学校長は被害の程度に応じて、教育の場所、教職員を確保し、臨時の学級編制、日課表、指導計画、担任計画等を作成する。
- 3 休業の実施及び授業の不可能になる事態が予想される場合の学習内容・方法について指導する。
- 4 授業不可能な事態が長期にわたるときは、連絡の方法、組織の整備工夫を行う。

第9 学用品の調達・給与

教科書については、速やかに被災状況を確認し、被災児童及び生徒に学用品の給与を行う。必要冊数を、栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ給与する。

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、基本的に市長が行う。災害救助法による学用品給与の基準は次のとおりである。

1 対象

災害により学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒（盲学校聾学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒並びに私立学校の児童及び生徒を含む。）及び義務教育学校の児童並びに生徒に対して行う。

2 内容

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- (1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品 (4) その他の学用品

3 費用の限度

費用は、次の額の範囲内とする。

(1) 教科書

ア 小学校の児童、中学校の生徒（中等教育学校の前期課程の生徒含む）並びに義務教育学校の児童及び生徒

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費。

イ 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(2) 文房具、通学用品及びその他の学用品

災害救助法施行細則(昭和35年5月2日栃木県規則第35号)第2条で定められた額以内とする。

4 期間

災害発生の日から教科書については1カ月以内、その他の学用品については15日以内に完了する。ただし、交通、通信の途絶等により、当該期間内に学用品を調達及び輸送することが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

第10 文化財の保護

1 災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちに被害状況を市教育委員会へ通報する。

市教育委員会(教育部)は、被害状況を速やかに県教育委員会に通報し、被災の状況によって職員の派遣を求める。

2 災害状況の調査、復旧対策

市教育委員会は、災害発生の場合は被害の程度により職員を現地に派遣し、被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、計画に応援協力するとともに、その結果を県教育委員会に報告する。

第24節 農林業対策計画

災害により被害を受けた農作物、林産物等の応急対策を円滑に実施するため、市は、県及び農業関係団体等を連携して災害応急対策を実施する。

第1 実施責任者

農作物、林産物、農業施設等に対する農業災害対策については、市長（本部長）の指示により、産業文化スポーツ部が行う。

第2 農地・農業用施設に対する応急措置

1 災害発生の未然防止

(1) 施設の点検、監視

各施設の管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

(2) 関係機関等への連絡

各施設の管理者は、施設の点検・監視の結果、危険と認められる場合は、市、県、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(3) 災害未然防止活動

洪水の発生が予想される場合は、施設管理者は、頭首工、排水機、水門等の放水等について適切な操作を行う。また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ、必要な事項を関係市町（消防機関を含む。）、佐野警察署に通知するとともに、地域住民に対して周知する。

2 被害状況の把握

市は、土地改良区等関係団体と相互に連携し、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、安足農業振興事務所に報告する。

3 応急対策の実施

(1) 施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

ア 災害発生後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに市及び県等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等二次災害の防止に努める。

イ 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

ウ 集落間の連絡農道、基幹農道等の管理者は、避難経路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。

また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。

エ ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。

オ 施設管理者は、被災して危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

(2) 市及び県は、農地・農業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

第3 農作物に対する応急措置

- 1 市は、被害の状況、作目等、被害の実態により、農業協同組合及び県に対して技術指導を依頼する。
- 2 市は、肥料、苗及び種子等の応急確保について、農業協同組合及び国、県へ協力を要請し、措置する。

第4 病害虫防除対策

災害について、病害虫の発生が予想される場合は、次の施策を講ずる。

- 1 実態の早期把握
市及び農業団体等の防除関係者は、市内の農作物の災害及び病害虫の発生状況等を早期に把握するとともに、県に報告する。
- 2 防除の指示及び実施
市は、県等関係機関との協議により緊急防除班を編成し、短期防除を実施する。

第5 家畜伝染性疾病予防体制

畜舎の冠水等による家畜伝染性疾病を予防するため、必要に応じ、次の家畜伝染性疾病予防体制をとる。

- 1 家畜伝染性疾病予防実施体制
被災地における予防対策は、市(産業文化スポーツ部)が実施する。
- 2 応急対策の実施
市は、次の応急対策を実施する。
 - (1) 家畜所有者等から通報を受けた場合に被害状況の把握、県への通報
 - (2) 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導
 - (3) その他必要な指示の実施

第25節 公共施設等災害応急対策計画

災害による道路、鉄道、上下水道、電力施設、その他の公共施設の被害の未然防止又は軽減化を図るため、各公共施設の管理者は、防災関係機関と連携して、適切な応急対策を実施する。

第1 道路施設（市及び県の対策）

1 災害情報の収集

市(都市建設部)は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、次により災害情報の収集に努める。

- (1) 道路パトロールカー等による巡視、道路保全委員等からの道路情報（第三者被害の恐れのある箇所は未供用道路も含む）の収集に努める。
- (2) 市は、安足土木事務所、佐野警察署等防災関係機関から情報を収集するほか、各地区の消防団や町会・自主防災組織、防災士等からも収集し、市内における道路被害状況や通行可能状況等の情報の把握に努める。
- (3) 必要に応じて県に消防防災ヘリコプターの運航を要請し、災害情報収集の迅速化を図る。
- (4) 必要に応じて災害協定を結ぶ企業に無人飛行機による情報収集を要請し、災害情報収集の迅速化を図る。

2 被災状況の伝達

- (1) 市は、道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。
- (2) 市は、管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

3 応急措置

(1) 緊急の措置

巡視の結果等から必要と思われるものについて、市は、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

(2) 交通規制

交通の危険が生じると認められる場合は、佐野警察署等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第47条の5に規定する道路標識を設置する。

また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

(3) 交通の確保

市は、関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。また、緊急通行車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、県と連携して緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送路を優先して機能の確保を図る。

(4) 二次災害の防止

災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

(5) 道路情報の提供

災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

第2 道路施設（関東地方整備局宇都宮国道事務所の対策）

1 被害情報の収集

宇都宮国道事務所は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカー等による巡視、道路情報モニター、管理委託業者等からの道路情報により災害情報の収集に努める。

2 被害情報の伝達

(1) 道路の被災状況を関東地方整備局、市、県等に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

(2) 管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

3 応急措置

(1) 緊急の措置

巡視の結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

(2) 交通規制

交通の危険が生じると認められる場合は、警察署等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第47条の5に規定する道路標識を設置する。

また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

(3) 交通の確保

関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、重要物流道路及び緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送路を優先して機能の確保を図る。

(4) 二次災害の防止

災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

(5) 道路情報の提供

災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速、的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

第3 道路施設（東日本高速道路株式会社の対策）

1 被害情報の収集

高速道路で災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカー等の巡視により次により災害情報の収集に努める。

2 被害情報の伝達

(1) 災害情報収集、伝達体制に基づき、高速道路管理用通信システム（専用線）により、支社、交通管制室、各管理事務所、料金所、休憩施設に対して情報の伝達を行う。

(2) 必要に応じ市、県、防災関係機関等に連絡する。

3 応急措置

(1) 緊急措置

発災直後、直ちに高速道路の点検を実施し、道路の安全確保、交通の危険を防止するため必要と認められる場合は、通行を禁止、制限する。

(2) 交通の確保

被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、交通の確保を図る。

(3) 道路情報の提供

交通規制、迂回路等の道路交通情報を、公益財団法人日本道路交通情報センター等を通じて、テレビ、ラジオ等を活用して広報を行う。

第4 飛行場外離着陸場施設

1 実施方針

市は、災害時において救援ヘリコプターの拠点としての機能が果たせるよう施設の早急復旧に努め、円滑な輸送の確保を図る。

2 施設の応急復旧

施設の復旧は、着陸帯等ヘリコプターの離着陸に必要な箇所から行き、ヘリコプター運航上の安全を確保するよう努める。

また、給油施設の損壊等による二次災害の防止に万全を期す。

第5 鉄道施設

鉄道事業者は、事故災害の発生を未然に防止するため、国土交通省の指導・監督の下、関係機関と連携して事故発生の誘因を減らすとともに、鉄道車両、施設の安全対策の推進に努める。

また、事故発生時に迅速に対処できるよう、防災体制や関係機関との連携体制を整備する。

1 被害情報の収集、伝達

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者発生により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、直ちに市、関係機関に通報する。

2 応急対策

(1) 鉄道事業者の対策

鉄道事業者は、事故対策マニュアル等により、応急措置や関係機関への通報等を行う。

(2) 市の対策

- ア 現地における応急的医療施設、収容施設等の設置、管理
- イ 死傷者の捜索、救出、搬出、災害現場の警戒、関係機関の実施する搬送等の調整
- ウ 遺体の処理

(3) 消防機関

- ア 消火活動及び警戒活動
- イ 警戒区域の設定
- ウ 負傷者の救出、救護
- エ 負傷者の医療機関への搬送
- オ 遺体の搬出

第6 水道施設

市(上下水道局)は、災害発生に対し、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、短期間に応急的に復旧させ、給水区域内住民への給水を確保し、二次災害の発生を防止し、通常的生活機能回復維持に努める。

1 施設の整備、復旧対策資機材等の確保

市は、常に施設の改善整備を図るとともに、主要整備機器、主要管路の資機材備蓄により資機材等の確保を図る。

なお、施設の復旧に関して市は、あらかじめ関係業者に復旧資機材等の優先調達の要請をしておく。

2 工事業者への協力依頼

市は、被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。

なお、市は、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

3 送配水管等の復旧手順

(1) 導水管及び送配水管の復旧

応急復旧作業は、最初に水源から浄水場までの導水管及び配水池までの送水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。

配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

(2) 臨時給水栓の設置

市は、被災していない配水管、復旧された配水管で広域避難所に近い公設消火栓について、臨時給水栓を設置する。なお、臨時給水栓を設置の際は、消防本部に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

(3) 仮設配水管の設置

被害状況によって、主要配水管の応急修理が困難な場合、市は仮配水管を敷設する。

(4) 通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。

4 広 報

給水場所は、市ホームページ等で市民に周知し、災害発生に際しては、広報活動によりその場所を市民に知らせる。

また、水道施設の被害状況、復旧見込等について情報提供し、利用者の水道に関する不安解消に努める。

5 応援の依頼

水道施設の復旧のため必要と認めたときは、市は、他の水道事業者等に応援を依頼する。

第7 下水道施設

市(上下水道局)は、災害発生に対して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

1 被害状況の情報収集

市は、災害が発生した場合、早急に下水道施設の点検を行い、被害状況の情報収集に努める。

2 広 報

市は、被害状況の内容に応じて関係機関への連絡、市民への広報に努める。

3 被害施設の復旧

(1) 応急復旧

市は、二次災害の発生のおそれがある箇所の安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

(2) 復旧計画の策定

市は、処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管路等の態様の違いに配慮し、次の事項に配慮して復旧計画を策定する。

ア 復旧の緊急度、工法の検討

イ 復旧資材、作業員の確保

ウ 技術者の確保

エ 復旧財源の措置

第8 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社栃木南支社は、災害発生に際し、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給の確保を図る。

1 設備の運転、災害予防措置

(1) 設備の運転

電力は、非常災害が発生した場合においても供給を継続する。しかし、電力の供給を継続することが危険であると認められる場合は、その旨を関係箇所に連絡し、運転を停止するなどの必要な措置を講じる。

ただし、緊急時によりやむを得ない場合は、必要な措置を講じた後、速やかに報告する。

(2) 災害予防措置

ア 巡視、点検の実施

非常災害の発生が予想される場合は、供給支障や公衆災害等を未然に防止するため、各電力設備の重点的巡視、点検を行う。

イ 応急安全措施の実施

非常災害の発生が予想される場合は、仕掛かり工事や作業中の電力施設等（建設所を含む。）に対し、状況に応じた人身安全、設備保全上の応急安全措施を実施する。

ウ 電力の緊急融通

非常災害対策本部は、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」と、隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、非常災害発生後の電力の緊急融通を図る。

2 非常災害対策要員の出動

(1) 呼 集

非常態勢が発令された場合、本（支）部長は、非常災害対策要員に対し、定められた呼集連絡経路に基づき、非常態勢の発令を伝達し、呼集する。

(2) 出 動

非常災害対策要員は、「非常災害に関する社員行動指針」に基づき出動する。

3 復旧用資機材等の調達、輸送

(1) 調 達

非常災害対策支部は、予備品、貯蔵品等の在庫量を再調査し、調達を必要とする資機材を速やかに非常災害対策本部に要請し、復旧態勢を整える。

(2) 輸 送

非常災害対策本（支）部は、復旧用資機材の陸上輸送が不可能な場合は、船舶、航空機等により輸送を行う。

4 情報の収集・連絡

(1) 情報収集

非常災害対策本（支）部は、それぞれの機能に基づく次の情報を迅速かつ的確に収集する。

ア 一般被害情報等

(ア) 気象等に関する情報

(イ) 一般被害情報

(ウ) 停電による主な影響状況

(エ) 社外対応状況（国、地方公共団体の災害対策本部等、官公庁（署）、報道機関、市民への対応状況）

(オ) その他災害に関する情報（交通状況等）

イ 当社被害情報等

(ア) 被害情報（設備ごとの設備被害状況、停電状況、設備復旧状況）

(イ) 復旧資機材、応援隊、食料等の要望事項

(ウ) 復旧資機材、要員等の応援状況等

(エ) 人身災害、その他の災害発生情報

(オ) その他災害に関する情報

ウ 非常災害対策本（支）部の設置状況等

(ア) 非常災害対策本（支）部の設置状況

(イ) 非常災害対策要員の出勤状況

(2) 情報連絡

ア 非常災害対策本（支）部は、被害情報等をそれぞれの上級の非常災害対策本（支）部と県へ報告する。

イ 上級の非常災害対策本（支）部への報告は、非常災害対策本店本部情報班が特に指定した場合を除き、非常態勢の発令以降、2時間ごとに行う。

5 被害の復旧

(1) 復旧計画の作成

非常災害対策本（支）部は、設備ごとに次の事項を明らかにした復旧計画を作成する。

ア 復旧応援隊の必要と有無

イ 復旧作業隊の配置状況

ウ 復旧資機材の調達

エ 電力系統の復旧方法の検討

オ 復旧作業の日程

カ 仮復旧の完了見込

キ 宿泊施設、食料、衛生対策等の手配

ク その他必要な対策

(2) 社外者への応援要請

社外への応援要請は、次の表による。

指定会社への応援要請		非常態勢が発令された場合、非常災害対策本（支）部は指定会社に対し、その旨を連絡し、これらに対応する態勢の整備を依頼するとともに、連絡を密にし、必要があれば直ちに応援を求める。
指定会社以外の応援要請	配電関係	① 非常災害の発生が予想される場合、非常災害対策本（支）部はあらかじめこの旨を連絡し、必要に応じ応援を要請する旨通報する。 ② 非常災害が発生し、応援要請の必要がある場合、非常災害対策本（支）部は直ちに応援を求める。この場合、引込み線以下では比較的簡易な復旧作業に従事させる。
	配電関係会社以外	指定会社以外の会社に対し、応援は要請しない。ただし、状況によりやむを得ない場合に限り、当社登録会社から選択して特約する。この場合、非常災害対策店所本部はその旨を非常災害対策本部に直ちに報告する。
上記以外への応援要請		① 他電力会社に対する応援要請は、非常災害対策本店本部が行う。 ② 自衛隊に対する応援要請は、非常災害対策本店（店所）本部が国又は地方公共団体等の災害対策本部を経由して行う。 ③ 警察、消防等に対する応援要請は、各非常災害対策本（支）部が行う。

6 広 報

(1) 市民に対する広報

ア 災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、感電事故や漏電による出火等の防止に関する広報を広報車等により直接当該地域に行く。また、警戒宣言が発せられた場合は、報道機関を通じて、大規模災害に備えるための具体的な電気の安全措置について広報を行う。

イ 会社単独では速やかな広報活動ができない場合は、市防災行政無線等による広報を市へ依頼する。なお、同無線を活用する場合の停電規模は、数万軒が1時間を超える停電の場合とするが、詳細については市と協議する。

ウ 停電復旧等の消費者からの集中的な電話による問い合わせに対応するため、必要により情報班の増員やNTTとの協議による臨時電話の仮設等を考慮する。

(2) 報道機関に対する広報

ア 広範囲にわたる停電事故が発生した場合は、報道機関を通じて、電力施設の被害状況、復旧予定等について迅速、適切に広報を行う。

イ 下級の非常災害対策本（支）部でそれぞれ受け持ちの区域内の事故等に関する広報を行った場合は、広報内容を速やかに上級の非常災害対策本（支）部へ報告する。

(3) 市等への対応

市災害対策本部からの要員派遣の指示・要請があったときは、あらかじめ定められた要員を市災害対策本部に派遣する。

第9 都市ガス施設

佐野ガス株式会社は、ガス供給施設に被害が生じた場合、栃木県都市ガス協会の各ガス事業者と協力し、被害を最小限に食い止めるとともに、ガス供給の早期復旧を図る。

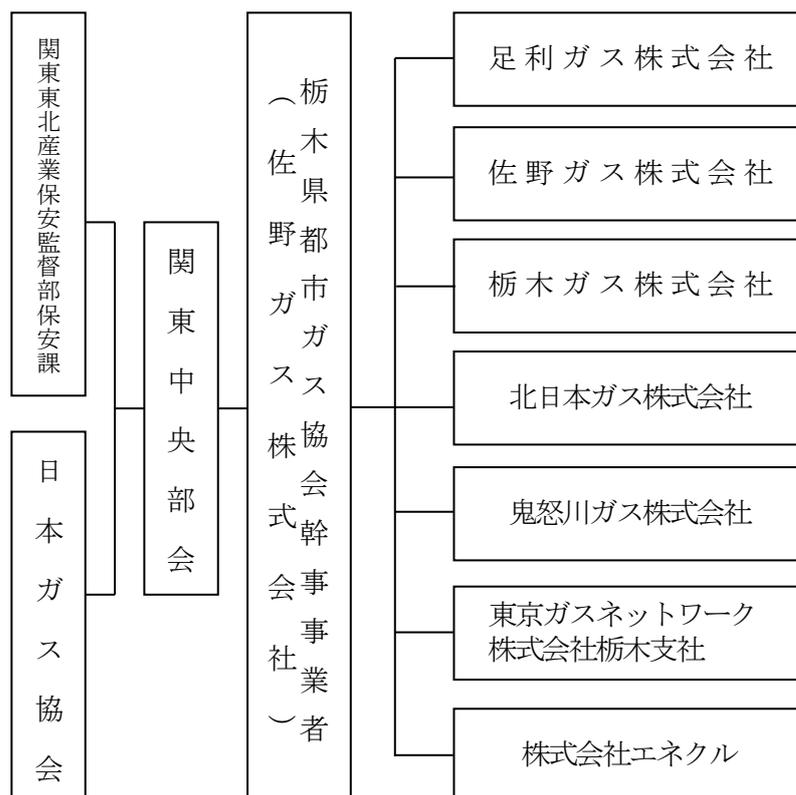
1 被害情報の収集

災害が発生した場合には、保安規程に定める処理要領に基づき、直ちに職員の緊急出動体制をとり、施設の点検、供給区域内の巡視を行うほか、消費者からの通報等により被害状況を把握する。

2 被害情報の伝達

- (1) 被害の概況が把握された時点で、速やかに市及び県、警察署、防災関係機関に被害情報を連絡する。
- (2) 被害の状況により、救援が必要と判断される場合は、県都市ガス協会幹事事業者に対してあらかじめ被害情報を連絡する。

(栃木県都市ガス協会情報連絡系統)



3 応急措置

(1) 災害対策本部の設置

災害によりガスの供給停止が生じた場合や災害の状況から必要と認められる場合は、保安規程に定める処理要領に基づき、災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

(2) 二次災害の防止対策

被害状況により必要と判断される場合、ガスの供給を停止するなど適切な二次災害防止対策をとる。

(3) 救援要請

ア 被害の状況から県都市ガス協会の救援が必要と判断した場合は、幹事事業者に対して救援要請を行う。

イ 幹事事業者は、必要に応じて県都市ガス協会内に救援対策本部、被災事業者災害対策本部内に現地災害対策本部を設置するとともに、各ガス事業者に対して協力を要請し、救援隊を派遣する。

(4) ガス供給施設復旧計画

佐野ガス株式会社は、次の基準によりガス供給施設の復旧を行う。

ア 被害調査と復旧実施計画の策定

災害発生により供給停止となった地域の早期復旧を図るため、復旧基本計画の策定後、被害状況の収集や被害踏査を実施し、中圧導管、重要施設、被害軽微地区の復旧優先を考慮した効率的な復旧計画を立てて、復旧作業を実施する。

なお、被害調査は、低圧導管へのガス供給源となる中圧導管設備を含む重要路線及び建物被害の状況を、次により修繕に先立ち先行調査し、復旧優先順位付けを検討する。

(ア) 中圧導管は路線単位に踏査を行い、低圧導管はブロックごと、面的に被害踏査を実施する。

(イ) 巡回調査が必要な整圧器、バルブを含む中圧路線と重要路線、建物被害状況等について調査すべき点検項目をあらかじめ設定しておく。

イ 関係機関の連携

復旧作業の迅速化、効率化のため、関係機関、特に水道事業者と必要に応じ情報交換を行う。

ウ 復旧作業

復旧作業は、中圧の復旧と低圧の復旧の連携を取りながら実施する。中圧の復旧は、低圧への送出处となるラインを優先し、低圧の復旧は、低圧導管網を復旧ブロック化して、その単位ごとに閉栓、被害修理、エアーパージ、開栓の順に実施する。

4 広 報

台風、洪水、火災等による災害の広報活動は、二次災害の防止、消費者の不安解消、復旧作業の円滑な推進のため極めて重要であり、次により迅速、適切に実施する。

(1) 災害発生直後の広報

ア 利用者に対する広報活動

テレビ、ラジオ、広報車等を通して、災害発生後の二次災害防止のため、器具栓、ガス栓、メーターガス栓を閉めるよう周知する。

イ 報道機関に対する広報活動

テレビ、ラジオ放送局に対して、二次災害防止の観点から、保安確保のための緊急放送を依頼する。また、必要に応じて、マイコンメーターの取扱い方法についても放送を依頼する。

ウ 市及び県、警察署等に対する広報活動

都市ガスに関する被害情報を連絡するとともに、保安確保や利用者広報に対する協力を要請する。

(2) ガス供給停止時の広報

災害等により供給停止の措置がとられた場合、二次災害防止とともに、消費者への不安解消を目的とした広報を行う。このため、供給停止地区への広報活動だけでなく、供給継続地区へのガスの安全使用に関する周知についても適切な広報を行う。

ア 利用者に対する広報活動

報道機関や諸官公庁への協力要請等により、供給停止や保安確保に関する情報を周知してもらうよう努め、地区全体や個々の消費者の復旧作業内容、スケジュール、復旧見通し等を、ちらし、広報車、社告、ハンドマイク、戸別訪問等で可能な限り提供するように努める。

イ 報道機関・地方自治体等に対する広報

(ア) 市、県、報道機関等に対して随時情報提供し、利用者の理解と協力を得られるように、報道や公的周知の面での協力を要請する。

(イ) 関係省庁、警察署、消防、自治会等と復旧状況報告等を通して情報を密にする。

(ウ) ホームページ等の活用を考慮する。

第10 河川管理施設等

市は、災害発生時に河川護岸、堤防の損壊や橋梁の落橋等によって発生する被害の軽減を図るため、県及び関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

1 監視、警戒活動

豪雨等の際は、河川の損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施し、早期に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずる。

(1) 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

次の場合には、市長は、直ちに関係機関（安足土木事務所長、渡良瀬川河川事務所長等）に報告する。

- ア 消防団が出動したとき。
- イ 水防作業を開始したとき。
- ウ 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）。

(2) 出動及び水防作業

ア 市長が管下の消防団を非常配備するための指令は、次の場合による。

- (ア) 市長が自らの判断により必要と認める場合
- (イ) 水防警報指定河川等にあつては知事からの警報を受けた場合
- (ウ) 緊急にその必要があるとして、知事から指示があつた場合

イ 市長等本部員は、あらかじめ定められた計画に基づき配置につく。

ウ 消防機関

(ア) 待機

消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情報を把握することに努め、一般団員はただちに次の段階に入りうる状態に置く。

(イ) 準備

河川水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたとき、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は下記による。

- ① 消防団の団長及び分団長は所定の詰所に集合する。
- ② 水防資材及び器具の整備点検並びに作業員の配備を行う。

(ウ) 市長が出動の必要を認めたときは、あらかじめ定めた計画に従い、直ちに警戒配備に配置する。

2 河川管理施設決壊時の通報処置

堤防の決壊、その他の河川管理施設等の損壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、市は、水防法第25条の規定により直ちにその旨を関係機関及び氾濫のおそれのある方向の隣接水防管理団体に通報する。

第26節 突風応急対策計画

市は、突風の発生または発生するおそれがある場合に、市民に必要な情報を迅速に提供する。また、被害を最小限に抑えるため、気象情報及び竜巻注意情報等について、適切に把握するとともに、必要な災害情報を収集し、関係機関と連携して適切な措置を講じる。

第1 情報の収集・伝達

1 情報の収集

突風は、積乱雲や積雲が発生しやすい気象条件下で発生するが、その発生の前兆現象はさまざまであり、かつ短時間・局地的であるため、現在の観測技術では予測が困難である。

気象庁では、突風が発生しやすい気象状況となった場合、「竜巻注意情報」や「竜巻発生確度ナウキャスト」等を発表するが、これらと合わせて、その他の竜巻等に係る情報を可能な限り早く入手できるよう、気象台をはじめ報道機関等と平常時から情報の収集・提供のできる体制整備に努める。

2 情報の伝達

気象庁より「竜巻注意情報」が発表された場合や、竜巻発生に関する目撃情報が示された場合には、その発生確度等を踏まえ、必要に応じて防災行政無線等で迅速に市民に伝達し、注意喚起を図る。

第2 活動体制の確立

突風災害が発生した場合には、速やかに被害調査をするとともに、被害に応じた被害者対応、住宅対策等に必要な職員を配備する。また、各種の問合せ・相談への対応、り災証明、被災者支援サービスの受付等を円滑に行うものとする。

第3 復旧支援

突風の災害では、強風によって破損した家屋等の廃棄物については、本編第2章第21節に定める内容に準じて行うものとする。

第27節 雪害応急対策計画

市は、大雪による被害から、交通、通信及び電力供給等の確保を図り、市民の日常生活の安定と都市機能の早急な回復に向けた適切な措置を講じる。

第1 情報の収集・伝達

市は、大雪警報が発表された場合その他必要とする場合において、県等関係機関と次の内容の情報交換を行う。

- (1) 道路の状況に関すること
- (2) 積雪深等の降雪に関すること
- (3) その他必要な事項

第2 除雪対策

1 道路整備

道路管理者は、管理する道路について関係機関と連携して被害状況を調査し、積雪による渋滞や交通事故を防止するため、必要によって交通規制等を実施するほか、除雪等を実施し、道路機能の確保に努める。

2 除雪対策

施設を管理する機関においては、所管施設の除雪を迅速かつ適切に実施する。また、市民の住家等除雪中の事故発生を未然に防ぐため、自主防災組織や近隣住民等の共助による除雪活動の支援に努める。

第3 復旧対策

1 災害廃棄物の処理

大雪によって破損した家屋等の廃棄物については、本編第2章第21節に定める内容に準じて行うものとする。

2 復旧支援

大雪による各種の問合せ・相談への対応、り災証明、農作物の被害対応等を速やかに実施するものとする。

第28節 義援物資、義援金の受入れ・配分計画

一般の方々から寄せられる義援物資や義援金を、确实、迅速、公平に配分し、被災者の生活の安定を図る。

第1 義援物資の受入計画

1 義援物資の受入

市は、義援物資に関する対応方針について、ホームページへの掲載や報道機関への報道依頼により速やかに周知徹底を図る。また、義援物資の受付窓口を設置し、郵送又は輸送により送付される義援物資を受入れるとともに、義援物資に関する問い合わせ等に対応する。なお、個人からの義援物資については、災害の規模や国・県等からの支援状況を考慮し、慎重に判断する。

2 義援物資集積所

義援物資は、次の義援物資集積場所に集積し、保管する。

義援物資の集積場所

名 称	所 在 地	電話番号
花・花薬局さの体育館 (佐野市運動公園市民体育館)	佐野市赤見町2130-2	0283-25-0403
DAIKYOアリーナ佐野 (佐野市アリーナたぬま)	佐野市戸奈良町21	0283-61-1153
佐野インランドポート	佐野市戸奈良町2500-3	0283-86-9111

3 義援物資の管理

市は、物資集積所に職員を派遣するとともに、ボランティアと連携を図り、義援物資の在庫管理、仕分け及び避難所等へ配送する体制を確保する。

4 義援物資の需給調整と情報発信

市は、被災地のニーズと全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

第2 義援金の受入れ・配分計画

1 義援金配分委員会の設置

義援金の受入れ・配分は、佐野市災害義援金配分委員会設置要綱に基づく委員会を設置し、実施する。

2 義援金の受入れ

義援金は、各受付機関で受け入れるものとし、配分委員会が設置されるまでは、各機関において管理を行う。配分委員会が設置された後は、配分委員会が各受付機関から引継ぎを受けて配分が終了するまで保管する。

3 義援金の配分

義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定し、被災者に対して配分を行う。

4 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について公表し、救援活動の透明性の確保を図る。

第29節 ボランティアの受入れ・活動・支援計画

ボランティア活動の重要性が改めて認識されていることから、佐野市総合福祉センター等を通じ、平常時から地域におけるボランティアの育成に努めるとともに、災害時においては、これらの活動を被災者のニーズと適切に結び付け、救援救護活動、被災者の生活支援を効果的に進める方策を講じる。

なお、救援活動へのボランティアの受入れにあたっては、個人の自主性・自発性に基づくボランティア活動の特性に配慮する。

1 ボランティアの活動内容

災害時において、ボランティアに期待される活動内容は、次のものが想定される。

- (1) 情報の収集・広報提供
- (2) 炊き出し、給水、避難誘導などの支援活動
- (3) 医療、看護
- (4) こども、高齢者、外国人への支援、障がい者・要配慮者等の介護
- (5) 清掃、保健衛生活動
- (6) 物資・資材の搬出入、配分、配送
- (7) 復旧支援（応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業）
- (8) その他災害応急対策に関する業務

2 ボランティア活動の支援

災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に、全国から参集することが予想される多くのボランティアの活動を支援・調整するため、市(市民生活部及び社会福祉協議会部)は、関係各機関との連携による体制の整備を図る。なお、支援・調整にあたっては、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有することにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

また、市はボランティア活動を希望する個人、団体、企業等と被災者のニーズを繋ぐ支援活動の状況を把握し、双方の連絡調整に対応するため、関係機関と連携による体制の整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるよう支援する。

(1) ボランティア活動の総合的窓口の設置

佐野市社会福祉協議会は、佐野市総合福祉センターに災害ボランティアセンターを設置し、県や報道機関の協力を得ながらボランティア活動希望者等に対して広く情報発信を行う。

(2) 佐野市総合福祉センターの運営

市は、県、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、関係機関と連携を図りながら、佐野市総合福祉センターが災害時に円滑に運営できるよう物的・人的支援を行う。また、災害ボランティアセンターが設置されたことをホームページ等で公表するなど、住民やボランティアに周知する。

(3) ボランティアとの協働による体制の整備

市は、NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、企業等と協働によるネットワークを構築し、避難者への情報提供、交流機会の提供、生活物資の提供、などの支援を行う。

第30節 孤立集落応急対策計画

土砂災害等に起因する道路や通信の途絶によって孤立状態となった集落に対し、迅速に状況を把握し、応急対策を実施する。

第1 孤立状態の把握

市は、平時からの孤立集落発生の可能性に関する状況調査等に基づき、各地域と連絡をとり、孤立発生の有無及び被害状況の把握に努める。また、現地との連絡がとれない場合は、ヘリコプターを要請するとともに、必要に応じて職員の現地派遣や災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン等）の活用による情報収集に努める。

孤立集落の町会長、自主防災組織の長は、集落内の状況把握に努める。

第2 救出・救助活動の実施

市は、負傷者の発生など人的被害の状況が判明した場合は、関係機関と連携して早急な救出・救助活動を実施する。

第3 通信体制の確保

市は、通信の途絶を解消するため、通信機関等と連携し、衛星携帯電話等の貸与や職員の派遣により、通信体制の確保を図る。

第4 食料等生活必需物資の輸送

市は、孤立集落住民の生活を維持するため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を、ヘリコプターや無人航空機（ドローン等）による空中輸送、不通箇所での中継による陸上輸送など状況に応じた手段により実施する。

第5 道路の応急復旧

市は、協定を締結している建設業者と連携し、優先的に道路復旧を実施して孤立集落に対する輸送ルートを確保する。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強い都市づくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

第1 基本方向の決定

1 実施体制

災害応急対策が概ね終了したと判断される場合、市は速やかに市長を議長とする佐野市復興会議（仮称）を招集し、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

2 市民との協働

被災地の復旧・復興は、市民の意向を尊重しつつ、協働して計画的に行うものとする。

3 国、県等職員の派遣要請

市は、復旧・復興にあたり、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求めるものとする。

特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

第2 迅速な原状復旧

市、県、その他関係機関は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたるものとする。

- 1 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用する。
- 2 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつ、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- 3 地盤の緩みにより、土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- 4 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。
- 5 ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定の目安を明示する。
- 6 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理する。

第3 計画的復興の推進

1 復興推進本部の設置

市は、被災の程度や復旧の状況等を見極めた上で、必要に応じて復興推進本部を設置し、県を始めとした関係機関との連絡調整を行いながら、迅速かつ的確に復興対策を実施する。

2 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市及び県は、必要に応じて復興計画を作成し、関係

機関の諸事業の調整を図って計画的に復興を進めるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて当該非常災害に係る災対法第28条の2第2項第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害(以下「特定大規模災害」という。)を受けた場合、県は、国の復興基本方針に即して都道府県復興方針を、市にあつては、復興計画を定めるものとする。

市の定める復興計画は、県の復興基本方針に即して、以下の事項を定める。

ア 復興計画の区域

イ 復興計画の目標

ウ 市における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

エ イの目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令に定める事項

オ 復興整備事業と一体になってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

カ 復興計画の期間

キ その他復興整備事業の実施に関し必要な事業

3 防災まちづくり

(1) 防災まちづくりに関する計画

必要に応じ、市及び県は、災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、両者は、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めよう努めるものとする。

(2) 防災まちづくりに関する留意事項

市及び県は、防災まちづくりに関する計画の作成にあたっては、「栃木県都市復興ガイドライン」等をもとに、次の点に留意するものとする。

ア 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

イ 必要に応じ、概ね次のような事項を基本的な目標とする。

① 河川の治水安全性の向上

② 土砂災害に対する安全性の確保

ウ 被災施設の復旧事業、がれきの処理事業にあたっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して必要に応じ傾斜的、戦略的实施を行う。

エ 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施設情報の提供等を、市民に対し行う。

第2節 民生の安定化対策

市は、災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、生活相談、租税の減免等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。

第1 被災者のための相談、支援

市(市民生活部)は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、避難所、市役所等に被災者のための総合相談所を開設し、被災者からの相談に応じる。開設にあたっては、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて防災関係機関と連携し相談業務を実施する。

また、市、県は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第2 リ災・被災証明書の発行

(1) 市(総合政策部)は、災害が発生した場合において、被災者から申請があった時は、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の災害の状況を調査し、り災・被災証明書を交付する。

また、証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、専門的な知識及び経験を有する職員の育成、市と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

(3) 市は、住家被害の調査やり災証明書の交付担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

(4) 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

第3 住宅対策

市(都市建設部)は、国からの通知を受けた場合、被災者に対し目的外使用許可として公営住宅等の一時的な提供をすることが出来る。

第4 租税の減免等の措置

市は、各種条例等の規定に基づき、市税に係る期限の延長、徴収猶予、減免等の納税緩和措置を講じる。

1 期限の延長(佐野市税条例第18条の2)

市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合は、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

2 徴収猶予（地方税法第15条）

災害により市税を一時に納税することができないと認められる場合は、納税者の申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り徴収を猶予する。

3 減免等（佐野市税減免規則）

災害による損害の内容、程度に応じて、一定の要件の下に、納税者の税額について一定の割合を軽減又は免除等を行う。

第5 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、市は県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する制度。

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊した市町における自然災害
- (3) 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- (4) 県内のいずれかの市町において、(1)又は(2)に規定する被害が発生している場合で、その他の市町で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（人口10万未満のものに限る。）
- (5) 本県に隣接する都道府県で(3)又は(4)に規定する被害が発生している場合で、(1)から(3)に規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町における自然災害（人口10万未満のものに限る。）
- (6) (3)または(4)に規定する都道府県が2以上ある場合に、5世帯（人口10万人未満の市町に限る。人口5万人未満の市町にあつては2世帯）以上の住宅全壊被害が発生した市町における自然災害

2 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯
- (2) 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- (3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- (4) 居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 居住する住宅が半壊し、相当規模の改修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）

3 支給条件

(1) 支給金額

下表に示す区分により支給される。

(単位：万円)

	世帯 人員	合計支給 限度額	基礎 支援金	加算支援金		
				住宅の再建方法		
				建設・購入	補修	賃借
全壊・解体・長期 避難世帯	単数	225	75	150	75	37.5
	複数	300	100	200	100	50
大規模半壊世帯	単数	187.5	37.5	150	75	37.5
	複数	250	50	200	100	50
中規模半壊世帯	単数	75	—	75	37.5	18.75
	複数	100	—	100	50	25

※単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一である世帯をいう。

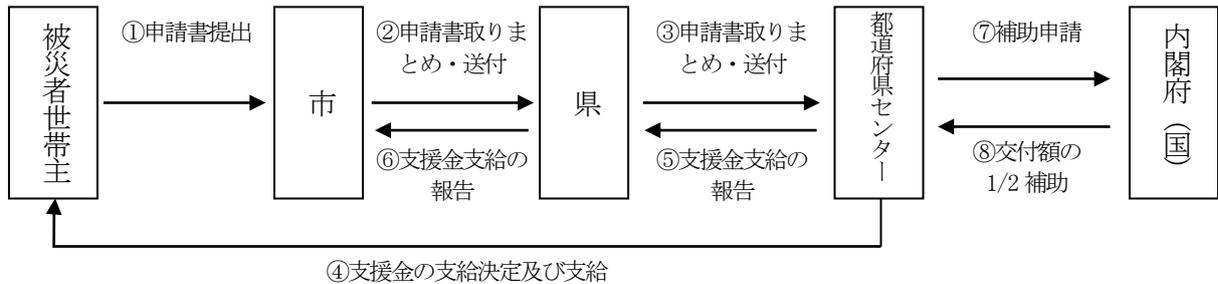
※基礎支援金の金額は、住宅の再建方法にかかわらず、一定額が支給される。

※加算支援金は、住宅の再建方法により支給額が異なる。

4 支給手続

市は、支給申請を受付け、提出を受けた申請書等の確認を行い、とりまとめのうえ県に提出する。県は、当該書類を委託先である公益財団法人都道府県センターに提出する。

【支援金支給事務手続】



第6 栃木県被災者生活再建支援制度

平成 24 (2012) 年 5 月に発生した竜巻災害において、茨城県では被災者生活支援法（以下「支援法」という。）が適用されたが、栃木県では支援法の要件を満たさなかったため、適用されず、不均衡な状態が生じた。このため、支援法が適用されない被災世帯を支援する新たな本県独自の制度（以下「支援制度」という。）が平成 25 (2013) 年 5 月に創設された。

なお、平成 26 (2014) 年 5 月に住宅の全壊等 1 世帯以上の被害から対象とする制度の見直しを行った。

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じる災害であって被災世帯数の規模等により、支援法が適用されない区域の災害

2 支給対象世帯

本節第 5 の 2 と同じ

3 支援金額

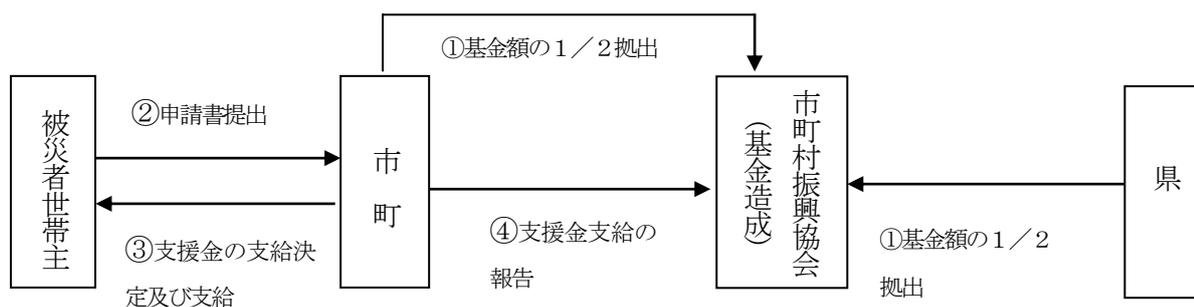
本節第 5 の 3 と同じ

4 支給手続

被災者は、支給申請を市町に行い、提出を受けた市町は申請書等の確認を行い、支援金額を支給する。

なお、支援金支給に要した市町の費用については、公益財団法人栃木県市町村振興協会から市町に交付される。

【支援金支給事務手続】



第7 融資・貸付・その他資金等の支援

県は、被災した県民の生活の早期再建を図るため、資金枠の確保、貸し付け等の金融支援や金融機関等の災害関連資金に関する情報提供等を行う。市は、市民に対しその周知に努める。

融資・貸付・その他資金等の概要

	資金名等	対象者	窓口
支給	災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市
	災害障害見舞金	災害により精神・身体に重度の障害を受けた者	市
貸付	災害援護資金貸付金	災害により被害を受けた世帯の世帯主 (所得制限あり)	市
	生活福祉資金 (災害援護資金) (住宅資金)	災害により被害を受けた低所得世帯	市社会福祉協議会
	勤労者生活資金	災害により被害を受けた県内居住の勤労者	労働金庫
	中小企業融資	災害により被害を受けた中小企業者	市 県 銀行 信用金庫 信用組合 商工組合中央金庫 日本政策金融公庫
	災害復興住宅融資	災害により被害を受けた住宅の所有者	住宅金融支援機構
	災害条例資金 (災害経営資金) (施設復旧資金)	災害条例が適用された場合、市長の認定を受けた被害農漁業者	農業協同組合等
農業近代化資金 (災害復旧支援資金)	市長の認定を受けた被害農業者	農業協同組合等	

資金名等	対象者	窓口
災害により被害を受けた農林漁業者向け融資 ・農林水産業事業「農林漁業施設資金(災害復旧施設)」、「農林漁業セーフティネット資金(災害)」	市長の認定を受けた被害農林漁業者	日本政策金融公庫

第8 農作物等災害助成

栃木県農漁業災害対策特別措置条例によって指定された天災により被害を受けた農業者に対し、市長が被害農作物の樹草勢回復、代替作付け等について助成措置を図る場合、市は基準の範囲で次の助成を県から受けることができる。

補助の種類	対象農作物等	対象被害率	補助率
病虫害防除用農薬購入費等補助	農作物	30%～70%未満	1/2以内
	果樹 桑樹	30%以上	
樹草勢回復用肥料購入費等補助	農作物	30%～70%未満	
	果樹 桑樹	30%以上	
蚕種購入費補助	桑 樹	70%以上	
代替作付け用種苗等購入費補助	農作物、きのこ類	70%以上	
種苗・桑葉等の輸送費補助	農作物、桑樹	30%以上	
被害農作物取り片付け作業費等補助	農作物、きのこ類 (収穫直前)	70%以上	
被害果実の選果等作業費補助	果 樹	30%以上	
農作物育成管理用施設等撤去作業費補助	農作物、きのこ類に 係る農作物育成 管理用施設等	70%以上	

第9 被災者への制度の周知

市・県及びその他関係機関は、被災者に対する各種相談、施策を実施するときは、次のような広報手段を用いて周知を図る。

- (1) 放送、新聞広報
- (2) 広報車、広報紙、チラシ
- (3) 防災行政無線、防災・気象情報メール、ケーブルテレビ
- (4) 県、市町及び関係機関等のホームページ

第3節 公共施設等災害復旧対策

公共施設の早期復旧を図るため、市・県は、関係機関と連携して被害状況を的確に調査・把握し、早期に復旧事業を実施する。

第1 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは市等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業は以下のとおり

災 害 復 旧 事 業 名	関 係 省 庁
1 公共土木施設災害復旧事業(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法) (1) 河川 (2) 砂防設備 (3) 林地荒廃防止施設 (4) 地すべり防止施設 (5) 急傾斜地崩壊防止施設 (6) 道路 (7) 下水道 (8) 公園 (9) 水道	国土交通省 〃 農林水産省 国土交通省・農林水産省 国土交通省 〃 〃 〃 〃
2 農林水産業施設等災害復旧事業(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律) (1) 農地・農業用施設 (2) 林業用施設 (3) 共同利用施設	農林水産省 〃 〃
3 文教施設等災害復旧事業 (1) 公立学校施設(公立学校施設災害復旧費国庫負担法) (2) 私立学校施設(激甚法) (3) 公立社会教育施設(激甚法) (4) 文化財	文部科学省 〃 〃 〃
4 保健衛生施設等災害復旧事業	厚生労働省
5 社会福祉施設災害復旧事業	厚生労働省
6 廃棄物処理施設災害復旧事業	環境省
7 医療施設災害復旧事業 (1) 公的医療機関 (2) 民間医療機関(資金融資)	厚生労働省 〃
8 都市施設災害復旧事業(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針) (1) 街路 (2) 都市排水施設 (3) 堆積土砂排除事業 (4) 湛水排除事業	国土交通省 〃 〃 〃

災 害 復 旧 事 業 名	関 係 省 庁
9 住宅災害復旧事業（公営住宅法） （1）罹災者公営住宅の建設 （2）既設公営住宅の復旧 （3）既設改良住宅の復旧	国土交通省 〃 〃
10 災害関連緊急事業 （1）災害関連緊急治山事業 （2）災害関連緊急地すべり防止事業 （3）災害関連緊急砂防事業 （4）災害関連緊急地すべり対策事業 （5）災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 （6）災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業 （7）災害関連緊急雪崩対策事業 （8）災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	農林水産省 〃 国土交通省 〃 〃 〃 〃 〃
11 その他の災害復旧事業等 （1）鉄道施設（鉄道軌道整備法） （2）公共土木施設に関する災害時における工事施工中の手戻り工事 （3）その他の復旧事業	国土交通省 〃 関係省庁

第2 災害復旧事業実施方針

1 災害復旧事業計画の策定

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

2 緊急査定の促進

公共施設の被害の程度により、緊急の場合には公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

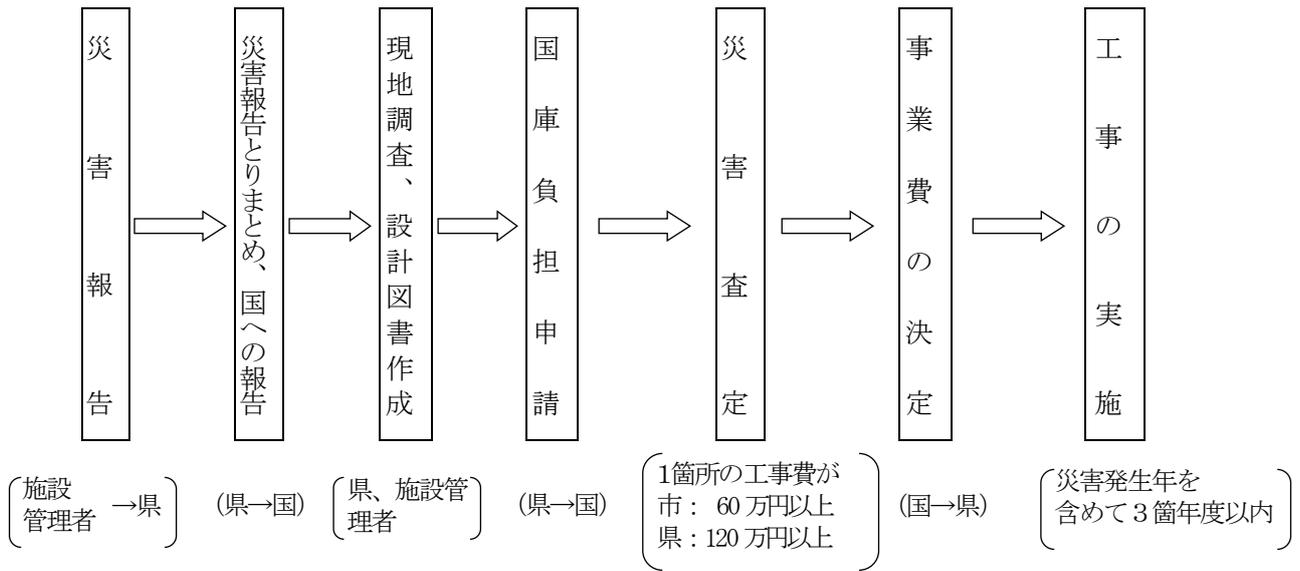
3 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

第3 災害復旧事業事務手続

災害復旧事業の事務手続は、それぞれの法律、要綱等に基づき進めるが、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく公共土木施設災害復旧事業に関する事務手続の概要は次のとおりである。

公共土木施設災害復旧事業事務手続の流れ



第4 激甚災害の指定に関する計画

1 計画の方針

災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速、円滑に実施できるように努める。

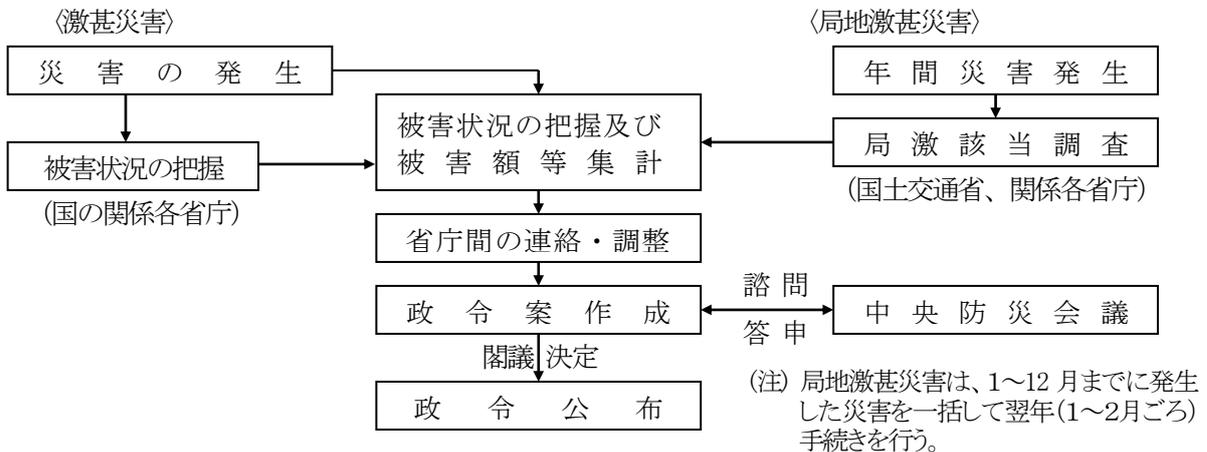
2 激甚災害に関する調査

- (1) 県は、市の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けると考えられる事業について必要な調査を実施する。
- (2) 市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

3 激甚災害適用措置の指定手順

激甚災害指定及び適用措置は、中央防災会議が決定した「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づき次のとおり指定される。

(1) 激甚災害指定手順



(2) 適用措置と指定基準

激甚災害、局地激甚災害の適用措置及び指定基準は、次のとおりである。

ア 激甚災害

適用措置	指定基準
<p>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (激甚法第3条、第4条)</p>	<p>次のいずれかに該当する場合 〔A基準〕 全国査定見込額>全国標準税収入×0.5% 〔B基準〕 全国査定見込額>全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 県分査定見込額>県の標準税収入×25% (2) 県内市町の査定見込額総計>県内市町標準税収入総計×5%</p>
<p>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (激甚法第5条)</p>	<p>次のいずれかに該当する場合 〔A基準〕 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.5% 〔B基準〕 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県の事業費査定見込額>都道府県の当該年度の農業所得推定額×4% (2) 都道府県の事業費査定見込額>10億円</p>
<p>農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例 (激甚法第6条)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 ただし、当該施設に係る被害見込み額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 (1) 激甚法第5条の措置が適用される場合 (2) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得額×1.5%で激甚法第8条の措置が適用される場合</p>
<p>天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 (激甚法第8条)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮。 〔A基準〕 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.5% 〔B基準〕 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一つの都道府県の特別被害農業者数>当該都道府県内の農業を主業とする者の数×3%</p>

適用措置	指 定 基 準
森林災害復旧事業に対する補助 〈激甚法第 11 条の 2〉	次のいずれかに該当する災害 [A基準] 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ）＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×5% [B基準] 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一つの都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×60% (2) 一つの都道府県の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.0%
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 〈激甚法第 12 条〉	次のいずれかに該当する災害 [A基準] 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値×中小企業販売率。以下同じ）×0.2% [B基準] 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一つの都道府県の中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×2% (2) 一つの都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 〈激甚法第 16 条〉 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 〈激甚法第 17 条〉 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 〈激甚法第 19 条〉	激甚法第 2 章の措置が適用される激甚災害。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

適用措置	指 定 基 準
罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (激甚法第 22 条)	次のいずれかに該当する災害 [A基準] 滅失住宅戸数>4,000 戸以上 [B基準] 次のいずれかに該当する災害。ただし、火災の場合の滅失戸数は、被害の実情に応じ特例的措置を講じることがある。 (1) 被災地全域の滅失住宅戸数>2,000 戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ア 一市町村の区域内で 200 戸以上 イ 一市町村の区域内の住宅戸数の 10%以上 (2) 被災地全域の滅失住宅戸数>1,200 戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ア 一市町村の区域内で 400 戸以上 イ 一市町村の区域内の住宅戸数の 20%以上
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (激甚法第 24 条)	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第 2 章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚法第 5 条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度被害の実情に応じて個別に考慮

イ 局地激甚災害

適用措置	指 定 基 準
<p>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 〈激甚法第3条、第4条〉</p>	<p>査定事業費>当該市町村の当該年度の標準税込×50%（ただし、査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。） ただし、当該査定事業費の額を合算した額が概ね1億円未満のものを除く。</p>
<p>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 〈激甚法第5条〉</p>	<p>農地等の災害復旧事業に要する経費>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10%（ただし、当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。）</p>
<p>森林災害復旧事業に対する補助 〈激甚法第11条の2〉</p>	<p>林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ）>当該市町村の生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5倍 ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の概ね0.05%未満のものを除く。 かつ、大火にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積>300haの市町村 その他の災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積>当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）×25%の場合</p>
<p>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 〈激甚法第12条〉</p>	<p>中小企業被害額>当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10%（ただし、被害額が1,000万円未満のものを除く。） ただし、当該被害額を合算した額が概ね5,000万円未満のものを除く。</p>
<p>小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 〈激甚法第24条〉</p>	<p>法第2章又は第5条の措置が適用される場合適用</p>

震 災 対 策 編

【震災対策編】

第1章 災害予防計画

○地震被害想定	震-1- 1
第1節 防災意識の高揚	震-1- 4
第2節 地域防災の充実・ボランティア連携計画	震-1- 7
第3節 避難体制等の整備	震-1- 9
第4節 防災訓練計画	震-1-13
第5節 避難行動要支援者支援計画	震-1-14
第6節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備	震-1-15
第7節 震災に強い都市づくり計画	震-1-16
第8節 地盤災害予防計画	震-1-17
第9節 農業災害予防計画	震-1-18
第10節 火災予防計画	震-1-19
第11節 通信設備災害予防計画	震-1-21
第12節 危険物施設等災害予防計画	震-1-21
第13節 建築物等災害予防計画	震-1-22
第14節 文化財災害予防計画	震-1-25
第15節 公共施設等災害予防計画	震-1-26
第16節 鉱山、採石場災害予防計画	震-1-29
第17節 救急・救助体制整備計画	震-1-29
第18節 医療体制整備計画	震-1-29
第19節 文教施設等災害予防計画	震-1-29
第20節 防災拠点等整備計画	震-1-29
第21節 広域応援体制整備計画	震-1-29
第22節 孤立集落災害予防対策	震-1-29

第2章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	震-2- 1
第2節	相互応援協力・関係機関との連携等計画	震-2-10
第3節	災害情報収集・伝達計画	震-2-11
第4節	通信運用計画	震-2-13
第5節	災害広報計画	震-2-13
第6節	避難対策計画	震-2-14
第7節	消防計画	震-2-22
第8節	救急・救助活動計画	震-2-24
第9節	災害救助法の適用計画	震-2-26
第10節	輸送計画	震-2-27
第11節	食料供給計画	震-2-29
第12節	給水計画	震-2-29
第13節	生活必需品・燃料等供給計画	震-2-29
第14節	住宅応急対策計画	震-2-29
第15節	医療・救護計画	震-2-29
第16節	保健衛生計画	震-2-29
第17節	遺体の捜索・処理・埋葬計画	震-2-29
第18節	障害物除去計画	震-2-29
第19節	廃棄物処理計画	震-2-30
第20節	労務供給計画	震-2-30
第21節	文教対策計画	震-2-31
第22節	農林業対策計画	震-2-34
第23節	公共施設等災害応急対策計画	震-2-34
第24節	義援物資、義援金の受入れ・配分計画	震-2-34
第25節	ボランティアの受入れ・活動支援計画	震-2-34
第26節	二次災害防止計画	震-2-35

第3章 災害復旧・復興計画

第1節	復旧・復興の基本的方向の決定	震-3- 1
第2節	民生の安定化対策	震-3- 1
第3節	公共施設等災害復旧対策	震-3- 1

第1章 災害予防計画

○地震被害想定

本市の近隣で発生した強い地震は、昭和6（1931）年西埼玉地震と昭和24（1949）年今市地震だけであった。しかし、佐野・田沼・葛生地域の中心部のように古い建物が多い地域、あるいは人口集中地区が存在する地域では、近隣で大きな地震が発生すれば、地域特性に応じた被害の発生が懸念されていた。

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災では、地震に加えて、津波により東北地方から関東の沿岸に甚大な被害をもたらした。この地震で、本市域では震度5弱から5強が観測され、住宅被害として全壊（1件）、半壊（2件）のほか、800件を超える一部損壊があった。

第1 栃木県及び国の地震の想定

1 栃木県の想定

県では、最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を想定するため、以下のとおり地震規模、震源等を設定している。

想定地震名	地震規模	断層長さ	震源深さ
想定県庁直下型地震	M 7.3	約 30km	約 15km

この想定は、県内で最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を設定するために、実際の活断層ではなく、想定のための震源断層を人口が集中する宇都宮市の県庁直下に設定したものである。この想定地震では、本市域は震源から離れているため、最大で震度6弱程度と想定されている。

2 国の想定

(1) 首都直下地震対策ワーキンググループでは、平成25（2013）年12月に取りまとめた最終報告において19通りの地震を示しており、そのうち最大の被害を及ぼす地震について次のとおり想定している。

想定地震名	地震規模	震源
都心南部直下	M 7.3	フィリピン海プレートと地殻内地震

上記表の地震について調査会が取りまとめた被害想定結果において、栃木県は次のとおり被害が予測されている。

液状化による建物全壊	約 80 戸
火災による消失戸数	約 10 戸
人的被害	なし
建物倒壊	なし
急傾斜地崩壊	なし

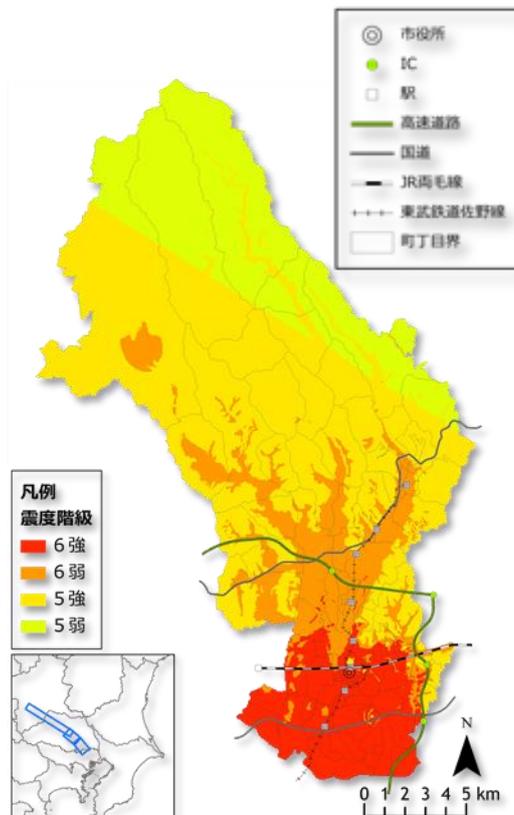
(2) 首都直下型地震緊急対策区域について

国は、首都直下型地震が発生した際に震度6弱以上になる地域を首都直下型地震緊急対策区域として指定し、県内では当市を含む6市1町が指定された。

第2 佐野市の想定

本市では平成17(2005)年度に「防災アセスメント調査」を実施し、市域の人口が集中している南部で、震度6弱から6強の揺れが想定される群馬県南東部を震源とするマグニチュード7.0の地震を被害想定のための想定地震とした。

その後、前回調査から17年が経過した令和4(2022)年度に、社会状況・自然状況の変化を反映し、最新の知見や技術を踏まえた新たな「防災アセスメント調査」を実施し、市域の人口が集中している南部の大部分で、震度6強の揺れが想定される深谷断層帯・綾瀬川断層を震源とするマグニチュード8.0の地震を新たな想定地震とした。本計画においても、深谷断層帯・綾瀬川断層を震源とするマグニチュード8.0の地震を新たな想定地震とする。



第3 被害想定結果

深谷断層帯・綾瀬川断層の地震 (M8.0) の冬18時・強風時の被害想定結果を示す。

(1) 建物被害

項目		被害量
全壊棟数	液状化	176棟
	地震動	3,445棟
	土砂災害	13棟
	火災	1,779棟
半壊棟数	液状化	425棟
	地震動	8,553棟
	土砂災害	29棟

(2) 人的被害

項目		被害量
死者数		222人
負傷者数		1,748人
	うち重傷者数	290人

(3) ライフライン被害（直後）

項目		被害量
上水道	断水人口	99,572人 (断水率87.3%)
下水道	支障人口	28,116人 (機能支障率35.1%)
電力	停電軒数	9,250軒 (停電率15.0%)
都市ガス	供給停止戸数	7,098戸 (供給停止率89.3%)
LPガス	ガス漏れ戸数	3,271戸 (供給停止率7.3%)
通信	固定電話 不通回線数	2,834回線 (不通率15.7%)

(4) 避難者数

項目	被害量	
	直後	1週間後
避難所避難者数	6,061人	14,812人
避難所外避難者数	4,041人	14,812人

※避難所への避難者数は1週間後に最多となる。

(5) 帰宅困難者・滞留者数

項目	想定人数
帰宅困難者（市外へ出ていて、帰って来れない者）	10,931人
滞留者（市外から来ていて、帰れない者）	9,970人

第1節 防災意識の高揚

市は、災害発生時に「自らの命は自らが守る」を基本とする防災の原則を市民に周知・徹底し、市民一人一人が防災に対する意識を高め、自らの命と生活を守れるよう、市民の防災力強化を促進する。また、市職員や児童生徒等に対する防災教育を進め、市民等の協働による組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築に努める。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第1章第1節「防災意識の高揚」の定めによるものとする。

第1 自主防災思想の普及、徹底

1 地震速報の利用について

気象庁は、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた初期微動（P波）の観測データを解析し、最大震度が5弱以上と予測された場合にその解析結果に基づいて各地での主要動（S波）の到達時刻や震度を予測し、テレビやラジオ、携帯電話等の緊急速報メール等で可能な限り素早く知らせている。

また、市の全国瞬時警報システム（J-ALERT）を介し、大きな地震に対する注意情報を防災行政無線で瞬時に放送している。

【速報の発表条件】

地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予測されたとき。

【速報の内容】

地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名、強い揺れ（震度5弱以上）が予測される地域及び震度4が予測される地域名。

【留意事項】

- ・情報を発表してから主要動が到達するまでの時間は、長くても十数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは速報が間に合わないことがある。
- ・ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差を伴う。

【速報を覚知したときのとっさの行動】

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、気象台ホームページ「緊急地震速報を見聞きしたときは」に示されている自らの身を守る行動をとる必要がある。

2 生命・身体を守る方法

実際に地震が発生した際、具体的に身を守る方法として、(一財)消防科学総合センター作成のパンフレット「地震に自信を」では次のような事項を挙げている。

(ふだんの対策)

- ◆自らの家がいつ建てられたのかを調べておく。昭和56(1981)年に建築基準法における耐震基準が強化されたため、これ以前に建てられている場合には十分な強度が備わっているか耐震診断を受けて、その結果に応じた補強を行う。
- ◆ブロック塀や組積造の塀が、基準どおりに鉄筋が入っているか、転倒防止の控壁を設けているかなどの安全点検を行い、危険性が確認された場合は補修や撤去等を行う。
- ◆家具の固定や配置の見直しで、家の中での家具の転倒、照明や荷物の落下等が発生しないようにして、特に寝室や居間に安全な空間を確保する。
- ◆家庭で防災会議を開き、大地震のときに家族があわてずに行動できるように話し合い、それぞれの分担や決まりを確認しておく。
- ◆いざというときのために消火器や三角バケツなどの消火用具を備えておく。
- ◆避難所等での生活に最低限必要な準備をし、負傷したときに応急手当ができるように準備しておく。また、非常持出袋などはいつでも持ち出せる場所に備えておく。
- ◆日頃から避難所等や避難経路、近所の危険箇所を確認しておく。
- ◆自分が住む地域が、過去に大地震を経験した土地かどうか、日頃から調べておく。

(地震が起きたときの最初の行動)

- ◆揺れを感じたら、まず丈夫な机やテーブルなどの下に身を隠す。座ぶとんなどが身近にあれば、頭部を保護する。
- ◆揺れを感じたら、玄関などの扉を開けて非常脱出口を確保する。
- ◆大揺れは1分程度でおさまるので周囲の状況をよく確かめ、あわてて外へ飛び出すことなく落ち着いて行動する。
- ◆使用中のガス器具、ストーブなどは、すばやく火を消す(石油ストーブは「対震自動消火装置」を備えたものを使用する)。ガス器具は元栓を締め、電気器具はコンセントを抜く。
- ◆万一出火したら、まず消火器や三角バケツなどの消火用具でボヤのうちに消し止めるようにする。大声で隣近所に声をかけ、みんなで協力しあって初期消火に努める。
- ◆崖や川べりは、地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合があるので、これらの場所には近寄らない。
- ◆不要、不急な電話は、かけないようにする。特に消防署等に対する災害状況の問い合わせ等は消防活動等に支障をきたすので行わない。

(避難するときの注意点)

- ◆避難するときは、基本的に徒歩で避難する。このときの服装は運動着等活動しやすいものとし、携帯品は必要品のみにして背負うようにする。
- ◆山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、崖崩れが起こりやすいので、自分ですばやく決断し、ただちに避難する。
- ◆テレビ、ラジオの報道に注意してデマにまどわされないようにする。また、市役所、消防署、警察署などからの情報には、たえず注意する。

第2 市民に対する防災知識の普及

この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第1章第1節第2「市民に対する防災知識の普及」の定めによるものとする。

1 効果的な防災情報の提供

防災知識の普及にあたって、市及び県は、インターネット等ICTを活用し、災害情報の発信を積極的に実施する。また、放送機関・報道機関等の協力を得て訴求効果の高い啓発を実施するよう努める。

第3 職員に対する防災教育

この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第1章第1節第3「職員に対する防災教育」の定めによるものとする。

1 地震の基礎知識や気象庁から発表される地震情報に関する知識

2 震災に対する予防、応急対策に関する知識

3 大規模地震発生時における職員がとるべき行動と具体的役割（職員の初動体制と役割分担等）

4 緊急地震速報及びその利用の心得に関する知識

第4 児童・生徒等に対する防災教育

風水害等対策編第1章第1節第4「児童・生徒等に対する防災教育」を準用する。

第5 防災上重要な施設の管理者等の教育

風水害等対策編第1章第1節第5「防災上重要な施設の管理者等の教育」を準用する。

第6 防災に関する調査研究

この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第1章第1節第6「防災に関する調査研究」の定めによるものとする。

1 地震に関する調査研究

第7 防災知識の普及、訓練等における要配慮者等への配慮

風水害等対策編第1章第1節第7「防災知識の普及、防災訓練の実施等における要配慮者等への配慮」を準用する。

第8 言い伝えや教訓の継承

風水害等対策編第1章第1節第8「言い伝えや教訓の継承」を準用する。

第2節 地域防災の充実・ボランティア連携計画

大規模な災害の発生直後には、情報等が混乱し、防災関係機関による適切な対応が困難となることが想定されることから、市民一人一人が「自らの命は自らが守る」こと、「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを基本に、平常時から災害に対する十分な備えを行い、災害時には迅速、的確に対応できるよう、自主防災意識の普及、徹底を図る。

また、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害関連ボランティアとの連携体制の整備に努める。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第1章第2節「地域防災の充実・ボランティア連携計画」の定めによるものとする。

第1 自主防災活動の推進

1 市民個人の自主防災活動の促進

市民は平常時から、災害に対して十分な備えを行うとともに、災害が発生した場合においては、迅速かつ的確に対応できるよう、災害時の活動についての習熟に努める。

市民個人が行う主な地震対策
(1) 防災に関する知識の取得 (ア) 震度、マグニチュード、長周期地震動階級等の知識 (イ) 過去に発生した地震被害状況 (ウ) 緊急地震速報及びその利用の心得に関する知識 (2) 住戸の耐震診断等の安全点検、家具の固定等の実施、地震保険への加入の検討 (3) 消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の設置

(1) 住宅防災・防火対策の推進

住宅の安全性向上、住宅火災の発生を防止するため、住宅の耐震性、耐火性の向上等住宅防災・防火対策の推進を図る。

(2) 地震保険等の活用

地震保険・共済は、被災者の生活再建にとって有効な手段であることから、その制度の普及促進に努める。

2 自主防災組織の対策

(1) 災害危険箇所等の把握

地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、崖崩れ等危険地区、ブロック塀の安全度等の把握と改善に努めるとともに、避難経路、避難所等、消火栓や貯水槽・防火水槽等の消防水利の所在及び状態を点検・確認し、これらを記載した防災・避難マップを作成するなど、平常時から地域全体で防災情報の把握や共有に努める。

(2) 防災資機材の整備

各地域の実情に応じ、情報収集・伝達、消火、救出・救護、避難誘導、避難所等の運営等の活動用資機材の備蓄を共同で行うとともに、これら資機材の使用の習熟に努める。

(3) 防災知識の技術習得

市や県が実施する研修会・講演会の参加や、消防機関等が実施する救命講習等の受講により、災害対策に関する正しい知識の技術習得を行う。

(4) 地域の要配慮者の把握

市、消防機関、女性防火クラブ、福祉関係者等の連携のもとに、定期的な連絡会議の開催や合同による巡回相談・指導により、地域の要配慮者の把握と災害時における救助・救護活動体制の確立に努める。

(5) 活動体制・連携体制の確立

防災訓練や会合等を通して、災害時の応急・復旧対策活動における組織の活動体制、消防団、他の自主防災組織、ボランティア団体等との連携強化を推進する。

(6) 自主防災組織（町会）一時避難場所の指定及び活用

自主防災組織は、地震や大規模な火災などから居住者等が命を守るために緊急的に避難する又は避難所等へ避難するための集合場所として町会公民館や公園等を指定し、円滑かつ安全な避難ができるよう努める。

また、市は指定された一時避難場所の周知を図る。

(7) 防災活動の普及啓発及び推進

自主防災組織は、防災に関する研修等を開催し、防災に関する知識の普及及び啓発を行う。また、住宅の耐震診断等の安全点検、家具の固定等の実施、地震保険への加入の検討を推進するほか、消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の設置を推進する。

第2 消防団の活性化の推進

風水害等対策編第1章第2節第2「消防団の活性化の推進」を準用する。

第3 災害関係ボランティアとの連携

1 一般ボランティア

風水害等対策編第1章第2節第3の1「一般ボランティア」を準用する。

2 専門ボランティアの活用・確保

(1) 技術系専門ボランティアの活用

県は、地震により多数の建築物が被災した場合、地震活動（余震）等による建築物の倒壊、外壁・窓ガラスの落下等による二次災害発生の危険度の判定等を行う「震災建築物応急危険度判定士」の認定を行っている。

第4 人的ネットワークづくりの促進

風水害等対策編第1章第2節第4「人的ネットワークづくりの促進」を準用する。

第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画策定の推進）

風水害等対策編第1章第2節第5「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画策定の推進）」を準用する。

第3節 避難体制等の整備

災害発生時に危険区域やその周辺地域にいる市民、駅等での帰宅困難者、大規模集客施設、ホテル等不特定多数の人が集まる施設の利用者を混乱なく避難させるため、あらかじめ避難所等の選定、避難誘導體制、避難所運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第1章第3節「避難体制等の整備」の定めによるものとする。

第1 防災拠点の整備

1 防災施設等の整備推進

被災により市庁舎の機能が失われる場合を想定して、事前に災害対策本部設置場所の代替施設を選定しておく。

また、大規模災害に備えて、計画的に災害対策活動拠点及び避難拠点等に、備蓄倉庫、耐震性防火水槽等の設置、非常用自家発電装置等の整備を図る。

2 要配慮者対策

避難路となる歩道、避難所等となる公共施設の出入口等の段差解消を図るとともに、公共施設内への障がい者用トイレや手すり等の設置を推進する。

3 災害時優先電話の登録推進

災害時における関係機関との連絡体制の確立を図るため、防災拠点への災害時優先電話の登録等の整備充実を図る。

第2 耐震化・不燃化の推進

災害対策本部が置かれ、災害時の拠点となる市役所、避難所等となる学校、消防・救助救急の拠点となる消防庁舎などの公共施設においては、計画的に耐震診断を実施し、その調査結果をもとに補強工事、防火対策等を行って耐震化・不燃化を図る。

また、災害時に医療活動の拠点となる民間医療機関については、広報紙、パンフレット等により耐震診断及び耐震補強等の実施の啓発を推進する。

第3 指定緊急避難場所等の指定及び整備

1 指定緊急避難場所の指定

指定にあたっては、次のことに留意する。

- ・地震を対象とする場合には、地震に対して安全な構造であることに加え、当該場所又は周辺に地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

2 指定避難所の指定

避難所の指定については、次のことに留意する。

- ・耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないこと。

3 福祉避難所の指定

指定にあたっては、次のことに留意する。

- ・耐震化、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策が図られ、バリアフリー化された施設であること。

4 避難所等の整備

市は、避難所等の整備にあたっては、男女共同参画の視点や家庭動物（ペット）との同行避難も重視しながら、避難者の良好な生活環境を確保するため、次のような点に留意する。

- ・避難収容施設においては、耐震性を確保すること。

第4 避難に関する知識の周知徹底

風水害等対策編第1章第3節第2「避難に関する知識の周知徹底」を準用する。

第5 避難実施・誘導體制の整備

1 避難指示等の伝達手段の整備

風水害等対策編第1章第3節第3の3「避難指示等の伝達手段の整備」を準用する。

2 避難誘導體制の確立

この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第1章第3節第3の4「避難誘導體制の確立」の定めによるものとする。

(1) 避難時に困難が生じると予想される者への対策

ア 帰宅困難者対策

(ア) 帰宅困難者の定義

「帰宅困難者」とは、大地震の発生により、鉄道等の交通機関の運行停止のために外出先で足止めされ、自宅に帰ろうとした場合に自宅まで遠距離であるため帰宅が困難となる者をいう。

(イ) 栃木県帰宅困難者対策連絡会議の設置

県、県警察、市町、鉄道事業者等は、帰宅困難者発生の事態に円滑に対応することを目的として、「栃木県帰宅困難者対策連絡会議」を設置して、必要な連絡調整を行う。

(ウ) 一斉帰宅の抑制

震災発生直後に人々が一斉に帰宅を開始した場合、交通渋滞や路上・駅周辺等の混雑を引き起こし、応急活動の妨げになるとともに、転倒や落下物による負傷をするなどの二次災害を受ける可能性がある。

このため、「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則に、次のとおり一斉帰宅を抑制する取組みを実施する。

① 企業等における対策

企業や学校等は、次の事項等を定めた帰宅困難者対策に関するマニュアル等の作成に努める。

- ・従業員や児童・生徒等を一定期間施設内に留めるための滞在場所や飲料水・食料・毛布等の備蓄の確保
- ・従業員や児童・生徒等の安否確認手段の確保
- ・従業員や児童・生徒等への「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、災

害用伝言ダイヤル171や災害伝言板等の家族等との安否確認手段の周知

② 駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者は、災害が発生し交通機関の運行が停止した場合における利用者の避難誘導體制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施する。

また、大規模集客施設の事業者等は、利用者が事業所内で被災した場合における避難誘導體制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施するよう努める。

③ 市民等への周知

県及び市町は、ホームページ等により、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を市民等へ周知するとともに、①・②の取組について企業等への啓発を図る。

(エ) 一時滞在施設等の確保

市は、帰宅困難者を一時的に受入れるための一時滞在施設を避難所とは別に確保するよう努める。一時滞在施設としては、市有施設を指定するほか、民間事業者にも協力を求め、民間施設を指定するよう努める。また、帰宅困難者の受入れに必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資の備蓄に努める。

(オ) 帰宅困難者の誘導等の体制整備

市は、駅前等の滞留場所から一時滞在施設までの帰宅困難者の誘導について、警察等の関係機関との協力体制の構築に努める。また輸送において、(一社)栃木県バス協会に協力が得られるよう連絡体制を整備しておく。

県は、栃木県帰宅困難者対策連絡会議を通じて、市町に対して必要な支援を行う。

(カ) 徒歩帰宅者への支援

県は、協定を締結した民間事業者に対して、災害時帰宅支援ステーションの開設を要請し、徒歩帰宅困難者へ水やトイレ、災害情報等を提供するなど、徒歩帰宅者の支援体制を整備する。

(キ) 外国人への支援

市は、佐野市国際交流協会と連携し、外国人の帰宅困難者に対して多言語による情報の提供や相談業務等の外国人支援体制の確保に努める。

県及び栃木県国際交流協会は、市町及び各市町の国際交流協会に対して必要な支援を行う。

ウ 不特定かつ多数の利用者がいる施設及び観光客等の対策

市及び県警察は、大規模小売店舗、映画館等不特定かつ多数の人の集まる場所や有名社寺等の観光地の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

第6 避難所管理・運営体制の整備

風水害等対策編第1章第3節第4「避難所管理・運営体制の整備」を準用する。

第7 県外へ避難した避難者への支援

風水害等対策編第2章第6節第15「県外へ避難した避難者への支援」を準用する。

第8 県外避難者受入

風水害等対策編第2章第6節第16「県外避難者の受入」を準用する。

第4節 防災訓練計画

風水害等対策編第1章第4節「防災訓練計画」を準用する。

第5節 避難行動要支援者支援計画

市は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難である「避難行動要支援者」に対して、避難行動要支援者名簿の作成や、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備、公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の安全確保を図る。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第1章第5節「避難行動要支援者支援計画」の定めによるものとする。

第1 地域における避難行動要支援者の安全確保

避難行動要支援者を災害から守るためには、地域の人々が相互に助け合う環境の整備が重要である。そのため、市は、町会・自主防災組織、消防、警察、民生委員児童委員、医療機関、福祉関係機関等と協力して、避難行動要支援者の地域支援体制を整備する。

1 社会福祉施設等の安全対策

(1) 耐震対策の促進

市は、自力避難が困難な者が多数入所・通所する社会福祉施設の耐震化を促進する。

第6節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

市は、大規模災害の発生直後における市民生活確保のため、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、防災資機材等の備蓄と調達体制の整備を行う。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第1章第6節「物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備」の定めによるものとする。

第1 食料、飲料水、生活必需品の備蓄、調達体制の整備

被災者に対して必要な食料、飲料水、生活必需品を迅速に供給するため、緊急時に必要となる物資を備蓄するとともに、関係機関の協力を得て供給体制の整備を行う。

1 市民に対する備蓄の啓発

市は、平素から広報紙、パンフレット、各種講習会等を利用して、自らの命は自らが守るという自助の精神に基づいた市民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行い、非常持ち出し品のほか、家族構成等に応じた最低3日分（推奨1週間以上）相当の食料、飲料水、生活必需品の家庭内備蓄の促進を図る。

第7節 震災に強い都市づくり計画

市は、都市整備に関係する機関と協力して、道路、公園、河川等の骨格的な都市基盤としての公共施設整備のほか、住宅、産業、教育・文化、医療・福祉等の施設の配置についても計画的な土地利用を図り、防災上危険な市街地の解消を図るなど総合的な施策を展開し、震災に強い都市づくりを推進する。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第1章第7節「災害に強い都市づくり計画」の定めによるものとする。

第1 震災に強い都市整備の計画的な推進

1 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

防災上危険な密集市街地や消防活動困難区域の解消のためには、幹線道路、都市河川等の主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路等を総合的、一体的に整備することが重要である。

本市を震災に強い都市構造とするため、総合的な都市整備手法である土地区画整理事業等の面的整備事業を県と連携して推進する。

2 防災機能を有する施設の整備

市、県、関係機関は、相互連携により、土地区画整理事業等の都市基盤の整備に併せて、震災時における応急対策の拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

特に、災害時の重要拠点となる庁舎や消防本部等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

3 地震・火災に強い市街地の形成

建築物の不燃・耐震化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の指定による火災に強い市街地への誘導等により、地震・火災に強い市街地の形成を図る。

4 要配慮者に配慮した施設の整備

風水害等対策編第1章第5節第2の6「社会福祉施設等の安全対策」のとおり整備を推進する。

5 再生可能エネルギーの利活用促進

市は、震災時のエネルギー確保のため、再生可能エネルギーの導入を行うとともに、一般家庭や事業所、防災拠点等への導入促進を図り、地震に強い都市づくりを推進する。

第2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法による「第6次地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、令和3年から令和7年度末までの五箇年で次の掲げる防災基盤の計画的な整備を推進する。

1 消防用施設

2 公立小中学校校舎の耐震補強

第8節 地盤災害予防計画

地震に起因する地盤災害から市域を保全し、市民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき災害危険区域を設定し、計画的な災害予防対策を実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第1章第9節「土砂災害・山地災害予防計画」の定めによるものとする。

第1 軟弱地盤対策

市、県及び公共・公益施設の管理者は、市の南部平地等の液状化の被害が想定される地域における施設の設置にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を行うとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止・軽減する対策を適切に実施するよう努める。また、大規模開発においては、市及び県等と十分な連絡調整を図る。

第9節 農業災害予防計画

風水害等対策編第1章第11節「農業災害予防計画」を準用する。

第10節 火災予防計画

大規模地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、地震に起因して発生する火災によるところも大きい。したがって、震災被害の拡大を防止するために、消防力の充実強化とともに、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等多面的な対策を実施する。

また、倒壊家屋等からの負傷者の救出を図るため、消防団や町会・自主防災組織での資機材の備蓄等を推進する。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第1章第12節「火災予防計画」の定めによるものとする。

第1 出火防止

1 一般火気器具からの出火防止

市は、地震による火災の発生を未然に防ぐため、防災訓練及び広報紙等を通じて次の事項等の出火防止についての知識の普及を図る。

- (1) 地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。
- (2) 地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動消火装置の一層の普及を図る。
- (3) 住宅用火災警報器及び通電火災を防止する感震ブレーカーの普及を図る。

2 化学薬品からの出火防止

学校や事業所等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒したりすることにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。

このため、市は平素から次の措置の徹底を図っておくものとする。

- (1) 混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど、適切な管理を行う。
- (2) 引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図る。

第2 初期消火力の強化

- 1 震災時における初期消火の実効性を高めるために、消火器、消火バケツを家庭、地域、事業所等に普及する。
- 2 初期消火の技術指導の普及を図る。

第3 地域住民等の協力

- 1 家庭及び事業所において、出火防止・初期消火の徹底を図るとともに、地域においても消火器具等を設置するよう消防機関と協力して推進する。
- 2 地域及び事業所において自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導の下に防災訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識・技術を習得し、震災時に備える。

第4 消防団の活動体制の整備

非常時には消防団への連絡手段に不備が生じることも予想されるため、大規模地震が発生した際の連絡手段、指揮系統の確立について計画を作成する。

第11節 通信設備災害予防計画

風水害等対策編第1章第13節「通信設備災害予防計画」を準用する。

第12節 危険物施設等災害予防計画

その他大規模災害等対策編 第1章第8節「危険物等災害対策計画」を準用する。

第13節 建築物等災害予防計画

震災時における建築物の安全性を確保するため、市及び施設等の管理者は、建築物等の耐震性の強化等、必要な防災対策を講じる。

第1 建築物の耐震性の状況

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づき、建築物の耐震診断を実施するとともに、耐震性能を有しないと判断された建築物については、早急に耐震改修を実施することが重要である。

第2 建築物の耐震性確保

1 民間建築物の耐震性の強化促進

(1) 耐震診断、耐震改修の促進等

市は、耐震改修促進計画に基づき、必要な支援を行い、耐震診断、耐震改修及び耐震建替えを促進する。

(2) 耐震性に関する知識の普及

市及び県は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、耐震工法、耐震補強等の重要性の啓発、耐震改修相談窓口の開設、耐震アドバイザー等の派遣、建築技術者向け耐震改修講習会の開催等の措置を講じ、既存建築物の耐震性向上を促進する。

(3) 関係団体等の協力

市及び県は、建築物の設計、施工について豊富な知識と経験をもつ一般社団法人栃木県建築士会、一般社団法人栃木県建築士事務所協会等の協力を得て、建築物の耐震性確保を図る。

2 公共建築物の耐震性の強化

(1) 市庁舎等の整備

災害時に本部が設置され、応急対策の活動拠点となる市庁舎、消防庁舎、避難拠点となる公民館等、また、不特定多数の人が出入りする図書館等、公共建築物のうち重要度、緊急度等を勘案し、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じ耐震改修や建替え等を実施する。

なお、改修や建替え、あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や手すり・障がい者用トイレ・点字ブロック等の設置など、要配慮者に配慮したものとする。

(2) 学校施設の整備

災害時における児童・生徒、教職員等の安全の確保を図るため、また、被災者を一時的に収容保護するため、安全確保及び要配慮者への対応の観点に立った次のような整備を図る。

ア 校舎等の耐震性の確保

耐震診断を実施し、必要に応じ耐震補強工事を実施するとともに、国が示す技術基準に基づいて、構造体の耐震化と併せて、非構造部材の落下防止対策に努める。

イ 設備・備品等の安全管理

コンピュータをはじめとしてテレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、児童生徒等や教職員

等の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。

(3) その他防災上重要な公共建築物の耐震化

避難所等、医療救護施設、社会福祉施設、応急対策活動の拠点となる施設等防災上重要な公共建築物について、施設管理者は耐震診断を実施し、必要に応じて順次改修等の実施に努める。

3 その他必要な予防対策の実施

防災上重要な建築物は、復旧活動における拠点施設としても重要であるため、次に示す防災対策を推進する。

(1) 防災設備等の整備

市、その他の施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- ア 非常用電源の確保
- イ 敷地内の排水施設、擁壁等の整備
- ウ 配管設備類の固定・強化
- エ 施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備
- オ その他防災設備の充実

(2) 施設の維持管理

市、その他の施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、維持管理に努める。

- ア 点検結果表
- イ 現在の図面及び防災関連図面
- ウ 施設の維持管理の手引

第3 老朽危険建築物等に対する調査、指導

建築基準法に基づき、老朽建築物で著しく保安上危険であると認める場合、建築物の構造、敷地、危険度について調査し、除却、移転、補修、改築、使用禁止等の措置を講じるよう所有者等に対して指導、助言を行う。

また、市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第4 ブロック塀等の倒壊防止及び窓ガラス等の落下防止

1 ブロック塀等の倒壊防止

昭和53（1978）年6月に発生した宮城県沖地震では、ブロック塀等の倒壊による被害が大きく、死亡事故も発生したことから、ブロック塀等倒壊防止のための施策を推進してきたが、阪神・淡路大震災においても、多くの被害が生じ、平成30（2018）年1月に発生した大阪府北部地震においても倒壊による被害が発生した。

このため、市は、県と連携してブロック塀等の倒壊防止のため、市民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進するとともに、危険ブロック塀等の除去に対する助成制度の周知・活用促進を図る。

また、町会・学校等と連携し、通学路における危険なブロック塀等の実態調査を実施し、地震等でのブロック塀等の倒壊による事故防止に努める。

2 窓ガラス等の落下防止

市は、地震による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、広告塔、タイル等の落下の危険のあるものについて、市民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進する。

3 エレベーターの安全対策

市は、地震発生時のエレベーター閉じ込め防止等における安全基準の普及啓発を実施するとともに、必要に応じて改善の指導を行う。

第5 家具等転倒防止

市は、タンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒又は棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレット等の配布を通じて、市民に対し家具類の安全対策等の普及啓発を図る。

第6 震災建築物応急危険度判定制度の整備

地震による被災建築物の地震活動（余震）等の二次災害に対する安全性を判定するため、市は県と連携を図り、応急危険度判定制度を整備する。

1 震災建築物応急危険度判定士の養成推進

被災建築物の応急危険度を判定する技術者を確保するため、県の震災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき実施する応急危険度判定士の養成に、市内の建築技術者の参加を推進する。

2 応急危険度判定士の運用・支援体制の整備

応急危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等の運用・連絡網について整備する。

3 応急危険度判定実施体制の整備

県内関係機関との連絡調整及び応急危険度判定実施体制について整備する。

第14節 文化財災害予防計画

風水害等対策編第1章第15節「文化財災害予防計画」を準用する。

第15節 公共施設等災害予防計画

第1 道路施設

地震によって道路施設が被害を受けることは、市民の避難、消防、医療活動等の各種応急対策活動に大きな支障をもたらす。

このため、道路施設が地震時においてもその機能が確保できるよう、道路施設の耐震性の強化を推進する。

1 対策

(1) 道路の整備

地震時における道路機能を確保するため、落石等の危険箇所の点検・パトロールを実施し、補強等対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次、対策事業の実施を図る。

(2) 橋梁の整備

道路施設のうち、橋梁は、被災を受けた場合において交通に重要な影響を与えるため、東日本大震災の教訓に基づいた「道路橋仕方書V耐震設計編」(平成29年11月)の基準に合致した耐震性の高い橋梁の整備を行う。

また、既設橋梁についても、防災点検結果等に基づき補強等の対策が必要な橋梁については、緊急性の高い橋梁から順次対策を実施する。

2 緊急輸送ネットワークの整備

風水害等対策編第1章第16節第1の4「緊急輸送ネットワークの整備」を準用する。

第2 鉄道施設

東日本旅客鉄道株式会社及び東武鉄道株式会社は、構造物の建造にあたっては、耐震性に十分配慮するとともに、従来の構造物も補修、改良により耐震性の強化を図り、その整備に努める。また、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講じる。

1 施設等の整備

施設等構造物の建造にあたっては、関係基準に定められた安全設計を行う。

また、従来からの構造物についても、危険性を有するものについては、定期的に補修・改良に努める。

2 施設等の点検巡回

施設関係職員による定期的な点検、巡回を行い、災害を最小限に止める。

3 運転規則

地震等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう訓練教育を行うほか、運転規則によって災害の防止に努める。

(1) 列車運転中に地震等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。

(2) 異常を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。

(3) 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄りの駅まで運転し、駅の指示を受ける。

(4) 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検巡回の手配を行う。

第3 飛行場外離着陸場施設

風水害等対策編第1章第16節第3「飛行場外離着陸場施設」を準用する。

第4 上水道施設

風水害等対策編第1章第16節第4「上水道施設」を準用する。

第5 下水道施設

風水害等対策編第1章第16節第5「下水道施設」を準用する。

第6 電力施設

震災時における電力供給の確保を図るため、東京電力パワーグリッド株式会社では、次の予防措置を講ずる。

1 設備の安全化対策

(1) 電力施設

電力施設については、下記の耐震設計基準に基づき施設されており、軟弱地盤等、特に問題のある箇所についてはきめ細かい設計を施工する。

施設名		耐震設計基準
水力発電		機器の耐震設計は、水平加速度0.3～0.5G、ダム、水門、鉄管は水平震度0.1～0.3G、建物は建築基準法により耐震設計を行っている。
変電設備		機器は、水平加速度0.3～0.5G、動的設計（正弦3波共震）、屋外鉄構は水平震度0.3～0.5Gとしている。
送電設備	架空線	地震力の影響は、氷雪、風圧による荷重に比べ小さいので、これらの荷重を基礎として設計している。
	地中線	油槽台設計については、建築基準法により耐震設計を行っている。
配電設備		地震力の影響は、氷雪、風雨及び不平均張力による荷重に比べて小さいので、これにより設計している。
通信設備		変電、送電、配電設備に準じて設計を行っている。

(注) 1Gは980ガル

(2) 電力の安定供給

ア 電力系統は、発・変電所、送電線が一体となり運用しているが、供給力逼迫時は、他電力からの応援を受ける体制を整えている。

イ 震災時においても、停電の回避、停電しても停電範囲の極限化、停電時間の短縮化が図られるよう操作を行うとともに、常日頃の訓練や体制を整える。

2 要員、資機材の確保対策

(1) 要員の確保

ア 非常災害対策本部・支部構成表に基づく個々の要員（交代要員を含む。）を定め、連絡経路・方法等を確立しておく。また、交通途絶等により所属する本部・支部に出動することが不可能な場合を想定し、個々の要員について、出動すべき最寄りの事業所を定めておく。

イ 復旧作業等において応援を必要とする請負会社等との連絡体制を確立しておく。

(2) 資機材等の確保対策

ア 復旧作業等に必要な資機材、車両、舟艇、航空機等及び無線局等について、あらかじめ災害時における調達等について特約しておく等、その確保、整備に努める。

イ 非常用食料、飲料水等についてあらかじめ必要量を備蓄する等、確保しておく。

3 防災訓練の実施

震災時の円滑な対応を図るため、情報連絡、復旧・災害対策用資機材の整備、点検を主たる内容とする非常災害対策訓練を年1回、全店的に実施する。

訓練項目	実施時期及び場所
1 情報連絡訓練	年1回以上 (全店規模)
2 本・支部運営訓練	
3 復旧訓練(復旧対策の机上計画、復旧作業訓練等)	
4 災害対策用資機材の整備点検を主とする演習	

第7 都市ガス施設

風水害等対策編第1章第16節第7「都市ガス施設」を準用する。

第8 その他の公共施設の対策

1 河川管理施設等

河川管理者は、地震の発生による河川管理施設等の被災や二次災害としての水害の発生に備え、それぞれの施設の点検、警戒活動、広報活動、応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備に努める。

(1) 河川管理施設等の整備

河川管理施設等のうち、重要な構造物については、耐震診断の検討を進め、耐震基準等により、各施設の耐震度を点検し、補強等対策工事の必要な箇所の整備を図る。

(2) 河川敷の緊急利用

地震により道路及び橋梁等が被災し、道路交通が阻害された場合に備え、都市部における河川堤防の有効利用について、調査・検討し、緊急用道路として整備を図る。

2 廃棄物処理施設

風水害等対策編第1章第16節第8の2「廃棄物処理施設」を準用する。

第16節 鉱山、採石場災害予防計画

風水害等対策編第1章第17節「鉱山、採石場災害予防計画」を準用する。

第17節 救急・救助体制整備計画

風水害等対策編第1章第18節「救急・救助体制整備計画」を準用する。

第18節 医療体制整備計画

風水害等対策編第1章第19節「医療体制整備計画」を準用する。

第19節 文教施設等災害予防計画

風水害等対策編第1章第20節「文教施設等災害予防計画」を準用する。

第20節 防災拠点等整備計画

風水害等対策編第1章第21節「防災拠点等整備計画」を準用する。

第21節 広域応援体制整備計画

風水害等対策編第1章第22節「広域応援体制整備計画」を準用する。

第22節 孤立集落災害予防対策

風水害等対策編第1章第24節「孤立集落災害予防対策」を準用する。

第2章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

市の地域に大規模な地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、県、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救出・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第2章第1節「活動体制計画」の定めるところによる。

第1 地震発生時の活動体制

本市における地震の震度に応じた市の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、震度、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

震 度	配備の種類	災害の様態	体 制	配備要員
震度4	注意配備	① 小規模な災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合 ② 南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表された場合	【注意体制】 小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制	関係部局職員
震度5弱	警戒配備	① 中規模な災害が発生又は発生するおそれがある場合 ② 中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合	【警戒体制】 災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制 <u>災害警戒本部設置</u>	関係部局職員 避難所開設担当職員
震度5強以上	非常配備	① 被害が拡大し、大規模な災害が発生するおそれがある場合 ② 大規模な災害が発生した場合又は甚大な被害を出すおそれがある場合	【非常体制】 災害応急対策を実施して災害の拡大に備える体制 <u>災害対策本部設置</u>	全 職 員 避難所開設担当職員

(注1) 配備要員の編成については、配備区分ごとにあらかじめ定めておく。

(注2) 震度5弱の場合、被害の状況によって警戒体制から非常体制へ移行する。

(注3) 震度5弱の場合、避難所を開設する。

第2 注意体制（小規模災害）

市内に震度4以上の地震が発生した場合、あるいは小規模な災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、注意体制をとる。関係部局職員は直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 地震に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
 - ア 被害が発生した日時、場所
 - イ 被害の程度
 - ウ 被害に対してとられた措置
 - エ その他必要な事項
- (3) 被害情報を県（危機管理課）等へ報告
- (4) 必要に応じて関係部局等への通報
- (5) 必要に応じて副市長、市長等への報告
- (6) 災害応急対策(小規模)

また、南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表された場合、関係部局職員は直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 南海トラフ地震に関する情報収集
- (2) 関係機関との情報共有
- (3) 必要に応じて市民に対し日頃の備えの再確認を呼びかける広報を実施

第3 警戒体制（中規模災害）

市内に震度5弱の地震が発生した場合、あるいは中規模な災害が発生又は発生するおそれがある、あるいは中規模又は局地的な災害が発生し拡大のおそれがある場合は警戒体制をとる。関係部局職員は直ちに登庁し、次の措置を講じる。また、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、情報収集又は応急活動に対応する。避難所開設担当職員は、担当避難所へ参集し、避難所を開設する。

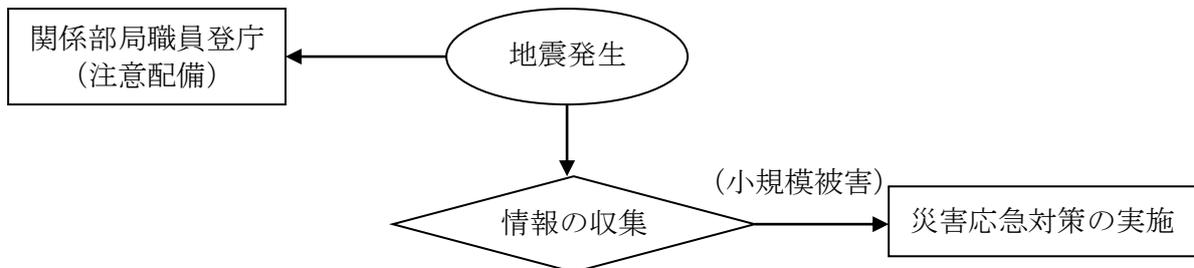
- (1) 地震に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
 - ア 被害が発生した日時、場所
 - イ 被害の程度
 - ウ 被害に対してとられた措置
 - エ その他必要な事項
- (3) 被害情報を県（危機管理課）等へ報告
- (4) 被害情報を各部局等へ通報
- (5) 被害情報を各部課長及び市長等へ通報
- (6) 災害応急対策(中規模)
- (7) 災害情報に関する広報

第4 非常体制（大規模災害）

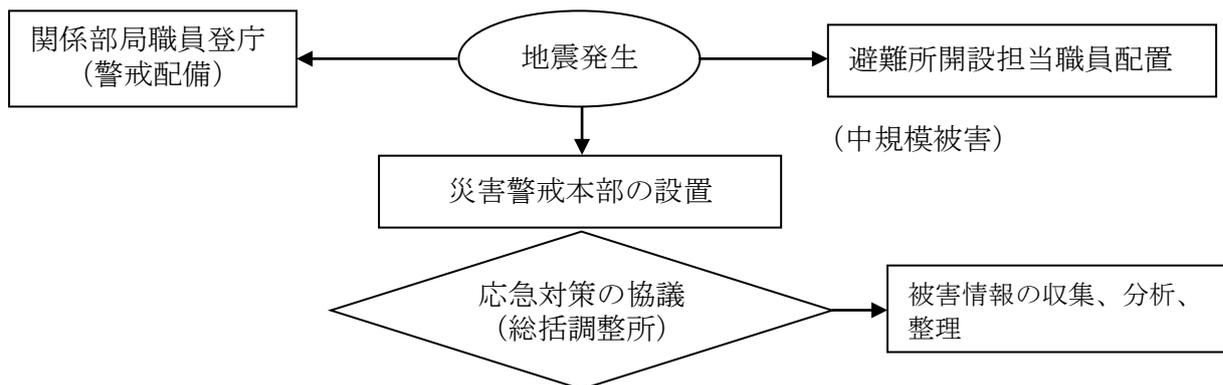
市内に震度5強以上の地震が発生した場合、あるいは被害が拡大し大規模な災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、災害対策本部を設置し、全職員が登庁し、全組織を挙げて災害応急対策を実施する。

第5 体制図

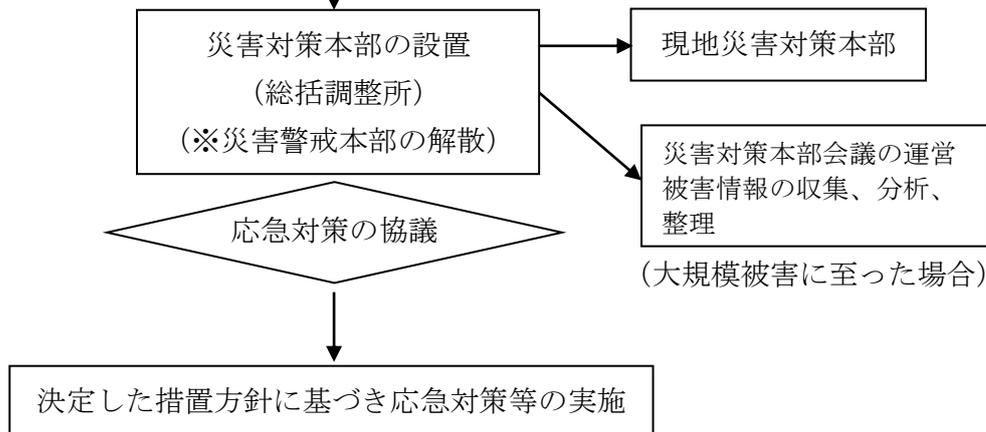
【注意体制】



【警戒体制】



【非常体制】



第6 佐野市災害警戒本部の設置

市内に震度5弱の地震が発生した場合、あるいは中規模な災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合、中規模又は局地的な災害が発生し拡大のおそれがある場合で、災害対策本部を設置するに至らない場合、又は災害対策本部を設置するまでの間、情報収集又は応急活動に対応するため、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置する。

1 災害警戒本部の組織及び運営

(1) 設置基準

市は、次の基準により又は副市長が必要であると認めるとき、災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

ア 市内に最大震度5弱の地震が発生した場合（自動的に設置）

イ 市内に中規模な災害が発生又は発生するおそれがあるとき

ウ 市内に局地的な災害が発生し、拡大のおそれがあるとき

(2) 設置場所

災害警戒本部は、佐野市役所内に置く。ただし、庁舎に異常が生じた場合は、本部長（副市長）の指定する場所に設置する。

(3) 組織及び運営

災害警戒本部の組織は以下のとおりとする。

ア 本部長 副市長

本部長補佐 危機管理監

副本部長 行政経営部長

本部員 総合政策部長、総合政策調整監、市民生活部長、こども福祉部長、健康医療部、産業文化スポーツ部長、都市建設部長、技術センター部長、議会事務局長、上下水道局長、教育部長、消防長

本部連絡員 副本部長及び各本部員（各部長）が指名した者

総括調整所 危機管理監、危機管理課、関係職員（必要と認める部局の職員）

イ オブザーバー 本部長は、必要があると認めるときは本部員以外の者を会議に出席させ意見を聞くことが出来る。

ウ 本部会議

本部員のもとに本部会議を置き、本部長、本部長補佐、副本部長、本部員をもって構成する。

エ 本部連絡員

各部に本部連絡員をおく。

(ア)本部連絡員は、本部長の指令その他連絡事項を所属の部に伝達するとともに、各部所管の被害状況、応急対策等の実施状況、その他被害活動に必要な情報を取りまとめて本部会議に連絡することを任務とする。

(イ)本部連絡員は、副本部長及び各本部員（各部長）が自部内から指名する。

オ 総括調整所

災害対策を的確かつ早急に実施するため、総括調整所を置く。調整所長は、危機管理監が就く。

(4) 業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- ア 情報収集に関すること
- イ 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること
- ウ 災害対策本部会議の運営、被害情報の収集、分析、整理、応急対策方針等に関すること
- エ 災害対策本部の設置に関すること
- オ 災害応急対策の実施に関すること

(5) 解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 災害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき
- イ 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

(6) 代決者

本部長不在時等の意思決定は副本部長（行政経営部長）が行い、本部長、副本部長とも不在時等の場合には、総合政策部長が行う。

第7 佐野市災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置、解散の時期等

市内に震度5強以上の地震が発生し、大規模な災害が発生するおそれ又は発生した場合又は大規模な災害が発生し甚大な被害を出すおそれがある場合は、災対法第23条の規定により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

次の各号に掲げる場合に災害対策本部を設置する。

- ア 震度5強以上の地震が発生したとき（自動的に設置）
- イ 大規模な地震災害が発生するおそれがある又は発生した場合で、市長が必要と認めるとき
- ウ 大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき
- エ 災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる災害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき

(2) 本部の位置

本部は、佐野市役所内に置く。ただし、大規模地震により市役所が使用不能になった場合は、市長の指定する場所に設置する。

(3) 他の災害対策組織の統合

災害対策本部が設置された場合、他の災害対策に関する組織は、災害対策本部の各部に統合して活動を継続する。

(4) 本部並びに現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）の運用及び組織等

本部並びに現地本部の運用、組織編成及び事務分掌は、風水害等対策編第2章第1節

「活動体制計画」の定めによる。

2 防災関係機関等への通報

災害対策本部を設置し、又は解散したときは、速やかに次のうち必要と認める関係機関等に公表するとともに、庁内及び住民に対し、防災行政無線、電話、防災メール、SNS、広報車、ホームページその他の確迅速な方法で周知する。

- (1) 市防災会議委員
- (2) 栃木県（危機管理課）
- (3) 総務省消防庁
- (4) 陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊
- (5) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- (6) その他の関係機関（国の関係省庁、隣接市町等）
- (7) 報道機関及び一般市民

3 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、佐野市災害対策本部条例（平成17年条例第16号）の定めるところによる。

(1) 災害対策本部

本部事務局及び各部並びに現地災害対策本部の運営体制については、震災の規模や内容、時期に応じてその都度見直すなど柔軟に対応するとともに、災害対応が長期にわたる場合には、継続した運営が可能となるよう全庁からの応援を受けて、従事職員のローテーションを確保するよう努める。

また、震災時における迅速かつ的確な応急活動等を行うために、事務局及び各部各班の業務について定める「職員初動マニュアル」について必要に応じた見直しを定期的に行う。

なお、初動期において全庁体制による業務継続が可能となるよう、あらかじめ震災時における人員、物資、情報及びライフライン等の活動資源が制限されることを想定した上で、災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務等の優先すべき業務を特定し、当該業務に適切な人員配置を行うことができるよう準備しておく。

(2) 現地災害対策本部

土砂崩れ等による局地的な災害等で、人身被害、住家被害等が多数に及んだ場合、本部長は、必要に応じ災害地で本部の事務の一部を行う「現地災害対策本部」（以下「現地本部」という。）を置く。

ア 現地本部の設置期間

現地本部は、現地での主要な災害応急対策が概ね終了するまでの間、又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間設置する。

イ 現地本部の設置場所

現地本部は、災害現場付近に設置する。

ウ 現地本部の組織

(ア) 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置く。

(イ) 現地本部長及び現地本部員は、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する。

(ウ) 現地本部長は、本部長の命を受け現地の事務を掌理し、現地本部員を指揮監督する。

4 災害対策本部の業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

- (1) 災害救助法の実施に関すること。
- (2) 災害予防及び災害応急対策の実施のための方針の作成に関すること。
- (3) 前号の方針に沿った災害応急対策の実施、調整に関すること。
- (4) 災害に関する情報の収集に関すること。
- (5) 本部の活動体制に関すること。
- (6) 現地本部の活動体制に関すること。
- (7) 関係する指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関相互の連絡調整に関すること。
- (8) 国、県、他の市町への応援要請に関すること。
- (9) 自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整に関すること。
- (10) 応援に関すること。
- (11) 災害広報に関すること。
- (12) 災害対策本部の解散に関すること。
- (13) その他重要な事項に関すること。

5 代決者

本部長が災害時に不在又は登庁困難な場合、若しくは登庁に時間を要する場合の意思決定は副本部長（副市長）が行い、副本部長不在の場合は行政経営部長が行う。

6 災害対策本部職員の証票等

本部長、本部長補佐、副本部長、本部員、その他の職員は、災害対策活動に従事するとき、所定の腕章を着用する。また、災害対策活動に従事する本部の車両には、所定の標旗を付す。

7 国及び県との連携

- (1) 本部長は、緊急な支援が必要と判断した場合、県の職員の派遣を要請し、避難情報、応急救助、その他市が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や援助を受ける。
- (2) 災害対策本部は、災害応急対策を実施するために、国の非常（緊急）災害現地対策本部及び県の現地対策本部と密接な連携を図る。

第8 動員

1 動員体制の整備

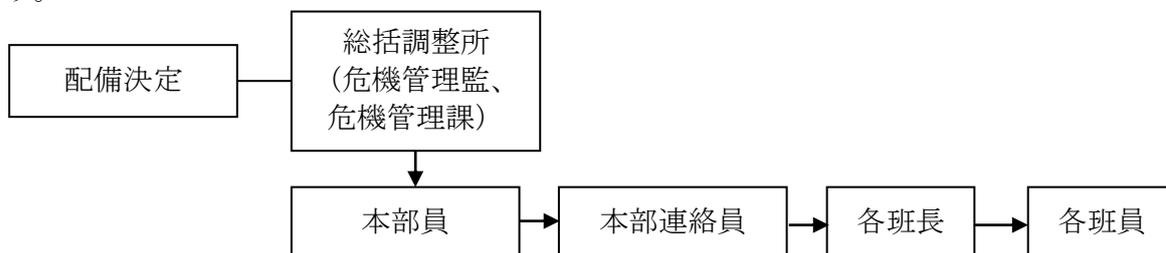
- (1) 各所属長は、所属職員一人一人に動員区分と業務内容を周知するとともに、特に勤務時間外、休日等における迅速かつ的確な動員が行われるよう、職員の動員計画表あるいは連絡系統図等を作成し、常に動員体制の整備に努める。
- (2) 配備要員となる職員は、休日その他勤務時間外において災害の発生を知ったとき、又は動員の伝達を受けたときは、あらかじめ定められた場所に直ちに登庁し、災害応急対策業務に従事する。

2 動員の伝達方法

非常配備時における職員等への伝達は、次により行う。

ア 非常配備（災害対策本部設置）

配備（種別）決定により、総括調整所（危機管理監、危機管理課）が次の順序により行う。



イ 自主参集

勤務時間外に地震が発生した場合、職員は参集命令を待たずに、テレビ等で地震情報を確認して自主参集し、定められた災害応急対策業務に従事する。

ウ 消防団に対する伝達

消防団長は、消防長から本部設置に伴う配備体制の連絡を受けたときは、直ちに出動できる体制を確立するよう各分団長に対し、電話、伝令等により指令する。

消防団への伝達は、消防長が行う。

エ 参集困難な際の措置

大規模な地震が発生した場合に、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、指定避難所等最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い防災活動に従事する。

オ 参集時の留意事項

① 参集時の服装等

参集途上での活動や応急対策活動に適した服装とする。また、参集時は、身分証、手袋、懐中電灯、筆記用具等を持参する。

なお、各職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておく。

② 参集途上の措置

a 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

b 緊急措置

職員は、参集を最優先するが、参集途上において火災や人身事故等の緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集する。

カ 参集職員が少ない場合の措置

大規模地震が発生した場合には、職員の参集率が低いことが予想される。この場合には、あらかじめ定められた各部の所掌事務にこだわらず、順次参集した職員により緊急初動班を編成して必要な業務を行う。

初動期に必要な主な業務は、次のとおりである。

- ① 地震情報・被害状況等の収集、把握、報告（県、消防本部、警察等と連絡）
- ② 災害対策本部の設置準備（管内地図、ホワイトボード、ラジオ、防災服、腕章等）
- ③ 住民への広報活動（地震活動等の二次災害の注意、デマへの注意等）
- ④ 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）
- ⑤ 避難所の開設（住民の避難状況、避難所等の被災状況の把握）
- ⑥ ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上水道等）

大規模（震度5強以上）地震発生時の初動フロー

時系列的事項	実 施 内 容
1 参集準備	職員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかる。
2 人命救助	職員は、自宅周辺の被災状況を把握し、必要により人命救助等の適切な措置を講じてから参集する。
3 被害状況の収集	職員は、参集途上における被害状況等の情報収集を行う。なお、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
4 参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、佐野市役所等勤務地に参集する。 (2) 災害その他により、佐野市役所等勤務地に参集できない職員は、避難所等最寄りの公共機関等に参集して防災活動に従事するとともに、その旨を所属長に報告する。 (3) 各施設に直行した職員は、施設の被害状況、避難状況を把握する。
5 被害状況の報告	(1) 職員は、収集した情報を所属長に報告する。 (2) 各所属長は、被害状況を行政経営部長に報告する。 (3) 速やかに、分かる範囲で、可能な手段で、県（危機管理課）に報告する。
6 緊急初動班の編成	先着した職員により緊急初動班を編成し、順次初動期に必要な業務にあたる。
7 緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻る。

第9 業務継続性の確保

風水害等対策編第2章第1節第11「業務継続性の確保」を準用する。

第10 複合災害への対応

大規模地震後の風水害など、地震と風水害の複合災害も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく必要がある。

第2節 相互応援協力・関係機関との連携等計画

風水害等対策編第2章第2節「相互応援協力・関係機関との連携等計画」を準用する。

第3節 災害情報収集・伝達計画

市は、地震が発生した場合、速やかな災害情報収集に努め、災害応急対策活動や市民の避難等に必要な情報伝達を行う。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第2章第3節「災害情報収集・伝達計画」の定めによる。

第1 情報の収集

市及び防災関係機関等は、次により迅速な情報収集に努める。

1 地震情報等の発表・伝達

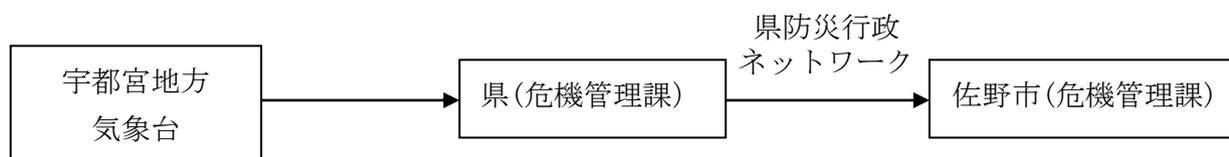
(1) 宇都宮地方気象台は、次の場合に地震に関する情報等を発表する（観測点は、気象庁、県、防災科学技術研究所が管轄するもの）。

ア 県内の観測点のいずれかで、震度1以上が観測された場合

イ 県内で地震による被害が発生した場合

ウ その他、必要と認められる地震が発生した場合

(2) 地震情報等の伝達系統は、次のとおりとする。



2 市の情報収集

市は、防災行政無線、携帯電話、町会等を通じての連絡により、管内の被害状況等の早期把握に努め、遅滞なく県及び防災関係機関に通報する。

第2 収集すべき被害情報

市は、次に掲げる項目について把握する。

○災害発生直後

- 1 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- 2 家屋等建物の倒壊状況
- 3 火災等の二次災害の発生状況及び危険性
- 4 避難の必要の有無及び避難の状況
- 5 市民の動向
- 6 道路及び交通機関の被害状況
- 7 電気、水道、ガス、電話等ライフラインの被害状況
- 8 要配慮者関連施設（下記等）の被害状況
児童福祉施設、障害児通所支援事業所、老人福祉施設、介護保険施設、障害者支援施設、障害者サービス事業所、身体障害者社会参加支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園、その他
- 9 その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

○その後の段階

- 1 被害状況
- 2 高齢者等避難、避難指示又は警戒区域の設定状況
- 3 避難所等の設備状況
- 4 避難生活の状況
- 5 食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
- 6 電気、水道、ガス、電話等ライフラインの復旧状況
- 7 医療機関の開設状況
- 8 救護所の設置及び活動状況
- 9 傷病者の収容状況
- 10 道路及び交通機関の復旧状況

第3 情報の伝達体制

1 市の報告

(1) 市は、市内に災害が発生したときは、「栃木県火災・災害等即報要領」の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県に報告する。

なお、「栃木県火災・災害等即報要領」に基づく基準は資料編11-1のとおりである。

ただし、市域内で震度5強以上の地震が発生した場合は、国（総務省消防庁）及び県に報告する。

また、災害により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(2) 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

2 情報の報告・伝達手段

災害発生時における報告・伝達は、最も迅速・確実な手段により行うこととし、通信の輻輳、途絶等により通信が困難となった場合は、風水害等対策編第2章第4節「通信運用計画」により、あらゆる手段を利用して行うよう努める。

第4節 通信運用計画

風水害等対策編第2章第4節「通信運用計画」を準用する。

第5節 災害広報計画

風水害等対策編第2章第5節「災害広報計画」を準用する。

第6節 避難対策計画

基本的には、風水害等対策編第2章第6節「避難対策計画」の定めるところによるが、特に地震が大規模である場合の避難指示と避難所等の開設について、次のとおり定める。

第1 避難指示等

震災対策における避難指示等は、次のような場合に、必要な範囲の住民に対して行う。

- 1 火災が拡大し、延焼の危険が大きいと認められるとき
- 2 ガスその他危険物の流出拡散のおそれがあるとき
- 3 土砂災害警戒情報や前兆現象の情報等により、土砂災害のおそれがあると判断したとき
- 4 工作物等の倒壊の危険があるとき
- 5 その他特に必要があると認められるとき

第2 避難誘導及び避難経路

1 避難の誘導

避難の誘導は、町会・自主防災組織、防災士及び消防団員、警察官等が次により行うものとし、避難経路は安全な経路を選定して行う。

(1) 市民の誘導

町会・自主防災組織、防災士及び消防団員、警察官等は、市民が安全、迅速に避難できるよう、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。

特に高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者（避難行動要支援者等）については、町会・自主防災組織が援助者を定めて避難させる等して速やかに避難できるよう配慮する。

(2) 集客施設における誘導

デパート、ホテル等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施する。

(3) 帰宅困難者・徒歩帰宅者の誘導

市は、観光客等の帰宅困難者の帰宅を支援するため、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。また、徒歩帰宅者に対しては、集客施設の事業者・管理者等の協力を得て、食料や水、トイレ、休憩場所の提供を行うとともに、災害情報の提供や消防、警察等に対する通報等への支援を図る。

2 案内標識の設置

災害時に速やかに避難できるよう各避難所の案内標識を設置し、避難の際には各案内標識を目印に避難を行えるよう措置する。

第3 避難所の開設

1 職員の派遣

市は、市内において震度5弱以上の地震が発生した場合は、平日・休日にかかわらず、あらかじめ市が指定した避難所へ率先して避難所開設担当職員を派遣し、避難所開設の準備、

情報収集を行う。避難所開設担当職員は、避難住民の実態把握と保護にあたるものとし、町会（自主防災組織）等と協力して避難所を管理し、常に災害対策本部と情報連絡を行う。

また順次、その他の指定避難所へは避難者の状況に応じて、職員を派遣する。

2 避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が地震活動（余震）等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1) 避難所開設担当職員及び施設管理者によるチェック

避難所開設担当職員及び施設管理者は、地震発生後速やかに目視等により避難所となる施設の安全性を確認する。

(2) 震災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士によるチェック

必要により震災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の有資格者を開設予定避難所に派遣し、施設の安全性を確認する。

3 被災・避難状況の把握

避難所開設担当職員は、施設管理者と協力し、建物の被災状況、被災者の避難状況等を把握し、本部へ報告する。

4 避難所の運営

(1) 市は、自主防災組織、町会、ボランティア、NPO、防災士等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所設置・運営計画に基づき避難所を運営する。また、避難期間の長期化が見込まれる場合にあつては、避難者自身が食料の配給や共有スペースの清掃を行ったり、ごみ出し等の生活ルールを作成したりする等、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備に努める。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(2) 避難所の運営にあつては、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については極力様々な手段を講じてでも情報提供を行うよう努める。また、要配慮者等を始めとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、視聴覚障がい者・外国人等への情報伝達においては、多言語表示シートの提示等により配慮する。

(3) 市は、避難所の衛生状態を常に良好に保つために、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。また、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するように努め、入浴、清掃、し尿処理、ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。

さらに、感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(4) 市は、避難生活の長期化に伴う生活不活発病や口腔ケアなどの健康問題の発生の予防に努めるとともに、要配慮者をはじめ、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

- (5) 市は、警察署と十分連携を図りながら避難所の巡回を行う。
- (6) 市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。
- 特に、避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性専用の更衣室や授乳室の設置、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全及び子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。また、佐野市男女共同参画推進センターは、女性に対する暴力等の相談窓口の情報提供に積極的に努める。
- (7) 市は、救護所・避難所等における、人権の侵害等についての予防・把握・改善に努める。
- (8) 市は、通信事業者（東日本電信電話（株）外）の協力を得て、速やかに避難所に非常用固定電話やインターネット等の通信施設を設置する。
- (9) 市は、必要に応じ、家庭動物（ペット）と同行避難した被災者について適切に受け入れるとともに、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の合意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け使用させることができる。また、市は、避難所等における家庭動物（ペット）の受入状況の把握に努める。
- (10) 市は、災害発生時において安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告した上で、速やかに市庁舎と避難所との連携体制を確立する。
- (11) 市は、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。
- (12) 市は、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

5 学校機能の早期回復

地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒との住み分けを行い、あるいは仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

6 仮設トイレの設置等

避難施設のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設トイレの設置を行う。

7 避難者のプライバシー確保

避難生活が長期に及ぶほど、プライバシーの確保が重要となるため、仕切り板の設置等避難者への配慮を行う。

8 栃木県災害福祉支援チーム（DWA T）による支援

市は、要配慮者の福祉的支援のニーズの把握やスクリーニング、各種相談対応等が必要な場合は、福祉専門職で編成される栃木県災害福祉支援チーム（DWA T）の派遣を県に要請

する。

県は、県社会福祉協議会及び福祉関係団体との栃木県災害福祉広域支援協議会を活用し、栃木県災害福祉支援チーム（DWA T）を派遣する。栃木県災害福祉支援チーム（DWA T）は、発災直後に先遣隊を派遣することなどにより、避難所の福祉ニーズの速やかな把握を行い、本隊派遣の必要性の有無を迅速に判断する。

その後、本隊を派遣する場合においては、避難所等において市と連携し、専門的見地から要配慮者等福祉的支援が必要な者のニーズの把握やスクリーニング、各種相談対応、避難所の環境整備等を実施する。

9 災害時感染制御支援チーム（DICT）等による支援

市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。

第4 要配慮者への生活支援

1 要配慮者への日常生活の支援

市は、被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。また、必要に応じて関係機関（県看護協会等）へ看護職員等の派遣について協力を要請するなどの避難所での要配慮者の健康状態の把握に努める。

2 被災児童・生徒等への対策

市は、被災により生じた児童・生徒や高齢者等の発見と把握に努め、親族への引き渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災により精神的ダメージを受けた児童・生徒、高齢者等について、各種相談所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

3 在市外国人への対策

市は、被災した在市外国人に対して、（公財）栃木県国際交流協会等との連携のもとにカウンセリングを実施し、生活再建や安全確保等に関する適切な指導、助言を行う。

第5 こころのケア対策

市は、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取組を行う。

第6 避難所外避難者への支援

近年の大規模地震災害において、指定避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地方都市の地震でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難所を選択し、避難所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援に努める。

また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

1 避難所外避難者の把握

市は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下、「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。また県は市町に対し、助言等による支援を行う。

2 必要な支援の実施

市は、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援を行う。

(1) 在宅避難者等の支援拠点を設置した場合

市は、在宅避難者等の支援拠点を設置した場合は、利用者数や食料等の必要な物資数等を取りまとめ、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、支援拠点の利用者に対しても被災者支援に係る情報を提供するものとする。

(2) 車中泊避難場所を設置した場合

市は、車中泊避難場所を設置した場合は、車中泊避難場所の避難者数や食料等の必要な物資数等を取りまとめ、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、車中泊避難場所の避難者に対しても被災者支援に係る情報を提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するように努める。

第7 避難計画の作成

市は、住民が安全、迅速に避難できるよう、次の事項に留意して、あらかじめ避難計画を作成し、町会・自主防災組織等の単位ごとに避難組織の整備を図る。なお、市長は、学校等の施設を避難予定場所に指定した場合には、当該施設の管理者にその旨の通知を行い、必要がある場合には、避難所の開設、運営について協力を求める。

- 1 避難予定場所の所在地、名称、概況、収容可能人員
- 2 高齢者等避難、避難指示の伝達方法
- 3 避難経路、誘導方法
- 4 避難所の開設、運営方法
- 5 避難に必要な準備、携帯品
- 6 要配慮者の避難支援の方法
- 7 その他必要事項

第8 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の避難施設の供与は次の基準により実施する。

1 対象

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある者。

2 内容

原則として学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、野外での仮設小屋の設置、天幕の設営その他適切な方法により実施する。

避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができ

る。

3 費用の限度

避難所を設置、維持及び管理するため支出する次に掲げる費用で、災害救助法施行細則第2条に定める額以内である。ただし、福祉避難所（避難所での生活において特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者等を収容する避難所）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算して得た額の範囲内とする。

- (1) 賃金職員等雇上費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設便所等の設置費

4 期間

避難施設供与の期間は、災害発生の日から最大限7日以内。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長する。

第9 広域避難

1 市域を越えた避難等

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市域のみでは十分な避難者の受入れが実施できないときは、災害時における市町相互応援に関する協定により、県内他市町に応援を要請する。この場合、県は円滑に実施するための支援協力を行う。

2 県域を越えた避難

市は、県域を越えた市町村への受入れについては県に対し当該他の都県との協議を求め、県は、県域を越えた避難・収容が必要と認められるときは、他の都道府県及び国に対し応援を要請する。

第10 広域一時滞在対策

市は、市域で災害が発生し、被災した住民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町への一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、被災した住民の受入れについて、他の市町に協議することができる。協議を受けた市町は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れなければならない。

また、市は、県と協議を行い、被災した住民について県外における一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。また県は、他の都道府県に被災市民の受入れについて協議する。

第11 県外へ避難した避難者への支援

県は、避難生活が長期にわたる場合は、避難者の支援に資するため、全国避難者情報システム等を活用して県外避難者に関する情報を収集し、避難元市町に提供する。市は、県と連携して、市に関する情報等の県外避難者への提供に努める。

第12 県外避難者の受入

1 初動対応

市は、大規模災害の発生等により県外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、原則として第6の1に準じて避難所を開設する等、その受入に努める。

県は、自県民の被災状況を考慮して、大規模災害の発生等により県域を越えた避難者が発生したと認められる場合は、次のとおり対応し、市はこれに協力する。

(1) 受入方針の決定

県は、国や避難元自治体等から、避難が発生した原因、避難規模等必要な情報収集を行い、併せて、災害対策本部に当該自治体の連絡員を受け入れる等避難元自治体と必要な連携を図った上で、市町と調整の上、県外避難者を収容する施設（以下「県外広域避難所」という。）の設置や運営方針等、県外避難者の受入方針を決定する。

(2) 避難所の設置

県は、あらかじめ選定してある県有施設に県外広域避難所を設置する。

市は、県からの要請に基づき、避難所の中から選定して県外広域避難所を設置する。

(3) 避難所の運営

市は、原則として第6の2に準じて県外広域避難所の運営を行う。

県は、原則として市町が行う県外広域避難所の運営を支援する。

(4) 総合案内所の設置

県は、必要に応じて、県外避難者等外部からの避難所に関する問い合わせに備えて庁内又は現地付近の道の駅等に総合案内所を設置し、次の業務を行う。

ア テレビ、ラジオ等を活用した総合案内所についての一般周知

イ 県内において県外避難者が受入れ可能である避難所に関する情報の整理

ウ 県外避難者の受入れに関する問い合わせへの対応

エ 県外広域避難所に関する情報提供

オ その他必要と認められる措置

(5) 避難環境の整備

県は、災害等の状況に応じて、市町及び関係機関と調整の上で、発災からの事態の経過に応じて次に掲げる避難環境の整備を行う。

ア 県営住宅、市町営住宅

イ ホテル、旅館等

ウ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む）

エ 雇用促進住宅その他国有施設

2 避難者の支援

(1) 県外避難者情報の収集

県は、避難生活が長期にわたる場合は、避難者の支援に資するため必要に応じて県外避難者に関する情報を収集し、避難元自治体に提供する。

(2) 県外避難者への総合的な支援

市及び県は、自主防災組織、自治会、ボランティア、市町社会福祉協議会等と協力して、第6から第8に準じた県外避難者の支援に努める。

(3) 県外避難者への情報提供

県は、避難元自治体と連携して、避難元自治体に関する情報等の県外避難者への提供に努める。

(4) 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

市及び県は、県社会福祉協議会や市町社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

第7節 消防計画

市は、地震発生時における出火防止、初期消火、初期救出、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図る。

なお、この計画中に定めのない事項は、風水害等対策編第2章第7節「消防計画」の定めるところによる。

第1 消防本部の活動計画

地震によって発生する火災の形態及び件数は、地震の強さ、地震の状況、都市形態、季節及び時間等によって大きく影響される。従って、消防活動は火災の件数の多少、火災の大小により、その防御方法を大きく変化させる必要があるが、次の各事項を優先する。

1 火災対応の優先

震災時においては、火災、救助、救急といった事案が同時に多発し、災害全般に対し消防力が劣勢になることが懸念される。

このような状況下で、人的・社会的被害を最小限に食い止めるために必要な消防の任務は、火災の早期発見と一挙鎮圧を最優先とし、初動時には全組織力を挙げて消火活動に着手する。

2 市街地火災消火の優先

大規模な火災により多数の消防隊を要する場合、市街地に面する部分及び市街地への延焼阻止を優先した消火活動を行う。

3 避難所、避難道路確保の優先

延焼火災の多発、火災が拡大する場合には、人命を優先し、避難誘導とともに避難所等や避難道路の確保を優先した活動を行う。

4 重点防御地域の優先

危険物施設等の重要対象物をあらかじめ定め、災害の状況から総合的判断して重点的に防御すべき地域へ部隊を投入する。

火災が鎮圧状態となり他への延焼危険がなくなった場合は、残火処理を消防団、自主防災組織等に委ね転戦する。

市内で同時多発する火災が全て鎮圧状態となった場合には、救助及び救急活動を主眼に活動を行う。

第2 消防団の活動計画

地震発生時における消防団の活動は、次のとおりとする。

1 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火防止措置（消火、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は地域住民と協力して初期消火に努める。

2 情報収集活動

携帯電話、自転車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、消防本部、警察署等に正確に伝達する。

3 消火活動

分団区域内の消火活動あるいは避難路、避難所等確保のための消火活動を消防署に協力して行う。

4 救急救助

要救助者の救出救助や負傷者に対する止血その他の応急手当てを行い、安全な場所に搬送する。

5 避難誘導

高齢者等避難・避難指示が発せられた場合は、これを地域住民に伝達するとともに、本部と連絡をとりながら避難所等まで安全に地域住民を避難誘導する。

第3 市民の活動

まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努める。

- 1 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。
- 2 プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
- 3 電気器具は電源コードをコンセントからはずす。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。
- 4 火災が発生した場合は消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。
- 5 避難の際には、電気のブレーカーを落としてから避難する。
- 6 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるため、119番通報については、火災発生、救助、救急要請等必要な情報のみ通報する。

第4 事業所の活動

1 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な火災防止措置を講ずる。

2 火災が発生した場合の措置

- (1) 防災管理者又は防火管理者の指揮により、自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- (2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

3 二次災害防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- (1) 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- (2) 県警察、最寄りの防災関係機関にかけつける等の可能な手段により直ちに通報する。
- (3) 立入禁止等の適切な措置を講ずる。

第8節 救急・救助活動計画

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。

これらの人々については、一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、市は、市民、県及び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また、負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図る。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第2章第10節「救急・救助活動計画」の定めるところによる。

第1 市民の初期活動

1 救出活動

災害発生時には消防機関等が主体となって救出・救助活動を行うこととなるが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、近隣住民は、消防機関等が現場に到着するまで、自らの身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動にあたる。

2 救急活動

救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当や人工呼吸等、必要により医療機関への搬送を行うなど負傷者等の救急活動に努める。

第2 市の救出活動等

1 救出活動

災害が広範囲に渡る等のため、消防機関等のみでは迅速な救出活動は困難と判断した場合、市内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行う。

(1) 迅速・的確な救出活動

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行う。

(2) 応援協定に基づく応援要請

自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合、応援協定に基づき協定締結市町から必要な資機材を緊急調達し、あるいは市内関係業者等の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救出活動を行う。

(3) 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼し、要救出者の救助を行う。

2 救急活動

(1) 迅速な医療救護活動を行うため、佐野市医師会等と連携のうえ、災害現場等に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。

(2) 医療機関の被災状況、受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

(3) ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県等に対して消防防災ヘリコプター、ドクターヘリコプターの運航要請又は自衛隊派遣要請を行い、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

3 各関係機関の相互協力

救出活動等を行うにあたって、各防災関係機関と相互に情報を提供し、効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救出活動を相互協力して実施できるようにする。

第9節 災害救助法の適用計画

風水害等対策編第2章第11節「災害救助法の適用計画」を準用する。

第10節 輸送計画

基本的には、風水害等対策編第2章第12節「輸送計画」に定めるところによるが、地震発生時に緊急輸送の確保を図るため、自動車運転手がとるべき措置等について定める。

第1 被害状況の把握等

1 被害状況の把握

大地震発生後、道路の陥没、橋梁の落下、その他の交通の障害状況を的確に把握するため、速やかに都市建設部を中心に調査班を編成し、道路の被害状況を調査する。また、佐野警察署、他の道路管理者から交通規制状況や管理道路の被害状況を把握するとともに、消防団、町会等から各地区における道路被害状況等を収集し、道路の通行可能状況を把握する。

2 広報の実施

市は、把握した道路通行状況等について広報車等により広報を行い、市民及び自動車運転者に運転の自粛や協力を求める。

第2 運転者のとるべき措置

地震が発生した場合、運転手は次の措置をとる。市はあらかじめ当該事項を広報紙等で周知を図るとともに、地震発生時には広報車等により周知徹底を図る。

1 地震が発生した際、走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

- (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。
- (4) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所に駐車しない。

2 避難のために車両を使用しない。

3 災対法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は次の措置をとる。

(1) 速やかに、車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

- (3) 通行禁止区域内等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、警察官の指示に従わない、または運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

第11節 食料供給計画

風水害等対策編第2章第13節「食料供給計画」を準用する。

第12節 給水計画

風水害等対策編第2章第14節「給水計画」を準用する。

第13節 生活必需品・燃料等供給計画

風水害等対策編第2章第15節「生活必需品・燃料等供給計画」を準用する。

第14節 住宅応急対策計画

風水害等対策編第2章第16節「住宅応急対策計画」を準用する。

第15節 医療・救護計画

風水害等対策編第2章第17節「医療・救護計画」を準用する。

第16節 保健衛生計画

風水害等対策編第2章第18節「保健衛生計画」を準用する。

第17節 遺体の捜索・処理・埋葬計画

風水害等対策編第2章第19節「遺体の捜索・処理・埋葬計画」を準用する。

第18節 障害物除去計画

風水害等対策編第2章第20節「障害物除去計画」を準用する。

第19節 廃棄物処理計画

風水害等対策編第2章第21節「廃棄物処理計画」を準用する。

第20節 労務供給計画

風水害等対策編第2章第22節「労務供給計画」を準用する。

第21節 文教対策計画

風水害等対策編第2章第23節「文教対策計画」の定めるところによるが、大規模地震発生の際に特に対処が必要な事項について定める。

第1 地震発生時の対応

地震発生時には校長は、児童・生徒及び教職員等の安全を第一に考え、次の措置をとる。

1 緊急避難等の措置

(1) 避難措置

校長は、授業中に地震が発生した場合は、児童・生徒を机の下等に一時身を隠れさせ、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ緊急避難する。

緊急避難した場合、速やかに児童・生徒及び教職員の人員確認、被災状況確認を行う。

(2) 応急救護

児童・生徒等及び教職員が被害を受けた場合は、応急手当てを行うとともに、必要により医療機関への連絡、搬送等応急救護に万全を期する。

(3) 地震活動（余震）情報等の把握

情報通信網が正常な場合は、地震活動（余震）に関する情報、その他周辺の被害の状況を把握して、児童・生徒等を帰宅させるかどうか、市教育委員会や中学校区での協議等により決定する。情報通信網が分断されている場合は、可能な限りの情報を集め、帰宅の判断をする。

(4) 下校時の危険防止

児童・生徒等を帰宅させる場合は、その安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底し、集団下校させる。低学年児童については、教職員が地区別に引率するなど、必要な措置を講じる。

(5) 校内保護

災害の状況により児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努める。

なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

2 被害状況の把握

地震が発生した場合、速やかに児童・生徒や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、市教育委員会へ報告する。

施設の被害状況を把握する際には、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また、避難所等として使用可能かどうかについても確認し、市教育委員会に報告する。必要によっては応急危険度判定士の派遣を要請し、施設の安全確保を図る。

3 臨時休校等の措置

被害状況によっては、市教育委員会と連絡・協議の上、臨時休校等の適切な措置をとる。

4 危険箇所の安全点検等

校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等の危険箇所について、速やかに安全点検を行う。

また、漏水被害等を受けた場所には、トイレ、手洗い場等感染症対策上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

第2 状況別対応行動

次の表は、地震発生時の状況に応じて児童・生徒等がとる基本的な行動を例示したものである。児童・生徒等の安全を第一に考え、学校の実状、地域の実態及び発生時の状況等に応じた対策を講じる。

	児童・生徒等の行動
登下校時	<p>《地震発生時の対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登下校中の児童・生徒等は、原則として帰宅する。ただし、学校の近くまで来ている場合は学校へ避難する。 ・ 在宅の場合は登校しない。ただし、災害危険地域付近在住の児童生徒は、家族の者とともに直ちに避難所等へ避難し、学校へその旨を連絡する。 <p>【地震発生時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ できるだけ安全な空間を確保する。 ・ カバン、コート等を頭へのせ、落下物から身を守る。 <p>【避難時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 古い建物、建設中の建物、保全管理の十分でない建物等、危険と思われる建物やブロック塀には近づかない。 ・ がけ下、川岸からできるだけ早く遠ざかる。 ・ プロパンガス等が漏れているところ、また、道路のアスファルトがめくれているところは、速やかに遠ざかる。 ・ 火災現場から遠ざかる。 ・ 狭い道路はできるだけ避けて通る。 ・ 倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。
在 校 時	<p>《教室》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・ 机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない。 ・ 大きな揺れが収まったら、直ちに周囲の状況を確認のうえ、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグラウンドへ出る。 <p>《廊下・階段》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 <p>《グラウンド》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎からの落下物を避けるため速やかに校舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。 ・ 教室・校舎には戻らない。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「かけない」「もどらない」をしっかり守る。 ・ 保護者に安全に引き渡されるまで、教職員の指示の下、学校内の安全な場所で待機する。

児童・生徒等の行動	
校外活動時	<p>基本的には帰校する。ただし、状況により次の行動をとる。</p> <p>《所属校から離れている場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス、鉄道等の交通機関が停止した場合は、状況により最寄りの避難所等へ避難する。 ・避難については市又はその地の市町村の指示に従う。 ・川岸等の危険予想地域から安全な場所に至急避難する。 <p>《所属校に近い場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」をしっかり守る。 ・自分勝手な言動を絶対にとらない。 例……勝手に家に帰る 等。 ・デマ等に惑わされない。 ・避難時には、まとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。
部活動時	<p>《校内の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧問の指示に従って安全な場所に避難する。 ・一人で勝手に行動しない。 ・人員点呼後、できるだけ集団で帰宅する。 ・帰宅できない生徒等は、保護者に安全に引き渡されるまで、顧問の指示の下、学校内の安全な場所で待機する。 <p>《校外の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校外や遠隔地で合宿等をしている場合は、その地域の指示された避難所等へ集団で避難する。 ・合宿地等が山崩れ、がけ崩れ等の危険地域の場合には、直ちに安全な場所へ避難する。

第22節 農林業対策計画

風水害等対策編第2章第24節「農林業対策計画」を準用する。

第23節 公共施設等災害応急対策計画

風水害等対策編第2章第25節「公共施設等災害応急対策計画」を準用する。

第24節 義援物資、義援金の受入れ・配分計画

風水害等対策編第2章第28節「義援物資、義援金の受入れ・配分計画」を準用する。

第25節 ボランティアの受入れ・活動支援計画

風水害等対策編第2章第29節「ボランティアの受入れ・活動支援計画」を準用する。

第26節 二次災害防止計画

地震発生後の地震活動（余震）、降雨、建物倒壊等による二次的な災害を防ぐため、市、県及び関係機関は連携して、迅速かつ的確な措置を実行する。

第1 土砂災害等の二次災害防止

1 施設、土砂災害警戒区域等の点検・応急措置の実施

市、県、消防機関は、地震活動（余震）、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、災害危険箇所の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

2 被災宅地危険度判定の実施

市は、県と連携し、二次的な地すべり、がけ崩れ等から市民の安全の確保を図るため、宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度判定を行う被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果は当該宅地に表示を行い、管理者又は使用者に対し使用を制限する必要があるなど周知し、二次災害の防止に努める。

3 避難対策

市、県、消防機関は、土砂災害の発生が予想される場合は、市民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第6節避難対策計画の要領により警戒区域の設定若しくは避難指示を行う。

第2 建築物・構造物の二次災害防止

1 点検の実施

市は、地震活動（余震）に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、建築物等の被害の状況を調査して地震活動（余震）等による二次災害発生の危険度の判定、表示等を行う震災建築物応急危険度判定を実施する。

2 二次災害の防止

市は、点検の結果、使用を制限する必要がある場合、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

特に、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

3 広報及び指導・相談の実施

市は、地震活動（余震）等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、市民に対して広報車等により震災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止等の広報活動を行う。

また、震災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

4 倒壊・損壊建築物等の石綿飛散等の防止

市は、県に協力して市民及び救護活動又は障害物撤去等従事者に対し、石綿を含む粉じんのばく露防止について注意喚起を行う。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

風水害等対策編第3章第1節「復旧・復興の基本的方向の決定」を準用する。

第2節 民生の安定化対策

風水害等対策編第3章第2節「民生の安定化対策」を準用する。

第3節 公共施設等災害復旧対策

風水害等対策編第3章第3節「公共施設等災害復旧対策」を準用する。

その他大規模災害等対策編

【その他大規模災害等対策編】

第1章 その他大規模災害等対策計画

第1節	その他大規模災害等の配備体制	大-1
第2節	放射性物質災害対策計画	大-2
第3節	航空機災害対策計画	大-6
第4節	鉄道災害対策計画	大-9
第5節	大規模火災対策計画	大-11
第6節	林野火災対策計画	大-14
第7節	大規模停電災害対策計画	大-16
第8節	危険物等災害対策計画	大-20

第 1 章 その他大規模災害等対策計画

第 1 節 その他大規模災害等の配備体制

第 1 配備基準

災害の種類	警戒配備 【災害警戒本部の設置】	非常配備 【災害対策本部の設置】
放射性物質災害	放射性物質事故により災害の発生又は発生が予想される場合で、副市長が必要と認めたとき。	放射性物質事故により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
航空機災害	航空機事故により災害の発生又は発生が予想される場合で、副市長が必要と認めたとき。	航空機事故により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
鉄道災害	鉄道事故により災害の発生又は発生が予想される場合で、副市長が必要と認めたとき。	鉄道事故により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
大規模火災	大規模火災により災害の発生又は発生が予想される場合で、副市長が必要と認めたとき。	大規模火災により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
林野火災	林野火災により災害の発生又は発生が予想される場合で、副市長が必要と認めたとき。	林野火災により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
大規模停電災害	全市的な停電で、数時間程度で復旧が見込まれる場合で、副市長が必要と認めたとき。	全市的な停電で、復旧に1日以上要すると見込まれる場合で、市長が必要と認めたとき。
危険物等災害	危険物等事故により災害の発生又は発生が予想される場合で、副市長が必要と認めたとき。	危険物等事故により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。

第 2 災害対策本部の組織及び運営

「震災対策編 第 2 章 第 1 節 第 6 佐野市災害警戒本部の設置及び同第 7 佐野市災害対策本部の設置」に準ずる。

第 3 職員の動員

「震災対策編 第 2 章 第 1 節 第 8 動員」に準ずる。

第2節 放射性物質災害対策計画

第1 基本方針

本市及び県には「原子力災害対策特別措置法」に規定される原子力事業所は存在しないが、医療機関及び放射性同位元素等使用事業所が存在している。

また、茨城県等には、臨界事故等の発生を想定し対策を検討すべき施設が存在するほか、核燃料物質の輸送事故なども想定する必要がある。

これらのことから、放射性物質事故による影響の甚大性を考慮し、放射性物質取扱事業所等及び防災関係機関の予防対策、応急対策について定める。

第2 放射性物質事故の想定

県内の放射性物質取扱事業所で取り扱っている事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性は低いことから、地震、火災、事故等に起因する事故を想定する。

また、核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。

さらに、茨城県等に立地している原法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故等を想定する。

第3 放射性物質事故予防対策

1 放射性物質取扱施設の把握

市及び消防本部は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2 情報の収集・連絡体制の整備

市は、県、国、警察、消防本部、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

3 退避誘導體制の整備

市は、県内外の放射性物質事故発生時に適切な退避誘導を図れるよう、平時から地域住民及び自主防災組織等の協力を得て、退避誘導體制の整備に努めるものとする。

また、要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し、安否確認を行うため、平時より要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導體制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

4 防護資機材等の整備

県、市、警察、消防本部及び核燃料物質使用事業所の事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスク等の防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努めるものとする。

5 防災教育等

市及び県は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するものとする。

また、市及び県は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、市民に対して平時から放射性物質事故に関する知識の普及を図るものとする。

第4 放射性物質事故応急対策

1 情報の収集・伝達体制

(1) 県内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には速やかに次の事項について、市、県、警察、消防本部及び国の関係機関に通報するものとする。また、事故情報等については、随時、連絡を行うものとする。

- ア 事故発生の時刻
- イ 事故発生の場所及び施設
- ウ 事故の状況
- エ 放射性物質の放出に関する情報
- オ 予想される被害の範囲、程度等
- カ その他必要と認める事項

(2) 県内の放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、県内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに市、県、警察、消防本部及び国の関係機関に通報するものとする。

(3) 県外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ）」に基づく原子力艦緊急事態が国から発表された場合は、県、国や事故の所在都道府県等から情報収集を迅速に行うものとする。

(4) 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合は、発見者は文部科学省に速やかに通報するものとする。

2 放射性物質事故応急対策本部・災害対策本部の設置

市は、必要に応じて放射性物質事故応急対策本部又は災害対策本部を設置するものとする。

なお、市における配備基準は、「震災対策編 第2章 第1節 第6 佐野市災害警戒本部の設置」及び「震災対策編 第2章 第1節 第7 佐野市災害対策本部の設置」を準用する。

3 避難等の防護対策

市は、県から緊急時における環境放射線モニタリング等活動の結果等、必要な情報の提供を受けるものとする。

また、環境放射線モニタリング結果等から、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「O I L (Operational Intervention Level) と防護措置について」に該当すると認めら

れる場合に、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、市民に対し「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずるものとする。

4 安定ヨウ素剤の配布等

国が備蓄する安定ヨウ素剤の配布について、市及び県は、国及び関係機関と連携して対応するとともに、原子力災害対策指針等を参考に、安定ヨウ素剤の服用の効果等について市民等へ日頃から周知徹底に努める。

第5 運用上の介入レベル（OIL）

運用上の介入レベル（OIL）とは、放射性物質の放出後、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等で表された防護措置の判断基準である。

1 防護措置

（1）避難・屋内退避等の基準と措置の概要

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難なものの一時的屋内退避を含む）
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物※の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

（2）人のスクリーニング等の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm β 線：13,000 cpm 【1ヶ月後の値】	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等をした避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施

（3）飲食物のスクリーニング、摂取制限の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

第6 広報相談活動

市は、放射性物質事故が発生した場合、県等の実施した環境放射線モニタリング結果等の情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ市民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。

- 1 情報の伝達は、防災行政無線、市ホームページ、防災・気象情報メール、SNS、広報車等により行うものとする。
- 2 市民等（外国人を含む）からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ特別対応窓口等を開設するものとする。

第7 飲料水及び飲食物の摂取制限等

市及び県は、市民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき、食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うものとする。

第8 消防活動

放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防本部においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法を決定するとともに、安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

第9 広域避難者の支援要請又は受入れ

市は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続きについて、県と協力し円滑に行うものとする。

1 県内市町間における広域避難者の受入れ等

市は、市の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町長に協議するものとし、協議を受けた市町は同時被災等受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。

この場合、県は、被災市町の要請があった場合には、受入れ先市町の選定や紹介等の調整を行うものとする。

2 都道府県域を越える広域避難者の受入れ等

市は、県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県を通じて他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行うものとする。この場合、協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

3 水戸市民の県外広域避難の受入れ

東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、水戸市民の県外広域一時滞在の受入れ準備を行う。

第3節 航空機災害対策計画

第1 基本方針

本計画は、本市内において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平時から体制を整備するための予防計画を定める計画とする。

第2 予防計画

1 情報の収集・連絡体制の整備

関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集、連絡体制を整備する。

2 協力・応援体制の整備

関係機関は、相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

3 消火救難、救助・救急及び医療活動に係る資機材等の整備及び備蓄関係機関は、発災時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

4 防災訓練

関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

第3 応急対策計画

航空機災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、防災関係機関は早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。

1 情報の収集

初動体制を早期に確立するため、関係機関は情報の受伝達を緊密に行う。

2 応急対策

関係機関は、航空機事故が発生した際、次の対応をとる。

市は、県、国土交通省等の関係機関と連絡調整を行う。

(1) 搜索救難活動

国土交通省が中心となって実施する。防衛省、警察庁、消防庁、県及び市がこれに協力する。

(2) 消防活動

市消防本部が中心となって消火活動を行う。

(3) 実施内容

(ア) 航空機災害に係る火災が発生した場合、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

(イ) 航空機災害に係る火災が発生した場合、市及び市消防本部の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

(ウ) 災害の規模等が大きく、市消防本部限りでは対処できないと思われる場合は、必要に応じて消防相互応援協定に基づく近隣消防本部、栃木県広域消防応援隊及び緊急消防援助隊の応援を要請する。

(4) 救出救護活動

ア その他の地域で災害が発生した場合

(ア) 実施機関

当該航空運送事業者、市、市消防本部、県警察、栃木県

(イ) 協力機関

(公社)栃木県医師会、日本赤十字社栃木県支部、(一社)栃木県歯科医師会、(一社)栃木県薬剤師会、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、国公立病院、近隣消防本部

イ 実施内容

航空機の乗客及び発災地域住民等の救出、救護、収容等を行う場合は、次により実施する。

(ア) 救出班の派遣

実施機関は、乗客、地域住民の救出のため救出班を編成し、担架等救出に必要な資器材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

(イ) 救護所の開設

重軽傷者の救護は、現場指揮本部の近傍に現場救護所を設置し、県より派遣された救護班等による迅速な処置を図るものとする。

(5) 救急、搬送

消防本部が中心となって応急処置後の負傷者を適切な医療機関に搬送する。

(6) 死体の収容

市が、県、県警察、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。

死体の収容、埋葬に係る実施事項は、「風水害等対策編 第2章 第19節 遺体の捜索・処理・埋葬計画」の定めるところによる。

(7) 交通規制

県警察は、発災地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

(8) 広報

ア 実施機関

市及び県警察等が実施する。

イ 実施内容

災害応急対策実施の理解を求めするため、報道機関を通じ、又は広報車、防災行政無線等により、地元住民、旅客、送迎者及び周辺地域住民等に対して次のとおり広報を行う。

(ア) 市及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに道路等ライフラインの復旧見通し

(イ) 避難の指示、及び避難先の指示

(ウ) 地域住民等への協力依頼

(エ) その他必要な事項

(9) 防疫及び清掃

防疫については、遭難機が国際線である場合には、国、県と密接な連携を図りつつ、事故現場の清掃については、「風水害等対策編 第2章 第20節 障害物除去計画」又は「風水害等対策編 第2章 第21節 廃棄物処理計画」の定めるところにより、応急対策を講ずることとする。

3 応援体制

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援態勢を整える。

第4節 鉄道災害対策計画

第1 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。

なお、本市において対象となる鉄軌道事業者は、東日本旅客鉄道株式会社高崎支社及び東武鉄道株式会社である。

第2 予防計画

1 各事業者による予防対策

鉄軌道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき技術基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行うものとする。

また、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

2 行政等による予防対策

(1) 国、公共機関、県、市及び鉄軌道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。

(2) 国、県及び市は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、市民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。

(3) 国、県、市及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安施設の整備、交通規制の実施等、踏切道の改良に努める。

第3 応急・復旧計画

1 行政等による応急活動体制

市は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

2 情報収集・伝達体制

鉄軌道事業者は、事故対策マニュアル等により、応急措置や関係機関への通報等を行う。

3 相互協力・派遣要請計画

(1) 鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとする。

(2) 市は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

(3) 県は、自衛隊の派遣要請の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請する。また、市は、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

4 消防活動

- (1) 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。
- (2) 消防本部は、消防警戒区域を設定し、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

5 救助・救急計画

- (1) 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。
- (2) 消防本部は、被災した乗客等の救助活動を実施するとともに、現場指揮本部の近傍に現場救護所を設置し、トリアージ及び傷病者の応急処置を行う。
また、消防部隊が不足する場合は、必要に応じて消防相互応援協定に基づく近隣消防本部、栃木県広域消防応援隊及び緊急消防援助隊の応援要請を行う。
- (3) 国及び地方公共団体は、必要に応じ民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。
- (4) 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求める。

6 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を把握し、緊急交通路の確保を図るなどの的確な交通規制を図る。

7 避難計画

- (1) 市及び警察署は、発災時には、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。
- (2) 避難誘導に当たっては、避難所、避難経路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他の避難に資する情報の提供に努める。
- (3) 市は、必要に応じて避難所を開設する。

第5節 大規模火災対策計画

第1 基本方針

大規模な火災による多数の死傷者等の発生といった大規模災害に対する対策について定める。

第2 予防計画

1 建築物不燃化の促進

(1) 建築物の防火規制

市は、市街地における延焼防止を次により促進する。

ア 建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

イ 準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条の規定による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(2) 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から市民の生命、身体及び財産を守るため、避難地、避難経路、延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

2 防災空間の整備・拡大

(1) 都市公園は、市民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における町会一時（自主防災組織）避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

市は、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、併せて火災に強い樹木の植栽を検討するなど、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

(2) 都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず、大規模火災時には火災の延焼防止機能も有しているため、道路の新設・改良に努める。

(3) 都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、河道の拡幅等、河川の改修が防災空間の整備等に有効である。

3 市街地の整備

市は、面的な都市基盤施設の整備と併せて建物の更新等が図られる土地区画整理事業や市街地再開発事業等により、防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

また、新たな地域拠点等の形成を必要とする地域においては、防災上安全で健全な市街地となるよう土地区画整理事業を推進する。

4 予防立入検査

消防本部は、年間査察計画を作成して、消防法第4条に基づき、防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

立ち入り検査の主眼点

- ア 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。
また、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水、その他消火活動上必要な施設が消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- イ 炉、厨房設備、ストーブ、ボイラー、乾燥設備、変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。
- ウ こんろ、火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- エ 劇場、映画館、百貨店等公衆集合場所での裸火の使用等について、火災予防条例に違反していないかどうか。
- オ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱いの状況が火災予防条例に違反していないかどうか。
- カ その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

5 多数の者を収容する建築物の防火対策

(1) 防火管理者及び消防計画

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- イ 消火、通報、避難等の訓練の実施
- ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- オ 従業員等に対する防災教育の実施

(2) 定期点検報告

消防本部は、一定規模の特定防火対象物の管理権限者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ報告させる。

6 消防組織及び施設の整備充実

(1) 消防組織

市は、消防職員、団員の確保に努める。

(2) 消防施設等の整備

消防施設等については、「消防力の整備指針」に基づいて整備を図る。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

(1) 市は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 市は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

2 情報収集・伝達体制

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

3 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、「風水害等対策編 第2章 第11節 災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

4 消防活動

- (1) 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (2) 消防本部は、必要に応じて消防相互応援協定に基づく近隣消防本部、栃木県広域消防応援隊及び緊急消防援助隊の応援要請を行う。
- (3) 消防本部は、他の市町からの応援要請を受けたときは、具体的な活動マニュアルである「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

5 救助・救急計画

- (1) 市及び消防本部は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて県の各機関等に応援を要請する。
- (2) 市は、必要に応じて民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。
- (3) 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

6 交通規制計画

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図るなどの的確な交通規制を図る。

7 避難計画

- (1) 発災時には、市及び警察署等は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。
- (2) 避難誘導に当たっては、市は避難所、避難経路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他の避難に関する情報の提供に努める。
- (3) 市は、必要に応じて避難所を開設する。

8 救援・救護計画

食料・飲料水・生活必需品等供給については、「風水害等対策編 第2章 第15節 生活必需品・燃料等供給計画」、医療救護計画については、「風水害等対策編 第2章 第17節 医療・救護計画」に定めるところによる。

第6節 林野火災対策計画

第1 基本方針

近年のレジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備等により、ハイキングなど森林の利用者が多くなり、林野火災の発生も懸念される場所である。

また、林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災になるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

第2 予防計画

1 広報宣伝

(1) 各種広報等による注意

市は、市ホームページ、防災行政無線、防災・気象情報メール、SNS、広報紙、回覧板等を利用し、林野火災に対する市民の注意を喚起する。

(2) 学校教育による指導

市は、児童・生徒に対して、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災の予防が大切であることを理解させるための普及指導を行う。

(3) 山火事予防運動の実施

市及び森林組合は、山火事予防運動期間中に懸垂幕を設置するなどの各種啓発事業を推進する。

2 法令による規制

(1) 条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項、森林法第21条第1項）

市は、市民に対し、火災警報発令下等における市等条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。

(2) 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

林野率が高く火災発生の危険の高い地域においては、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。

3 林野等の整備

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り、火災の起こりにくい森林の育成に努める。

第3 応急対策計画

1 消防計画の樹立

(1) 地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図の作成

消防本部は、林野の地形状況を把握し、具体的状況の中で容易に消防作戦が立てられるような調査図を作成し、消防団等にあらかじめ配布しておく。

2 総合的消防体制の確立

(1) 警報連絡体制の確立

火災警報、その他気象情報が円滑、適切に連絡できる体制を確立する。

(2) 防御機器等の整備

林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備、点検しておくよう要請する。

(3) 防災訓練の実施

図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

(4) 広域応援体制の確立

初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないため、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

(5) 航空機による空中消火体制の整備

空からの消火については、県が保有している空中消火資機材を用いて、県消防防災ヘリコプターや自衛隊航空機による支援を得て、被害の拡大防止に努める。

3 迅速な消火活動

消防機関は、消防ポンプによる消火活動のほか、背負い式消火水のう等を使った人海戦術による消火、県消防防災ヘリコプター等による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、延焼阻止が困難と判断されるときは、森林所有者等と調整し、森林を伐採し臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

4 現場指揮本部の開設

消防機関は、火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに現場指揮本部を開設し、関係機関と連携し、延焼方向、地域住民・施設等への被害の発生状況、危険性等を十分把握し、効果的な消火活動等を行う。

5 消防団の活動

消防団は、消火活動を実施し、飛び火による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域住民等を安全な場所に避難誘導する。

また、消防隊の到着後は、当該消防隊への情報提供と火点誘導を行い、消防隊と協力して消火活動にあたる。

6 立入禁止区域の設定等

警察署は、災害が発生し被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行うものとする。

7 その他

県及び森林所有者は、林地荒廃の防止に努めるとともに、森林復旧造林を推進する。

第7節 大規模停電災害対策計画

第1 基本方針

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、約295万戸が停電する日本初のブラックアウト※が発生し、復旧までに45時間を要し、その間、ライフラインの断絶や交通機関、医療機関のマヒ等市民生活や産業活動に甚大な影響を及ぼした。

一方、令和元年9月の台風15号では、千葉県内の広範囲で停電が発生し、一部地域は長期化するなど、市民生活や産業活動等に大きな影響が生じた。

そこで本節では、市内での長期にわたる大規模停電の発生を想定し、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関等が直ちにとるべき対策について定める。

※ブラックアウト：大手電力会社が管轄する全エリアで停電が起こる現象

第2 予防計画

1 情報連絡体制の整備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市、県及び東京電力パワーグリッド(株)等防災関係機関は、大規模停電災害が発生した場合に、連携して円滑な応急対策を実施できるよう、平時より緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておく。

(2) 情報通信手段の整備

市、県及び東京電力パワーグリッド(株)等防災関係機関は、「風水害等対策編 第2章 第25節 公共施設等災害応急対策計画」に基づき、大規模停電発生時の情報通信手段の確保に努める。

2 設備・備蓄の充実

市、医療・福祉施設や避難所等防災上重要な施設の管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な電力を確保できるよう、資機材等の設備の整備及び発電機の備蓄に努める。

3 燃料の確保

非常用発電機等を整備している避難所や医療・福祉施設、公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。

4 市民等の停電に対する備えの強化

市は、市民や事業所等に対し、「風水害等対策編 第1章 第1節 防災意識の高揚」に示すとおり、日頃から防災備蓄品を準備することや避難所の確認、地域などで行う防災訓練等に積極的に参加するなど、普及啓発を図る。

また、電力会社とも連携し、平時より停電により生じ得る危険性について周知を図る。

停電発生後の留意事項

■自宅にいるとき

- ・パソコンや家電製品の電源を切り、プラグをコンセントから抜く。
- ・ブレーカーを切る。（家の外に避難するときもブレーカーを切る）
- ・懐中電灯等で灯りを確保する。
- ・市からの情報や電力会社のウェブサイト、災害情報のアプリ等で復旧までにかかる時間を確認する。等

■屋外にいるとき

- ・信号機の灯火が消えている交差点等では、安全確認を十分に行いながら進行する。
- ・歩いて避難する場合は、車が多い交差点はできるだけ避ける。
- ・夜道は危険なのでなるべく歩かない。
- ・断線した電線に近づかず決して触れない。等

5 倒木対策

市は、市管理施設敷地内や街路上の倒木を予防するため、倒木の危険性のある樹木を調査し、必要に応じて伐採等の措置を講じる。

また、森林所有者等は、倒木による電線の破線を避けるため、枝打ち、間伐、伐採等の励行を図る。

6 東京電力パワーグリッド(株)の措置

東京電力パワーグリッド(株)は、大規模停電災害の発生に備え、次の措置を講ずるものとする。

(1) 防災知識の普及啓発

ウェブサイト上に、市民等に向けた緊急時の対応に関する情報を提供するとともに、市と連携を図り、市ウェブサイト等により、市民等に向けた大規模停電時の対応等の防災知識の普及啓発を図る。

(2) 防災訓練の実施

独自の防災訓練の実施はもとより、大規模停電災害を想定した市、県が実施する防災訓練に参加するなど、防災関係機関との連携強化を図る。

(3) 電力設備の整備促進

電力設備の防災対策等を実施し、安全性・信頼性の向上を計画的・総合的に実施する。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

(1) 市

市長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る応急対策を実施する。

市における配備基準は、「本編 震災対策編 第2章 第1節 活動体制計画」のとおりとする。

(2) 防災関係機関

防災関係機関の長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を図りながら、その所管に係る応急対策を実施する。

(3) 東京電力パワーグリッド(株)

東京電力パワーグリッド(株)は、大規模停電災害が発生した場合、速やかに市、県及び防災関係機関に状況を報告するとともに、「風水害等対策編 第2章 第25節 公共施設等災害応急対策計画」に基づき、応急対策を実施する。

2 情報の収集・伝達

(1) 市

市は、市域において大規模停電災害が発生又は発生のおそれがあるときには、本計画の定めるところにより、速やかに停電状況や被害状況を取りまとめ、県に報告する。

(2) 東京電力パワーグリッド(株)

東京電力パワーグリッド(株)は、大規模停電災害が発生した場合、市、県及び防災関係機関に停電状況等を連絡するとともに、ホームページ上への情報公開に努める。

また、停電の復旧時期について可能な限り正確に見極め、公表するよう努める。

3 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、非常用電源を配備することにより、業務の継続性を確保するとともに、電源設備の故障等に備え、複数の通信手段の確保に努める。

4 石油類燃料の供給対策

市は、大規模停電災害時の応急対策への燃料不足による支障を避けるため、「災害時における緊急車両・重要施設燃料の優先供給ガイドライン」に基づき、栃木県石油商業組合と協力し燃料の確保に努める。

5 災害広報

市は、災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、市民等に対して行う災害広報は、「震災編 第2章 第5節 災害広報計画」の定めによるほか、市民等への広報は、概ね次のような項目について行う。

広報内容

- ・停電の状況及び停電に伴う災害の状況
- ・関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・停電の復旧の見通し
- ・給水所や避難所の開設状況
- ・停電時における注意事項 等

6 市民生活の安全確保

市は、長期にわたり停電が予想される場合には、早急に次のような対策を実施する。

(1) 避難対策

市は、大規模停電災害により市民等の生命及び身体の安全・確保を図るため、必要がある場合は、「風水害等対策編 第2章 第6節 避難対策計画」又は「震災対策編 第2章 第6節 避難対策計画」の定めるところにより、避難所の開設や避難誘導等を実施する。

(2) 消防・救急・救助活動

消防・救急・救助活動については、「風水害等対策編 第2章 第7節 消防計画」又は「震災対策編 第2章 第8節 救急・救助活動計画」の定めによるものとし、特に関係機関の連携による警戒パトロールや火災発生に対する迅速な消火活動、停電地区での通電火災の注意喚起、医療機関との連携による円滑な救急搬送等に努める。

(3) 緊急的な電力供給

市は、電源を喪失した防災関係機関、医療・福祉施設、避難施設等のうち電源車の配備先を検討し、各種災害協定に基づき、各所へ要請する。

(4) 給水支援

飲料水の供給については、「風水害等対策編 第2章 第14節 給水計画」に基づき飲料水を確保する。

(5) 入浴支援

市は、入浴支援に当たり、自衛隊に仮設風呂の開設を要請するほか、民間の入浴施設の開設を要請することを検討する。

7 広域応援

市は、停電による災害の規模により、市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「風水害等対策編 第2章 第2節 相互応援協力・関係機関との連携計画」の定めにより、県、他の市町、他の消防本部等へ応援を要請する。

8 自衛隊派遣要請

市は、停電による災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「風水害等対策編 第2章 第2節 相互応援協力・関係機関との連携計画」の定めにより、自衛隊の災害派遣を要請する。

第8節 危険物等災害対策計画

第1 危険物（消防法）

1 基本方針

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

2 予防計画

（1）事業所等

- ア 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において危険物の災害予防に万全を期する。
- イ 資料5により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。
 - （ア）危険物保安監督者の選任
危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。
 - （イ）危険物保安統制管理者の選任
危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。
 - （ウ）危険物施設保安員の選任
危険物の規制に関する政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。
- ウ 事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。
 - （ア）事業所等の自主的保安体制の確立
各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。
 - （イ）事業所相互の協力体制の確立
危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあつては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。
 - （ウ）住民安全対策の実施
大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

（2）市及び消防本部

- ア 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は直ちに改善、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

- (ア) 危険物施設の把握と防災計画の策定
危険物施設、貯蔵・取り扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。
- (イ) 監督指導の強化
危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。
- (ウ) 消防体制の強化
消防本部は、各事業所の火災防災計画を作成するとともに、隣接市町との相互応援協定の締結を推進する。
- (エ) 防災教育
危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての的確な教育を行う。

3 応急対策計画

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に次の措置をとる。

ア 通報体制

- (ア) 責任者は、災害が発生した場合、直ちに119番で消防に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。
- (イ) 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて消防本部へ通報する。

イ 初動活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初動活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

ウ 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

(2) 市、県その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、市地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

ア 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣するなどにより、被災状況を的確に把握するとともに、市、その他関係機関に災害発生速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

イ 救急医療

当該事業所、消防本部、医療機関は、連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。警察署、その他の関係機関はこれに協力する。

ウ 消防活動

消防本部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

エ 避難

市は、警察署と協力し、避難のための立退きの指示、避難所の開設及び避難所への収容を行う。

オ 警備

警察署は、関係機関の協力のもと、被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

カ 交通対策

道路管理者及び警察署は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。

キ 原因の究明

消防本部及び警察署は、災害の発生原因の究明にあたる。

第2 LPガス・高圧ガス

1 基本方針

LPガス・高圧ガスによる災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

2 予防計画

(1) 販売事業者（保安機関、充てん事業者を含む）

ア 一般消費者等に対する災害予防措置の実施

- ・LPガスの災害事故を防止するため、容器の転倒・転落・流出防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れ警報器、対震自動ガス遮断器付マイコンメータ、ガス放出防止器、ヒューズコック、一酸化炭素警報器等の安全機器の整備を促進する。
- ・事故防止、災害時における措置について、パンフレット等により具体的に指導する。

イ 災害予防体制の強化

- ・従業員への保安教育を適切に実施するとともに、防災訓練等への積極的な参加等により、体制の充実強化を図る。
- ・ガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう緊急点検に必要な資機材、緊急出動態勢を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。
- ・容器の転倒・転落防止の措置をするなど、容器置き場の適正な管理を徹底する。
- ・被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

(2) 高圧ガス事業所等（製造者、販売業者、高圧ガスを貯蔵・消費する者等）

災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

ア 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

イ 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

ウ 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため、緊急動員体制を確立する。

エ 相互応援体制の確立

事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の中で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

オ 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。さらに、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

カ 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

キ 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(3) 消防本部その他関係機関

ア 防災資機材の整備

(ア) 消防本部は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。

(イ) 消防本部は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに、報告の協力を求めるなどにより、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

イ 保安教育の実施

関係団体は、事業所等に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

ウ 防災訓練の実施

関係機関は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう、定期的に総合防災訓練を実施する。

3 応急対策計画

(1) 販売事業者・高圧ガス事業所等

ア 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

イ 販売事業者等の措置

二次災害を防止するため、住民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行い、消防機関等関係機関と連携しながら適切な措置を講じる。

ウ 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

エ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

オ 防災資機材の調達

防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

カ 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス探知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

(2) 市、県その他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ 防災資機材の調達

(ア) 県及び消防本部は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。

(イ) 警察及び消防本部は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

エ 被害の拡大防止措置及び避難

(ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(イ) 市は、必要に応じ避難の指示を行う。

オ 原因の究明

警察及び消防本部は、災害の発生原因の究明に当たる。

第3 火薬類

1 基本方針

火薬類による被害を予防し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

2 予防計画

(1) 事業所等

ア 警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。

イ 防災体制の整備

災害発生時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

(ア) 防災組織の確立

事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。

(イ) 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

(ウ) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

(エ) 相互応援体制の確立

一つの事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

ウ 安全教育の実施

従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるたびごとに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

エ 防災訓練の実施

取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(2) 県及び関係団体

事業所等に対して、火薬類に関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

3 応急対策計画

(1) 事業所等

ア 緊急通報

火薬類施設が発災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により、防災関係機関に通報する。

イ 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(2) 市、県その他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ 被害の拡大防止措置及び避難

(ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(イ) 市は、必要に応じ避難の指示を行う。

(ウ) 警察署は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

エ 原因の究明

警察及び消防本部は、災害の発生原因の究明にあたる。

第4 毒物劇物

1 基本方針

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者及び関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。

2 予防計画

(1) 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

ア 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止にあたる。

イ 管理体制の整備

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

ウ 施設の保守点検

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止にあたる。

エ 教育訓練の実施

毒物劇物営業者は、危害防止規定に基づき、作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

オ 毒物劇物販売業者等

毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、上記(ア)から(ウ)により危害防止に努める。

3 応急対策計画

(1) 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

ア 通報

毒物劇物の流出等により、市民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、保健所（安足健康福祉センター）、警察又は消防本部へ通報を行う。

イ 応急措置

毒物劇物が流出等により、市民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

(2) 市、県その他関係機関

ア 緊急通報

消防本部は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合、市、県、警察へ連絡するとともに、状況に応じてその他の防災機関と連絡調整を図る。

イ 被害の拡大防止

消防本部は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

ウ 救急医療

消防本部は、大量流出事故等に際して、市、県、警察、医療機関へ連絡するとともに、連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

エ 避難

市は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば避難の指示を行う。

キーワード検索

(風)：風水害等対策編、(震)：震災対策編、(大)：その他大規模災害等対策編

五十音	項目	総則、予防	応急、復旧
あ	安否不明者	該当箇所なし	【応急】 (風) 第2章・第2節・第3 (風) 第2章・第3節・第5 (風) 第2章・第5節・第3
	アンダーパス	【予防】 (風) 第1章・第7節・第1	該当箇所なし
い	遺体収容所	該当箇所なし	【応急】 (風) 第2章・第19節・第2
	一時滞在施設	【予防】 (震) 第1章・第3節・第5	該当箇所なし
	医療	【総則】 第2節・第2 【予防】 (風) 第1章・第6節・第1・2 (風) 第1章・第7節・第2 (風) 第1章・第19節 (震) 第1章・第7節・第1	【応急】 (風) 第2章・第2節・第2 (風) 第2章・第3節・第6 (風) 第2章・第10節 (風) 第2章・第11節・第3 (風) 第2章・第12節・第8 (風) 第2章・第17節 (風) 第2章・第22節・第4 (風) 第2章・第29節 (震) 第2章・第8節
え	液状化	【予防】 (震) 第1章・第3 (震) 第1章・第8節・第1	該当箇所なし
	エレベーター	【予防】 (震) 第1章・第13節・第4	該当箇所なし

五十音	項目	総則、予防	応急、復旧
お	応援要請	【総則】 第3節・第1 【予防】 (風) 第1章・第18節・第2 (風) 第1章・第19節・第3 (風) 第1章・第22節・第5 (風) 第1章・第23節・第1	【応急】 (風) 第2章・第1節・第9 (風) 第2章・第2節・第1 (風) 第2章・第7節・第4 (風) 第2章・第10節・第2・5 (風) 第2章・第15節・第2 (風) 第2章・第19節・第1・3 (風) 第2章・第22節・第3 (風) 第2章・第25節・第8 (震) 第2章・第1節・第7 (震) 第2章・第8節・第2 (大) 第1章・第4節・第3 (大) 第1章・第5節・第3
	応急仮設住宅	該当箇所なし	【応急】 (風) 第2章・第11節・第3 (風) 第2章・第16節・第1・3 (震) 第2章・第6節・第12
	応急危険度判定	【予防】 (震) 第1章・第13節・第6	【応急】 (震) 第2章・第6節・第3 (震) 第2章・第26節・第2 【復旧】 (風) 第3章・第2節・第2
か	外国人	【予防】 (風) 第1章・第2節・第3 (風) 第1章・第3節・第1 (風) 第1章・第5節・第2 (震) 第1章・第3節・第5 (大) 第1章・第2節・第6	【応急】 (風) 第2章・第5節・第3・5 (風) 第2章・第6節・第4～7 (風) 第2章・第29節 (震) 第2章・第6節・第2～4

五十音	項目	総則、予防	応急、復旧
か	ガス	【総則】 第2節・第2 【予防】 (風) 第1章・第2 (風) 第1章・第16節・第7 (風) 第1章・第17節・第1 (震) 第1章・第2節・第1 (震) 第1章・第3	【応急】 (風) 第2章・第3節・第5 (風) 第2章・第5節・第2 (風) 第2章・第8節・第1 (風) 第2章・第25節・第9 (震) 第2章・第3節・第2 (震) 第2章・第6節・第1 (震) 第2章・第7節・第2・3・4
	学校	【予防】 (風) 第1章・第1節・第4 (風) 第1章・第3節・第1・3 (風) 第1章・第5節・第2 (風) 第1章・第6節・第4 (風) 第1章・第7節・第4 (風) 第1章・第9節・第7・8 (風) 第1章・第10節・第2 (風) 第1章・第12節・第2・3 (風) 第1章・第14節・第2 (風) 第1章・第20節 (風) 第1章・第21節・第3 (震) 第1章・第3節・第2・5 (震) 第1章・第10節・第1 (震) 第1章・第13節・第2	【応急】 (風) 第2章・第6節・第10・12 (風) 第2章・第23節 (震) 第2章・第6節・第3・7・8 (震) 第2章・第21節
	がれき処理	該当箇所なし	【応急】 (風) 第2章・第21節・第4
き	義援金	【総則】 第2節・第2	【応急】 (風) 第2章・第28節・第2
	帰宅困難者	【予防】 (風) 第1章・第3節・第1・3 (震) 第1章・第3 (震) 第1章・第3節・第5	【応急】 (風) 第2章・第6節・第5 (震) 第2章・第6節・第2

五十音	項目	総則、予防	応急、復旧
さ	救護	【総則】 第2節・第2 【予防】 (風) 第1章・第6節・第2 (風) 第1章・第18節・第1・2 (風) 第1章・第19節 (震) 第1章・第2節・第1	【応急】 (風) 第2章・第1節・第8 (風) 第2章・第2節・第2 (風) 第2章・第10節・第2 (風) 第2章・第17節 (風) 第2章・第25節・第5 (震) 第2章・第1節 (震) 第2章・第8節 (大) 第1章・第3節・第3
	休日	【予防】 (風) 第1章・第5節・第2 (大) 第1章・第2節・第3	【応急】 (風) 第2章・第1節・第10 (震) 第2章・第1節・第8 (震) 第2章・第6節・第3
	救助	【総則】 第2節・第2 【予防】 (風) 第1章・第2節・第2・4 (風) 第1章・第4節・第6 (風) 第1章・第18節 (風) 第1章・第24節・第1・4 (震) 第1章・第2節・第1 (大) 第1章・第3節・第2	【応急】 (風) 第2章・第3節・第2 (風) 第2章・第4節・第2 (風) 第2章・第7節・第1 (風) 第2章・第10節 (風) 第2章・第11節 (風) 第2章・第12節・第2・8 (風) 第2章・第19節・第4 (風) 第2章・第22節・第4 (震) 第2章・第1節・第7 (震) 第2章・第7節 (震) 第2章・第8節 (大) 第1章・第4節・第3 (大) 第1章・第5節・第3

五十音	項目	総則、予防	応急、復旧
き	給水	【予防】 (風) 第1章・第16節・第4	【応急】 (風) 第2章・第2節・第2 (風) 第2章・第14節 (風) 第2章・第18節・第1 (風) 第2章・第25節・第6 (風) 第2章・第29節
	業務継続計画	該当箇所なし	【応急】 (風) 第2章・第1節・第11
	橋梁	【総則】 第2節・第2 【予防】 (風) 第1章・第16節・第1 (風) 第1章・第24節・第3 (震) 第1章・第15節・第1・8	【応急】 (風) 第2章・第25節・第10 (震) 第2章・第10節・第1
	緊急地震速報	【予防】 (震) 第1章・第1節・第1・3 (震) 第1章・第2節・第1	該当箇所なし
	緊急消防援助隊	【予防】 (風) 第1章・第22節・第6	【応急】 (風) 第2章・第7節・第4 (風) 第2章・第10節・第2・5 (大) 第1章・第4節・第3 (大) 第1章・第5節・第3
	緊急通行車両	該当箇所なし	【応急】 (風) 第2章・第10節・第6 (風) 第2章・第12節・第3・6 (風) 第2章・第25節・第1 (震) 第2章・第10節・第2
緊急輸送道路	【予防】 (風) 第1章・第7節・第3 (風) 第1章・第16節・第1 (風) 第1章・第24節・第3	【応急】 (風) 第2章・第12節・第7 (風) 第2章・第20節・第4 (風) 第2章・第25節・第1・2	

五十音	項目	総則、予防	応急、復旧
け	激甚災害	該当箇所なし	【復旧】 (風) 第3章・第3節・第4
	下水道	【予防】 (風) 第1章・第2 (風) 第1章・第16節・第5 (震) 第1章・第3 (震) 第1章・第15節・第5	【応急】 (風) 第2章・第25節・第7
こ	高齢者	【総則】 第4節・第2 【予防】 (風) 第1章・第1 (風) 第1章・第2節・第1・5 (風) 第1章・第3節・第1・3 (風) 第1章・第4節・第1 (風) 第1章・第5節・第1・2	【応急】 (風) 第2章・第6節・第2・4・5・7・12 (風) 第2章・第13節・第2 (風) 第2章・第16節・第2 (風) 第2章・第29節 (震) 第2章・第6節・第2・4・8
	個人	【予防】 (風) 第1章・第2節・第1 (震) 第1章・第2節・第1	【応急】 (風) 第2章・第28節・第1 (風) 第2章・第29節
	子ども(子ども)	【予防】 (風) 第1章・第1節・第8 (風) 第1章・第6節・第1	【応急】 (風) 第2章・第6節・第6 (風) 第2章・第29節 (震) 第2章・第6節・第3
	個別避難計画	【予防】 (風) 第1章・第3節・第3 (風) 第1章・第5節・第2	該当箇所なし

五十音	項目	総則、予防	応急、復旧
ひ	災害救助法	【総則】 第2節・第2	【応急】 (風) 第2章・第6節・第12 (風) 第2章・第10節・第8 (風) 第2章・第11節 (風) 第2章・第12節・第8 (風) 第2章・第13節・第4 (風) 第2章・第14節・第4 (風) 第2章・第15節・第4 (風) 第2章・第16節 (風) 第2章・第17節・第7 (風) 第2章・第19節・第1～3 (風) 第2章・第20節・第2 (風) 第2章・第22節・第4 (風) 第2章・第23節・第9 (震) 第2章・第1節・第7 (震) 第2章・第6節・第8 (大) 第1章・第5節・第3 【復旧】 (風) 第3章・第2節・第5
	災害拠点病院	【予防】 (風) 第1章・第19節・第2	【応急】 (風) 第2章・第19節・第2
	災害対策基本法	【総則】 第1節・第2	該当箇所なし

五十音	項目	総則、予防	応急、復旧
さ	災害対策本部	【予防】 (風) 第1章・第3節・第5 (風) 第1章・第21節・第2 (震) 第1章・第3節・第1・2	【応急】 (風) 第2章・第1節・第1・5～10 (風) 第2章・第3節・第1・5 (風) 第2章・第8節・第2 (風) 第2章・第25節・第8・9 (震) 第2章・第1節・第1・4～8 (大) 第1章・第1節・第1 (大) 第1章・第2節・第4 (大) 第1章・第4節・第3 (大) 第1章・第5節・第3 (大) 第1章・第8節・第2・3
	災害廃棄物	該当箇所なし	【応急】 (風) 第2章・第21節
	在宅避難・在宅生活	該当箇所なし	【応急】 (風) 第2章・第6節・第7・9 (震) 第2章・第6節・第4・6
し	支援金	該当箇所なし	【復旧】 (風) 第3章・第2節・第5・6
	事業継続計画	【予防】 (風) 第1章・第2節・第1 (風) 第1章・第6節・第1	該当箇所なし

五十音	項目	総則、予防	応急、復旧
し	事業所	【総則】 第2節・第1 【予防】 (風) 第1章・第2節・第1・5 (風) 第1章・第3節・第2・3 (風) 第1章・第4節・第9 (風) 第1章・第6節・第1 (風) 第1章・第17節 (風) 第1章・第24節・第4 (震) 第1章・第3節・第5 (震) 第1章・第10節・第1～3 (大) 第1章・第2節・第1～4・8 (大) 第1章・第7節・第2	【応急】 (風) 第2章・第3節・第6 (風) 第2章・第7節・第3 (震) 第2章・第7節・第4 (大) 第1章・第8節・第1～3
	自主防災組織	【総則】 第2節・第1・2 【予防】 (風) 第1章・第1節・第1 (風) 第1章・第2節・第1・2・4 (風) 第1章・第3節・第3・4 (風) 第1章・第4節・第9 (風) 第1章・第5節・第2 (風) 第1章・第18節・第1・2 (風) 第1章・第24節・第4 (震) 第1章・第2節・第1 (震) 第1章・第5節・第1	【応急】 (風) 第2章・第6節・第5・6 (風) 第2章・第7節・第3 (風) 第2章・第10節・第1 (風) 第2章・第30節・第1 (震) 第2章・第6節・第2・3
	し尿	該当箇所なし	【応急】 (風) 第2章・第6節・第6 (風) 第2章・第21節・第1・2・5 (震) 第2章・第6節・第3
	受援	【予防】 (風) 第1章・第22節・第5・6	【応急】 (風) 第2章・第2節・第1 (風) 第2章・第10節・第5

五十音	項目	総則、予防	応急、復旧
し	障がい者（障害者）	【予防】 (風) 第1章・第3節・第1 (風) 第1章・第5節・第2	【応急】 (風) 第2章・第5節・第3・5 (風) 第2章・第6節・第4～6・12 (震) 第2章・第6節・第2・3
	上水道	【予防】 (風) 第1章・第2 (風) 第1章・第16節・第4 (震) 第1章・第3	該当箇所なし
	消防	【予防】 (風) 第1章・第4節・第6・7 (風) 第1章・第7節・第2 (風) 第1章・第10節・第2 (風) 第1章・第12節 (風) 第1章・第13節・第3 (風) 第1章・第18節 (風) 第1章・第21節・第4 (風) 第1章・第23節・第1・4 (震) 第1章・第7節・第1・2 (震) 第1章・第10節 (大) 第1章・第2節・第3 (大) 第1章・第5節 (大) 第1章・第6節 (大) 第1章・第8節・第2	【応急】 (風) 第2章・第2節・第4 (風) 第2章・第3節・第1・3・5・6 (風) 第2章・第7節 (風) 第2章・第8節・第1・2 (風) 第2章・第9節・第5・6・8 (風) 第2章・第10節 (風) 第2章・第12節・第2 (風) 第2章・第25節・第5・10 (震) 第2章・第7節 (震) 第2章・第8節 (震) 第2章・第26節・第1 (大) 第1章・第2節・第8 (大) 第1章・第3節・第3 (大) 第1章・第4節・第3 (大) 第1章・第7節・第3 (大) 第1章・第8節

五十音	項目	総則、予防	応急、復旧
し	消防団	【予防】 (風) 第1章・第1節・第2・4 (風) 第1章・第2節・第1・2 (風) 第1章・第10節・第1・2 (風) 第1章・第12節・第2・3 (風) 第1章・第23節・第1・4 (震) 第1章・第10節・第4	【応急】 (風) 第2章・第1節・第4・8・10 (風) 第2章・第3節・第3 (風) 第2章・第6節・第3 (風) 第2章・第7節 (風) 第2章・第8節・第1・2 (風) 第2章・第10節・第2 (風) 第2章・第25節・第10 (震) 第2章・第1節・第8 (震) 第2章・第6節・第2 (震) 第2章・第7節
	情報伝達	【予防】 (風) 第1章・第3節・第1 (風) 第1章・第4節・第5 (風) 第1章・第5節 (震) 第1章・第5節	【応急】 (風) 第2章・第3節 (風) 第2章・第4節・第2 (風) 第2章・第5節・第3 (震) 第2章・第3節 (震) 第2章・第6節・第3
	食料	【予防】 (風) 第1章・第1節・第2 (風) 第1章・第2節・第1 (風) 第1章・第3節・第1・3 (風) 第1章・第6節・第1・5 (風) 第1章・第24節・第4 (震) 第1章・第6節	【応急】 (風) 第2章・第6節・第5・6・9 (風) 第2章・第13節 (風) 第2章・第18節・第3 (風) 第2章・第30節・第4 (震) 第2章・第6節・第2・3・6
	女性	【予防】 (風) 第1章・第2節・第1・2 (風) 第1章・第3節・第1・4 (風) 第1章・第6節・第1	【応急】 (風) 第2章・第6節・第6 (震) 第2章・第6節・第3

五十音	項目	総則、予防	応急、復旧
し	浸水想定区域	【総則】 第1節・第4 第3節・第1～3 【予防】 (風) 第1章・第2 (風) 第1章・第10節・第2	該当箇所なし
せ	生活必需品	【総則】 第2節・第2 【予防】 (風) 第1章・第2節・第1 (風) 第1章・第3節・第1 (風) 第1章・第6節 (震) 第1章・第6節	【応急】 (風) 第2章・第6節・第7 (風) 第2章・第11節・第1・3 (風) 第2章・第12節・第2 (風) 第2章・第15節 (震) 第2章・第6節・第4
た	耐震改修	【予防】 (震) 第1章・第13節・第1・2	該当箇所なし
	男女共同参画	【予防】 (風) 第1章・第3節・第1 (震) 第1章・第3節・第3	該当箇所なし
ち	町会	【総則】 第2節・第2 第4節・第2 【予防】 (風) 第1章・第1節・第1 (風) 第1章・第2節・第1・2・4 (風) 第1章・第3節・第3・4 (風) 第1章・第4節・第9 (風) 第1章・第5節・第2 (風) 第1章・第18節・第1・2 (風) 第1章・第24節・第4 (震) 第1章・第2節・第1 (震) 第1章・第5節・第1	【応急】 (風) 第2章・第6節・第4～6・10 (風) 第2章・第7節・第3 (風) 第2章・第10節・第1 (震) 第2章・第6節・第2・3・7

五十音	項目	総則、予防	応急、復旧
つ	通信	<p>【総則】</p> <p>第2節・第2</p> <p>【予防】</p> <p>(風) 第1章・第2</p> <p>(風) 第1章・第3節・第1・3</p> <p>(風) 第1章・第4節・第5</p> <p>(風) 第1章・第13節</p> <p>(風) 第1章・第18節・第3</p> <p>(風) 第1章・第21節・第3</p> <p>(風) 第1章・第24節</p> <p>(震) 第1章・第3</p>	<p>【応急】</p> <p>(風) 第2章・第3節</p> <p>(風) 第2章・第4節</p> <p>(風) 第2章・第27節</p> <p>(風) 第2章・第30節・第3</p> <p>(震) 第2章・第3節・第3</p> <p>(大) 第1章・第7節・第3</p>
て	鉄道	<p>【総則】</p> <p>第4節・第2</p> <p>【予防】</p> <p>(風) 第1章・第3節・第3</p> <p>(風) 第1章・第16節・第2</p> <p>(震) 第1章・第3節・第5</p> <p>(震) 第1章・第15節・第2</p> <p>(大) 第1章・第1節・第1</p> <p>(大) 第1章・第4節</p>	<p>【応急】</p> <p>(風) 第2章・第3節・第5</p> <p>(風) 第2章・第12節・第4・5</p> <p>(風) 第2章・第25節・第5</p>
	電気・電力	<p>【総則】</p> <p>第2節・第2</p> <p>【予防】</p> <p>(風) 第1章・第2</p> <p>(風) 第1章・第3節・第1</p> <p>(風) 第1章・第14節・第2</p> <p>(風) 第1章・第16節・第6</p> <p>(風) 第1章・第20節・第4</p> <p>(震) 第1章・第3</p> <p>(震) 第1章・第15節・第6</p>	<p>【応急】</p> <p>(風) 第2章・第3節・第5</p> <p>(風) 第2章・第5節・第2・5</p> <p>(風) 第2章・第8節・第1</p> <p>(風) 第2章・第25節・第8</p> <p>(震) 第2章・第1節・第8</p> <p>(震) 第2章・第7節・第2・3</p> <p>(大) 第1章・第7節</p>

五十音	項目	総則、予防	応急、復旧
と	トイレ	【予防】 (風) 第1章・第3節・第1 (風) 第1章・第5節・第2 (風) 第1章・第6節・第1 (風) 第1章・第21節・第2 (風) 第1章・第24節・第4 (震) 第1章・第3節・第1・5 (震) 第1章・第13節・第2	【応急】 (風) 第2章・第6節・第5・6 (震) 第2章・第6節・第2・3
	道路	【総則】 第2節・第2 第4節・第2 【予防】 (風) 第1章・第3節・第3 (風) 第1章・第4節・第2 (風) 第1章・第7節 (風) 第1章・第16節 (風) 第1章・第24節 (震) 第1章・第7節 (震) 第1章・第15節 (大) 第1章・第5節・第2	【応急】 (風) 第2章・第2節・第2 (風) 第2章・第8節・第4 (風) 第2章・第12節・第3・5・7 (風) 第2章・第20節・第1・4 (風) 第2章・第21節・第3 (風) 第2章・第25節・第1～3 (風) 第2章・第27節・第1・2 (風) 第2章・第30節・第5 (震) 第2章・第10節 (大) 第1章・第3節・第3
	土砂災害警戒区域	【予防】 (風) 第1章・第1・2 (風) 第1章・第8節・第3 (風) 第1章・第9節	【応急】 (風) 第2章・第6節・第2 (風) 第2章・第8節・第3 (震) 第2章・第26節・第1
	トリアージ	該当箇所なし	【応急】 (風) 第2章・第10節・第2 (震) 第2章・第8節・第2 (大) 第1章・第4節・第3

五十音	項目	総則、予防	応急、復旧
に	乳幼児	【予防】 (風) 第1章・第3節・第1 (風) 第1章・第4節・第1 (風) 第1章・第5節・第2 (風) 第1章・第19節・第3 (大) 第1章・第2節・第3	【応急】 (風) 第2章・第6節・第4・5 (風) 第2章・第17節・第4 (震) 第2章・第6節・第2
	入浴	【予防】 (風) 第1章・第3節・第1	【応急】 (風) 第2章・第2節・第2 (風) 第2章・第6節・第6 (震) 第2章・第6節・第3
	妊産婦	【予防】 (風) 第1章・第3節・第1 (風) 第1章・第4節・第1	【応急】 (風) 第2章・第6節・第4・5 (風) 第2章・第10節・第2 (風) 第2章・第17節・第4 (震) 第2章・第6節・第2
は	ハザードマップ	【予防】 (風) 第1章・第1節・第2・6 (風) 第1章・第2節・第1 (風) 第1章・第4節・第3 (風) 第1章・第10節・第2	【応急】 (風) 第2章・第6節・第2
ひ	被害想定	【予防】 (風) 第1章 (震) 第1章	該当箇所なし
	被災者生活再建支援金	該当箇所なし	【復旧】 (風) 第3章・第2節・第5
	被災宅地危険度判定	【予防】 (風) 第1章・第2節・第3 (風) 第1章・第9節・第3	【応急】 (風) 第2章・第8節・第3 (震) 第2章・第6節・第3 (震) 第2章・第26節・第1

五十音	項目	総則、予防	応急、復旧
ひ	備蓄	【総則】 第2節・第1・2 【予防】 (風) 第1章・第1節・第2 (風) 第1章・第2節・第1・5 (風) 第1章・第3節・第1・3 (風) 第1章・第5節・第2 (風) 第1章・第6節 (風) 第1章・第8節・第1 (風) 第1章・第10節・第3 (風) 第1章・第12節・第3 (風) 第1章・第16節・第4 (風) 第1章・第21節・第3 (風) 第1章・第24節・第4 (震) 第1章・第2節・第1 (震) 第1章・第3節・第5 (震) 第1章・第6節 (震) 第1章・第10節 (震) 第1章・第15節・第6 (大) 第1章・第3節・第2 (大) 第1章・第7節・第2	【応急】 (風) 第2章・第15節・第2 (風) 第2章・第18節・第4 (風) 第2章・第25節・第6
	避難経路	【予防】 (風) 第1章・第3節・第2・3 (震) 第1章・第3節・第5	【応急】 (風) 第2章・第6節・第5 (震) 第2章・第6節・第2
	避難行動要支援者	【予防】 (風) 第1章・第3節・第3 (風) 第1章・第5節 (震) 第1章・第5節	【応急】 (震) 第2章・第6節・第2

五十音	項目	総則、予防	応急、復旧
ひ	避難所	【総則】 第2節・第1・2 【予防】 (風) 第1章・第2 (風) 第1章・第1節・第2 (風) 第1章・第2節・第1 (風) 第1章・第3節 (風) 第1章・第5節・第2 (風) 第1章・第6節 (風) 第1章・第9節・第8 (風) 第1章・第21節 (風) 第1章・第24節・第4 (震) 第1章・第3 (震) 第1章・第1節・第1 (震) 第1章・第2節・第1 (震) 第1章・第3節 (震) 第1章・第13節・第2 (大) 第1章・第7節・第2	【応急】 (風) 第2章・第1節・第1 (風) 第2章・第5節・第3 (風) 第2章・第6節 (風) 第2章・第9節・第7 (風) 第2章・第11節・第3・4 (風) 第2章・第18節・第1～3・5 (風) 第2章・第23節・第4 (震) 第2章・第1節・第1・3・5・8 (震) 第2章・第6節 (震) 第2章・第7節・第1・2 (大) 第1章・第4節・第3 (大) 第1章・第5節・第3 (大) 第1章・第7節・第3 (大) 第1章・第8節・第1
	避難情報	該当箇所なし	【応急】 (風) 第2章・第6節 (震) 第2章・第1節・第7
	避難所運営	【予防】 (風) 第1章・第3節	【応急】 (風) 第2章・第6節・第6・16 (震) 第2章・第6節・第3
	避難場所	【予防】 (風) 第1章・第2節・第1 (風) 第1章・第3節・第1 (風) 第1章・第7節・第3 (震) 第1章・第2節・第1 (震) 第1章・第3節・第3 (大) 第1章・第5節・第2	該当箇所なし

五十音	項目	総則、予防	応急、復旧
ふ	複合災害	該当箇所なし	【応急】 (風) 第2章・第1節・第12 (震) 第2章・第1節・第10
	福祉避難所	【総則】 第2節・第2 【予防】 (風) 第1章・第3節・第1 (風) 第1章・第5節・第2 (震) 第1章・第3節・第3	【応急】 (風) 第2章・第6節・第6・12・16
へ	ペット (避難・救護)	【予防】 (風) 第1章・第1節・第2 (風) 第1章・第2節・第1 (風) 第1章・第3節・第1・4 (風) 第1章・第6節・第1 (震) 第1章・第3節・第3	【応急】 (風) 第2章・第6節・第6 (震) 第2章・第6節・第3
ほ	ホームレス	該当箇所なし	【応急】 (風) 第2章・第6節・第6
	防災アセスメント調査	【予防】 (風) 第1章・第2 (震) 第1章・第2	該当箇所なし

五十音	項目	総則、予防	応急、復旧
ほ	防災行政無線	【予防】 (風) 第1章・第3節・第3 (風) 第1章・第5節・第2 (風) 第1章・第9節・第8 (風) 第1章・第10節・第2 (風) 第1章・第13節 (風) 第1章・第21節・第3 (震) 第1章・第1節・第1 (大) 第1章・第6節・第2	【応急】 (風) 第2章・第1節・第9 (風) 第2章・第3節・第3 (風) 第2章・第4節 (風) 第2章・第5節 (風) 第2章・第6節・第2・4 (風) 第2章・第26節・第1 (震) 第2章・第1節・第7 (震) 第2章・第3節・第1 (大) 第1章・第2節・第6 (大) 第1章・第3節・第3 【復旧】 (風) 第3章・第2節・第9
	防災訓練	【総則】 第2節・第1・2 【予防】 (風) 第1章・第1節・第2・3・7 (風) 第1章・第2節・第1・2・5 (風) 第1章・第4節 (風) 第1章・第5節・第2 (風) 第1章・第16節・第7 (風) 第1章・第18節・第1・2 (風) 第1章・第20節・第1・4 (風) 第1章・第24節・第4 (震) 第1章・第2節・第1 (震) 第1章・第10節・第1・3 (震) 第1章・第15節・第6 (大) 第1章・第3節・第2 (大) 第1章・第7節・第2 (大) 第1章・第8節・第2・3	【応急】 (大) 第1章・第6節・第3

五十音	項目	総則、予防	応急、復旧
ほ	保健衛生	【総則】 第2節・第2 【予防】 (大) 第1章・第8節・第4	【応急】 (風) 第2章・第3節・第6 (風) 第2章・第5節・第2 (風) 第2章・第16節・第3 (風) 第2章・第18節
	ボランティア	【総則】 第2節・第2 【予防】 (風) 第1章・第2節 (風) 第1章・第3節・第4 (震) 第1章・第2節	【応急】 (風) 第2章・第3節・第5 (風) 第2章・第6節・第6 (風) 第2章・第29節 (震) 第2章・第6節・第3
む	無人航空機	【予防】 (風) 第1章・第6節・第5	【応急】 (風) 第2章・第30節・第1
や	夜間	【予防】 (風) 第1章・第5節・第2 (風) 第1章・第19節・第3 (大) 第1章・第2節・第3	【応急】 (風) 第2章・第6節・第2
よ	幼児	【予防】 (風) 第1章・第2節・第1 (風) 第1章・第5節・第2	該当箇所なし
	幼稚園	【予防】 (風) 第1章・第5節・第2	【応急】 (風) 第2章・第6節・第2・4 (震) 第2章・第3節・第2

五十音	項目	総則、予防	応急、復旧
よ	要配慮者	<p>【総則】</p> <p>第2節・第2</p> <p>【予防】</p> <p>(風) 第1章・第1節・第7</p> <p>(風) 第1章・第3節・第1・3</p> <p>(風) 第1章・第4節・第1</p> <p>(風) 第1章・第5節・第2</p> <p>(風) 第1章・第6節・第1</p> <p>(風) 第1章・第14節・第2</p> <p>(風) 第1章・第18節・第1</p> <p>(風) 第1章・第21節・第2</p> <p>(震) 第1章・第1節・第7</p> <p>(震) 第1章・第2節・第1</p> <p>(震) 第1章・第3節・第1</p> <p>(震) 第1章・第13節・第2</p> <p>(大) 第1章・第2節・第3</p>	<p>【応急】</p> <p>(風) 第2章・第5節・第3</p> <p>(風) 第2章・第6節・第1・2・4~7・10・11・16</p> <p>(風) 第2章・第16節・第2</p> <p>(風) 第2章・第18節・第3・5</p> <p>(風) 第2章・第20節・第2</p> <p>(震) 第2章・第6節・第2~4・7</p>
	要配慮者利用施設	<p>【総則】</p> <p>第3節・第1</p> <p>【予防】</p> <p>(風) 第1章・第9節・第8</p> <p>(風) 第1章・第10節・第2</p>	該当箇所なし
ら	ライフライン	<p>【予防】</p> <p>(風) 第1章・第2</p> <p>(震) 第1章・第3</p>	<p>【応急】</p> <p>(風) 第2章・第2節・第5</p> <p>(震) 第2章・第1節・第7・8</p> <p>【復旧】</p> <p>(風) 第3章・第1節・第2</p>
り	り災証明	<p>【総則】</p> <p>第5節</p>	<p>【応急】</p> <p>(風) 第2章・第26節・第2</p> <p>(風) 第2章・第27節・第3</p> <p>【復旧】</p> <p>(風) 第3章・第2節・第2</p>

五十音	項目	総則、予防	応急、復旧
英 字	DMAT（災害派遣医療チーム）	【予防】 （風）第1章・第19節・第2	【応急】 （風）第2章・第10節・第7
	DWAT（栃木県災害福祉支援チーム）	該当箇所なし	【応急】 （風）第2章・第6節・第6 （震）第2章・第6節・第3